秋田叢書

第九巻

三種の「秋田昔物語」流布本（解題參照）

（右）齋藤氏藏　（中）秋田圖書館藏　（左）佐々木氏藏

六郷諏訪神社にて（菅江眞澄翁書畫）

仙北郡六郷町齋藤喜代輔氏藏

伊底波の國花蒿起多六郷の里に、みすゞかる科埜の諏方のみやところを奪つして、芒つゝるや、おはみやはしらたつるや、さゝやかのみやしろながら、其よそひことならず。御射山祭のころは鎌倉もいで來て、おのづから御贄の御饌とはなりぬ。庭に眞澄泉あり、此清水の形ゝ廣くしなさば、諏訪の湖に擬らふこゝちして、いではの不二と名に負ふ鳥海の嶽もうつりなむかし。此神ぬし齋藤則庸のもたる一まきの布美あり。ひらき見れば花あり、紅葉あり、此水の面には秋のもなかの空もすみわたり、みねに鳴鹿の命毛にこゝらなにくれと彩り、瞻戀ふ山々の稍杪は霞にけふり、あるは鎧禮に染なす色のうすくこきくまとり、畫のことはしるさなる後の月に殘る菊、撫子のすがたまで、めもあやに、言さへぐ詩、やまと歌、連歌の滑稽、たはやぎぶりの片歌すら是に擧せたり。こは、そがはしがき。

もむしやう十とせまり、いまひとゝせといふとしのふみ月のつきたちの日。

すがえの
眞澄

秋田叢書第九卷目次

口絵寫眞版

◇三種の「秋田昔物語」流布本

◇菅江眞澄翁書畫

解題

秋田昔物語　一卷

校訂者　深澤多市

此の書は寛延四年の交、藩士那珂忠兵衞通賓江戸にありて、子孫奉公の種にすべしとのことにて書き記したるものなること明らかなるも、其の原本を見ることが出來ない爲めに、縣立圖書館本と故齋藤廿淵翁の舊藏本とを對校し底本としたが、此の兩書は同源のものと認むるも、何れも誤字、脫字があるから、相互考覈して二三を補正した。

然るに圖書館本の標題には「羽俟有明昔物語」とあるが、齋藤本には單に「昔物語」とある。其の內容は略一致するが、圖書館本には綱木氏の藏書朱印ありて卷末に、

于時天明元歲

丑十月上旬於武州寫之畢

の貼紙あり。又齋藤本には卷末に「平塚氏」とある、これも其の舊藏主のことであると思ふ。舊藩士が、

那珂氏の遺著を珍重して傳寫した心持ちが床しい。

沼館町の佐々木輔四郎氏又同種類本の一卷を藏す。標題は「羽俟昔物語」とありて、扉には「御家羽俟昔物語」とあり。而して卷末には、

天保十年　今宿

亥九月　佐々木氏

とありて、內容は前半は前記諸本にない事柄を記し、中間には相互取捨して一致を缺き、最後は又缺落したものである。標題は似て居るも內容の似て非なるは、古人の好みによりて取捨按配したるものなるべし。

今本叢書に輯錄するに當り書名を「秋田昔物語」と改めたるは、書名によりて內容を想察する便のためである。敢て他意あるにあらず。

秋田千年瓦　一卷

校訂者　大山順造

本書は黑澤道形の著にして、文化十四年夏洪水のため、今の北秋田郡澤口村脇神字小勝田に於て、米代川の斷崖崩壞して土中より古代家屋の出現したるに筆を起し、古來天變の甚だ多かるべしとの推定

のもとに古史や古傳說を擧げ、又雄物川の變遷に關して說明を試みたものである。此の書の名傳へられて而して久しく現本存せざりしが、著者の自筆本が鷹巢町某氏の所有になつて居る事が知られ、謄寫流布するに至つたものである。

按るに、小勝田より古代遺物の出土したることは菅江眞澄翁の記錄にも殘されてゐる。又平田篤胤大人の「皇國度制考」にも記されて居るが、其出土物の大小形態等に關して詳細を缺けるは遺憾である。然るに、故眞崎醉月翁の編次されたる醉月堂隨筆には、其の家屋、器物等の形態、寸尺等遺憾なく記錄され、器物の一部は尙保存されて居る。

本書著者二階堂道形通稱本之介、又勘彌、又多右衞門　又長右衞門、又又兵衞と稱し、諱を道恒とも稱した。明和四年九月生る。父道申、母は江幡通喬の女なり。水戶にありては藤田一正等と交遊あり、常州及秋田の故事に通ず。文政六年九月道形其の自著秋田千年瓦、爾田浦風を獻ず、褒して黃金を賜ふ。官國老に至る。黑澤氏を稱せしも、文政八年允されて二階堂氏に復す。

秋田昔物語

秋田昔物語目次

以上

秋田昔物語

【一】當時日本國中の御大名樣の御內にて、御家は未曾有の御高家と申事は餘之儀にて無之候。いつれの御家も一度は民間の御住居被成候得とも、御先祖昌義公樣常陸國守護職の勅命を蒙らせられ、京都よりはしめて常州佐竹の鄕え御下向被成候より今日に至るまで、終に民間に御降被遊候儀無之候、其故を以御高家也と奉申候。其間數百年に及び諸家之盛衰誠にさま〳〵なる事に候得とも、全く御家を保給ひし事いかなる故にやと竊に考候に、君臣相ともに御領知を御弘め被成候事を不被思食、ひとへに昌義公樣の從禁中下し給はりし御領知を守らせ給ひ候ゆへかと奉存候。其故は、義昭公樣源眞公樣御代まてはさのみ御大身にも成らせられす候、此段隣國にても服し候哉、御代々に天下の亂度々に候得共御領知を御たもち被遊候。古今國を富し土地をひろめ候を事とせし家、かならす早く災害ならびいたり候。かくのごとく御代々御簡易なる御餘風御子孫樣へ御傳へ被成、萬々歲御繁昌被成候哉、後來御先祖樣の思食

を御守被遊候はゝ天地と共に御長久、御國家をおんたもち可被遊と奉存候。此段は古キ書付等も見へ不申候得共、必然ヶ樣にも可有之哉と考申候。拙者儀幼年より御家の古事承傳候は、以前之儀は口つからは承傳不申候、凡義昭公樣御代之頃より之儀を承傳申候。古ャ書付に傳候事は爰に書記にも不及事に候、只むかしより人の語傳る事は、老人は去リ若キ人衰へ候得は自然と古キ物語も跡たへ申候故、如此書記置候はゝ、御自分先々御奉公のたすけにも可相成やと書記申候。乍去昔物語を承置候儘にて書記、殊に此書在京の內相認メ、古書一卷も相考不申覺之まゝに記候故誤リ多く可有之候。

【二】　義昭公樣御代鎌倉之上杉憲政公北條家に鎌倉を追落され、常州へ御立越被成義昭公樣へ被仰候は、御當家とは古キ御よしみの事他に異リ候（是は上杉家より義仁公樣御養子に被爲入候御由緒也）、今度北條家を討欝憤を散し度候得とも自己の力に及かね候、某に御成替り北條家を御討被成候はゝ、上杉の家名、關東八州の管領職共永く進置くべく候。偏に願御滿テ被成候へと御懇に御たのみ也。義昭公樣御答には、仰のことく古き御よしみといひ、殊に御懇の御賴に候間任其意一戰を可遂候。去なから、當家の家名は由緒有之儀に候ゆへ難打捨候、仍て上杉の御家名は申受間敷候。管領職斗リを讓リ給らは早々人數を出し可申との御答也。憲政公被仰候は、左樣にては手前の家跡滅却する儀にて候間、管領職斗は進しかたく候よし被仰けるより越後國へ御立越、長尾喜平治景虎公を御賴被成候へは早速領掌有之、上杉ノ家名を御相續被成候（是則後年謙信公と申候）其後北條家と景虎公と御取合始リ、景虎公より義昭樣へ御加勢御賴被成候に付御出馬被遊候。其頃義重

公様[闔信公様]には御年十五とも十六にならせられ候とも申候、同しく御出馬御初陣之よし申傳候。御陣中にて景虎公御對談之節、古き御よしみを思召早速御出馬被成候儀を謝し給ひ、景虎老後の杖と存候得とも、乍慮外景虎に御あやかり候へとて備前三郎國宗の御刀を、義重様へ御初陣を祝せられ被進候と申傳候、只今御納戸に有之候。此節佐竹、上杉の御勢にて、小田原の城二ノ丸蓮池まで御責入被成候よし承傳候。

【三】　源眞公様御年三十餘之御とき御隱居遊し闔信公様へ御家督御譲、是は闔信公様甚御武勇ゆへと承候。其の頃は日本中歴々名將多く、織田信長公、武田信玄公、北條家は關八州を併呑せんとす、上杉謙信公みな近國に武勇を振われし。それより引繼ては太閤秀吉公、權現様、伊達政宗公、何レも古今の獨歩するの名將達にて候。此節闔信公様御年若にて御世を繼せられ候へとも、多氣淸幹をはしめ茂木、白川、小田氏彼是を御追討被成、其外蘆名、那須、相馬、岩城、宇都宮、二階堂、玉生、皆川、安房の里見まで御幕下に屬し候と申候。凡五ケ國へ御手かゝり申候よし、常陸は一圓、其外奥州、下野、上野、安房の國の內まて也[安房は上總と隔候故御手かゝり候と申儀不審御坐候、承違か。但し里見氏志を通し候様五ケ國と申儀は慥に承候。]去ほとに闔信公様も日本名將の內と申唱候由。其譯は、小田原の北條家關八州を打靡け、已御領分をも心懸候て野州まで出張、同國沼尾、小川か臺と申處まて闔信公様と北條氏政御對陣有、其間に切所有之はか〳〵敷諍合無之所、土岐殿扱にて御相引に被成候と申傳候。其頃土岐殿と申は、いつれの國主か覺不申候。此御合戰之時御手に屬し出張之鐵炮之手

の書付寫所持致候、凡二萬挺斗かと覺申候。是には宇都宮、結城、玉生、皆川、相馬、岩城等之者相見得候。東より鐵炮五百挺と有之候、其頃までは大身に有之候かとおもはれ申候。其砌は關東の諸將大半北條家へ屬し候へとも、近國にて御家斗御不通之儀專感心致候よし。其時の御境目唯今の江戸へ十里斗り有之候故、小田原之本城と御境目とは纔に三十里餘有之所御不通に候故、敵國にても奉譽候儀尤にて候。

【四】闔信公樣御出陣には御廣間にて御酒御祝ひあそばし、其御土器をいつも御くだき被成候由。御馬に召候へは御惣身御ふるひ被成候、敵の旗の手を御見掛被成候と、則御ふるひ相止ミ申候よし。是は大勇者に武者ふるひとて有之候、御武者ふるひ成と古ものとも申傳候。

【五】闔信公樣御代武田信玄公より、佐竹、武田は新羅三郎義光之子孫にて候、甲斐國は義光從禁中下し給候、嫡家ゆへ武田氏代々領申候。義光秘藏之簱、楯無し甲冑も武田へ讓を得申候。佐竹は二男家無疑と被仰越候。正しく義光樣の御嫡子樣は進士判官義業公樣にて、御代々新羅の御家の御正統は佐竹の御家なれとも、信玄公名譽の大將にて、武威に誇り我威を逞して被仰遣候と相見得候。闔信公樣曾て御取受なく、此方家は新羅子孫に候へ共、義光の兄加茂二郎の跡を繼候由小野崎越前守を御使者として甲州へ被仰遣候へは、扨は兄の御家也とて無事の御挨拶越前守拜領物致罷歸候由申傳候。此段虛實は不存候、ケ樣の說に基キ候哉古來御家中に傳候御家の御系圖に、加茂公と新羅公と御兩公より義業公樣

へ系を引、佐竹の二重釣と申候御系圖有之候、甚以謂なき事なり。新羅公様は常陸、甲斐の大守に補せられ候也、御家に有之八幡大菩薩の御籏は、正しく新羅公様より御傳來と相聞得申候。此外新羅公様より御傳來の御團扇と御采幣今水戸の御家に有之由、いかゝして水戸に殘候やらん、いふかしく候。此段水戸より參候日蓮宗出家のものかたりにて候。此僧は水戸の御家中に兄弟分の士、しかも武頭にて歷々のよし、僧も御城下の寺に住侶して無相違はなしなり。扨又御傳來の八幡大菩薩の御籏は、尋常の御合戰にはむさと御立不被成候。北條氏と御戰陣は闔信公様御一代之大御合戰ゆへ此時御立被成候へは、敵も味方も拜候と申傳候。今も筑波山の麓に御籏を立られし迹、埒を結廻し有之候よし承申候。

【六】 闔信公様にも御歲若にて御隱居被成、義宣公様(天英公様)早ゝ御家督を得させられ候由。右之通闔信公様御代五ヶ國へ御手及候由承候所、秀吉公より天英公様へ御領知御判物は八拾三萬石餘、外に東義久え六萬石被下候かと覺申候。此ときは伊達政宗公も會津迄御領知之所秀吉公半分御取上、只今之六拾萬石被下候よし。其砌此方にても下野より先は御手切レ候哉と存候。奥州の內は御國替之頃迄も御領知有之候。

【七】 昔は大身の御家中とても辛勞致候儀と相見得、小田天庵老を御攻落被成候時は城中案内のため、北惠悟(今角館の先祖)虛無僧と成、尺八を鳴らし城內へ被入檢見致され候よし。東義久(今東家の先祖)は、闔信公様、天英公様御代にて品々軍功有之候由。眞壁道無も(今眞壁の先祖)多氣氏御攻被成候節甚骨折、岡本竹隱軒(今岡本の先祖)いまた御

家臣に無之奥州比成の城主の時、義舜公様御代山入氏義是は御分流なり反逆之節、比成より常州へ立越忠節をいたし候。畢竟竹隱軒の計略にて御本意を被爲遂、氏義を御誅戮被成候由、御家へ對し勳功之家也。此山入は小田野か宗家也、然に小田野義政忠義を重んし氏義を討候よし、是は永正年中之事かと覺申候。此時義舜公様甚〆御難儀遊し、太田の御城を暫御立退被成金砂山に御籠城也。此節岩城の御先祖貞隆公觀心公にあらす前の貞隆公常隆公御父子も御辛勞、御家へ御勤被成候よし。氏義をば十二月二十七日義政討留〆候よし。此砌も猶金砂山ニ御在城にて、其日は節分にて御祝儀被成候へ共、寺の事にて御祝ひの物可差上様もなかりしに別當東清寺、てうまと云ふ小鳥を自身打殺し燒鳥に仕指上候。今以御家例として、節分の御祝ひてうまの燒鳥さし上候は此御由緒也と申傳候。

節分にてうまを祝候事は古より有之事に候哉。京都にては此小鳥をつゝまと申候て祝儀に節分の夜につかい申候。古來より御家にても節分の夜てうまを御祝被遊候事にて、金砂山御籠城の節には東清寺自身にとつて上候哉と存候。此節より始り候とはいふかしく存候。

惣して昌義公様常陸へ京都より御下向已後、太田の御城を暫も御立退有之は、秀義公様御代頼朝公に攻られ給ひし時、御叔父行義反忠にて太田を御立退、暫奥州花園の城へ御引取被成候。義舜公様金砂御籠城と是二度なり。

【八】御家中之歴々家の次第有增書記し申候。北、東の家は近來高倉大納言永慶卿の御二男は北家へ、御三男は東家を御相續也。永慶卿の御簾中は天英公様の御妹様にて、此御衆中の御老母様なり。兩人

とも京都にては從五位下にて候を御下し被成兩家御相續、先祖の勳功旁々御一門の上座と承候。天英公樣御代、蘆名義勝公蘆名家奥州會津城主、天英公樣御弟にて蘆名御相續なり沒落之已後常州へ御立退被成候、以後同國龍ケ崎と申所に被差置候よし。御國替之後角館にて御知行二萬五千石被進、同所の城主にて御同席あられし也。三代目靏千代と申候、四歳にて幼死也、此の時は鑑照院樣御代也。御遺迹不被立置祭絕候、いかほとの思食にて御立不被成候哉。天英公樣御代、奧州石川の城主石川大和守昭光と申はよほとの大名の由、沒落已後常州へ被參候て、御一門の上座被仰付候はゝ御奉公可仕と願われ候得共、此方には他家歷々の子孫養置候へとも一門の上座は不爲致候。一門の末座に候はゝ扶助可致と被仰出候へは、奧州伊達の家へ被參又右之通被相願候。伊達の家には他家之高家無之故政宗公御領掌被成、上座被仰付被召抱候よし。今以石川氏は伊達の御家中の上座と承候。蘆名家は御一門の上座のみならす御同席被致候よし。且又天英公樣御遺命に、御家中は一人宛も人數を澤山に御拵可被成候、大身に被成候事は御無用との鑑照院樣へ被仰置のよし。彼是の御勘辨にて、幼死兄弟とても無之に付跡御立不被成とそんし候。然共此段臆了にて候。北、東は優劣無之家と申內、北家にては御元服之時加冠の家也。終に是まて東家の次に着座の儀不及承候、次席明白と存候。南家と小場家は次座六ケ敷事にて候、小場家は義彰公元祖にて候を、元祿年中の御吟味に、北酒出家の二男小場六郞義重と云ふ者の跡を義彰公相續との御證文被下候。當時小場之家來とももまて服心不致儀無餘儀事にて候。義重の子孫に候へは、御庶流にて廻り座の家

に相成候。享保年中石見系圖御改〆之願被申上候、右願書御取上御納戸へ御家老差上申候、石見へは、御吟味相濟候迄は家に傳へ候通心得罷有候樣に被仰渡候故、安堵被致静謐いたし候。南家は小場の上座と申は左樣も可有之候得共、歴然近來小場家上座被致候儀舊キものともは覺居候。重ても兩家列坐之時は騷動出可申候。圓明院樣此儀御苦勞被成內々拙者へ仰付られ、大館へ相越大和並家來共へもとくと申談、其上大和被召登御直筆にて西家を稱候樣に被仰出、座席は南家へ讓候樣に被仰出候。先ッは畏候樣に候へとも、平生之御目見得なとには大和上座被致候。兎角同席無用之儀と存候。重て江戸等へ同前被指登候事有之節は、年增次第とも可被仰付哉、兩人之內一人は御國之御留主居可被仰付哉、私式落着無御座候。詰ッは御直に座席御定、違背被致候はゝ家を御潰し被遊候ほとの厚キ思召に被成御座候はゝ、御威光にて相濟可申候。去なから南家極て上座と申儀、得度致候儀相知兼候樣に承申候。其外石塚、戸村、大山、小野等之御一門は、別儀も無之に付記不申候。今宮家は古來引渡にて代々關東八州の山伏之頭領の處、今の大學實父今宮攝津守角館住居之所、北家と勢ひを爭ひ候て角館を立退、增田に住居仕度旨願申上候由。德雲院樣御許容不被成候所、强て度々相願候儀御意に背キ大館へ御預ヶ、嫡子は（大學先外記）十二所へ御預と承申候。此節山伏の頭は相止申候。其已後御免にて被召出候得とも廻座被仰付候處、大學御家老職被仰付候節引渡之本座御免也。宇留野も眞崎も御分流にて元來は引渡の處、宇留野は天英公樣御代、藥師寺の御鷹場にて放鷹致候御咎にて御改易被仰付、其後被召出候へ共廻座不被下候。今

の源太郎祖父源兵衛御家老職被仰付候節は德雲院樣御代也、此節迚も引渡之本席は御免無之候。眞崎廻座に成候譯は存不申候、是も今の兵庫曾祖父祖父二代御家老職相勤候へ共、本席は御免無之候。大學斗リは仕合成ル事と可申哉、多賀谷は元來結城家の舊臣に候へとも、大身にて自分之仕置を仕候よし。結城家は、中納言秀康公（東照宮の御子）を結城晴朝の養子に被仰出候所、古來の歷々の家來難相勤譯に相成舊臣多くは立退候よし。其砌多賀谷も御家へ參候哉、是は天英公樣御內緣有之候。其後觀心公多賀谷を御相續候處、鑑照院樣御養子に被爲入候節觀心公は岩城の御家を御相續あり。宇都宮は野州宇都宮の二男家也。彼家は嫡子斗リ本名を稱候よし、譯有之今本名を稱候よし。是も惠齋老は天英公樣と御從弟也。眞壁は平の國秀の苗裔、岡本は小山氏の（野州小山の古主藤原秀鄉子孫）分流、茂木は八田冠者知家の（是は源義朝の子孫）子孫正傳歷々也。武茂は宇都宮の隱居の跡、矢田野は奥州須ヶ川の古主二階堂の一門也。鹽谷、玉生、松野は宇都宮の一門、小野崎藤太郎嫡家大藏家は隱居の迹にて、今は二男に成し藤太郎家は廻座の上座也。是は昌義公樣常州御下向已前より地士にて、御下向即御家臣に成り候由、引渡の座被下候ても能家にて候。向家は先祖飛驒國の領主にて、本名小鷹狩と號し歷々の樣に承候。遠藤備前守樣之御先祖は向家の家臣ほとの儀と承および候にと遍答有之候。澁江は天英公樣御取立之家也、先祖內膳政光は御國替之節甚勳功有之、誠に御開國の元勳共可申候。大坂御合戰之時討死也。代々御家老職被仰付候儀も政光積德と存候。梅津家は與藤治宗家、小右衛門は二男家に候へとも、小右衛門先祖半右衛門（法名萬雄）と申者器量有之者にて、

御祐筆より天英公樣段々被召立、大坂御陣之時拔群の戰忠故其後猶以被召立候。其弟は今の藤十郎先祖主馬、是又器量者にて御國替之御當座より種々勳功有之に付兩人共御取立、子孫分流迄宿老座を被下候物都て五家新田を開發し大身に成り、半右衞門家は一萬石迄にいたり、五家にて知行一萬七八千石莫大之御恩澤に浴し候御罰にや、其後半右衞門知行之內五千石被召上、末家の面々も祿知減少、今にては五家にて一萬石に至り不申候。天道盈を惡むとはケ樣之事を可申哉。須田家は奧州須ヶ川の主二階堂家の重臣、其後御家へ參候、武功の者と承候。戸村は元來小身の所、大坂にて高名の十太夫御家老職被仰付候。鑑照院樣御代御後見と申迄被召立、只今は六千石之祿を拜領いたし候。伊達は伊達政宗公之眼前の叔父也、三河守と申候。いかなる事か政宗公御挨拶不宜、彼是御家を立退御家へ參候よし、伊達の御二男也。早川は南家の分流、小場と前小屋は大和家より分るゝ也。戸村十太夫、梅津小右衞門、信太內藏之助、大塚九郎兵衞、黑澤甚兵衞、この五人先祖は大坂御合戰之節鑓を合、御感狀拜領の家也。梅津、信太、大塚、黑澤は廻座は不被下、萬雄、半右衞門子半右衞門迄御家老職相勤候得共宿老座は御免無之所、其後鑑照院樣御代四人ともに廻座被仰付候由。八木は昌義公樣御供京都より罷下り候よし、代々御年男相勤候。山方家は義仁公樣御供仕上杉家より參候、是は御一門出仕御取次披露の家也。小瀨、酒出、大澤は御分流の末流、舟尾は岩城の一門、赤坂は石川昭光一門、荒川は澁江の一家、佐藤と大越は鑑照院樣御代岩城より參候。小貫、匹田、岡谷は由緒しかと覺不申候。中川は天英公樣御上洛之時京都よ

り被召連候と申候。福原は那須の一門、正洞様（天英公様ノ御臺様）那須より御出之節御供のよし申傳候。小野寺と細井は駿河大納言様之御家來にて、大納言様御跡斷絶之時兩人共御家へ御預ヶ、後に御家中に被成度旨御願被成御拜領のよし。白川は結城之一門奥州白川の古主也。是は元來小身にて御座も不被下候處、德雲院様御代白川の古家來とも、松平大和守様白川に御領主之時大和守様へ奉願、大和守様より被仰遣御取立被下候。諸士にも田中甚一郎先祖は岩城の一門にて、闔信公様六郷に被成御座候時越中と申者御家老相勤候よし。大縄八郎右衛門先祖は御分流にて御引渡之家に候、いかゝして御座を持不申哉。高久は先祖は御分流、中頃牢人致候様に承候。其外歴々の子孫是迄士民體に至らさる家澤山有之、誠に比類なき御家中にて候。

【九】北、東、南と稱し候事は、常州太田の御城之御方角に被差置候故右之稱有之由。其外一門、又は他家の面々より諸士に至まて、家名多くは常州の在處にて候。むかし歴然たる城主の子孫も、唯今少分の御知行頂戴勤申も有之、又は近世御取立にて時めき候も有之、誠に盛衰定なき物也。

【一〇】常州太田は、古來より闔信公様迄御代々の御在城也。昌義公様佐竹郷へ御下向卽太田の御城を御築被成候哉、佐竹の郷は太田の近所、當時は天神林と申候。闔信公様御代、水戸城主江戸但馬守世悴彦五郎御城を御借被成、天英公様之御在城被成度由被仰出候處、先祖にて自分の働を以乘取候城ゆへ難差上旨申上候。彦五郎は其頃年まいらす、家來とも我意にて右之通申上候。此節拙者先祖江戸上野

は彦五郎に叔父にて候、城を差上候樣に強て家來共へ異見申候へはそれを憤り、上野在城鳥子へ夜討を討申候ゆへ、上野太田の御城下へ立退申候。其所にて御馬を御出し被遊落城いたし候。此ときより天英公樣水戸に御在城、天正年中と申傳候。

【一一】天英公樣御國替幾年斗已前の事に候哉、伏見へ東中務大輔義久を被爲召候て、上杉景勝爲御退治宇都宮迄御下向之節、常州より御加勢御人數不指出儀御不審有之候（是は東照宮樣關東御下向之時之事なり。）義久被申上候は、義宣異心有之候はゝ、乍憚御前には景勝被罷有、御後より義宣勢を出候はゝ天下の御大事に至り可申候。其頃病氣にて自身人數を指出し兼候に付、私申付百騎召連部垂と申所迄御用之ため相詰候處、御歸陣故人數を引取候由被申上候。其節土井殿を以、義久一生常陸國に可差置之由被仰出候。常陸の國は義宣領知にて御座候、然るに義久一生可被差置候はゝ御情ヶなき儀、義宣無調法有之におゐては何分御不審を承度由義久被申上候得は、土井殿被仰候は、其元御一生との御意に候へは、則御長久之儀萬歲目出度候と被仰候故扇子を披キ舞れ候由。義久は慶長五年か六年に死去、慶長七年御國替と承候。此節天英公樣御在國之由、伏見にては石田治部少輔を御かはひ被成候とて權現樣以之外の御機嫌、已に御生害可被仰出程の御沙汰有之候よし。是偏に秀吉公の時殊之外御懇意にて羽柴氏をも被進、朝鮮御陣之節は御困窮にて兵糧米迄御差支被成候所、石田計意にて首尾好御在陣被成候由。ヶ樣の御懇意を思召候哉、秀頼之御代、歷々太閤御恩義衆も權現樣の御威勢におそれ大坂へ麁禮せられ候時も、秀頼へ御懇意

に被成候を御咎めと相見得候。扨伏見にて右之御沙汰之時細川三齋公被仰候は、誰々も太閤の恩に預らぬもの無之候得とも、唯今にては皆見捨候樣に相成候。義宣其恩義を忘れす候儀は誠の義士にて、武士の手本にも成べき男にて候間、一命を御助ヶ遠キ小國を被下可然と被仰候へは、さらは何分召登せられ、若矢田野安房(和田安房トモ云)須田美濃、松野丹後を供に召連候時は宿意を挾と思召候間、此者共を召連候はゝ生害可被仰付との御意にて常州へ御奉書を遣はされ候よし。此面々は御家中拔群之武功のもの共にて、天下へも聞へし面々也。遙々御登被成候事故此面々無殘被召連候所、三齋公より大津迄御使者を進られ、此三人召連られ候ては御爲宜からす候間、若し供に召連られ候はゝ夫より必御返し被成候へと被仰進候に付、直に御返し被成候とも申、又は御中間、御艸履取なとに身をやつし御供致候共申傳候。伏見へ御着被成候と卽右之三人召連候哉と御尋の時、何レも國本の留主申付殘し置候よし御答被仰上、難なく御茶湯御振舞、權現樣御手前にて御茶被進首尾能御退出被成候由。此御登城之節御脇さし短く候よし松野丹後申上候得は、相手は一人なりと御意被遊候由。須田美濃は御草履取に成りて出候とも申候、古儀書傳候物も無之候故、ヶ樣之事には承違も可有之候。此節出羽の秋田へ御國替被仰付候とき、出羽一國可被下との御意之節三齋公又被仰候は、一國は過分の事に候、半國被下可然と被仰候に付六郡被進候と承候。三齋公御茶湯の御友たちにて御懇意の由、古キ茶書に佐竹の安山寺の茶の湯と申事有之由、是は三齋公を御振舞の事を記シ候由承候。其書は終に見不申候。扨直々秋田へ御下向之節、御途中

迄走登り御供に加りしもあり、又は、秋田は夷國にて人間の住まぬ國なりと聞しとて、常州に殘候者も有之候よし。御先へ被指下候もの共より存之外人家も有之土地も廣く候よし飛脚を以御道中まで申上候。そこにて何も大に悦び候由。只今の御城は、其頃迄惣社の宮有之矢止山と申候由、向飛彈屋敷の邊は百姓家有之、飛彈屋敷は肝煎やしきと承候。于今飛彈の書院の庭に大きなる躑躅有之、是は其砌よりの木なりと申候。天英公樣は直々土崎湊へ御着、今の神明の社地は假の御殿の跡也と申傳候。それより今の御城地を御見立被成、惣社は川尻村へ御遷し其跡に御城を御築被成候由。天守事は、出シの御書院を天守の代リの思召にて天守は御普請無之候由。御國替已前は戸嶋より湊への街道は、戸嶋より田唐川、松崎より赤沼へ、手形の方より湊へ出候由。久保田御城御築之後戸嶋より御所野、横山、牛嶋、八橋、寺内、湊へ、今の街道を新に御付被成候よし也。惣て御國中の街道の幅を狹く被成候事は、思召有之ての事と承り申候。

【一二】　御國替被仰蒙御下向之節は、何事も御謙退にて御簡易に被成候哉。拙者先祖長左衞門御國替之由を常州にて承卽爲御迎罷登　駿州蒲原驛にて御下向に奉逢候。御意被遊候は、是迄早々走登候段神妙に思召候。但シ今度は御謙退にて御供人數も御減少被成候、自分儀下人も大勢召連候得は猶以御供難被仰付候。是より御暇可被下候間、いつれの御大名樣へ也とも御奉公に出可申候。左候はゝ、願之御方へ御書を御添可被下と御意被成下候へとも御受不仕、家來共常州へ返し十五六人召連江戸まで御供仕、

江戸にて又々人數相減し、七人召連御國へ御供いたし候。御供騎馬都合十五騎と申傳候。ケ樣に每事御謙退被成候故、對御鑓、御長刀、金御紋迄被相止候と見得申候。

【一三】 御國替はしめて秋田へ御下向之御道中、山形ノ城主最上出羽守義光途中まて御出迎被成候。天英公樣の思召には、伏見を首尾能御下シ被成、爰にて義光に爲御討被成候儀と思召候よし。義光大勢にて御出候得共、人數は迹に御殘し只一人下馬被成御控候ゆへ、天英公樣にも御一人御出迎被成候時、大塚權之助(是は東義久の末之弟と承候)只一人御供仕り候。互に御時宜有之義光被仰候は、此度隣國へ御越被成候に付、御心安可申合ため是迄罷出候よし被仰候故、御相應之御會釋にて御通被成候。其已後權之助へ、何も跡に殘り候へと被仰付候所、いかゝ存御供致候哉と御尋被成候へは、萬一義光不意之儀も御座候はゝ討留メ可申存候て御供仕候と申上候由。權之助兼ては御上をも不憚不敵者に候得共、武勇之者ゆへ被召連候よし。其後は横手に被指置候所、舅方にて權之助妻を取戻し不申候を腹立、舅方へ仕込ミ討留宿へ歸り籠居致候を、其頃横手は須田美濃被差置候。兼て强氣成もの、殊に舅を討留籠居致候に付押掛權之助を討其後言上致候處、久保田に被差置御近ク被召仕候はゝ不屆を可仕、何かの時御用立候者ゆへ横手に被指置候、無伺討留候との御意にて思召に叶不申由承傳候。

【一四】 御國替當座預之面々角館には蘆名平四郎殿と主計先祖、湯澤には新發意先祖、大館には大和先祖、最初は大館之近處新田と申所に被差置、大館の御城新規御取立御移し被成候由。檜山は靚心公、院

內は矢田野四郎左衛門、横手は須田美濃、十二所は鹽谷伯耆被指置候。其已後所替も有之只今之通に相成申候。

【一五】 闘信公様御一生御寢被成候に御布キふさん無之、御上敷一枚爲御敷御木枕御ふさん斗被爲召候由。御國替以後六鄕に被成御座、御城跡は今の田の中に少し高ク杉一本あり。其頃六鄕へ從天英公様御使者を以、常州と違ひ寒氣も强ク候とて御夜着を被進候へは、御使者は御目見得被仰付甚御機嫌克、今晩より可被爲召との御意にて御喜ひ遊し候由。翌日御使者被爲召、義宣の深切嬉候て夜前被爲召候處散々發熱遊はし御寢成かね、例之通に御取替被遊候。是は罷歸候ても申上間敷との御意之由承傳候。

【一六】 御國替の御當座は百姓とも心服不仕、六鄕の御城へも夜討を奉討候よし。其頃迄は上方へは遠く、前主之仕置は正道に無之我儘に渡世致候ゆへ、それ〳〵に御仕置被仰付候はゝ服し申間敷存候。院内銀山抔は以之外我儘致候由、梅津主馬被遣武威を以靜謐にいたし候由申傳候。今年の飢饉にも下筋の百姓共は廉直に御年貢を收申候、仙北の百姓ともは殊之外不直に相見得申候。右之通ゆへ近年收納物甚不納致候。民を見る事子のことくすると申は全體の政にて候、百姓は年貢を收を以役目といたし候、年貢不納は百姓之大なる罪にて候間、ケ樣之儀は急度御吟味可有之事に御座候。平生之御惠筋は別段之儀にて候。

【一七】 有時天英公様へ闘信公様御意被成候は、久保田の御城虎ノ口は狹く見得候、いか樣之思召にて

せまく被成候哉と御意にて候。常州と違ひ、御家中人數不足故狹く被成候趣御答被遊候へは、それは御合點あしゝ、院内を攻破られては岩崎、神宮寺にて拒キ、是も破られ候はゝ自害可被成と御意被成候よし。是は乍憚御兩所樣の御意御尤と奉存候。城築之法、合戰之法意味格別之事に候、いつれも事理備へ候思召と奉存候。

【一八】御家の古キ御親族は、上杉の御家は義仁公樣の御家本ゆへ御代々御如在被成間敷事にて御座候。岩城は元來奥州岩城之城主にて拾二萬石御取被成候よし、貞隆公岩城を御相續之後、天英公樣御國替の節いかなる譯にて候や、權現樣岩城之御家を御潰し被成候。其後貞隆公、右之儀爲御訴訟大越靱負夫婦を被召連江戸へ御出、淺艸邊に御住居被成、靱負は淺艸のりを取、妻は紬を織〃賣拂養育し奉候よし。其頃淺草紬とて人々重寶いたし候由。慶長年中大坂御陣之節天英公樣御同道にて大坂へ御登、其時の勤功にて信州川中嶋にて壹萬石被下、其後義宣公近所に被差置へくとの儀にて壹萬石之御加增被下、今の龜田其砌は赤尾津と申候、是へ御所替被仰付候由。芳揚軒樣御出家の後天英公樣暫御養子不被成候處、養子被致可然之由台德院樣御意之節、可然者存當り無之旨被仰上候得は、誰也とも願申上候樣に御意に付、岩城修理大夫事家督にて罷在候へ共、不苦候はゝ養子仕度よし被仰上候所に願之通相濟、岩城をは義宣小性の內なりとも跡目に立候樣にとの被仰出にて、觀心公を岩城御相續に御願被成候由。ケ樣に御親敷事故、德雲院樣御代迄は月峯公之御子權之助樣久保田へ御越、御鷹野の御供なと被成候よ

し也。德雲院樣にも亀田へ御出被遊候よし承傳候。近來は御合力等御願之節も、御儉約に付毎度御斷にて自然と御疎遠之樣に相成候。相馬は常州に被成御座候節は御幕下にて、其後圖書樣御養子に御出被成、只今にては御血脉之御親類也。六郷は御親類に無之候得とも今は御幕下之樣にて、毎度御在所御不作等之節御合力なとも被遣候。むかしは爲御見舞久保田へ御越被成候よし。天祥院樣御代在所にて御菩提所之寺御建立之節、渡部洞昌に杉戸爲御書被下度旨御願にて爲書被進候。其後久保田之町醫本庄へ療治に參右之寺見物に參候へは、此杉戸は屋形樣より御拜領之杉戸之よし寺僧申候由。ヶ樣に御在所中にても御主人の樣に存罷有候。

【一九】　津輕より大和先祖へ之御狀に、義宣公樣倍御機嫌克被成御座目出度御儀に奉存候、随て貴樣彌御堅固珍重存候と有之候。末に佐竹三河守樣津輕右京亮と有之御狀、大和所持を見申候。又平野兵左衞門家は元來御鷹役也。松前より兵左衞門先祖へ被遣候御狀（是は鑑照院御代に可有之哉と存候）今歳も御鷹買に可被遣と存候、前金御渡被下度と申〻文躰にて平野何某樣、松前薩摩守とやらん有之候、久敷事ゆへ失念致候。むかしは例年御鷹買に被遣候よし也。于今大和家には津輕に年々肴を求〻に遣候、其時大和家來より津輕の町奉行へ、主用にて肴求に遣候、宜敷頼入候由書狀遣候得は、賣場を止候て爲買返し申候由。物入に相成候に候得共、古格崩し不申ため年々一度つ〻遣候と承候。江戸御上下之節、今以大和より使者を以津輕樣御旅宿へ爲御見舞進物仕候。あなたよりも御使者にて御進物有り、大和使者之者には郡内縞一疋

被下候。御通之節大館の川原町といふ所迄大和被罷出候、御互に御下乘、御同輩ほどの御時宜也。萬一之時は岩城、六郷、津輕なとは能御先立に候間、御合力等兼て被進、御したしみ有之樣に致度事にて候。津輕樣江戸御上下之節、御領内傳馬五十疋、人足五十人被進候故、御傳馬にて御通り候心也。其外御隣國新城、矢嶋等御遠々敷候、是又御心安被成度ものにて候。

【二〇】 天英公樣御代神田の御屋敷へ台德院樣御成有之由、歌の御鐵炮は（是は御筒のひらに鐵炮打樣の事歌あり） 天英公樣御歸國之節、道中鳥を打御慰候へとの儀にて御拜領之由。靈野にて白鳥を御打留被獻候、此例にて今以白鳥御獻上也。（此白鳥御獻上之事圓明院樣御代水野和泉守樣御老中之節御由緒御尋有之候、右之御答書御祐筆所に可有之候。） 此御鐵炮 大猷院樣御若年之節爲御持被爲入候と申傳候得共、眞僞覺不申候。

【二一】 闘信公樣四位少將と申候得共、口宣等有之儀は覺不申候。但古來は口宣等の儀は氏神の社等へ納、又は病死之節に棺へ入候も有之由、ヶ樣之事にて御傳來無之や。然るに天祥院樣御代、闘信公樣御位階之儀從公儀御尋有之候。其節、四位少將と申傳候得とも位記口宣等無之候、乍去家來之内に佐竹左衞門、佐竹中務大輔、江戸但馬守被叙從五位下候間、義重は四位少將に可有之哉と存候旨御答被仰上候樣に承申候。

【二二】 天英公樣御代、本多上野介殿を御預にて横手に被指置候、于今上野臺と申所有之候。此上野介殿は御老中にて知行も三十萬石斗御取被成候由、權現樣御代甚御出頭にて候。台德院樣被爲成候筈之

處、奉弑候支度被成候儀露顯御成相止、其頃如何成譯か宇都宮城被召上、右之城受取に上野介殿被仰付御越之節、宇都宮より直々御預と承候。御預之内天英公樣殊之外御丁寧に被成進候へは、ケ樣に御貞實の儀等存候はゝ出羽一國被下候樣に可申上ものをと被仰候由。横手にて死去也。又福富兵部殿と申御旗本衆は源性院へ御預、御國へ被遣被罷下候當座は久保田之戸村十太夫屋敷に暫被指置候。右に付十太夫屋敷御修復有之候節、德雲院樣被爲入御差圖被遊候由。其後角館へ被遣被指置候、角館にて死去、嫡子寅之助殿は御免にて江戸へ被罷歸候。此書狀于今小場殿に有之候由。

【二三】　天英公樣御代は萬事御簡易にて、向飛彈先祖豐前所へ江戸より被下候御直書に、御下國前御座之間御疊は、大平表にて御疊替致候樣にとの御書之よし。大平表は今も百姓共織出申候、昔と違ひ上手にて奇麗にも成候はんなれと、當時御家中にてさへ重キ座敷へ敷キ不申候。御夢切と申御脇さしは天英公樣御指料之由、于今御納戸に有之候。是は御寢之内御夢心に、何やらおひやかしたてまつり候を御夢心に御切被成候と思召候。翌朝御覽遊し候へは御脇さしに血付申候、然とも何も見得不申候故御天井之上を吟味被仰付候得は、大猫二ッになり有之由。此御脇指只今に拜見仕候てはさのみ高代之ものゝ樣にも見得不申候。萬事御簡易にて、結構成御物數寄は不被遊候と相見得候。世上にては、守刀と申時は結構なる道具願申候、右之御夢切は左樣にも見得不申候へ共、御武勇より御夢をも御きり被遊候と存候。道具のよしあしよりは一心をみかく處を大切に可仕事かと存候。

【二四】 闔信公様天英公様御代は、大小性御番は御側近く相勤、御床も此ものとも上ヶ下ヶ致候。然共大小性御床取候所には終に御寢なく、夜中御自身御處を御替へ遊し候由。夜中何ぞ御用を申上候時は御入口之外にて申上候よし、有時御番之者急病にて御藥を奉願其形リを申上候へは、御長刀の先へ御藥を御かけ遊し候て被下置候と申傳候。

【二五】 御國替之御當座、荒屋むらは御公地にて御領分は無之候。其後御替地御願被成御領地に相成候。いまた御公地之時梅津半右衛門（大坂高名）忍候て荒屋村へ鐵炮打に參候。百姓とも見付追來り、鐵炮を押取可申由申候。色々詫言いたし候得共承引不致候故、其百姓を切殺し申候。追々百姓共馳來、扨半右衛門遁さぬとて追かけ候故、早々迯歸り直々澁江內膳方へ參右之仕合を訴候へは、內膳申候は、人を殺し候間切腹被仰付候事も不相知候、罷歸心掛居候樣に申含返し候。半右衛門宿へ歸、右之旨を妻に爲申聞二階へ上リ居候。妻氣之毒に存二階へ上リ見候得は、能寢入高鼾にて臥居候由、其頃大勇者也と人々擧候由。扨內膳登城致右之次第具サ申上候。其節天英公様御碁を遊シ候て被成御座候、人を殺し候事にて候間切腹可被仰付との御意にて候。內膳申上候は、大切人之命にかゝり候儀をケ様に輕キ事に御意遊シ候儀、畢竟御碁を遊し候故と奉存候。とくと御思案被遊候へと申上候得は、いかゝ被成可然哉と御尋之上御相談にて、半右衛門を急に横手へ被遣候。其後荒屋むらより申來候は、髭之有之男にて慥に梅津半右衛門と見申候、人を打留候間下死人に取可申由申參候。內膳答候は、家中には髭有之男幾人も有之候、

差出可申候間、人を殺候者を見出し可申候。半右衛門は用事有之候て横手へ遣置候故、此者とは不存候と答候。百姓共參見逢候はゝ一人も返し不申討留候樣に支度申付置候處に、いかゝ存候哉不參候よし。内膳如此分別有之者ゆへ、被召立候も御尤也。

【二六】 天英公樣は殊之外御聲の高キ御生質にて被成御座候由。有時出シの下の御隅櫓に御晝寢遊し被成御座候節、澁江内膳門前を血刀を提通る侍有之候。御櫓より内膳〳〵と御呼被成、門前を人を切り通る者有之早々爲討候へとの御聲内膳宿迄聞得候。此時梅津半右衛門（大坂高名）内膳方へ參馬の爪髮を捋居候。私參候半と申候て宿へ歸り家來へ申付、自身長刀を持追かけ候。是は淺原玄番と申者安樂院の前にて喧嘩致、相手を討留龜丁の屋敷へ歸ルを御覽遊し候なり。即半右衛門押込候、玄番は拔もふけたる刀にて玄關に待懸たり。其弟は勝手の口をしめ、其陰に控たり。半右衛門は玄番と仕合候節長刀の目釘ぬけ穗くつろき候を、後の柱にて石突を突〳〵切合申候。半右衛門家來は勝手より仕込可申と存廻り見候得は、戶を〆候ゆへ犬潜より入候わんと這入候を弟待受、何の手もなく討申候。其間に玄番を半右衛門討留、直に仕込弟も討留候由。惣て御大將の諸卒を御下知被成候時、遠方へひらく樣に聲のつかひよふ有之由。兵家に申事に候へ共其生質にも寄候哉、元氣強キ人は聲も自然と丈夫也。人の善不善、又は貴キ賤しき、其程位にて言語も聲も違候哉、何そ其聲の吾君に似たりと申せし事も有之候。

【二七】 天英公樣御劍術と御馬術は御名人にて、御鷹野候節には弟鷹も御馬にて御遣ひ遊はし御鷹御

あはせ被成、鷹なとの大鳥を取て落候得は、御馬より御下り被成なから御腰の御鞭にて、鷹と鳥と組合はたらく所を只一打に鳥の頭を御打遊し、終に二打に御打遊はし候事無御座候由。其御馬はもやすき御馬を召候事曾て無之、甚口の强き御馬にて、邂逅にも御免にて、其跡を乘候もの以之外難儀仕候よし申傳候。

【二八】 天英公樣有時御鷹野御出の節、途中にて矢田野四郎左衛門(宝房寺嫡子)出會奉り候。路次あしく下駄をはきなから御禮仕罷有候。以之外御腹立遊し內膳を召し候て、四郎左衛門、主人に時宜の仕樣も存ざる馬鹿ものに候。追放申付候樣にとの御意にて、內膳宅へ四郎左衛門を招き斯の通の御意にて候段申渡候へは、四郎左衛門申候は、其節は拙者儀足袋をはき居申候。下駄ぬき申候ては足袋の泥へ入候を氣の毒に存、あしたの儘終禮仕候。夫に付御追放との事存も寄らぬ事にて候。屋形樣をはなれ何方へ可參や、よく〳〵御咎に御座候はゝ卽是にて切腹可仕候、乍而御介錯賴入候よし申候。內膳申候は、一旦御機嫌そこね候故右の御意と存候。又御執成も致可進候間、一ト先黑瀨の邊へ御立越候へと懇に止候へ共一圓聞入不申、一時もはやく切腹可致と申候。さらは自分にては承濟かたく暫御待候得、登城いたし御伺可致と申候て御城へ罷出、右之次第具さにいかゝ可仕やと相伺候得は、實に腹を切心に見得候哉との御尋ゆへ、色々と宥候得共一向承引不仕旨申上候へは、其分ならは追放に及はぬ、御免に申渡せと御意遊し候由。是偏に、一心に上を大切に存候正路なる所を御感にての事と、舊ゝものとも申傳候。

【二九】常州より御供致候歴々之内に梶原美濃と申者、仙北金澤之古城を御取立御預被下候樣に奉願候。天英公樣いかゝ思召候哉右之城御取立不爲遊候を無念にそんし、御暇申上御國を立退申候。此者軍者にて、久保田の御城御築被遊候にも美濃へ御相談被遊候由。此節矢田野四郎左衞門院內へ被差置候。美濃より、拙者儀御家之御奉公望無之、此度御いとま申上立退申候。近々院內可罷通候間御通ッ被下度と使者を以四郎左衞門へ申遣候。四郎左衞門承り、御家を嫌ひ御主人樣へ暇をやりて立退候儀不屆千萬也。院內を通るとき討留よとて支度をいたし相待候。四郎左衞門は不器量之者にて候得とも上を大切に存、其上男氣之有之事兼て美濃能く覺候て、態と使者を以院內を罷通候段申遣、其身は役內之徑より他所へ罷通候由也。此者子孫、只今は松平大膳大夫樣に有之樣に承及候。

【三〇】天英公樣御代小野崎舍人と申者大御番勤候由。當番之節御茶屋へ湯を被下に參候へは、御座之間にて御賑敷何も御夜食を被下候節也。舍人一人言ゝに、うまゐ匂ひかな、ケ樣にうまき物を御相伴いたす面々はいか樣武邊も出べし、萬一之時は御馬前にて鑓を合討死も可致、我々のやうに寒凍へて番をする者は迯ても苦しからすと高聲に申候。御耳へ入、只今高聲致候は誰にて候と御尋なり。小野崎舍人に御座候と申上候。何を申候哉と御尋之時舍人申上候は、御相伴仕毎夜うまきものを被下候者ともは、定て萬一之時は御馬前にて討死可仕、私共同し御家中にて候得共、火も湯もなき御番所に寒凍相勤候間、萬一の時は迯候ても御咎〆は御座ある間敷と申候由申上候得は、其後御臺子も被貸下、冬は御火

鉢被貸下、冬雑子の御吸物被下候由。此雑子の御吸もの享保の始まて、冬に至候得は古來より御座之間にて大番大小性に被下候所、御儉約にて相止寂早卅餘年に相成候。末々の者骨を折候事なとは一々御覽遊し候事は無之事故、誰ッ申上候はゝケ樣に御取用遊し候事誠以御尤成事にて候。惣して御近習之面々斗を御愛し、外之者をは他國の者のやうに遊し候儀は、御大將樣の大キなる御誤に候哉。武王は遠を忘れす近キになれすと有之候。齊の孟嘗君は雞の眞似する男を扶持し其影にて害を遁かれ、楠正成はよく泣く男、能く走る男も捨て不申候由。人は萬事を得候はなき事、一藝に長し候者は夫レ〳〵に御取用遊し候儀は御大將樣の御役目にて候。能く御機嫌を取候者には多くは忠臣なき事にて候。不斷御目付共の申條斗を御聞不被遊、御自身御目利遊し御家老幷御側之者にも御尋遊し、或は御武藝等の御相手に被仰付歟、又は武藝を御覽遊し、御鷹野の御供等御目通にて御酒を被下とか、何角に付候ては引渡廻ッ座の面々は不及申、諸士一統に可被召仕との御一心に御潤敷御仁心相立、誠に御不便を加られ勸善懲惡御贔負さへ無御座候へは、一人二人を被召仕候迚も其一人二人被召仕候御仁心、卽野の末山の奧迄もひゝき申候。是を郵置而命を傳るよりすみやか也と申候。然る間御大將樣に御似合不被成事は、たとへ九重の奧にて遊し候ても、又は御一心中にて思召候儀も、御領中は不及申他國迄も響申候。是故に大學の教は誠意正心の工夫にて治國平天下に至ると申候。只理窟を以下々の屈し候樣に召仕はれ候へは、表向は畏候へとも、實に心の服すると申儀無御座候。扨又人を御擧被遊役儀を被仰付候儀は至て大切

の事故、堯舜の聖人さへ御一分にて御擧被成ざる事書經に相見得申候。

【三一】　天英公樣には御國者の江戶詞を遣ひ候儀御嫌にて、かやうにいたしますなどゝ申儀は、御過料被仰付候由。ますると申詞は常州にてもつかひ候へ共、御國へ御遷之巳後は御きらひ遊し候由、鑑照院樣にも御嫌遊し、舟尾淸兵衞、梅津卜端斗り御免にて江戶言葉つかひ候由申傳候。

【三二】　權現樣御大病之節駿府へ御使者被遣候得は、大坂にての御働キ辱ク思召候由。此段は秀忠公へ被仰置候よし被仰進候。惣して台德院樣には殊之外御挨拶よろしく、雖て義宣はよき老人じやに、雪國に被差置候儀御氣毒之よし御意被成候由。其頃は御大名樣方御夜咄に御登城被成、御黑書院にて御夜噺有之、燒鳥之間にて御料理有之候由。台德院樣いかほどの御懇意之儀有之哉鑑照院樣へ被仰置候は、將軍家之御志シ辱ク思召候間、必御麁意不被成候樣にとの天英公樣御意之由申傳候。

【三三】　下野國二郡は慶長十年か御鷹場にて御拜領也、通鷹も御免に御座候。天英公樣には正月には御年禮等御勤被成候巳後、下野御領へ御鷹野に御出被遊候由。其頃御老中の御用御賴は土井殿也、每度御いとま等御願被成、御發駕の朝下國へ御越被成候由御屆迄にて候。有時土井殿より、向後は前方被仰上可然由御意有之候得共、其後とても御發駕之朝被仰進候由。其頃御國取之御方樣には御用御賴之御老中御一人ツヽ有之候、是は此方より御賴ミ斗に無之、實は上より被仰付、諸大名衆之御機嫌の御損ね不被成候樣に御取扱わせ被成候由申傳候。鑑照院樣御代までも、御年頭之外土用寒中たり共御老中方へ

御使者被進候迄にて、一度も御勤無之由。酒井讃岐守樣より御老中鑑照院樣へ被進候御狀に、昨日は天氣能御能御見物御振舞も相濟忝思召候由、私宅へも御越被下忝奉存候、御城に罷有不得貴意殘念に奉存候と申儀有之候。只今頃之御文體とは格別之事にて候。惣て鑑照院樣にも御威勢有之候哉、御逝去之時松平右衛門佐樣（黑田之御先祖）被仰候は、修理殿逝去にて、是より大名の威勢も下り候はん、氣毒なりと被仰候よし申傳候。

【三四】 天英公樣御國替之御當座は田野も開らけ不申、御老中も大半水戸に殘り御人もすくなく候ゆへにや、新田は面々勝手に鍬先次第と被仰出、力にまかせ開發いたし、二男三男有之者はそれ〳〵に被召仕被下候由。其頃院内銀山殊之外出銀多く御勝手宜敷有之候故か、田地之儀は餘り御世話なく御家中へ被下候故、御配當高過分之事にて候。勿體なき儀に候得共、其砌より田野を大切に遊し御家中にて我儘に新田開發不致樣に被成候はゝ、今程御藏入ケ樣に不足には有之間敷かと奉存候。鑑照院樣へ御遺命には、御家中を大身に不被成、御人は大勢になり候樣にとの御意のよしにて候へ共、乍憚面々大身に成り候は、鑑照院樣御代より漸々御加增等被下、又は新田を勝手に開發致候故にて候。只今にては無故被召上候儀は不相成、随て勤功有之者へは少分にても御加恩不被成候へは御奉公之規增も無之候へは、是又被相止かたく候ゆへ、萬端御簡易に御領內を御取しめ、江戸御國共に、無用之物入無之樣に遊し候外無之儀と存候。拙者儀當役は勤之間無之候得共、御側三十三年相勤御財用向之御用も品々相勤覺申候。

いかほとに御指くりいたし候ても、壹ヶ年之御出物にて壹ヶ年之御暮方相成兼申候。此已後御財用御取續をいかゝ致候はゝ可然やと相考候所、只耕作の事に心を用意候者を被召立、田方は勿論、畑物には麥作は不及申、大小豆、荏油の類、大坂へ爲登候ても勝手に相成もの也。綿は御國にて作り不申候へ共、是を作り試申度候。奥州邊も二十ヶ年斗以前迄は綿つくり不申所、其後作習候て、只今は大分出候よし、奥州桑折之町人物語致候。藍、紅花は御國にても昔より出來申候。是等は別て大坂へ廻候得は甚利潤之有之物にて、米穀よりも勝手に相成申候。枲（からむし）と申もの有之候、米澤、㝡上邊にて多作り申候。作樣もむつかしく無之、山へも野へも所きらはす植申候。是は晒布に成、糸にて、上方にては青糸と申候、奈良晒は皆々此糸にて織申候、拙者在京中、上杉樣之御家中御留主居に心安物語承申候。上杉樣には青糸と蠟にて御身帶半分ほとは御用辨申候。青糸、南部に問屋立候て被遣候と物語致候。菜種澤山に出候得は燈油にして荏油より光りも能有之候、此菜種油斗りにては餘り性よすき減目は不足に候得共、光り疎く冬は氷候氣味有之候故、綿の實の油を少し加候得は甚光り能く、御國の荏油より減目も不足にて候。大坂へ爲登候得は價もよろしき物にて候。是又御國にて作不申事は、若寒氣雪等にいたみ安く候哉と存候。其譯は、來年之のは當年より蒔仕付候故、雪國には難作ものかと存候。江州は至て雪の深き國にて、御國同前二月に至り雪消申候。江州の出家に心安き者有之樣子を承候處、雪國の菜種は別て宜く價も高直之由、作候樣は暖國とは少し違候由申事に候。然る時は御國にて作り候はゝ宜出來可申候。荏油は

秋迄畑に置候故、其間多分風雨の時は飛落捨り申候。菜種は五月中には取候ゆへ風雨の氣遣もすくなく、殊に菜種苅取候跡何にても秋迄之間植仕付候儀相成、一ヶ年に二作相成申候。是は別て利潤有之物にて御座候。此外茶は畑の四邊へ植候ても出來申物也、漆にも薩摩はせと申物あり、是は四壁垣にて致置候ても實を取蠟に致候。ヶ樣に品々百姓の勝手に成候物は敎へ作らせ候て、上方へ向候物は御上へ御買上爲御登被成候時は、上下之潤に成候。今度上方へ登候て始て此類御德用に成候事覺申候、年參候儀殘念に存候、今少し年若に候はゝ、御奉公の爲御國中の百姓へ進め申度物と存候。其外御國には藥草も澤山にて有之と申候。是等は甚御國の益に成事にて候、此道へ長候者へ被仰付候はゝ、原野は澤山有之耕作不相成と申事無之候。御國にては馬の草飼場無之と申候得共、左樣之所も可有之候得共、無用之原野御國中澤山有之候故、心を用候て不相成と申事無之候。紫と申草は人の作らぬに野に生と申候、是等を取候ては別て益之有之もの〻由承候。南部紫とて重寶致候、御隣國ゆへ御國へ出候も定て宜く可有之候。御國は日本にての偏土、殊更百五十年已前は、誠に都の有之事も不存樣成所にて、御國替の砌まて四書も無之、龜田より大學をかり候て見候よし。ヶ樣に質朴無爲の御領分ゆへ、今以餘國とは風俗も違申候、次第に道の開らけ候時人心を取失ひ、各々慾に耽り候樣に相成候ては甚宜からす候。國家を治候に德を以すれは民恥る事有之、且至とあり、又政を以すれは、民まぬかれんとして恥る事なしと有ル は、法度法令を以嚴に政を取候時は御法を恐れ後日の罪をいやかり、僞也共罪を遁んと存候て恥を存さ

る様に相成候。表向は國家治平のよふに見得候へとも、亂世に違無之候。只、民を見る事子のことくと申に至候得は、太平の世に成り申候。其子の如くすると申は、第一民の富やうに仕向候事也、富様にと云ふて筋無き金銀を與へ、取るべき年貢を許ス事にて無之候。民は耕作を以て本とする物ゆへ、其耕作の道を能ふ敎、奢を禁し、家業をおろそかにする者は急度いましめ候得は、自ラ富申候。去はこに仁政を行ふの大根元は、耕作の道を敎る事と存候。御國にても久保田より下筋の百姓は質直に候得共、仙北は土地の廣キゆへ歟細カなる事は嫌ひ大利を好候故、所に寄リ富有之百姓も有之候得共百姓の心奢り、御上を大切に不奉存候やらん、寛延年中卯辰兩年の不作は下筋は仙北よりも甚敷候得とも、御年貢收納物成尺納候て、成らぬものは非人と成御救をばいたゝき候得共、手前に貯御上を欺候事無之候。仙北は非人無之候得共、御年貢莫大の御懸リ有之候。仙北にても志ある百姓は、此段歎キ候て拙者へ物語致候も有之候。是等は風俗にかゝり不輕事にて候。惣して百姓の善不善は御代官に懸り候間、御代官の人物を御吟味可被成事にて候。とかく耕作に精を出し候百姓を御稱美被成、耕作不精の百姓は御戒不被成候ては、此風俗直り申間敷哉と存候。

【三五】　前條に記し候是迄御國に無之作物、綿、菜種等の類、土地に合兼候半かと申者も有之候得共、それは一偏成申分と存候。むかしは御國に漆木無之、鑑照院様御代は蠟燭を殊之外御重寶に思召、とほし尻を御集させ遊し、時の輕キ御ほうひには其とほし尻を被下候由。是程に拂底之所、德雲院様御自分御

世話遊し漆木、楮を御つへさせ候節は、急度御法も御立被成候故、人々宜しからぬ様に申唱候も有之候由に候得共、只今御國中蠟燭自由に用立候事は全く德雲院樣之御仁心より出申候。如此、昔無之漆を德雲院樣はしめて御取立にて澤山に成り候を以、萬事土地に合ぬと申事無之儀と相知申候。御國にて御上の御所務にて上方へ御廻しものは米と銅斗にて候。銅も百年に近キ山にて候へは、此已後澤山に出候も程有之間敷かと存候。古來繁昌致候院內銀山の衰申候を以御考可被成候。餘國にては、たとへは加州なとは大國と云ながら晒布（伊北五郎丸みな加州之産）絹、笠、簑、扇子之類、彫物等數かきりもなふ上方へ參候。長州は三拾五萬石の御身證に候得共、半紙は半紙にて御用立候由。是も年中夥しく大坂へ廻り御拂被成候。其外土佐、日向等之材木（御國元之材木は下直にて却て御損にて候）米澤、山形邊の靑糸、紅花、甲州、上州、奥州之絹類、近江、大和の晒布等をはしめ、品々の產物大坂、江戶へ相廻し御知行物之外御拂立被成候故、一方ならぬ御勝手に相成事と存候。御國にはヶ樣に外の產物無之候故、僅の飢饉にも百姓とも困窮致候。

【三六】　天英公樣御國替之砌は山林も茂り、御城御普請之御材木は泉山より伐出し候由。其上御家中は少く、銀山を始山川の出物は澤山、それのみ成らす天下の諸物下直にて、御上洛之節は日本諸大名之御出會にて候間何も裝束等奇麗に仕候樣にとの被仰付にて、御小性一人銀三百日宛被下置候得とも、何も繻子、純子之裝束仕候と申傳候。只今も江戶等へ罷登候面々路銀一日分、上一人銀六分、下一人銀五分ッヽ被下候も、古來御引足候故の御定也。當時は中々以行屆申儀無之候。右之通諸物下直之時さへ

御軍割には、一騎之侍は高四百石之積りにて被召連候。近來に至り、御領內之產物は次第に減少いたし諸物は高直に成候故、御勝手向猶以御不自由、年々御借銀之御くり合にて御取續被成候儀、誠に御安堵無之事にて候。

【三七】天英公樣御遺命に、說南楚之御懸物、宗夢肩衝の御茶入は御子孫へ御讓、いか樣の儀にても必御失ひ不被成樣との御意之由。然るに天英公樣御逝去之時、宗夢肩衝は爲御遺物鑑照院樣御獻上遊し候。其已後鑑照院樣御登城之節台德院樣御意には、此茶入は（台德院樣とは傳の誤にて可有之候。大猷院樣に可有之候）義宣秘藏せられ候茶入に候間被返置との御意にて、御自身御返し被成候由。鑑照院樣御逝去之節又々爲御遺物德雲院樣御獻上被成候、今は尾州樣とやらん御拜領と承申候。說南楚は御納戶に有之候。只今之圓座肩衝、黑澤肩衝も、宗夢によもや劣り申間敷候。圓座は二千枚可仕と申候、黑澤はむかしより千枚肩衝と申候結構成御茶入にて御座候。

【三八】天英公樣鑑照院樣御代までは、御近習重立候役目は御膳番、其外に御側衆とて有之までにて外の役目無之、只今の御納戶役之勤候御用は御膳番相勤候由。御側御小性と申も無之、御髮月代は御膳番差上候、御小性は只今の表御小性迄にて候。御刀番は廻り座之內よりも又は御武頭、或は平番之御小性之內なとよりも時々被仰付、江戶へも被召登、御國にて御鷹野等に御出之節は一日限に思召次第被召連候。萬事御簡易に有之候哉江戶へは引渡廻り座も被召連、御番所御取次、火事場騎馬の勤等も相勤候よ

し。近くは德雲院様にも御初年は被召連候哉、火事御行列等にも見得申候。圓明院様にも古來之通可被遊思召にて細井傳右衞門なと無役にて被召連候へ共、是も御儉約にて相止候。古來より年頭、八朔、寒暑、御參勤、御時節御伺等座邊之內より御使者被差登候處、近來作り御使者にて相濟申候。然る間座邊之面々江戶御奉公勤習候事も無之、第一御目通之御奉公迚は、式日の登城之外御目見得も不仕様にて甚御遠々敷御座候故、御上之御様子をも覺不申候。御上にても面々の器量もとくと御覽不被遊よふに相成候、去ほとに座邊之內には器量の者も少キ様に相成候。

【三九】古來は兩番頭、御小性頭も無之、指南と申て大身歷々へ與力なとのやうに被預置諸事指揮致し候。德雲院様御代に至延寶年中大に御改メ被成、指南を被相止諸頭被仰付、其外色々の役日も御定遊し候也。此節迄在々給人を組下と不申候所此節御改被成、御步行も御家老支配之所、新に御步行頭御立被成候也。其砌御小性頭、御用人と兩役被立置候所圓明院様御代御小性頭被止置、支配は不殘御用人え被仰付申候。其後御鷹方頭、御步行頭も被止置、御刀番之內にて支配被定置候。御用所之役日も古來は町奉行、御勘定奉行、裏判奉行とて有之處、德雲院様御代本方奉行、町奉行、御勘定奉行と三職に御改、何も御家老同然に御政事を相談被仰付候。圓明院様御代に至、本方奉行を御財用御勘定奉行と御改被遊候。

【四〇】廻り座は常州にては無之事にて候。御國替已後天英公様被仰出候は、御一門之二男を御近習にも難被指置候間、廻り座と申を御定被成候との御意にて被立置候よし。右之思食ゆへ、御近習其外重キ役

々は廻ゥ座之面々と掛合勤候哉、私先祖なとは、舟尾靱負先祖（本トより廻り座）清兵衞、梅津百助先祖（此節迄は廻り座に有之間敷）ト端なとゝ同役にて御使番と申を相勤、寒暑御機嫌伺、御參勤、御時節御伺、年頭、八朔等之御使者江戸へ往來致候由申傳候。只今は廻り座と諸士とは格別之樣に相成申候、眞崎兵庫先祖なとは、武頭にて大坂御陣之節御供仕候かと覺申候。

【四一】 或時鑑照院樣御意に、伊達政宗はいたつら人にて御城にて御能有之御酒盛之節、修理は御酒被召候と中上御前にて御强ィ被成候て、殊之外難儀したり。つぶれ候眼は（政宗公は一眼也）出目にて、額は下ダへ垂れ甚ダ見苦敷親父にて有シと御意被成候由。芳楊軒樣御出家被成候事も、御城にて御睡被成候由政宗公被仰候を、天英公樣御腹立にて御出家被成候由、是を考候に天英公樣之御母義樣は仙臺より被爲入政宗公之伯母樣にて、天英公樣と政宗公は御從弟也。然共常州に被成御座とき度々御取合も有之、其上舊キものゝ共申候は、權現樣薨御台德院樣御家督の時か、御大名樣御誓紙被成被指上候。其頃御召にて御登城御誓紙被成候よし。御登城之時天英公樣へ政宗公被仰候は、今日奉書之御用御存候哉、今日は誓紙被仰付候由。午王御心懸候哉、若御心かけ無之はかけ替へ御用立可申由被仰候。尤御心懸御持參遊し候へとも、其儀不存持參不致候、太閤へ何も誓紙を書候得とも背申候、拙者不書とも背候心無之候。其元の懸替は、又何ッ之時のため御貯候へと被仰候由申傳候。ケ樣之御遺恨にも候やと存候。然とも鑑照院樣御代、仙臺綱村公二歳にて御家督之時御家中大に騷動に及、其上御老中方之於御宅御一門御家老歷々御穿

儀、已に伊達の御家御滅却可被成と申唱候。伊達兵部殿と申は其頃の御大老酒井雅樂頭樣の御聟にて、此御子を御跡へ可相立との謀計を原田甲斐とやらん申御家老兵部殿へ一味いたし及騷動候故、雅樂頭樣を憚り伊達之御家中、其外御出入之諸旗本衆迄音問不通程之時、從鑑照院樣伊達之御家來へ御使者被下、今度之騷動嘸苦勞可被致候、龜千代殿には御幼年之事、此方とは古御親類殊に御隣國之事、何儀也とも御相談可被成との御口上なり。多賀谷佐兵衞其頃御家老にて江戸詰罷有り申上候は、此方樣と伊達御家とは上え之御謙退にて常體にも御出會御思慮被成候。此節は親敷御一類、御出入、御懇意之衆も上を恐れ御通問無之と承候。且亦仙臺にては境目へ人數之手配も致候なとゝ申唱候。此節御使者被遣候儀上へ之御思慮も無之事と奉存候由申上候得は、終になき御高笑遊し甚御機嫌能、左兵衞は年若に候得共、可御用立と思食御役被仰付候御目利に相違無之、ケ樣之儀心付申上候段御悅被遊候との御意にて、乍去此度之使者は、まけて御前へ御任せ可申上候得との御意にて、無是非御使者指遣候得は、仙臺御家中之歷々御式臺迄參上、此節親敷一家とも迄不通之樣に御座候處、昔の御由緒を被思召御使者を以御意被下候趣龜千代成長之上爲申聞、家中何も申傳永く御恩を忘却仕間敷よしの口上申述、何も落涙致候由。其頃大越甚右衞門御側相勤候を被差出挨拶被仰付候。家老多賀谷左兵衞は病氣故不掛御目由、甚右衞門挨拶致候樣に被仰付候由。是等之御駈引誠に御名將也と、其頃江戸中にて評判致候由。兼て上にて御氣遣の佐竹殿よりさへ御使者被遣候、去らは不苦儀と見得候とて、皆々もとの通御通問有之と申傳候。

【四一】天祥院樣初て御目見得御登城之節、陸奥守樣御城に御居殘被成候へは大目付衆被申候は、何御用にて御居殘被成候哉と御尋被致候所、陸奥守樣、佐竹は古親類にて候、源治郎若年にて今日はしめて御目見得致候に付爲見遣居殘候。今日は宗對馬守同前源治郎御目見得致候。無官に候得共上座に可有之と存候由被仰候得は、其通に候由御答被申候由。實は對馬守樣之次に御記有之候を俄に被認直候よし。其後德雲院樣へ御書之御端書に、此間源治郎殿御目見得之節居殘候儀、先年家來共騷動之節古修理大夫殿預御芳志候故、爲御禮居殘候。いつそ御出會昔の物語も致度との御文體にて有之候由。其頃御祐筆相勤候大縄與一左衞門と申者物語にて承覺申候。

【四二】鑑照院樣御代御餌刺金右衞門と申者、親も金右衞門其世忰も金右衞門と名乘、親は隱居の樣にて博奕好ミ、小鳥御用迚仙北六郷邊にて御賄を被下博奕を打申候儀達御聽、御鷹屋にて岡藏人御膳番大縄市之進御目付被仰付御穿儀也。御不審之通白狀致候段申上候得は、繩を懸候得。去乍ら天英公樣御意には、繩をかけ候程之不屆もの有之とも御本丸にては御無用、二ノ丸にて爲御掛候得。惣て御本丸は御穢被成間敷候、御手切等は猶以御無用と被仰置候間、二ノ丸へ引下ヶ繩を懸候へとの御意也。此時藏人申上候は、金右衞門事、年若時より御鷹の餌精を出し差上能く奉公仕候よし申上候得は、何ッの頃金右衞門御奉公之次第をも能見候哉、夫は鷹役の執成事也。面々頭を被付置ッは支配之御奉公之善惡を爲御見被成、御用之時御尋可被成爲也。御膳番を勤ながら餌刺之執成無用也との御意之よし申傳候。徳雲院樣御幼年迄御鷹匠御餌刺

等御鷹役支配致候。其後御鷹方以被立置候。

【四四】 鑑照院樣御代神田川御浚御手傳御勤之節、惣奉行は戸村十太夫大坂高名也。御普請中大猷院樣、嚴有院樣御同道にて被爲成御見物有之候よし。御ふしん中にも十太夫なと召にて登城、御能拜見御料理被下候由申傳候。御代々樣御手傳は、天英公樣御代には越後國高田城御築之御手傳、是は御相役も有之候由、御普請中高田へ御自身御越被成候由。鑑照院樣御代御手傳兩度と覺申候。德雲院樣には一度も無之候。天祥院樣御代には房川御普請御手傳一度、圓明院樣御代にも近年御堀浚御手傳一度也。有時慈雲院樣拙者へ御意被成候は、德雲院樣御代御手傳御勤不被成儀いかゝ心得居候哉と御意にて、如何程之儀に御座候哉心得不申由申上候處に、是は無御油斷御手入宜敷故と思召候。當屋形樣には中將にも可爲成事と思召候、油斷仕間敷由御意遊し候、御尤成儀と奉存候。

【四五】 鑑照院樣御代楢山邊にて御家中之者、妻女の事に付爭論有之候。此段御目付大縄東之進承委曲言上いたし候得は、誰か咄にて承候哉と御尋也。世間隱レ無之由申上候へは、女の事は女の中にて能沙汰致ものにて候。自分は女房共之咄を承申上たるにて可有之候、女子婦人の中事を取上可申上儀に無之候。重てヶ樣之儀申上候はゝ御役可被召上とて甚御呵被遊候由。惣して御一生御目付之申上候御用は、御取〆御聞不被遊候よし。有ルとき江戸より御下國之節、院内へ被爲入候て以之外御機嫌あしき由相聞得候。御着日には御目付共御用有之候間、無殘御城え相詰候樣に被仰出候。此儀何も承り、いか

なる事か被仰出候哉と諸人目をひそめ申候。御着城被遊御座之間に暫御着座、何之御意もなく御納戸へ被爲入御目付被爲召、御留主中御用一度も不申上候御靜謐之儀御悅遊し候。何も手柄之よし御稱美、御手自面々御切銀被下退出致候由。又有時御在江之節御步行目付一人密に御國許へ御下し被遊、御目通を勤候者之內にて盃中踊をおとり候ものを、裝束ともに見知り申上候樣に被仰付被差下候由。翌年御下國之上御座之間にて何も相詰候節、澤畑安齋と申御茶道末座に相詰居候。御意には、去年御國え御步行目付被指下御城下之樣子爲御見被成候所、あの坊主めか、坊主町にて七月十六日夜踊有之時、雁の模樣のゆかたを着中踊致候由御目付申上候。坊主、おとりは好かと御意被成御笑遊し候由。此節なとも外之儀は無御尋と申候。

【四六】　鑑照院樣御在國之時は、每日四ッ時御座之間え出御直々御夕御膳被召上、其後除之間へ被爲入、御高燭出候頃には必御出座遊し御家老、御相手番、其外裏判奉行、勘定奉行、町奉行、每夜之樣に御夜詰いたし御夜食も御座之間にて被召上、何も御目通にて御夜食被下候由。輕キ御用は御家老直々御座之間にて申上候よし。其頃御奉公致候老人の咄承申候。

【四七】　江戶より御下國之節橫山へ御名字の面々被罷出候へは只今は御下乘遊し候。鑑照院樣には何も之相詰候近處迄御乘輿遊し、態と御馬に召、何も御出迎仕候へはそれ〳〵に御意被成下候已後、御下馬遊し候由申傳候。御乘物にては御下乘不及被遊事、乍去召なからも御目見難被仰付候事故、態に御

馬に召候由申傳候。それも御馬上にて先ッ御意被成下、御下馬遊し候儀御意味の有之儀と申候。只今の山城被申候は、亡父中務申候は、是非御下乗被遊候と申儀にても無之よし一生咄候由被申候。湯澤にて淡路宅へ被爲入候節、門前に淡路被罷有候故御下乗遊し直に書院迄御歩行遊し候事は、又御乗輿も御免倒ゆへ也。然るに慈雲院様御入國之節、從圓明院様御傳書拙者被仰付淸書仕候其内に、淡路宅にては門前淡路被居候所にて御下乗被成、御先え被參候て御乗輿書院之庭まて被爲入候儀と有之に付、其通被爲召候處淡路家來共、屋形様には遂に門内御乗輿之儀無之由御膳番羽根石權兵衛へ申候を、今宮大學御家老にて御供故其段申聞候へは、大に腹立御斷可被成由申候を、漸々なため置候と權兵衛物語申候、尤之儀にて候。

【四八】天英公様御國替之後從權現様御拜領之御判物。

出羽秋田仙北兩所進置之候全可爲知行候也

年號失念　　御判

佐竹侍從殿

右之通にて候。台德院様大猷院様御代には御判物御改之儀御願被仰上候得共、所持之御判物を可相守由被仰渡御判物御改不被下候故、高辻鄕村帳も不被差上候御無高にて被成御座候。嚴有院様御代替之節、是迄高辻鄕村帳も不指上候間此度は御判物御改被下、鄕村帳も差上度旨御願被成候處、御判物御改ヶ可

被下候間郷村帳差上候樣に被仰渡候に付、御高三拾萬石之御願被仰上候所、是迄之御勤はいかほどの高にて候哉と御尋に付、役者配當金二拾萬石之格にて差出候と被仰上候得は、左候はゝ先ッ二拾萬石之格に被仰付候旨被仰渡候よし。右之通從權現樣之御判物は御無高也。台德院樣、大猷院樣御兩代御判物不被下譯憶には不相知候得とも、右之御判物之樣に結構成御文體餘國には無之、急に御書替も難被爲成御改無之とむかしより申傳候。扨拙者事、當公方樣御代替之時郷村帳御用掛被仰付罷登候所に承合候所、一郡一圓之文字は甚重事にて御國持ならては無之由。其頃松平能登守樣御老中にて、御判物御掛御勤被成候。右御用人田中藤右衞門物語致候。

【四九】 鑑照院樣御代まて、檜山は龜町外張と申候て御堀端斗侍屋敷有之候。御家中人數殖候に付、檜山へ新屋敷御取立可然と御家老相伺候得は鑑照院樣御意に、檜山は敵付に候間屋敷等は不及申、樹木にても植不申樣に天英公樣も御意有之候、萬一之時は御燒拂候はゝ御人數を御出しに可相成候間、屋敷取立候得との御意にて取立候由申傳候。

【五〇】 矢橋村はむかしは人家無之候、久保田、湊との間寺内村斗にて野間淋敷候間、山王之脇へ新田村御取立可然と御家老相伺候得は鑑照院樣御意には、見晴能、其上御城下近所にて候間末々は茶店にならんと御意のよし。只今は不殘茶屋に相成候。遠キ儀を御考遊し候由、舊キものとも物語致候。

【五一】 鑑照院樣御代、松前の蝦夷蜂起致津輕へ加勢被仰付候。御國へも御加勢可被仰付候哉との儀

にて專御用意被成候由。其頃金光主水軍者にて被召抱候、此者に御人數割、合戰之作法、御道具等之儀まて諸事任被仰付候。主水申上候は、御人數之指物一樣に遊し可然候、其譯は、他國の勢も入交候間、左樣無之候ては見知り無之由申上候。其段御家老とも御前え申上候得共、御家の御家來は、先祖にて忠勤を勵し御用に立候節さし候指物故、只今印を改候樣には難被仰付候。御家にては相印に袖印を付來候と申せとの御意にて、又御意遊し候は、あの軍法者は御當代近來被召抱候もの故、御家をいやなれは御暇申ものにて候、見透れぬ樣に心得候得と御意遊し候由。古來は藝者も不足に有之候哉、鑑照院樣御代には右之主水、大筒打遠藤傳左衞門、德雲院樣御代には今村喜兵衞、是は禮法者にて被召抱候得共、勝れたる軍者也。主水は補流、喜兵衞は信玄流也。山本道鬼流は源性院樣御代か、片貝彌右衞門迚道鬼流の能軍者被指置候、此者より野尻德兵衞傳受、右三流于今御家中にて學申候。此彌右衞門謙信流も一統學び、此流儀を御家中にて學ひ申候者も有之樣に承り候。其外唐傳と申も有之、是は瀧田友節と申牢人ものを梅津藤馬實父藤太扶助致置習申候。此流儀は有之哉否承不申候。經學は唯今は餘程盛に相成候得共、むかしは大學にても甚希れにて有之候由、それゆへ大事の父母の遺體をも火葬に斗いたし候。御國にて火葬を禁し土葬に仕、忌月には七日精進致候樣に相成候は簗田友齋と申もの、是は仙北六郷のものにて久しく京都に罷有、山崎門人淺見絅齋と申ものより學ひ罷下り講習致候由。此友齋、父祖を葬り先祖を祭る事なと敎導致候哉と奉存候。其已前歷々の墓所にも土葬希には有之候得とも、多く見得不申

候。近來に至り文物漸々にひらけ學問も繁昌仕候故、火化をきらひ申に至り候事誠に大幸に御座候。其外武藝も他所者を得に不及程に相成申候。

【五二】　鑑照院樣未ダ御縁組無之節、紀伊國樣の御姫樣を御縁組可被仰出旨御內意有之候。其節被仰上候は、家中より內々縁組致置候間縁組難致由被仰上、早々御國許へ被仰遣大身の娘とも御吟味被遊候得共、曲時御相應之娘無之候。南家の先祖美作娘戸村十太夫嫡子へ內々縁段を取組有之候得共、右之通に上へ被仰上候事只今難被仰合、不及是非次第故双方離縁にて御縁組相濟、是則光聚院樣也。翌年御歸國之上於御城御婚禮有之、江戸へ御登被成候由。御三家なとへ御縁組遊し候ては甚御物入に相成、御子孫樣迄之御難儀に成候儀と深く御斟酌遊はし候て之事と承申候。光聚院樣江戸へ御登之後も江戸女中は一人も不被召仕、皆御國より爲御登被成候由。古來はいつれの奥方も御簡易に有之候哉、政宗公(伊達)御下國前土井殿(其頃御家老)へ御見舞被成候得は、御留主にて奥へ御通奥方へ御對面之時、あやうと申老女御側に只一人針仕事を致罷有候。奥方被仰候は、來年迄不掛御目候間御暇乞に御盃事可致候、御吸もの拵上候へと被仰候得は、あやうか料理にて御吸物出、御盃事被成候由。菅原宗忍古キ事をいろ〲覺候て、圓明院樣へ右之御咄申上候を承申上候。又有時宗忍申上候は、往昔は挾箱只今之樣に結構に無之、板二枚之間に着用之物を服紗に包ミ挾ミ棒へゆはい付爲持申候。今之挾箱のはしめに御座候。四月朔日をむかしは綿拔の節句と申候て、綿入小袖の綿をぬき袷にいたし着申候。只今は下人共迄も袷を別に拵候樣に

結構に相成候。旗本衆之四月朔日登城被致同列衆へ之物語に、夜前妻に大きにしかられ申候。昨日此着物を着し勤に出、夜に入歸り申候。夫より取懸り綿を拔き候ゆへ、今朝迄に出來兼候はんとて大に腹を立不臥に拵申候。尤成事、散々こまり候よし被申候。只今は綿をぬき候て着候儀なとは恥之樣に覺候由申上候。物の開け候時は多くは奇麗に相成事故、時世に隨ひ候時は古風斗にも成兼候儀にては候へとも、分上不相應に奢つき、終に貧窮之餘百姓に科役をあて家中を扶助する事も得ならさるより、次第〳〵に非道之政も出、終に皆家を亡し國を失ひしほとの害を仕出し申候。然とも又儉約を專とするものは、分上不相應にても能キと心得、終には家中百姓之困窮難儀も苦に不致樣に吝嗇になり候。楚項羽は卯つふれとも不與と申きたなき心より、遂に漢ノ高祖に天下を奪れ申候。能キ程くらいと申は、分内の土地山川の出物をはかり一年の用を辨し、凶年には家中諸百姓迄も救ふへき備をなすは本法之政と可申哉。人君の直に御世話被成にも無之候得共、御一心に御領内之民一人も飢し候ては、人君之御役目立不申との思召さへ有之候得は、其思召則御家老諸役人の心と成り御仁政行はるゝ事也。去なから何程人君の左樣に深切に思召候ても、御家老諸役人奸佞の小人ともにては是又思召行屆不申候間、諸役人被仰付候儀國家を治るの大專務にて御座候。

【五三】鑑照院樣御代菅谷隼人と申者御奉公能相勤候得共、何たるゆへか御意に入不申候。然とも段々相勤候儀品々御用に相立、二三ケ度迄御加增被下大祿に被召立候。御加增被下候度每御意遊し候は、隼

人めは面の悪ィやつ故加増をやるまいと色々思へとも、奉公之仕樣甚宜敷故まけてやると御意遊し候由。此思召御家中を被召仕候處の第一の儀、誠に以御明君樣と奉存候。常體御慰之儀等には、至て忠節の者は御意に入候樣に諂廻り御機嫌を取らさる故、御用に立さるよふに見ゆるものにて候。常體御慰事の御用を能辨し候とても忠臣とは難申候、眞實に御奉公仕候者は不斷は御意に入不申とも御捨可被下事に無之候。人君は只是下を被召仕候處に御依估贔負無之、理非善惡を御あきらめ被召仕候へは何れも心服し、自然と御政事平均國家安全に相成候。いかほと御世話被遊候ても、下を被召仕候處において能人を御遠さけ被成、小人共を御懷ヶ被成候ては御政一も被行不申儀は歴々と諸書に相見得申候。然るゆへに一人役目を被仰付候とても思召を御立不被成、其頭々より人品を撰ミ申上候上御家老役人え了簡を御盡させ被成、とくと御吟味之上被仰付候得は、多くは違ひ不申候。此事故御家老役人御側相勤候者等、智惠分別よりは第一番に贔負强もの不被召仕候よふに致度ものにて候。人を擧候事は誠に難成事にや、神代にも八百萬神さへ目利違候事見へ申候、堯之時も衆議を以鯀を御擧候得共、末代迄も殘候程之無道のものにて御座候。右鑑照院樣之御意、人君の能キ御手本と奉存候。

【五四】　鑑照院樣御代、御座之間にて御家老御相手番抔御相伴被仰付候節　御菓子は一重にて御家老へ出シ夫レを直々御相手番へ廻し、殘り候得は御小性拜領いたし候。有時初心成御相手番末座に居、其御菓子重大小性の方へ遣候。其時大小性芳賀七之丞と申者詰合其御菓子拜領仕候得は御意に、それは小性

ともの拜領する筈いかゝ拜領致候哉、きたなきやつと御呵也。七之丞右之御意を承り、いかゝ存候哉其御重をしたゝかに突出し候ゆへ、御座敷中へ御くわし飛散申候に付、御茶道罷出拾集仕廻申候。其後下筋へ御渡野に御出被遊候時七之丞御刀番被仰付御供致候。其頃世間にては、當座に御呵無之候故いつそは御咎メ可有之と申唱候ゆへ、今度之御供は御手打にも可罷成と覺悟致、一家共と暇乞の盃事致罷立候。久保田御發駕の日艸生津川御鷹御遣ひ遊し、御仕置場之近處にて御床几に召御たはこ被召上、七之丞を召し御刀を上候得との御意也。御鷹野先にて御刀御指被遊候事無之、是は此所にて御手打に可被遊との思召と存候。御刀を差上迚は、事に遊しよき樣にと存頭を指延畏居候得は、是へ寄れと御意ゆへ猶襟を差延御前近く寄り畏居候處、おたはこ盆の御引出より御切銀兩之御手へ一はい御取、七之丞へ被下置候。奉頂戴夢の覺候心地にて、餘り難有腰も立兼候由。其頃世間にては、殿中にて恥を御あたへ被遊候被仰譯と申候て、殊之外難有奉存候よし申傳候。

【五五】右に記候御切銀と申は、昔御國一國灰吹上銀をたかねと申ものにて切砕キ遣ひ申候。是は正眞の銀也。德雲院樣御代元祿銀御吹替之時被仰上候は、御國にても右灰吹上銀（是は御國にて極印銀と申候）通用被相止元祿銀に御改被成候。是は古來は御領内に銀山多く有之、山出し之上銀之儘御國中通用致候所、次第に山々衰へ出銀は無之、右上銀他國へも自然と出候て不足に相成不通用故、元祿銀に御改被成候。

【五六】天英公樣御召仕之女中は蚯川村の御休に被差置候由。鑑照院樣御召仕之女中は御城内に被指

置候得とも多門御長屋之内に被指置、御錠は御自身御明ヶおろし被遊、其御錠は御巾着に御入御不斷之御帶へ御付被成候よし也。御召仕は御家中より被召出候も有之、又は京都より御下シ被成候も有之候得共、江戸にては不被召抱候由承傳候。惣て御屋敷之儀他所にて評判致候は、何事にても大かた奥の女中の口より出申候。況御召仕等に被召抱御意に不入御暇被下候ては、猶御隱密之儀迄相知候事にて候。ヶ樣之故か上方御大名にも不限、京都より今以御下シ被成候事有之候。是は御子孫樣御相續之儀に候間御召仕は有之筈に候へとも、御大名樣方之御樣子承候に、御召仕之心入其儘うつり候て御行跡も不宜樣に相聞得候儀も有之候。御政治之根源に相掛ル事にて候間、御召仕に召抱候は至て御吟味可有之事と存候。

【五七】 日本は九州之方より段々開候樣に日本記なとに見得申候。方位にて申時は御國なとは北方の果にて御座候ゆへ、物の開ヶ候もそれほとの違有之候哉、鑑照院樣御代迄は、御家中之面々も多くは無筆同然にて有之候由、さるほとに文物のひらけ候樣に被思召候哉、三宅道的先祖道的へ願次第書物御調被下、京都にも久々被指置學問致候由。それゆへか只今も道的處には唐本なと珍敷書も有之樣に承リ候。道的京都より罷下り候節登城仕候得は須田伯耆御家老申候は、はる〳〵京都に居候間四書なとは讀可申と申候ゆへ、成程よみ候と答申候。其内式目抔は中にも讀候哉と申候由。其頃迄は歴々の者まて論語、朗詠、庭訓、式目を四書と覺候由、老人とも物語也。日本人皇第一代神武天皇の御宇、唐にては周平王の

代に當とやらん申候。天地の間如是にひらけ候事も遲速有之候、同し日本之內にても奥羽の邊は遲く開ヶ候樣に見得候故、文物諸藝又は產物、百姓之稼穡迄も上方筋と違ひおそく開ヶ可申事にて候。唐にても胡麻は食物にも藥種にも至て結構成ル物にて候得共、漢ノ張騫とやらか胡國より持來候故胡麻と申候由。本草綱目を見申に、本經之藥種の數と、夫より增補致候數とは格別之事にて候へは、ものゝ開ヶ申事は一度には無之事必然之事にて候。日本にても木綿なとは百年はかり已前に綿の實渡り作初候由、古來は麻苧の粗皮を以布の綿と致着候故、賤キものゝ着用之綿入を今も布子と申候由。御國にても、植物の土地にあわぬと斗可申事に無之候、雪國ゆへ冬の作は成兼候得共、秋迄に出來候物を土地に合兼候半と一概に可申事に無之候。稼穡の道に功者なる者先達敎候はゝ、自然と百姓之產業廣く益を得可申候。

【五八】御國にて近年迄盆中內町外町共に踊有之、盆中挑灯も御免にて往來挑灯なしの處、天祥院樣御代櫻田兎毛と申者、手形谷地町にて踊の場におゐて人をあやめ御追放被仰付候、其節より踊御停止被成候。鑑照院樣には、盆中踊無之町有之候へは、いかゝ致踊不申哉と御不審有之に付、何の町にても踊有之由に候。

【五九】御代々樣御入部之節、御町より御祝儀として踊を仕組奉入上覽候。天英公樣御代踊上覽之節、上通町の踊の小謳に、爰は殿御の墓所と申章歌有之、右之御過料に御賄之宿を町役に被仰付、家を二階

造りに被仰付候由。鑑照院様御代能代へ御渡野の節踊上覧之時、山方杢之助其頃能代奉行にて候、素袍に立烏帽子着し唐團を持、踊子の先拂を致候よし、古風なる事にて候。

【六〇】佐竹美作光聚院様の御實父なり病死之節鑑照院様御意に、存生之內御心易被成候はゝ我儘可致哉と思召候に付、染々と御言葉を不被下候、病死不便也と御意被成候よし。御意味之有之儀と奉存候。又多賀谷古左兵衛其頃御家老病死之節は、片腕をおとされたりと御意被成候由。御家老にはヶ様に實に御賴母敷大切に被思召候事也。東家並御家老病死之節被爲成候事も、御尤成事にて御座候。

【六一】御代々様共に、御紋付御羽織は御家中の面々へむさと拜領不被仰付候。鑑照院様には御羽織可被下と思召候得は、其御羽織被爲召御出座之上、御脫被遊御手自被下置候由。中にも香色の御羽織とて鳶色の御羽織は、御大切に被成候由申傳候。

【六二】鑑照院様御代迄は月番之御家老宅にて御用承候、此節は御家老一人へ小身のものより御用人と申を二人宛被附置、此者とも御用之取次仕候、此者每日御家老宅へ相詰候て勤申候。御家老同役寄合は會日を定メ會合御用談有之候由。德雲院様御代に至、右之趣にては御用之取〆り無之と被思召、御晩年に至り御會處御立、御家老不殘並役人不殘相詰、諸事一同に評議仕候様に被仰付候。其節御用人を被相止副役人と申を被仰付、今の御用達役之務候事を相勤申候。圓明院様御代御會所を被相止御城中へ御用處を被立置候儀は、德雲院様御會處御取立之節御城中にて御用相達候様にとの思召之處、場處無之

御會處御立被成候て、德雲院樣之御思召に御基き御城中へ御遷被成候由被仰出候得とも、德雲院樣右之被仰出は、御城中に是非御立可被遊思召候得共不相聞候、御家老とも宅にて御用承候故自然と御用も取しまり不申、第一日々會談無之ゆへ自然と我儘も有之に付、御家老諸役人一同之評議の儀を思召候て之事と相聞得申候。御城中へ御遷被成候には外に譯も有之樣に被存候、それゆへ御晩歲には又々御會所へ御引返し之儀被仰出候。

【六三】 鑑照院樣御代迄は度々御軍割も有之候由、其後天下太平に成、ヶ樣之儀も御改無之樣に相成候、折角有之度物にて候。左樣に候時は、御家中武具等も自ら無油斷貯可申候。

【六四】 德雲院樣始て御目見得は嚴有院樣御代かと存候。御目見得之節御意には、修理大夫にはよい子を被持候と有之、立て見せとの御意にて御立遊し候得は、年よりは勢も高き也、後。へむいてと御意にて後。向遊はし候由。鑑照院樣御禮被仰上候節も、よき子を被持めてたき由御意有之候。今はヶ樣之事もなき由、德雲院樣ひたと御意遊し候由。御歸國御暇御參府御禮之節公方樣御意被成下候節も、御叮嚀上意被成下難有思召候段、御老中之方へ御向被仰上候事にて候。是さへ今は始終能被仰上候御方樣も無之哉、大御所樣御代上意被成下候はゝ、聢と難有由御請被仰上候事に候所、近年は拜伏いたし候迄にて候。何も難有由被仰上樣にと從御老中方被仰聞候儀は、圓明院樣御代近年之儀にて候。此節被仰上候御口上之儀、御同列樣方被仰合候儀御咄にて承覺罷有候。常憲院樣御代松平美作守樣へ被爲成候

節、德雲院樣御勝手へ御詰御能被遊候時、於御前御酒盛之節御叮寧に御意被成下候節も、御機嫌能御能被仰付難有思召候旨、殊に源治郎幼年に御座候間、私長生仕萬々歲御奉公仕度旨被仰上候儀承り覺申候。

【六五】　德雲院樣御代元祿年中、淺野內匠頭樣御家來大石內藏之助を始四十七人之者、吉良殿へ仕込御亡君之敵を討候。其砌御旗本衆御振舞に御越敵討之噂有之、誠に忠臣也とて譽被申候所德雲院樣御意には、手前家來共は田舍ものにて不斷之取廻しは無調法に候へとも、主人を大切に存候事は內藏之助なとに劣候者無之との御意、御陰にて何も承難有仕合に奉存悅ひ候由、其頃御奉公仕候者の直々咄候を承候。君か一日の恩に妾か百年の命を殞と申も、人臣の君に事へ奉るたとへ也。人君の下を被召仕候には御一言之下に身を殺し、御一言の下に君に向て弓をひくよふに相成申候。是ゆへに孟子は、臣をつかふ道をくれ〳〵被仰候、古今家來を疎にして身を殺され候衆中、諸書に歷々と有之候。

【六六】　德雲院樣御政事を甚〻御苦勞遊し、刈和野の近所川筋惡敷成候儀等も御世話被遊、江戶御上下之每度川端を御步行遊し御覽被成御指圖等遊し候由。萬事御世話被成候思召より百姓之事を御苦勞遊し、御小性頭小野四郎左衞門、御膳番牛丸六郎兵衞被仰含、御代官杉山善左衞門と申者へ御領內百姓之御仕向之儀を御尋、段々存寄をも申上候て結構成事にて有之由。此段最初より御家老へ御相談無之儀を御家老甚腹立いたし、私共御役不相立旨申上、畢竟右三人之ものとも無調法に相成切腹被仰付候。中

々以死刑に被仰付儀無之候得とも、御家老餘り我儘成事のよし其頃申唱候由。御政事之儀御家老へ御沙汰なしと申儀は本トより無之筈ゆへ、假令御意にても、此儀は四郎左衛門、六郎兵衛思慮仕申上樣も可有之處、無其儀段は無調法に無之とも難申候得共、けやけき事にて候。

【六七】 德雲院樣御代奥に相勤候女中之內に、御城の御女中へ御由緒の者有之候。それより一位樣へ御心易ふりに相成、御內々より御姬樣方御拜領物も有之、または御獻上物も被成候樣に相成、段々御親敷相成候儀相聞得以之外御首尾惡敷、松平美作守樣御賴漸御首尾宜相成候事、大嶋小助日記に相見得申候。圓明院樣御代にも、奥に相務候野嶋と申老女養子の醫師の方より、御城御女中秀小路とのと申衆へ手寄有之由にて餘程御手寄も出來申候處、無益之事に相極〆其後相止申候。ケ樣之儀は何れ之時にも可有之候。大御所樣へ相勤候妙鏡と申比丘尼へ、所々より御手入有之候。此妙鏡、淨圓院樣御守本尊を上野へ安置仕度之願申上、御上よりも金子少々拜領仕御老中方、御側衆など勸進致、上野の鐘撞堂の脇へ御堂を建立寶光堂と號し、堂守に一妙と申出家を被付置、御城より參詣之女中方の休所の樣に致し候。御手入被成候御方は密に此一妙に御賴、出會も有之樣に承候。曾て御願成就之儀不承候。前條にも相記候通り何角に付女中は油斷之不相成ものにて候間、御奥にて被召抱候はゝ至て御吟味可有之事に御座候。源性院樣御隱居被遊候儀も、土屋相模守樣御老中より御內意有之候も、濱町に相勤候女中、御いさま被下候已後土屋樣へ御奉公に相住、色々の事を申上候より事起候由、其頃專申唱候。後鑑之ため此段記

置候。

【六八】　乾德院樣御元服之時、御舊例之通北家加冠之役相勤、其頃之左衛門江戶へ被罷登候。御祝儀之日御客有之御規式御見物之時、德雲院樣御引合にて御客方へ左衛門御知人になられ候。其時御客方へ德雲院樣被仰候は、治郎なとも左衛門申儀は背候事不相成家にて候よし被仰候。御家臣を厚く被思召候儀何も難有奉存候由、其砌勤候もの物語承り候。

【六九】　德雲院樣御代には御鷹野御供に常々東家、又は御家老の嫡子なと被召連候由。天祥院樣御代にも、當壹岐守樣御供被成候時拙者共も同然に相勤申候。圓明院樣にも鶉野御勢子には引渡、廻座之歷々も被召連候。慈雲院樣御在國之節御用有之立歸に罷下り候、此時御鷹野御供に罷出候時も山城、御家老共御供に被召連候。ケ樣に御近く被遊候へは御親ミも格別に相成、其人物も御存知被遊候故と存候。

【七〇】　德雲院樣御代まても奧の御住居御簡易に有之候所、乾德院樣へ紀州樣より御婚禮已後甚御手廣に相成候よし老人とも申候。當屋形樣御緣組御相談之始りに、表坊主組頭太田長作（今之長作親、御頭方へ御心安く罷出候ゆへ也）內々加賀守樣より御賴にて御屋敷へ罷越、拙者御用人之節逢候て其段申聞、段々御相談有之御熟談に相成候。細井古佐治右衛門樣御頭方へ御心易候に付、當分表立御廣メ無之候得共、御頭方へ御見舞御悅被仰候樣に被成度旨內々加賀守樣より申來、佐治右衛門樣御勤被成候。此砌佐治右衛門樣拙者へ御物語に、能御舅樣を御取被成候、何とぞ御家の御風儀も、加賀殿の御家のよふにさき〳〵相成候樣に致度候。

百萬石に候得とも江戸にては、御家の御納戸役、御小性なとゝ申樣成御近習にて勤候者は七八人ならて無之候。夫故何も障なく勤候由に候得共、それほとに不斷殊之外もやすく勤候樣に被召仕、宛行も宜敷よし。先達も廣德寺へ御越之節相伴に參候。大檀那故御成之樣にて、たはこ盆迄屋敷より取よせ候と申候。不斷之おたはこ盆參候と申候故見候得は、銅の差渡し四五寸斗之手斷之丸キ火入へ、きせる一本添候迄にて灰吹も無之候。是は利家の（御先祖なり）時よりのたはこ盆之由申候。ケ樣に古格を守候家は日本に稀にて候、それゆへ御身代も御持崩なく候。其元なとも心懸候て、御家もあの御風俗に成候樣に被成候へと被仰候。誠に感心仕候事にて御座候。

【七一】此方樣むかしの御拜領御屋敷は、神田にて鎌倉かしの御屋敷と申候、是は御上屋敷也。酉年とやらの大火事之時（是は鑑照院樣御代なり）御類燒之節被指上、其御代に池の端之御屋敷御拜領のよし。是は寅年（五十年餘以前）御類燒（德雲院樣御代なり）其後暫鐵炮洲に御屋敷有之、其後今の御屋敷を御隱居屋敷に被成候由。其以前は淺艸之御屋敷を御隱居屋敷に被成、乾德院樣御婚禮も淺草御屋敷也。深川之御屋敷は、今の野本利右衛門祖父百姓にて屋敷持にて候を、鑑照院樣御貰被成候（直々利右衛門被召立御やしき守に被成候よし）梅田村之御屋敷は、岡道琢と申醫者之屋敷を德雲院樣に差上申候。今の中御屋敷は西ノ方は壹岐守樣の本御屋敷にて、東ノ方半分程此方樣之御屋敷にて、是を西御屋敷と申候て壹岐守樣へ御かし被指置候。二十ケ年斗已前壹岐守樣之御やしき被召上此方樣へ拜領被仰付、淺草御屋敷之内にて、只今の壹岐守樣御屋敷を御替地に壹岐守樣へ御拜

領被仰付候。日暮里之御屋敷は水戸樣之老女中の屋しきにて候を、天祥院樣御代御買上に被成候也、御鷹野之御さわりに成候間、樹木を伐拂候樣に先年屋敷改役衆より被申渡候得共、永壽院樣被成御座候ゆへ園薄く不相成旨被仰達、其儘にて有之候。さき〲立家取毀、明屋敷に成候はゝ伐拂可申候由御届候て相濟候。右之趣故永壽院樣は日暮里に被成御座候分也、重て之ため此段記置候。京都柳の馬場之御屋敷は、天英公樣御代二度御上洛有之、後の御上洛前御買上被成候よし也。御上洛之時は、御屋敷之近所八町程町々下宿に被相渡候由、山下惣左衞門處に古キ書物之内に書付有之候。深川、日暮里、梅田、京都之御屋敷は御抱屋敷にて役銀出申候。

【七二】　年頭御禮引渡之面々へ御盃被下候儀、元日二日と一番座二番座に御定被成候に付、年頭盃酒記と申書もの有之候。是は誰か書候哉、古來御傳來の御記錄に無之樣に承傳申候。一番座二番座は甚意味の有之儀と奉存候、一番座之面々列座之時は一番座上座のよふに心得候も可有之哉に候へ共、左樣ならは東家は小場の下に列し可申哉、是は甚いはれなき事と存候。

【七三】　德雲院樣御代に至り候ては御國之產物ち次第に相減し、其間大飢饉も有之、御上にも御財用向甚御逼迫、並百姓とも迄及困窮御借銀夥く相重り候故、御國之儀殊之外御苦勞に思召、御政事之儀每夜之樣に御夜詰已後御自身御書物被遊、御痰血を御吐被遊候程にて有之候由。右御書物を、横手にて御逝去之時梅津半右衞門御家老之節御納戶役へ申渡爲取出、火失致候由赤津九左衞門祖父平馬物語致し候。

誠以殘念なる事にて御座候。

【七四】 闐信公様には六郷にて御逝去、天英公様は江戸にて御逝去御尊骸其儘御下國、鑑照院様は御國許、徳雲院様は横手の御城にて御逝去、乾徳院様は江戸にて御逝去、右之御代々様御火葬にて、御遺骨は高野山へ被爲入候由申傳候。

【七五】 鑑照院様御代迄は火の御番御勤無之候。徳雲院様御代はしめて御務之節は矢藏之由。是はむかしの御米藏にてやけん堀の邊に候處、其後只今の淺草へ御うつし被成候よし承傳申候。

【七六】 徳雲院様火の御番御勤候節、水溜桶へ香圖御紋御付被成候。大目付衆へ御留主御呼被成候故下山田新五郎罷出候へは、水溜桶へ何方にても家紋御付被成候、御家にて香圖御付被成候儀はいかゝの子細有之哉と御尋に付、新五郎罷歸其段申上候得は、此方之紋は桶鉢なとへ付候紋に無之由答へ候へと徳雲院様御意にて、其形御答致相濟候よし。其時俄に御馬の御鞍なとへ香圖爲御付被成候由也。實は香圖は定たる御替紋に無之様に承申候。

【七七】 天英公様御代には、江戸にての御勤に對御鑓、御長刀、金御紋御挾箱爲御持被成候、御道中も數御道具二三百ッヽのよし。其後御謙退被成御持鑓も二本に被成、金御紋も御長刀も御止被成候。御道中數御道具も百五十に被成、角館、湯澤も古城御崩被成候、大館、横手斗り枝城御殘し被成候由にて候。

天祥院様御代秋元但馬守様へ其頃御老中御用御賴御内意御聞合にて御長刀御願被仰上候筈之處、其頃の御用御賴

の御先手松平甚三郎殿右御願書御持參の筈の處、御老母死去にて相延候內天祥院樣薨御、有章院樣御幼年にて諸御願不被爲成趣に成御延引之內、亦薨御に付御願相止申候。圓明院樣御代其形段々御用番松平左近將監樣へ御願被成候處、御中絕之儀故難相濟之由被仰渡候。御中絕にて不相濟儀とは不被仰渡候間御見合、御時節能候はゝ御願可被成儀に存候。古來金御紋御挾箱爲御持被成候驗とて、只今も御參府御當日御老中方御勤には、金御紋之御挾箱爲御持被成候。

【七八】乾德院樣御在世之節、虎の皮之御打懸御かけ被成候ても苦しかる間敷やの儀德雲院樣へ御伺被成候へは、惣て御家にはヶ樣之儀御遠慮被成候儀曾て御格無之候間、御勝手次第御懸被成候樣に御指圖有之御かけ被成候由、慥に承罷在候。併圓明院樣少將御昇進之砌、虎皮御懸被成候樣に致度存本多中務大輔樣へ右の儀等取合御內意承候處、難被爲成事之由御挨拶也。是は能御聞合候はゝ可相濟儀かと存候。江戶御勤之節御長柄も元來は只之御傘に御座候處、拙者とも御刀番之節細井佐治右衞門樣御賴仕、御目付衆之方へ承合不苦趣にて爪折御傘に致候。又御供鑓も無之處、是も、三本爲御持之儀拙者共御刀番之內に相極〆申候。御法事等之節長柄御輿に被爲召候儀も圓明院樣へ御伺申上候へ共、是は御聞濟不被遊、京都には御上洛之節被爲召候御輿于今有之候。

【七九】拙者共覺候頃迄も御席觸大目付衆より不申來候。たとへは二月十五日なと日光御鏡開にて式日之御禮相止候節なとは、明十五日式日御禮無之候、可被得其意之旨御用番御老中方より御留主居、た

とへは誰殿、酒井讃岐守、如此之御切紙至來致候。御國使者登城之儀等も右同斷御切紙にて申來候處、水野和泉守樣など御老中之節、始は大御目付衆へ御觸分之樣にて御觸之處、今は御格に相成候。

【八〇】　御國繪圖正保年中始て公儀へ被指出候節は、御國許へ出羽一國之御繪圖本被仰付、米澤を始〆御領主方は不及申御代官所よりも繪圖御國へ御取集、出羽一國一枚繪圖にて被指出候。元祿年中までは三ヶ度被差出候内、元祿年中は切繪圖にて御銘々より上り候由承候。正保年中之御繪圖に下筋之森吉山を南部殿の御國境に御書上候、此儀甚相違成事にて候。此森吉山御境目に成候へは、比内は無殘南部領に相成候、決て御府内之山に極り候得とも、其頃南部の山役人と立會、切繪圖へ互に印形取かわし候由也。近來大御所樣御代諸國見當山御吟味被仰付候節、御國之見當を引候にも慥に御府内の山に候。依之御國繪圖御改正之儀を圓明院樣御願被成候。但先年書違候とは不被仰上、先年より度々御屋敷御類燒舊キ書付等も燒失、國繪圖も不分明に付御改正被成候との御願書、御用番松平左近將監樣へ被指出候處、御願之通御改正可被仰付候間、本の繪圖へかぶせ繪圖に致差出候樣に被仰渡候處、其後先當より御改被成間敷候由被仰渡候。古來はケ樣之儀不委候哉　高辻鄉村帳も鑑照院樣御初年迄御無高にて、御勤之節右帳面被指上不申候。嚴有院樣御代はしめて被差上候節、御帳面急に出來候由、夫ゆへか村名書違、文字之違、又郡違等にて被指上甚不埒に有之候。御代々樣公方樣御代替之節、圓明院樣御代此段御願可被成との儀にて拙者一人右御用掛り被仰付、本多伯耆守樣寺社御奉行にて御判物御用掛り御務被

成候。伯耆守樣へ相伺候所、數十ヶ村之儀にて入組候事、殊に古來より是迄本帳にて相濟來候。重て御願は格別、此度は古來之儘にて先ッ被指上可然由にて兩度迄御返し被成候得とも、押返し三度申上御願之通御改被成候。其節郡違之村も有之候に付御勘定所にて被仰渡候は、國繪圖有儘に相認、郡違之村付直し指出候樣に被仰渡候。此節森吉山を御府內之山に被相改、御繪圖を御勘定所へ納置申候。此砌自然御不審有之候得者拙者甚迷惑に及儀に候得共、此時御改不被差出候ては先年御願之規模相立不申に付、右之通相納申候。

【八一】圓明院樣御代南部修理大夫樣より本光院樣御願にて、御代々御隣國にて御出會無之事御氣之毒に候間、御心安御出會被成度由被仰遣候。是は松平肥前守樣之御奥方樣は南部へ御出被成候、其御由緖にて御賴也。圓明院樣御答には、譯有之御出會不致事にて候。乍去御念之御事に候間、表立御先手衆を以被仰遣候はゝ相應之御答可致候。御女中樣之御取持にては難相成由被仰進候に付、小野次郎右衞門樣を以修理大夫樣より被仰進候、御相應之御答にて其後御出會も有之候。是は鑑照院樣御代、南部と御境目之御評論有之此方樣御利運に相成候、其節より御不和の由。又一說に、天英公樣御代には、南部之御先祖にて横手山內を御通江戶へ往來被成候。江戶にて被仰候は、秋田に蒼の弟鷹出候得共義宣秘藏致獻上不致候と被仰候より、御領內を御通し不被成、其頃より御不和とも申候。是は不慥說かとも存候。德雲院樣御代龜田とも御境目御評論有之候、是も此方樣御利運也。右御國繪圖御改正之御願、鄉村

帳御改之御願、御境目御評論等之儀は境目奉行預也。

【八二】 御領内之國社と申は保呂羽神社、波宇志別神社、添川神社、此三社にて候。（日本にては一國之惣社、一郡の惣社有之由。然る時は御領内に國社は一郡一社づゝ六社有之へき事、三社有之事いかん。）御家之御氏神は山ノ手の八幡宮、是は義仁公樣鎌倉の若宮八幡之御繪像を御寫し遊し（義仁公樣は御繪をよく遊ばし候）御勸請被成候と申候得とも、靏と申宮守の女へ密々被仰含、義仁公樣之遊し候御繪像は鎌倉へ御納、御本尊は此方へ御取遊し候とも申候。今以八幡の御守とて神女にてもなく、靏と申女代々御扶持被下勤居申候。此女之先祖鎌倉より參候儀實說之由申傳候。常州太田の御城迹にも馬場之八幡とて、于今所之者共祭禮致候由申候、是則むかしの御社之地也。新羅明神の御社は德雲院樣御代御勸請被成候由なり。

【八三】 天英公樣御代には院内銀山繁昌にて千枚まふと申候由、是は一日に銀千枚つゝ出候と申事を申ならわし候。それゆへに御本丸之御金藏には金にて御貯入處も無之ほとに有之、銀の納り候節御臺所に御銀箱積候て、ねだ折れ候事有之候由。已に鑑照院樣御代に至りては諸山衰御入銀減少致、偏に御出し被成候故御勝手向段々惡敷相成、御家中より知行高百石に付銀四百目ツヽ御借被成候。德雲院樣御代に至り猶以御勝手向御逼迫遊し、京都、大坂に夥敷御借銀出來御幕方不相成候付、御家中にて御借銀引受之儀も有之由（德雲院樣御代御家中より御借高は四ケ一迄御かり被成候。）天祥院樣御代に至り御勝手向段々宜敷相成、御家中指上高四ケ一より六ケ一に被仰付、既に無殘被返下候際にて御逝去遊し候。其頃は御藏に餘程御貯金も有之候

所、御返濟方と申儀始り候て無殘被指出候。已後御軍用之金とても無之樣に相成候。圓明院樣御代始將軍宣下御振舞、天祥院樣御逝去に付御吉凶之御入目、御婚禮、幼體院樣御婚禮、御家督間も無く御屋敷三ヶ度迄打續キ御類燒、彼是打續候御物入有之段々御勝手向御不如意に相成、又御借銀相增、御家中より數年半知被借置御家中困窮、自然と百姓ともへ無心を申懸候樣に相成候內、近年打續不作上下甚敷困窮に相成候。慈雲院樣には古來莫大の御借高無之御暮方御相應に相成候處、近年半知まで被召上候ても御困窮被遊候儀深く御不審に思召候、御尤成儀に奉存候。古來は山川の出物宜敷御座候所近年相衰、只今にては銅山之外御材木少々出候得共、是とても尺々敷儀無之候ゆへ自然と御指支に相成儀に存候。去ながら上之思召さへ御丈夫に被成御座それ〳〵の役人を御撰被遊被仰付候時は、卽上之思召を請奉り相勤候ゆへ、御家中、百姓町人迄も豊に、御勝手向も自ラ御心易可相成儀に御座候。兎角御領内の産物は少しも餘計に出候樣に御仕向被成、御暮方之御入目は減候樣に被成置候儀肝要之儀と存候。右產物之儀は第一耕作之儀と存候、右出物之儀を是迄之通被成候ては、自然に御家中並百姓町人迄も猶以及困窮可申候。然ゞ時はいかほどの御苦勞出可申も難斗深くいたみ申候。乍憚公方樣御勝手向も、常憲院樣、文祥院樣御兩代天下一統奇麗に相成、上之御勝手向甚御指支之處、大御所樣被爲入御世話を以、只今は江戸、大坂、駿府、甲州等之御藏に置所も無之程御金有之由申唱候。其間品々之御手段遊はし候儀は何れも見申通にて候。

【八四】 乾德院様被召仕候御小性之内二人御意に入不申、御取替被成度由其頃之御小性頭國安半兵衛へ御意被成候。半兵衛申上候は、何之無調法も無之處御取替被遊候儀いかゝと奉存候。惣て大勢之御家中に候得は御意に不入者も數多可有之候。別て御國者は取廻も思召には叶申間敷候へとも、左様に御心儘に被遊候ては御奉公仕候者安堵無之由申上候得は、尤之由御意遊し其儘被召仕候。其後岡半之丞江戸へ登り候節半兵衛申候は、御小性之内二人不入御意もの有之候、被召仕候處に御隔テかましき事有之哉、氣を付見候得と申候故いろ〳〵と氣を付見候得共、何れ之御小性に候哉一圓見分無之一統に被召仕候儀難有思召、御長壽に被爲入候はゝ誠以御名將に可被成御座處、殘念之由物語致候。又御國へ御下りり之節も出シ御書院へ被爲入候得は、御家中にて屋根ふしん體の輕キ普請仕候ても御悦被成候。況や新ふしん等所々に有之候得は、甚御悦遊し候由も半之丞咄申候。

【八五】 圓明院様御意遊し候は、御登城之時御大名方に何角御世話被成候方も有之候。御普代衆は向々御役も被勤候事ゆへ、取廻し利發に見得候は御役人かたきにて見能く候。御國取は格別之事ゆへ、人に世話をやかせ御聞合御勤候ほとか却て見能キもの也。御國取之世話過たるは、小身らしく見苦しき物也。惣て御國之御仕置筋も野末山奧迄も御自身は得ならざる事、餘り智惠有過て家老の云ふ事も用ぬよふなるは智惠のなきに劣也と御意遊し候。御政事向之事も甚御苦勞遊し候得共、御家老と御相談なき事は御執行遊したる儀無之候。

【八六】　慈雲院樣御在世之時、大御所樣御代御轉任御兼任之御祝儀として能興行可致哉の旨、松平兵部大輔樣、松平大膳大夫樣、細川越中守樣被仰合松平左近將監樣へ御見舞御伺被成候所、（今年圓明院樣御在國なり）追て御答可被成との御挨拶にて候所、其頃越中守樣爲御對客左近將監樣へ御見舞之時、御勝手に能御興行被成候樣に被仰候て御兩所樣へは曾て御沙汰無之候。此段御兩所樣甚御腹立候て、被仰合左近將監樣へ御越被成御對面三人同樣に相伺候所、越中守斗へ御答有之拙者共へ御沙汰なき儀承度旨被仰候に付、左近將監樣御挨拶餘ほど御難儀被成候由。其年の秋御能御用として拙者立歸被仰付罷登候。十月朔日中御屋敷へ罷登候得は慈雲院樣右之儀御意遊し、扨兩人衆之仕方は尤に候哉と御尋被遊候故、乍憚私は御尤とは不奉存旨申上候得は、御前にても左樣に思召候由御意にて、又御意には、當時御同列之御方には御年若斗りにて、殿中にて何ぞ被仰合候事有之時は御前の御了簡御聞合有之儀多分有之候得とも、拙者儀は御末席に着候故中々以了簡可申樣無之候。何分御相談には泄レ申間敷といつも御答合遊し候由御意遊し候。御尤成儀にて候。此段前條之圓明院樣御意と御意味合御符合被成候。

【八七】　例年御參勤御供觸、三十ケ年已前迄は大方前年の霜月頃被仰出候所、近年に至り指上高御割合等之御損益有之、遲く御供ふれ被仰出候ては在々へ申渡等おくれ候故、七月末八月中被仰出候也。御家老より此儀及御伺候得は、先ツ御供之御家老は御直に御供被仰付候、夫れより御供之御用人、御膳番、是は御家老御意を承直々申渡候。御用達役は御家老中御伺之上申渡候。其外は右三役御供觸御用引受相

勤申候。只今御供ふれ御時節はやく相成、御供被仰付候面々も引立用意に勝手能御座候。

【八八】役儀被仰付候儀御家老被仰付候節は、誰可被仰付と思召候旨東家へ御相談遊し候。其外表方之役人被仰付候節は御家老へ御相談、御側之役々は思召を以御家老へ被仰出候。御家老存寄も有之候得は申上候儀も有之候。

【八九】德雲院樣御代大嶋小助は御小性頭にて御內外之御用被仰付、思召他に異り候故か、御側歷々も小助に對し物も申惡きほどに有之候由。其頃根岸惣內も御小性頭相勤候、小助餘り出頭仕候ゆへ勢を押へ候心歟挨拶不宜候。此段賴母敷被思召候哉兩人共首尾能被召仕候由。權現樣三州に被成御座候節之御家老人品一人限りに有之に付、其頃落書、佛高力鬼作左とちへんなしの天野三兵と申候よし。御大將御家來を被召仕候御意味合可有之哉と存候。

【九〇】天祥院樣御代までは御政事筋東家へ御相談無之候、圓明院樣御代に至り御家老共相談致候樣に相成申候。東家は御床机代りと申傳候故、御家老同役之樣に常體御用相談致儀無之候。御家老職之儀に付何そ被仰出候儀有之節は、東家へ御相談有之事なり。鑑照院樣には御急病にて御逝去遊はし候、其節古山城登城御座之間上段之角の御柱之根に着座、御家老は例の坐に着座、御相手番も同斷。其節御家老多賀谷左兵衛中座致、澁江內膳其砌御相手番にて詰罷有候を中座へ呼出左兵衛申渡候は、山城殿被仰渡候は、今度御不幸に付御跡目御願江戸へ被差登候間、早々可罷登よし申渡候由。ケ樣之格合にて只

今は混雜之樣に相見得申候。

【九一】 古來は大館、横手にも久保田同格に御仕置場有之候て、死刑も久保田へ相伺不申執行候由。六七十年斗以前より久保田之外は御仕置場被相止候、御尤成〃事也。大御所樣には、指極りたる罪人にても咎の次第を御自身御糺明有之候由。扨又所預之面々は勢を不被貸下候得は所之支配不相立候、然とも餘り勢に乘し候へは我意出候事にて候。

【九二】 古來より正月四日は御初野に太平へ御出遊し候。常州にても四日に東の方へ御初野被遊候御舊例之由也、是は御出陣之御祝儀と申傳候。近來迄御供之面々色々の道化候裝束もいたし候。圓明院樣御初代迄太平へ御出被成候、其後添川之方へ御初野之事も有之候。近來御病身に被爲成御出は相止候得とも、二ノ丸御馬場へ出御也。此節御舊例にて梅津小右衞門家より强飯指上申候、但慈雲院樣御逝去已後御日取違申候。先年は在々所々預之面々年頭參勤致候に付、皆々御供に被召連候故殊之外御賑敷有之候。

【九三】 山城之國石淸水八幡宮に寛永年中御寄進之石燈籠有之候、御家之御紋並武田菱之紋、輪違の紋を御紋にならべ付申候。只今之御紋は賴朝公より秀義公樣御拜領遊し候由、若や其已前は菱なとも御付被遊候儀有之候哉、此段一向覺不申候。不審に御座候。

【九四】 往古御國之前主は阿部貞任仙北金澤に住し候由。其後の事か仙北稻庭横手邊まては小野寺遠

江と申者領知也。是は近く秀吉公之時不參之咎にて御潰候由、今の戸澤上總助樣も小野寺之御家中也。秀吉公へ出仕被成候樣に小野寺を御諫〆候得共無得心に付、密に出仕被成候に付御領知御安堵之よし。六鄕には今の六鄕伊賀守樣御先祖御住居、久保田邊より檜山之方には秋田城之助殿とて、是は今の秋田信濃守樣御先祖にて御住居被成候。大館之方にはむかし淺利與市と云ふ人住居之よし、是等はいつれの頃潰と候哉不存候。秋田氏は阿部姓之由、貞任の餘裔にも無之哉。御國は四邊みな險山、唯荒屋之方、十二所より南部之御境目薄く御座候、是を能く御手配遊し候時は誠に萬全の地形にて候。たとへ日本國中亂候とても大に御安堵なる事なり。おしむらくは、前條にも相記候綿、紙之類に事を闕候までにて候。實に四神相應之地とも可申候。常州は四戰の地にて候得共、御代々樣之御德によつて御繁榮遊し候。況今の御國は目出度地形故、猶以御萬々歲動キなき御國と賴母敷存候。

右此書を書記候主意は、慈雲院樣二月四日御逝去、正月廿八日御指込つよく被成御座候所漸御さめ被遊候、其日七ツ過御納戶へ被爲召、拙者一人え當屋形樣之御儀くれ〳〵被仰付置候。首尾能御奉公相勤罷有候はゝ、命にかけ御意之通り相守御奉公可仕段御受申上候得は、此儀今日迄御苦勞被遊候、左樣に御請申上候へは御安堵被遊候旨御意被成下候故、何卒御奉公致度候へ共今にては御側不相勤、殊に段々年寄最早六十に近く相成末永キ御奉公は難相成候。子孫にて御側御奉公等被仰付候はゝ此書付之意味を守勤候樣にと存、若年より承傳候儀を書記致候。尤政事の儀は、如此くたく〳〵

敷書候物にて萬分之一も御用立候儀には無之候得とも、道は同うしても孔子之道にて天下國家を治〻は勿論之事と云ひながら、日本にて唐之通には成かたきことく、他國之仕法を以自國を治〆かたき事にて、其國々にて政にもかたぎ有之ものにて候。其形氣の根元は、御代々樣之御政事段々御讓被成候儀第一之儀と存候。本より御舊記等に有之儀は傳ても見候事にて候。只古人の口つから云傳候事は、其人沒すれは其事も失候故如斯書記候。是迚も誠に萬分一の事にて候間、貴殿にも又被傳聞候事は書綴られ子孫御奉公之種に可被致候以上。

（此人那可氏也）

寛延四年未二月　忠兵衛

忠五郎殿

× × ×

一書に　右此書は恭溫院樣御代那可氏御財用奉行にて寶暦改元初歳の頃在京なり、其節の書記シ成るへし。同四年の頃かと覺申候、愛宕下御前樣（松平隱岐守樣御內室 圓明院樣御長女）附頭役被仰付、江戶定居に愛宕下御屋敷にて被勤候。

深澤多市校訂・國本善治校字

秋田千年瓦

秋田千年瓦

嗚呼それ、甍の玉の碎け簷の瓦の埋れて全きも、千年の古への稽かんかイ知り難き、亦文獻の足さる故ならすや。茲に文化十四年丁巳の夏連日降雨六月六日洪水となる。其時秋田郡比内庄小勝田村米白河の高岸の崩れたるより、古き家屋の出たるこそ奇し、家の數三軒許ト見へたる由。其家の間數三間に五間、又は五間に七八間の家も有りしとなん。如何にも古代穴居に近き民屋にや有けん、其造り太た朴素にして、先ッ三間に五間の家なれは、その三間に五間に土を四五尺堀りて柱を其四方の處々に居へ、柱の末を矢筈の如く削り剡て、其刻みへ横木を架し屋根を蓋おいたるなり。又入口は四五尺も深く穴の如くなりけれは、階子を掛けて出入せしとは知られ、入口に階子懸りて有りけるは、卽ち這入と唱ひたる穴居の昔の造さまに少しく巧みを加いたる也。入口の扉は觀音開の仕掛にて、三尺はかりの板戸二枚を開

閉すると知られたるに、上の樞は横木へ穴を鑿りて組み入れ、下たの樞は其儘土へ鑿入て是を引回したるものと見へたり。元より棟、梁、桁、拔やうの構いも無く、件の如く穴の回りへ建たる柱へ横木を打架し打架して屋根とし、又四面の土を壓たる造作と覺しきも打割板にて、殊の外目細なる木割く時は柾の如くに成ると云に、其中に在る物大體朽ちて形を存する希なるも、宜へなる哉、先ッ糠やうの物出たるに風に中れは忽ち黑く變すると云ふ。又機織梭の出たるに、今の梭よりは尺け長く三尺許りにして、いかにも幅廣の布を織りしとは知られたり。

按するに日本紀孝德天皇二年紀に曰、凡そ絹絁絲緜並に隨二郷土所一レ出田一町絹一丈四町爲疋長サ四丈廣二尺半云々。

これに依て見る時は、古代調庸に用ゆる處の布の幅二尺五寸と知られたれは、梭の尺は三尺はかりならんも左も有るへし。又矢筒ならん物出たるに今の矢筒よりは短く、半弓、手束弓の類ならん。又は棚樣の儲け有る處より獸の骨と覺しき車骨の朽せすして出けるも、其時代の民常に禽獸を弋し狩て肉を食らい、毛羽を衣とせし有姿坐ろに想像られたり。簾垂とも謂つへき物の出たるに、木を細かに割りて索にて編みたりと知られ、又木履の出たるに今の木履よりは異やうに大きく、鼻緒の穴の左右を分けて、巨指の方へ片寄りて付けたるこそ古風なれ。又六角に削たる木に十干十二支を書たる物の出たるに、亥の字の代りに膽字を用いしとや。其體を察するに、さなからひたすらにいぶせき山賤の栖とも覺へす。

意ふに當時齶田の恩荷、渟代の宇波砂等か一族所謂村長、又蝦夷の首帥なといへる類の家居にや有けん。此事世上傳へ聞て遠近人往て是を觀、さま〳〵の沙汰とはなりぬ。或は云、大同の年中に津波有て此邊村里埋みたりと、又云ふ、千年程以前「白沙水とて」南部より洪水溢れ來り大變有しなと、慥かに言い傳へたるにも非らすおぼろげに語るも有れと、元より何の據も無き夢物語とや言はん。

土俗曰、小勝田の河岨より家の出たる、昔より洪水の節度々有り、こたび出たると總て二十軒はかりならんと云。

又曰、小勝田村の近き邊り皂塚と言へる處に、大昔より住み舊りたる家有りけるに、凡そ三十六七代傳はりたりとや。代々其名を伊賀殿〳〵と言いしか、其後何の故か有けん、仙臺へ行きて歸らすと云々。されは此邊古くも闢けし村居とは知らる。

依之考へ觀るに、特り小勝田の岨崩れより家の出たる而已ならす、近年南比內大開村なる日掛川の高岸の、水のために欠けたるよりも古き家居の軒を連ねて出て、其中より糂粏瓶、木鉢の類、或は佛像を板に彫りたる物、又硯と覺しき石、或は木履の出たるも、其形こたび出たる木履に同しく右左を分けたりとや。爾のみならす、此國處々土中より大いなる埋木の出ること度々有り。又北比內松峰山の後ろ山田越への崩れより驛路鈴を堀り起し、又同し山の近き溪間より、帆立貝やうの石にへばりて出つる。是は此地のみに限らす他邦にも出つる處有りて、或は秋田郡寺內山より古き瓦の折々に出て、好事の人硯な

んとす。或は仙北田澤の湖の水中より大木の杉の枝葉繁りて見ゆる類、皆人の怪む事にて、如何にも此國の舊りし昔しに大津波有りて、海は山へ押上り山は海へ突出たる程の大變有しとは推し量らるれと、何つの代、何の時に如何なる變の有けると書き記し、言い傳いたる事も無きこそ口惜けれは、古るき史共を稽い觀るに、

日本後記天長七年正月紀曰。本朝通紀、淳和記、所載亦同矣。癸卯出羽國驛奏焉。今月三日辰時。大地震。動如二雷霆一。城郭官舍。並四天王寺丈六佛像。四王等皆悉轉倒。城內城外擊死者十五人。支躰折損之類一百餘人。地之割辟甚多。大河涸盡。細流變二大河一矣。

又同夏四月紀曰。戊辰詔曰。聞出羽國地震爲災。當年租庸開二倉廩一。賑二壓凶之倫一。早從二早埋一。

之に依て按するに、古史所載著しく天長七年の大變如此の震動なれは、山崩れ谷埋み、田野の變化、村里の死亡、擧けて數ふへからさるもの知るへし。されは今年小勝田の河岸より家屋の出たるを始め、件に言ふ所の此國處々に土中より埋木、又器材の出て、田澤の湖中に杉の枝葉茂りて見ゆる、又寺內山中より布目瓦を堀出す類、疑もなき是天長七年の大變なり。

前文に曰、地之割辟甚多大河涸盡細流變大河矣。按するに、苟も源を有するものは小流と云とも涸盡るものにあらす、況や其源數も知らぬ山澤の流を集めて洋々たる大河なれは、如何なる震動の變ありとも其流の涸盡くることと有らんや。意ふに是れ、當時洶々たる洪水に大河逆流して水道を變し、是まて流れ

たる處を替へて別所に流れ落たるに、舊との川筋水涸れけれは斯くは記したるならんと知らる。是に依て考ふるに、山本郡向能代鹿の城の近き處に落合といへる地名のあるは、古へ米代川の、仙北川と此所にて落合たるより其名有りとは古くも言い傳い來れるなり。されば當時の仙北川は今の久保田椈山の弘願院前を流れ、天德寺の下タ水口、神田、八柳邊より田螺垂川、中野下タより西へ流れ、又其西に男鹿山へ引續きて山有りけれは山の根腰を北へ巡り、船越より合の潟の地形なる川尻村、長崎村の邊に過きて、夫れより向能代鹿の城の下タ落合と云ふ處にて能代川と合流し、海へ流れ落たるけるか。或年洪水の大變にて河水氾濫し、地を割辟て直ちに土崎の湊へ流れ落ち、其跡へ俄かに湖水湧出たりと云い傳ふ。此說は紛れも無き事にて、仙北川の能代へ落たる古川筋今に歷々たりと云ふ。惟ふに是れ皆天長七年の震動にて地の割辟ること太た多く、是まて能代へ流れたる仙北川俄かに土崎へ落ち流れ、舊の川筋水涸けれは大河涸盡るとは書き記し、又今までの細流有りつる處へ大河洋々と流れ來れるは、如何にも細流變大河矣とは記したるものならん。彼是合せて考ふれは秋田の潟の闢けたるも、沙門南増か栖として八郞秋田に引退き、今の八郞湖を闢きし所謂を記せし古書に、常陸(陸奥の誤ならんと知らる。)、出羽の間に湖水ありと云々。然るに陸奧と出羽と分れたるは和銅二年の事なれは、八郞秋田へ移り來り、今の潟を栖とせるは和銅の後なること必せり。天地の大變、數百年の前後といへとも度々あるへき事ならねは、田澤、八郞兩湖共に天長七年の大變一時に湧出せるものならん。されはこそ女潟、男潟とは唱ふならん。

三代實錄元慶二年紀云。今月七日。遣宇奈麿登高侯望我爾遇。賊拔劍鬪斬首二級。宇奈麿沒于敵手。其後有俘囚三人。來言。賊請秋田河以北爲己地。云々。

按するに秋田川とは今の仙北河にして、其比は一面秋田郡を流れ能代の海へ落入けれは、秋田河とは唱ひたること自ら明なり。

又古老の傳說を聞くに、今の米白河古へは南部にても能代河と唱ひけるを、後に鹿角郡南部領に定りてより米白河と唱ひ、能代河とは唱ふへからすと南部にて令されけるとなん。又今の能代の海は、古よりは三四里も地形へ突き込みたり。古齶田、渟代と唱ひたる地方は、今海上二三里沖ならんと云ふ。されは土崎の海も、亦當時は必す二三里沖ならんと云ふ。

又云土俗傳に曰、古ひ秋田郡に一市村より十市村まて在けるを、何れの年の大變にや大地俄かに突込められて大潟となりて、後一市村のみ殘れりとや。今も秋の日和の晴渡りたる時湖上に舟を浮へて水底を視るに、何れの邊にて撞鐘見ゆると云ふ。

又曰、八郎南部の十曲田を南增に追い出され鹿角郡へ來り、今の鹿角を突込め大湖とせんとせしを、其他の神々打集り八郎を追ひ遣り玉ふ處とて、今大湯の西南風張村に近き河の邊りに、比内郡を突込め栖とせんとせしを、七倉の神多くの鼠を使はしめて、其突込まんとせし處を打鑿し〳〵けれは水湛ふること能はす、夫より今の秋田の潟を開きしと云々。されは此小繋村は元猫繋村と唱ひしを、後世ネコツナ

キをコツナキと唱ひけるを、終には小繋と書き誤りたるなり。又猫繋村の近き處籠山の後には鼠袋と云ふ村あるを、後荷揚場を驛場とせし時鼠袋を荷揚場へ移たり。元の渡場は今荷鮒村より比井野へ出たり。されは比内の猫に蚤付かす、山本郡の猫に蚤のつき、又尾のなき事など後の世までも其驗しありとは、古く言ひ傳へしことなりき。斯る怪しき物語は神代の巻を初め、古への正史にさへ多く記せる例も有れは、聊か筆して秋田湖の餘考となすものなり。

一後紀載所の城郭官舎とは、意ふに秋田高清水の城を言ふ也。此の時秋田に城郭二ヶ所在り、一ツには秋田郡の高清水の城、一ツは雄勝郡雄勝城是也。續日本紀聖武天皇天平五年の紀に曰、十二月己未。出羽柵遷₂置於秋田村高清水岡₁。又於₂雄勝村₁。建レ郡置レ民焉。又同書廢帝天平寶字三年紀曰。九月勅。造₂陸奥國桃生城出羽國雄勝城₁。されは雄勝城とは小野村の址か、又沼館、岩崎等の址か未詳。高清水の城とは秋田郡寺内村に在る高清水の地是也。

前文の城郭官舎幷四天王寺丈六佛像四王等皆悉轉倒とは、卽高清水の城郭官舎にて、四王とは今の寺内村に在る所の古四王堂なること自ら知られたり。往古東夷征伐朝敵退治の爲め攝州の四天王寺を此所に移し、丈六佛像四王等も建立ありしことは、推古天皇の御宇聖德太子の建立とも言へ、又延暦の時田村將軍の開闢とも云ふ。何れ此地は其古跡なること疑ふへからさる證は、今寺内村の近き八幡村の古き野帳に、大佛田、政所田と云へる字所歷然と有之と、近頃或人來りて語る。

眞に　節を合せたる如く、予か考の謬ならさるを知る。されば大佛田とは卽ち丈六佛の供米田にて、政　田とは官舍の公分田なる事自ら明か也。又今彼地に油田と言へる字所あるは、古へ四天王寺の油に供せし田なりとは古も言ひ傳へある也。天註――又寺內に油殿と言へる字所は、往古四天王寺の油に供せし田地なりと古くも言ひ傳ふとや。又同所古四王堂の緣起に、龜甲山四天王寺東門院は、推古天皇元年上宮太子守屋を討ちて難波の荒陵に四天王寺を建立す、其外國々へ四十六箇所四天王寺を建立し玉ふは、王化神佛の守護所料也。出羽國秋田城に龜甲山四天王寺東門院を建立せる意趣は、蝦夷年々蜂起して官軍屢敗北するを以て也。

是れより推して考ふれは、寺內と稱する村名も、古への四天王寺の寺內の跡へ村造りせしより寺內村とは號けしならん。今高淸水の側なる一精舍を四天王寺東門院と號して、僅かに其跡殘りたるも、寶鏡院の閑居寮となりて其實泯焉たり。

然らは、卽ち前文に云ふ寺內山の邊りより古き瓦の堀立つる年頃不審しく思ひけるか、茲に至て稽い見るに、果して是天長七年の震動に城郭官舍を始とし、四天王寺丈六佛四王等の轉ひ崩れし瓦なること疑ふへからさる也。

凡物皆類を呼ひ舊に復るは天地の自然、されは近年さもなき一比丘の發願より事起りて、勝地も多き其中に寺內の境內を堀り平けて一大伽藍を建立せし事、蓋し靈場古に復るの因緣ならんも、願くは絕たるを繼き廢れたるを興し、御國家鎭護の四天王寺の再建こそ有りかたけれ。今高淸水精舍東門院四天王寺の號有りといへとも、唯閑居寮の營みにて四天王の神威を光らすことも絕ぬれは、有れとも無きか如し

といはん。抑天長七年より文化十四年に至つて九百七十七年也。

文化十四丁巳秋七月

大館城東居士

黑澤大品父道形識

附錄（一）

一天平五年紀曰、出羽柵遷置秋田村高清水云々。されは出羽柵なるもの何れの處にか在るならんと問ひ求むるに、或曰、出羽柵跡多年尋ね探れとも未其所を得す、但し庄內邊ならんかと云。予惟ふに然るにあらす。其故は同天平九年の紀曰、先是陸奥按察使大野朝臣東人等言從陸奥國達出羽柵道經男勝行程迂遠請征男勝村男勝者雄勝也以通直路於是云々。是に依て考ふれは、出羽柵男勝より東北に當り、秋田郡男勝郡の間にあるか。然れは寶龜十一年の紀曰、八月乙卯。出羽國鎭狄將

軍阿倍朝臣家麿等言。狄志良須。俘囚宇奈古等欵曰。己等據ニ憑官威一久居ニ城下一。今此秋田城遂永所棄歟。爲レ番依レ舊還保平者下レ報曰。夫秋田城者前代將相僉議所レ建也。御レ敵保レ民。久經歲序。一旦擧棄レ之。甚非ニ善計一也。宜遣多少軍士爲レ之鎮守。云々。又由利柵者賊之要害。承ニ秋田道一。亦宜ニ遣兵相助防禦一。但以寶龜之始國司言。秋田難レ保阿邊易レ治者。當時之議依ニ治阿邊一云々。

今此文理を考ふるに安倍家麿言すところ、既に天平の古出羽の柵を秋田高淸水の岡に遷せるなれと、秋田は夷賊を防くに難レ保の地理なれは、今その易治阿邊の城へと遷らんと議せるを下レ報曰、秋田城は前代の將悉く僉議して建てたる城地にして、今一旦の評に此所を廢して阿邊に遷るへきにあらずと也。されば按するに阿邊は河邊の誤ならん、如何となれは安倍の文字を阿邊と作りたる例しなく、又阿邊の柵の名も外になし。然れは阿邊は河邊の誤りにて河邊の柵にして、卽ち出羽の柵ならんか。河邊易レ治と云より考ふれは、自然に舊と治し馴れたる地の樣に思はる。且前文に云從ニ陸奥國一達ニ出羽柵一道經ニ男勝一行程迂遠と云より推して考ふるに、果して出羽柵なるもの男勝を經て行く所にして、今の出羽最上川の邊は古は川邊郡と唱ふ、最上川邊の郡なる故也。別に悉しく考い得たる也。

按。河邊郡古戸嶋郡と唱、外に今の新屋、石名坂、濱田、是を河邊の百三馱と唱ふ。然れは古は河邊の名あつて郡の名なし。因に今の山本郡は古は檜山郡と云。

附錄（二）

寺內古四王堂は秋田第一の故跡也。抑其草創は推古天皇の初世と云、其古記東門院に關する所の一卷に見へたり。然るに羽黑山の緣起を見るに是も推古天皇の御宇となれは、古四王堂、羽黑山同年の草創建立ならん。

寺內村古四王の事を載せし一書に、抑古四王堂は推古天皇元年上宮太子守屋を討玉ふ時、朝敵退治天下安穩の祈のため難波の荒陵に寶塔大殿を建立し、其上極樂界の東門に對する故に門に其額あり。其外四十六箇所に四天王寺を建立し玉ふ、出羽國秋田城四天王は四十六箇寺の第參十四番也。其趣意は蝦夷年大に蜂起し官軍數々利を失へは、太子守屋を討ち玉へし例に任せて、三寸の四天王の像を瑠璃の箱に藏めて堂宇を營み、悉く攝州の四天王寺を摸したり。其時清泉湧出池中靈龜現出、是則龜井の水の精靈所現也。高淸水の名是より始まる。其上に一宇を建て龜甲山四天王寺東門院と云ふ。其後歲月漸く移り、四天王寺荒廢し伽藍傾破に及ふこと良久し。時に人皇五十代桓武天皇延曆七年戊辰、東夷北狄頻りに蜂起し都鄙安全の思を成さす。同十二年癸酉征夷大將軍前大納言紀古佐美、池田眞牧、安倍黑繩兩將軍副將軍之宣旨、發向陸奧國而雖挑戰官軍却て爲夷狄敗北し退て歸京師、重而坂上將軍田村麿、大伴弟麿、百濟俊哲各賜將軍之號陸奧を征す、三年每戰敗北す。此に於て田村麿感上宮太子之聖慮專興秋田

城四天王寺祈請心中云々。

按するに、何人の記せるものにや未た參考する所を知らされは詳ならす、推古天皇の元年に上宮太子の草創とは知られたり。其後歳月移り四天王寺廢せしを、延暦十二年田村麿の再建と知られたり。然るを後の世には唯田村將軍の草創とのみ覺へて、上宮太子の事はいとも古りにし事なれは實とも傳へさるに、羽黒山の縁起を見るに、當所三所羽黒湯殿の草創は推古天皇の勅宣とあり。また一書に、推古天皇元年癸巳出現出羽國羽黒權現稻倉三鬼神也、又根津社家なりと見へたり。是を以て見る時は、推古帝の御宇上宮太子奥羽に已に下向ありて羽黒山等に開基し玉ふと見へたれは、四天王寺の草創も上宮太子の經營とは疑ふへからす。然るに出羽の柵を秋田高淸水の丘へ移されたるは天平五年の事なれは、四天王寺の草創よりは百三四十年以後なり　〔頭註〕—今又秋田郡久保田城の近在に推古石と云ふ石を安置せる所、又推古澤と云ふ所知られたり。

（大正十四年十一月著者自筆の草稿よりそのまゝを筆寫せり　鷹巣　佐々木兵一）

深澤多市校訂・國本善治校字

羽出月道

仙北郡（二）

月のいでは路　仙北郡神宮寺邑　笠置の里の巻上　五

○目録　神宮寺屬郷二村

○笠木の里の卷はしがき

菅江眞澄誌

しら雪の千代ふるさしきのふいひて、けふはことしもむしやうじふねむ春のひのさのうら〳〵さ、野邊にふするの床も雪のしたゝえにをちかへり、わか草さやなり榮えぬらむ。初日の光に照りみがく玉川の流れ、副河の神のいまそかりける里にあらたまのさしたちぬれば、

おゆの波よるも長閑き春をえて身に一とせをそひ川の里。

內場のくまには大臼小臼を復て、小松よもと、いつもと立て、年繩に掛たる稻穗のもちは、八束にしなへるさまやなずらへぬらむ。をかのもちは沓形にひさし、下馬葉てふものは福葉にことならず、としみためしはところ〳〵やか〳〵ののりことなり、わか水は三日のあしたごとにむすひぬ。五日は市神祭さて、檢斷のもとに神主、祝集りて神樂あれば、こゝらの人の內みちて、これを見ものに賑はへり。「市姬の神の瑞籬のいかなれば商貫貨に千代をつむらむ。」とうたふに、雪は降りに零れり。

市姬の神のいかきのしらゆきもあなおもしろとふる鈴のこゑ。

七日ごきやう、たびらこ、ほとけのざ、すゞな、すゞしろ、なずなは、みさかよさかの雪のしたにふり埋れぬれど、根芹は小川、小湟の雪間もとめて、春の色見るはかりに摘ぬ。大野のはらのあまな、からなは、

こぞに採りてこをもてはやす、なゝぐさのかゆも家々のためしことなれり。若木むかふといふためしは、子ノ日の小松ひくにひとしう柳の大朶こり来りぬ。

十五日はうつばり高うさす柳、ねばる梓のごとに枝もとをゝにうちたわみ、かの枕の冊子に、やなぎもまゆにこもれるといひけむやうに、繭玉てふもちのひし／＼と柳の糸につらぬかれたるは、玉にもぬける春の柳かと詠けるこゝちぞせられたる。けふは長閑に、くれ行ころより雪はゐにゐて、ふりにふれり。やをらねよとのかね聞くころならむ、笛吹、つゞみうち鳴らしとよめき通るは、鳥追とて、郷のひむがしよりして西さまに此鳥追てふ事しつゝ、かうぬし、ほふりがはやしもて行也。そも／＼鳥逐のはじめは大江定基あそみ三河守たりしとき、萬歳樂に準らへて萬歳といふものをわざをぎ舞のごとにまはせ、またせむすばせいをうたはせて、としのはじめのことほぎをまをさせ、また鳥追のさうかを作り給ふ。是を關白殿の鳥逐ひといふ。その辭に、「耕田もべろ／＼、切田もべろ／＼、關白どのゝ苗のよさ、けふの田殖の御祝言は、銀の銚子ながえにごすいれて、くがね盞さゝ／＼に。」なンど、今は乞兒等がうたひものとぞなれりける。此里の鳥追は笛鼓にほうしとり、あるは梭尾螺も吹ませて三四尺の雪ふみ分て、郷の西末に成りて北楢岡村近き眄橋といふ處に至りて、雪の上へに菅莚しきて居ならび、氷りたる樽酒をたうびて、たうびゑひぬ。そが中より一人、菅笠をなゝめにかゝふり竿をもて出れば、あまた手を打つゝみ鳴らして、見さいな／＼餌刺舞を見さいな／＼とうち囃せば、ゑさしのふるまひをして唄

ひ舞ふなり。此事をへぬれば、うまやのをさが門を中に綱曳のためしあり。六日七日ごろより軒ならぶ家々に入りて、千年の壽と里童唱ふれば、藁を一把二把三四把とみなそれ〴〵に出してとらせぬ。此わらを集て大綱を糾ひ、東西と分て雌綱雄綱二筋を會て、其大綱に千筋の小綱を木の根の生ひわたりたるやうに付て、此小綱にこゝらの人男女、童、盲人にいたるまですがりてひきしらふに、寒わたる夜ごろもしらず、かたぬぎ身に汗して雪ふみしたき、負劣らじとて曳に引ぬ。雄綱勝ぬれば秋の田の實のよからず、雌綱曳勝ときは、秋の千町も八束の稲穗うち寄せて民草榮ふといへり。

來む秋をみとしの神のをしへとていづれしかまのかちやまつらむ。

とながめて明たり。

○六郡祭事記上ノ卷に、正月十五日神宮寺八幡のさい鳥綱引。神職齋藤氏。仙北ノ郡神宮寺ノ里は往還のうまや也、先ッ十三日に、驛亭に神壇をまうけ幣帛を建つ。十五日の夜神人等笛皷にて北の里放レの橋のもとに至り、神酒を供し、氏子のうち一人竿と笠とを持て舞ふ、是をさいとりの舞と云フ。同夜綱引有り。是より先に村童等家々の門に至りて千年ノ壽と唱ふれば、家毎に藁一把を出す。是を用て大綱二筋を調し、出して驛亭へ置く。此夜神職幣を立加持し終て、この綱を持出て一村の老若男女みな出て引合ふ也。上ミなるを雌綱とし下モなるを雄綱とし眞中へ幣帛を立、もし雌綱切る事あれば米價のぼるとし、雄綱切れるときは米ノ價やすしとするためし也。」と見えたり。此書は神宮寺村富樫源藏恒秀也。

月出羽道（仙北郡五）

○神宮寺邑　寄郷二村　○里正　重右衞門今野氏

○此郷は驛舍也。享保郡邑記に、神宮寺村家員百九十軒、内二軒寺、内一軒社人、同一軒神子。○大曲へ一里二十六町五十二間、○花館へ一里七町二十間、○北楢岡へ二十四町四十間、○刈和野へ二里八町五十一間。」と見えたり。神宮寺は元來郷の名にあらず、華藏院の寺號なり。此寺もそのいにしへは、平鹿ノ郡彌澤木山ノ奥に三論宗にて有りつるよし、其寺の有りし地を神宮澤と、寺てふ字は省語もて呼べり。此神宮寺村は古來は楢岡ノ莊副河ノ郷と云ひし處也、添川といふは玉川の古名にして、もとも往古は大河長流なりしよし。此川山本山北をいふ郡を出て河ノ邊ノ郡を巡り、そをもて河邊ノ郡ノ名におへるものか。此河かくて秋田ノ郡に入りて、今在る禪刹天德寺山の麓あたりを流れて、大菅埜の西なる小菅野の舟わたりありて、その水いと〳〵廣くて船の往復もはらありて、水口村に座る白旗明神の社の傍なる處に、舟繋の木とて大キなる榎木一本朽立り。此玉川の水今いふ櫻谷地古名櫻野と、櫻多かりしといふのあたりを流て、今は寺裡郷に遷し齋ぐ古四王宮の舊社地あたりを流れ〳〵て、鬼踰山の麓をながれ渡り、水曲にして率浦古名也、和名鈔に見ゆ、野と成りて今いざ野といふにいたりて海に入りたりしと察はりたり。鬼踰山古名鬼首山ともいへりの山脚に添川邑あり、是玉川の流し跡にて其名有る事を知るべし。さばかりの大河も天長七年正月三日の大震動に、大河凋盡細如レ溝云々と

續紀十九ノ卷に委曲に見えたり。また飽川は、雄勝ノ郡院内（本夷語にて川をいへり）山に尾物ノ澤を源として流出る水なり。尾物、また大物なッど云ひて、此溪の鑿方（のみで）の奥には蚺蛇ありて、そを云ふ忌辭也。尾物澤は巨蛇（おろち）の澤てふ名也、鑿方は左、槌方は右をいふ鍛場夫（かなやまびと）の通語（ことば）也。今面（おも）ノ川、御物川、また食川、飽川に作るは好事家わざながら、外（そで）の浦を袖の浦に作る類にしていとよけく、さりけれど食川、飲食川、飽川を書る方しかるべきか。さて此飽川玉川に落副ひしかば、玉川に副河の名ぞありける。しかしてをり〳〵の洪水に流れ替り、或は近きに堀かへなッどいにしへさまならず、今は玉川の水食川に落添ひて、食河ぞ長流川（おほかは）とは化（な）れりける。其玉川と食川の兩瀬の水曲河隈に神座（ませ）ば、其御神の號を副河ノ神とはまをし奉れり。としとしの水に溺給ふ事の恐ければ、神地を岸の嵓嶺（いはね）の嶺に遷しまつりてさへとしいと久しうして、それとさだかに知れる人もあらず。郷に古記錄も傳らざるは、此わたり亂世には神祀る神官もなく、村民も住宅を捨て足を空に、そこ（さ）となう逃（ゲ）さまよひありきて年月を經ば、古き神の社跡すらさらに知れる人なく、また此山本ノ郡を正保三丙戌年の頃にかあらむ、能代莊河北に移て河北の山本郡とし、こなたは山北の山本ノ郡と呼びし事ありつともいへり。うべならむ北楢岡の驛の田牒に、「寛文七年仙北山本ノ郡」と記たるあり、是を以て、近き世に郡うつされし證（こと）を知るべし。ゆゑよしありて山本ノ郡の副河神社御再興なし給はむとて、其神地をかなたかなたと穿鑿給ふとき、河北の山本ノ郡琴ノ湖（八龍湖をいふ、源に琴川といふあり、また琵琶湖に準ふ）の岸なる高岳の地を平均（ならし）けるに、獨鈷、花沙羅を掘りうる也。是見て清淨なる處ならむとて、此副河神社を此

高岡の花ノ嶽に遷し齋奉て、保食命を祭れり。山北の山本ノ郡には其舊地の跡の祠に、六所明神とて六柱の神達を齋ぎ雜居。其むはしらとまをし奉るは○稻倉魂神○高彥根命○大己貴命○五十猛命○金山彥命○事代主命也。六所明神は陸奥國鹽竈をはじめ三河ノ國にも、其外國てふ國にませれとも齋神ひとしからず。また羽黑山六所權現とて本宮の左の傍に座るは、伊豆ノ神、筥根ノ神、諏訪ノ神、伊夜彥ノ神、月山ノ神、鳥海ノ神、山ノ神。おなじ六所にても、明神とまをし權現とまをす、そはみな故緣あるおほみかみ達を、相殿の內にいつぎまつれる事にこそありけめ。また去河山神宮寺華藏院の傳には、六面觀音をしか六所と齋ふといへり、その六面の觀世音の面々に號あり。そを按に、德王觀音、靑頭觀音、阿耨觀音、威德觀音、持蓮觀音、灑水觀音、此六面を、しか六柱のほさちとまをしけるにこそあらめ。今其祭ル神は六所名神にてまれ、六面の觀世音菩薩にてまれ、いにしへより其御鎭座におましまさば、たゞ副河ノ神とまをし奉らば、其神の御神號にこそあらめ。掛卷も恐き此神社の御事は延喜神名式にいちじろく、また考ルに三代實錄十九ノ卷云く、貞觀十三年夏四月丁丑朔云々、三日己卯授二下總國正五位下意富比神正五位上石見國從五位下大歲神大原神並從五位上山城國正六位上澄水神市河神出羽國利川神伯耆國勝宿禰神石見國霹靂神國府中神肥前國宇形天神並從五位下一。」云々と見えたり。また此條の鼇頭に「利蓋副川之誤」と見ゆ、この考へうべ〳〵しくぞ聞えたる。さりければ、貞觀十三年辛卯四月三日に從五位ノ下を授ケ給ひし御神にして、いよゝ尊く由緒あるおほみ神にしあれば、その御代の式にも書のせ給ひてむものか。

そのいにしへは神殿もさぞな美麗にきよらかをつくして、をり〳〵の神事祭祀も、賑ひ榮えていまぞかりしおほみ神ならむかし。また齋藤氏神官の家に傳ふ古記錄に、神宮司嶽の御神傳ニ云ク、抑此神嶽山御神傳申奉者文武天皇御宇大寶元辛丑年始副河社奉ニ勸請ニ下居宮愛宕神也、其地經ニ於十餘町一勸ニ請藏王權現社一、其後平城天皇御代大同二丁亥年阪上田村麿此三社御建再建也、亦太夫平盛勝朝臣建立、其後戸澤盛安建立爲ニ社領一田地八百刈有ニ寄附一而有レ仰ニ武運長久國家安全五穀成就之祈願神主太夫盛勝一而令レ勤レ之。」云々と見ゆ。そは大寶元年よりすでに百七十年を經て神位を賜り、またそれより凡卅年を經て式に入らせ給ひし御神にして、そも〳〵大寶元年より今年文政十年に至りて一千百十七年に及たまふ、いとも〳〵舊く古たるおほみ神社にこそおはしまさめ。されば、此御神の鎭座も埋れはてて年久しう、そこともさらにあらざッなりしを、其地處こそ代つれ、山本ノ郡といにしへさまの名におへる郡に遷し祀りて、副河神社はそなたにおましませども、其在りし舊跡は、かなたにやこなたにやとたづねまどひ、あるはあげつらひ奉る世とは成りぬ。なほその往古し神の御跡こそ、甚尊敬恐惶齋奉べき事になもありけれ。おのれとしごろ三代實錄を閱と見るごとに、白磐ノ神、須波ノ神、此副河ノ神の御事は、そことしら雲のたちゐ心にかゝりたりしか、かく此度かゝる仰をかゝふり恐て、ゆくりなうさだかにそれと拜禮奉れば、八重霧にたちふたがるむねの内に、級戸の風の吹わたるこゝちせられて、うれしともうれしう、ぬかづきかしこみ奉りたり。此副河ノ神の舊社地の事は、鳥屋ノ長秋、鎌田ノ正家、ともに心をつくして此十と

せまり前とし、おふな〳〵この嶺にからうじて攀登見つゝ、そのみあとどころを、さだかにそこと思ひうるなンど人々に語リ聞えたりき。其外に誰レ一人ふりはへて、菅の根のねもごろに、それをたづねもとめし人こそ聞えね、此御神の事なむ、梶の音つばら〳〵に擧ゲて記さまほしきわざにしあれど、ゐなかうどの輯錄乏しう、さえ短く、まなびえぬ身はいともすべなみ、波の小舟のよるべなく、うれたくも、うけくもつらけくも恐み、ふみでを止めなむとはおもほゆれど、郷民の古老のむかし雜話も聞捨がたう、そのいつはり、うまことのさべちもなう書キ載せ、また名所をあげつらふ事どもをも、玉くしげふたゝび三たびも旅衣重ね誌ぬれば、翁の耄しとや見給む、人々ゆめ〳〵な嗤ひ給ひそ。

○副河ノ神社を、また玉河ノ神社と稱奉りし事あり、そは、玉川を添河といにしへ呼びつる事ありし世の事にてや有けむかし。此神社の事は前にもいひつるが如に、ところ〴〵に宮地を遷し齋奉シことは知られたり。玉川に飲川落副ひ流れたりし世は副河ノ神とまをし、また玉川の邊にいまそかる神にし座ば玉川ノ神とも申奉りつらむか。むかしより今し世かけて、此飲河もいくたびとなう流れかはりて往昔の淵は瀨と變、また原と化り、地動と洪水とに河岸ゆりこぼれて、神の鎭座も水のまに〳〵そこさだめ奉らざりしが、今はこゝら高き岩ケ嶺に宮居定め奉れば、洪水に溺れ漂蕩し奉る事の害もあらねば、神の御意にもさる憂おましまさねば、うれしとも、うれしとらみそなひ奉らむかと恐み躋斗リ拜み奉りぬ。かゝる嶺に座れどいまだに瀬川の高岸にして、其河ノ邊には離れ奉らねば、副河ノ神社の御神號は揭焉

し。さりけれど、今は六所明神とまをし奉りて、六柱の御神達を羅居、此事前キのくだりにもいひつる也。また華藏院（神宮寺也）ノ傳へには六面觀音（德王、青頭、阿耨、成德、持蓮、灑水）の事も云ひしが、亦說に、六面觀音は千手、十一面、馬頭、如意輪　準胝、不空羂索と云ひ、是に正觀音一軀を副へて七觀音といふ、そを此神主の家には六所ノ名神と唱へて齋。此六所名神と創ていつきまつりしは近き元祿ノ五年、皇都の從六位淺利甲斐守源太賢といふ神官此鄕に來て神社拜禮のとき、六所明神とは稱名を奉りたりといへり。また人の迷ひおのづからある事あり、そをときさとし聞えまく筆のまに〳〵擧む。延喜神式に山本ノ郡ニ副河ノ神社あり、また倭名抄に秋田ノ郡に添川あり、その字さまのことなるのみ也。そは其むかし、玉川を添河と云ひしよりかゝるまとひあるも也、此事はさきのくだりにも委曲に云ひつるなり。三代實錄（三十四卷）ニ云、「向レ化俘地者添河、霜別、助川三村也、今下ニ此三村俘囚幷良民三百餘人一拒中賊於添河上、次攻ニ雄勝一後將レ侵レ府、其雄勝城承ニ十道大衝一也、國之要害尤在ニ此地一。」云々と見えたり。霜別（蝦夷語なるべし）助川ハ姓にもあり、また三山雅集に介河あり。そは梵字河と袖の浦との間々をわたりて向とに介川といふ處あり、昔は介河ノ城主とて何がしのたてこもりし所にて、羽黑山を信仰ありし也。西南の方に母狩山、金峯山見ゆる、赤川村、松尾村なンど羽黑に由緖有る所也。」と見え、またことくだりに、崇峻天皇の第三ノ皇子、能除太子造立の内に添川山我加寺あり。またおなじ飽海ノ郡にも、清川の近き處に添川の流あり、添津、三ケ津、副河なンどの村つゞき也、と見ゆ。倭名抄の添河を本まことならむとせば、賊を添河に拒み、次に雄勝を攻め、後に府を侵む

とすの語さらに聞えず。こはそも古ノ山本ノ郡、今いふ神宮寺の郷の事にこそありけめ。また同書に、以二雄勝、平鹿、山本三郡不動穀一給二郡内及添河、霜別、助川三村俘囚一慰二喩其心一令二相勵勉一」なンども聞えたりしかば、まぎるゝかたもあらねど、山本に副河、秋田に添川と兩郡に書分れるのみなり。

〇比咩賀美箇嵩　此御嶽は瀬織津姫を祀ルと云ひ、また栲幡千々姫を齋と云ひ、また副河ノ神社退敗おはしたるとき鎭座神山てふ　そのしるしに、七五三繩を曳延たりし處にて注連神也といひし、しめが嶽を謬しか申シしが、今は姫神と謂レども專ら申奉るなンどもいへり。その丹嶺の背向の方は伊豆ケ嶽也。伊豆ケ嶽は古城跡にて、昔阿倍ノ貞任(義家卿、衣が所はほころびにけりとありしとき)年を經て、絲の亂ぬ古しさにとこたへしとき、曳まがなひたる弓を直し、義家あそみ此秀句愛て、一たび貞任をはなち給ふ。貞任は、將軍の箭前に遁れし後は此伊豆山の城に栖籠リ、亦嶽(神宮寺嶽をないふ也)を物見障徼の如にし、稜威岳の本城より生茂たる木隱に通路を付て四方八方を一瞬したりといふ、其通ひ路を忍び長嶺と今もいへり。また俗説に、義家將軍おほむ味方もちり〳〵となり給ひしとき、擒と成りおはして此壘城の柵に捕リ籠られて、あまたの兵等に弓矢籠を負せて朝暮これを守らせけるに、貞任が未嫁義家朝臣を戀ひまゐらせて、ねよとの鐘聞クころひそかに荒垣をふみ踰て、夜がれせず通ひたりしかば、やがて義家朝臣の御子孕て産ぬ。かくて、この囚を忍び出ダし奉りてともにおちのびなむとせしとき、貞任此よしを聞ィてはらぐろに息キまきのゝしり、其嬬と五十日兒を捕らへさせ、穴を掘リ生ケながら埋みたるよしをいふ、此事は楢岡ノくだりにも仄

かしたり。其姫靈魂祟をなしければ、後人是を神と祀てしか姫神とも申スと云ひ、その忍びながねは、よなく〳〵姫の通ひたりしよりしか名におへりといふ。此姫が嶽に生る木の小枝一ト本ト折リても、柏木の葉守リの神の如に、其たゝりある事すみやけきことと語り、また木毎産る木花茸、世に猿の腰かけてふ物はみな佛體し、また人面を備ふと云ひ、また五月五日に此高峯に登れば菖蒲幡の飄る事あり、そを見し人は命長からぬといへば、見しとても人に話らざるなッどいふ。こはみちのくの花淵山に、しか五月幟立ッ隱レ里ある物語にひとし。此姫ヶ嶽に神か佛か、むかし齋ひたりし堂社の址あり、そは亡魂を神と祀リし跡か。また姫の菩提に觀音や安置、そを今は黑澤山の山脚に遷しけむ、そこに姫觀音とて座り、此事稽岡ノ郷に精也。

○副河の嶽を神宮寺嶽といふ事は、いにしへ伊夜澤樹山の奥に大猿澤、小猿澤てふ處あり。小猿澤にいと〳〵舊たる三論ノ寺（三論宗派は推古天皇の三十三年三月高麗國より來る僧慧灌に創りぬ）の佛刹ありし、そを小猿山神宮寺華藏院といふ。此寺を小澤郷に遷して副河の嶽の麓なれば、神御嶽を恐クも神宮寺嶽と人ごとに呼び來りても幾年か經けむ、小澤の里も今は野となり田畠となれり。かくて神宮寺を笠嵜ノ郷（今いふ神宮寺村の古名なり）に遷して神宮寺村と呼び、三論宗派も今は古義ノ眞言にうつり、山號も其河邊を去つるよしを以て去河山と改め、神宮寺華藏院とぞいへる。其いにしへ小猿澤に在りし古跡を神宮寺澤と呼び來つるが、省略て今は神宮澤ともはら呼ぶ也。神宮寺、いづこにても社僧やうの寺にて、神に由緒寺をしかいへり。大物忌ノ神社の別當をも、神

宮寺といへるにても知るべし。かの六面菩薩は神嶽の麓寺なれば、此時や安置まつりけむ。

○養ノ森　また陽ノ森、また龍ノ森、柳ウノ森なンど舌訛て、おのがじゝいはまほしきまゝに云ひあへり。

強首村の某家の古記錄の中に、神宮寺嶽の六所大明神並ニ柳の森ノ伊豆權現二社三度參詣、享保二年五月云々と見えたり。こは凡て人の訛り謬傳ふ詞のまに〳〵、さま〳〵に書傳ふものならし。おのれ考へ思ふに、そはもと延宇能杜にて、えうとはいにしへの遙宮にして、行宮、攝社にひとしう、副河の御神世に榮えおましましし時の、遙拜所の有つる跡を遙拜の森といふべきを、例の語の省略にやあらむかし。○浮木物話元祿十一年戊寅十二月大嶋小介といへる人のもとへ書おくりける黑澤元量行年七十七とありきといふものに、「慶長十七年壬子ノ四月十八日、明日はようの森へ御鷹野なるよし仰せ合され候、これに依て葦名主計義勝、多賀谷左兵衞尉宣家飛脚を以て聞え給へば、此むね心得べき條云々。同十九日六鄕より御日ノ鷹野あそばされ、ようの森へ御着を待てありけるほどに、御中宿の五六町ばかり近づきて、鶬御するゐあそばされて至らせ給ふ源朝臣義重公の御事を申奉る也に、眞鴨二羽居りたるを御覽せさふらひ、御祕藏の兄鶬に御するゐかへ給ひて手放給ふとき、御馬とく走て公御落馬あり、葦名義勝、多賀谷宣家、うちおどろきて云々、御飯館也云々、兄鶬は鴨を捕りけるよし。」云々と見えたり。遙ノ杜の麓には、むかしは家もありたりし處のよしおもはれたり。また此副河神社いと〳〵尊くいまそかりける御神にて、此神御嶽に攀登れば平鹿ノ郡の保呂羽峯、おなじ郡に鎭座る鹽湯彥の御嶺なンど式の御神ノ峯は、鼎するが如にいづこへも〳〵道法いと〳〵近し、よしある事にや。此副河の御神の

事を、佐々木三河ノ正ノ家に代々女祝(ほふり)にて、久保田に鎮座(ます)大八幡宮のさま也。佐左木氏の家の古録に、副河ノ神社ト齋奉る御神は沖津姫ノ命にして、其創めは大寶元辛丑年に仁和寺の副僧鈍雲開基、小猿山神宮密寺、二代秀西僧八幡宮の社僧となる、云々と見ゆ。かゝる舊く由緒ある神社を、六面ノ観音を安置(すうる)にあらがひもて六所ノ明神と神號稱奉りしは、淺利太賢がさかしらにこそあらめ。

○伊豆權現の御嵩の事も此處に記さまほしけれど、此神ノ御山今は花館ノ郷に屬(よれ)ば、高關下郷(花立ないふなり)の處になほ說錄すべし。

○片比良山の藏王權現ノ古(もと)別當は梵字山観音寺にて、此寺由緒いと〳〵多し。其あらましは南楢岡村の、その寺のくだりに記したり。

○若林山の愛宕神は、荒床邑の鎮守ノ神社たり。荒床、今は破滅(たえ)はてて地字のみ殘れり、荒床は新床にして、古(もと)床といふ村ありしより新床の名あらむ。倭名鈔に、山本ノ郡に塔甲(たふかふ)、御船(隣郡川邊郡に舟岡といふあり、其村に御舟澤などあり、古への郡時たがふなるべし)鎰戸(かきべ)(マヽ)、餘戸。」と見ゆ。此床てふ名は、たふこふといふべき事を口語に傳へ字にあてて作るにやあらむ。また本居宣長ノ翁は塔甲は謬リならむといへれど、其國其郷にいたりてあなぐりもさむれば、人しらずかくろひて古名どもいと〳〵多し。○杵山峯能嵐(詞見知愛撰集なり)下ノ卷ニ云ク、神宮寺嶽は神宮寺村より河を隔て有リ、往古阿部貞任同宗任が籠る處の地也と。此山、平ノ地より大川を隔て數十丈の一山の如き嶽にして、頂には八幡ノ社有りと。南西は山續き、籠兵出現して又隱るの自由みな山谷の地形ある、誠に急の

構して要山と見る。」云々と見えたり。此頂に八幡ノ社ありとは姫神ノ嶽か、今いふ六所名神ノ神社事を、しか此柞山に謬り記にこそあらめ。

○御手洗川（みたらし）　此副河社の御神水にていと清浄泉（きよき）たりしが、天明二壬寅年新川堀かへにて、そのみたらし川も此新川の中瀬と成りぬ。また釜が淵とて大なる淵ありしが、そは若林の愛宕の森の下陰に名のみ流れたり。

○若林山に愛護ノ社、稲荷ノ社もうちならび座り。むかしは此下つかたは、いづこも／＼大淵ども多かりし古川のべにぞありける。

○洪福寺淵　遙の森の東の方に在り。むかし地震ゆりて洪福寺といふ大寺一宇、洪鐘もともに動（ゆり）もて此淵に沉みたるより、しか名におへり。今此淵を鐘つみたる舟往復すれば、其舟必沉むとて、此あたりはしばし陸道を鐘もてわたるといふ。

○人見日記に、　天英君神宮寺の川のほとりに放鷹し給ひ、白鳥をうち給はむとて舷へ鐵包を掛給ひしとき、水中より怪獣黒毛の生ひたる手をさし出し、筒の半をむづと摑りぬ。君大に驚き引のき給ふに、終に引負け筒を奪れ給ひて、君いかり給ひて、水を乾してかの怪獣を驅出すべしとありけれども、さばかりの大河、それゆゑ水練のものを入れ、さがしもとめさせ給ひしかども見えざりし。其後萩臺村の六兵衞なる水練ひそかに潜り、洪福寺淵の底にて捜し出して人しらず角館の北家へ貢しが、年經てかの御

筒なる事聞えければ、享保七年閏寅二月とかや、右の御筒北家より獻上なる、武庫御記錄には、花立村の河原へ流れ寄たりしを北家へ下され、北家より又獻上といへり。世に河熊の御筒と申傳へ候。かの怪獸の握りし痕、筒の半に殘れりと見えし。六兵衞怪獸に祟られしとて其翌年冬、その淵へはまり死せりといふ。此物語は仙北ノ郡稻澤村の盲人若都なるもの委く知りて、人にかたりしとなむ。」云々と見えたり。山高ければ水深くして、こはさま〴〵なる處山にも河にもいと〴〵多し。（天註――河邊ノ郡椿川村の舟子飲河を下るとて、ある處の岸に舟をつなぐ。ことふな人は我家近ければ、みながらおのれ〳〵が家に行て宿りぬ。此椿川の舟子一人リ舟守リ泊しけるに、やゝ更行ころ、あら浪の音せり。こは恠しと思ふに、舷にもろ手をかくるものあり。此男おき上り彎刀（なた）の手にあたるをさちに、ふなばたゝくだけよときりこみて、此夜はや明かしとまちわび、明てこれを見れば、猫の毛のごとき毛の生ひたる獸の片手にぞありける。今も其手椿川に在り。これ川熊てふものならむといへり。）

○此神宮寺ノ嵩に屬つらく山々いと多し、そがあらましを擧て此處に云む。○遙の杜前につばらかに見えたり。○神嶽御嶽也、神宮寺嶽にて副河の神社を申也。此山陰には○鵶ケ澤久保田の寺内山をはしめ多かる名也。○蟹澤此澤水に小蟹多し。○殿内山祠官齋藤氏がむかし住たる跡也といふ、また平鹿郡沼館の神官を戸之内といふも同かるべし。○湯の平むかし溫泉ありしといひ、今此比良によき寒泉涌ぬ。○笹の倉○烏帽子山小杉山村にもえぼし山あり。○獅子鼻獅子岬也○腴長根やせながれはやせ長峯也。○鉤栗坂○姫神ケ嶽此嵩の事は、ところところにしるしたるなり。○牛ノ首此名もところ〴〵にいと多し、山本の郡向能代に牛か首戸とて一村桃花ある處あり。○荒平○三森山○こもづつごえ此名いかなるよしかあらむ、ところ〴〵に聞え、津輕路にもしか呼ぶ處あり。菰筒また草薦槌にて、薦編むさまに飛踰え刎越えて山路行くをいへる事にや。定家卿鷹三百首冬五十首の中に「はし鷹のとひをくなめるひともとりこもつちきゝの羽やつかふらむ。」また慈鎭和尚鷹百首、「はしたかのこもつちこえのひともちりとるにもとらすおもしろの羽や。」また西園寺入道前太政大臣公經公鷹百首の中にもまた、「はしたかのこもつちこえの一もちりとるもとらぬも面白の羽や。」此歌はいづれの集にもしかのせて見ゆ、いかなるよしにや。「おもしろ羽とは、羽づかひの事なるべし。○升形、また升掛といふともいへり。是も鷹のよしにや慈鎭和尚鷹百首に、「はしたかの升かきの羽をとふときは八重羽の雉子もたまらざりけり。」八重羽のきじは靈鳥恠鳥也。此事さまの說ども多く鷹の記に見ゆ。○蛇走山○瀧澤○木落信濃ノ國にては木落の事を嵐と云ひ、嵐の道ともいふ。「山賤が峯より落す柴車。」などよめる、木落嵐

の事なといへるなり。○かさつふり山頭瘡（かさつふり）に似たるをもていふなるべし。また津輕に、うばさつふりといふ山あり、うばさは夷也。つはらかに書紀に見えたり。○下ふな坂○若林山愛宕社稲荷社此二はしら杜並びて釜が淵の上にませり。○前森山○苦森山苦木（にがき）多かる森をいふにや、なほ尋ぬべし。○鳥屋ながね○日向比良○寺屋敷或説に、南楢岡村に今在る澤寺山常泉寺は、往古此寺眞言宗にて淨川寺と云ひて此地に在りしを、楢岡村にうつすといへり。○男突串つくしはもと杙の事にて、突杙に山の形似たるをもていへり。また標澤もしか杙にてつくし也、水尾木なンどいふがごとし。またかゝる山を尖（とむげ）といへる處あるも杭に似るをいふ。○女杙山男盡山におしならびたり。こはみな南楢岡と吩山なり。○唐戸石めつくしをつくしとの間に在り、韓櫃石なるべし。○藤ケ澤○狢平うじなや居けむ、寒泉ありて神宮寺村南楢岡村雨村の稲田にかゝりぬ。なンどの名處ところ〴〵にいと〳〵多し。

○名ある好井は○花小屋寒水○溫泉比良淸水○狢比良妙美井也。其外にも寒泉多かるべけれど、みな名たゝる靈泉なれば此三泉を此處に擧る也。

○故城正慶の頃なるべし　此神宮寺村の艮に中ッて館腰といふ處に在り、井の跡、外堀の跡もいちじろく、此古柵の址に蛇なきよしをいへり、此古城の事は柞山みねの嵐に漏たり。古記錄に、孫治郎高道、其男戶澤因幡守、また神宮寺藤七なンど見え、また小野寺家系にも、小野寺右京亮二男神宮寺藤七云々と見えたり。また奧羽永慶軍記六卷に土埼合戰ノ條に、羽陽土崎ノ城は、秋田九郎友季は古城介の舍弟友近の子也云々。岩城半治、神宮寺掃部ノ介、濱田左衞門、古澤小三郎を始究竟の兵六十騎、鋒先を揃へて一度にどつとかけ出ル云々。同書山北前田氏斷絕ノ事といふ件に、神宮寺掃部介二百餘人を以てこれを防ぐ。搦手には前田又四郎百五十人にて相戰ふ、云々。前田兄弟、討殘されたる若黨二十四人、一方を打破り神宮寺の城にぞ引取りにける、云々。大曲リ落城せしかば翌日下國しけるが、本城は燒亡す、神宮寺の城にぞ

居住しける。舍弟掃部ノ介は土埼ノ九郎が逆意に與ミして、秋田城介がために討る、薩摩守も六十二餘にて程なく病卒す。其子前田左兵衞尉は先祖の敵を討んと、神宮寺より勢を催し數年戰ひけるが、同七年赤尾津がために生ヶ捕られけり、云々なンども見えたり。此城正慶のむかしよりありとしいはゞ、正慶は九十六代光嚴ノ院の御代の改の年にして、いと〳〵はやくよりの城跡にこそありけめ。近きころ平鹿ノ郡横手ノ郷に新町造るとて、溜中(みぞ)より正中三年とゑりたる墓誌石を掘りゑし事あり。小野寺氏家系譜に、小野寺孫太郎彈正少弼藤原道有、雄勝、平鹿、山本三郡ノ莊主たり、德治二年六月二日卒三十九歲、法名見星院。○其子孫次郎信道遠江守たり。道有ノ舍弟也、兄道有無一子故繼其家、正中三年二月十九日卒四十九歲、法名道鐵。○其子孫次郎右京亮高道、正慶二年小田原一戰の時討取長谷部、貞治六年卒法號慈照院七十一歲。其男ヲ○戸澤因幡守道勝。○次男ヲ神宮寺藤七道珍と見えたり。さりければ此古城蹟正慶のむかしより、此年もむしやう十年といふまで四百八十餘年を歷たり。

○三盛(みつもり)の古城は遠月村の三森ノ岡といふ地に在り、此柵は往古鳥海彌三郎宗任が居城なるよしを傳ふ。近きとしの事にや、小瓶一口をその邊より掘りうる也、そが內には紫色の土のみ充滿(みち)て、外に貨なンどの入りしにもあらず。そは胎衣(えな)瓶てふものを埋たらむか、墓所めける處の近きより出しといへり。胞衣(えな)に根元(ねもと)また紫河車(しがしや)なンどいへる漢名もあれば、紫色に土も染化(そめ)たるならんなンど、さま〲の雜說どもいと多し。此遠月は神宮寺村に屬、また其地は北楢岡邑にたぐふ。此よしにて、其地に祀る神とてもみなが

らおなじさまならず、三月三日の桃神事に小弓、小箭、小笭の手酬は、北楢岡の氏子らが龍藏權現を本居の神として、二つ子（男子）三つ子（女子）の初まゐりなゞどそれ〲に粧ひたてり。此事北楢岡の「桃の弓祭」の一トまきにつばらか也。遠月邑の事も記錄ほしけれど、そは神宮寺邑の古記由緒錄に委曲に擧ていさ〲精なるべければ、かの書にゆつりてしるさず。

○土産は

○櫻鱒（さくらます）　古名はらか也。雄勝ノ郡にて群來（くき）てふ雜魚にたぐふ魚の内にも、鼓の葉、つき、腹赤なゞどありけるよし方言（いへり）。○花鰄（うぐひ）を背黑、また瀨岸（せぐろ）てふ名に負せいとよけく、秋は紅葉鮭（もみぢさけ）の黃金魚鱗（こがねはだ）をよしといへり。なもみ膚、ゆふかほ肌はこがねはだに劣れり。みな飲食河のおなじ流ながら、玉河の落會あたりを名にたてり。

○石弩（やのねいし）　高野山の麓畠より產る也。こは山本、秋田、川邊、平鹿、雄勝、また此仙北郡にも强首、高城なゞど村々より產れど、みちのくの糠ノ部郡左井ノ浦の八幡宮の石弩、飽海ノ郡の皇野（すべ）、鳥海山の山脚あたりに名產（なあり）。三山雅集ノ下に、皇野、雷光迅速のとき神矢の根とて尖頭の小石降下る事時々也云々、兒櫻の邊也云々。「喰摘の塵にまじはれ矢の根石。浮生」「立出て矢の根拾はむ射干の花。支考」「鏑して鬼を雲間の照射（ともし）かな。呂丸」云々と見えたり。仙北ノ郡にては此神宮寺村の高野の石弩ぞ名だゝる、飽海ノ郡はいにしへより零（ふれる）にや。また三代實錄四十六卷元慶八年のくだりに、出羽國司言、今年六月二十六日秋田

城雷雨晦冥雨ニ石鏃卅三枚一、七月二日飽海郡海濱雨レ石、似レ鏃其鋒皆向レ南、陰陽寮占云、彼國之憂應レ在ニ兵賊疾疫一、先レ是國忌御齋會布施依レ式充ニ用官家功分封物一、是日勅、自今以後停レ用ニ彼封物一以ニ官庫物一宛レ之」云々と見えたり。古へより此石鏃ふるといへり、今もしかり。また是を霹靂石とから名いふといへる人あり、びやくらくせきは星屎てふ石にて、世に石刀、また砭石の類品ならんともいへり。此石弩を屋上にて拾ひし人あり、また尖りたるを以て三稜鍼の代りに試し人あり、世にいふ砭石は石弩の類屬にこそあらめといへり。

○福壽草　嶽より產る。これがから名を復陽菜といふといへり、元日草、また不二菊といふは、富士山の麓より出るをもてしかいへり。松前にて此草を萬作といふ、また木萬作あり、いづれも、此花多く咲たる春は秋の實よしといふためしありけるをもて、木にも草にも萬作の名あり。此神宮寺の嵩に產るものいとよし。

○八幡宮由來

○此神殿は、そもそも阪上朝臣田村麿大同二年に草創といへり。ある世說に、宇佐の八幡を遷し奉りみやごころ也。古へは水邊に鎭座て、洪水の爲に神階も破壞ければ今の地に遷しまつれり、其舊宮跡は河原と成りてなほあり。かの豐前國宇佐八幡者應神天皇也欽明天皇三十一年冬豐前州宇佐郡廐峯菱潟池畔民家兒甫三歲託曰我是第十六主譽田天皇廣幡八幡也我名ニ護國靈驗威身大自在王菩薩一諸州諸所垂ニ

跡於神明一今顯座二此地一耳因レ之勅建レ祠一説自肥後國菱潟池遷豊前國宇佐云々、八方建八色幡故託宣曰二八幡一云々と神社考詳節に見えたり。後紀七卷平城天皇ノ御世大同二年春正月庚寅上不受朝諒闇也八月云々以從三位征夷大將軍行右近衞大將阪上大宿禰田村麿畿內觀察使○十二月云々己亥任官中納言從三位右近衞大將坂上大宿禰田村麿爲二兼兵部卿山陰道觀察使一云々と見えたり。其頃の造營にや。此神殿の外に拘る黃金色の字なる鳩形の額は、高野大師の眞翰を摹て掛る也。神前の內の額は、國司佐竹右京大夫從四位下侍從源朝臣義和公の御筆也。八幡宮ノ三字は九尺に足て、見る人目をおどろかしあふぎ見つゝ、御前に恐まり人みな拜禮奉るといへり。義家朝臣、賴朝公なンど造營ありといへり。永慶軍記十二卷に羽川小太郎捧二神宮寺八幡宮願書一事といふ條に、小野寺義道は軍終て諸士も皈陣の後、兼て聞及びし客ノ白瀧一見し、宿願や有りけむ高寺の觀世音に參詣、神宮寺の八幡宮に參り心靜に拜禮せられしに、戸帳の內に願書一通あり。何者の願主なりと見る處に、由利ノ羽川小太郎が納めしにぞありける。是を披き見給ふに其辭に、義植敬白、竊以八幡大菩薩者爲二日域朝庭之宗廟一皇國永固天下安寧靈神也就中源氏之支流奉敬崇之年久矣爾來諸氏凶徒等滿二羽陽國中一放振二猛威一不レ恐二勅命一不レ順二武制一晨夕之間矛楯山野蒙塵長無二歇時一加之破二却神社一燒二亡佛閣一互諍二自他所領一故政事不レ得二其正一民閒日々窮二困惡一賊滿二州縣一誰不レ歎レ之哉義植苟爲二淸和之餘裔一纔雖レ繼二弓馬業一投二未運之殘生於二東山之陋隠一爲レ賊未レ折レ功伏願以二昭々神德慈眼一視二所レ祈之悃情一速厭二凶奴於千里外一令三民皈二華勛高蹈一滿二件之志願一新彝二七寶之堂宇一奉レ寄二千畝之

社領ニ不レ怠ニ祭禮、子子孫ニ可レ令レ輝ニ神功於無窮一者也仍願書如レ右再拜頓顙。天正十六年閏五月九日羽川小太郎義植」とぞ書きける。義道是をイ々(つくづく)と見て、羽川が不得心なる願書の書やうかな、己が夜盜强盜を職として漸眷族を育み世を渡る風情して、十二郡を亡さむと思ふ事こそ不敵なれ。」云々と見えたり。原本謬字多かるべし。

○八幡宮　御社地縱六十二間横五十七間別當神宮寺、神主齋藤安房頭。

右畔、東ハ街道畑路際リ、西ハ畑畠際リ、南ハ別當境內際リ、北ハ小徑際也。

御祭禮○八月十五日。末社○神明宮六月六日。○稻荷大明神神事六月十日。○諏訪明神七月廿七日。

右三柱八幡宮ノ社地ニ鎭座也。

八幡宮草創は坂上田村麿御開基大同二年建立、建久元庚戌年右大將源賴朝公御再興、又觀應元庚寅年飛彈守盛政朝臣建立、爲御神領二百石御寄附あり、先祖より所務いたし候よし申傳ふ。飛彈守盛政公は戶澤上總介殿ノ御先祖なるよし、代々御寄附の物多かりしといふ。至御當代御寄附御神事料玄米五斛。

當神社御棟札　○建久元年八月八日○寬喜元年六月十三日○正應三年六月二十八日○長享三年十月二十九日○觀應元年閏七月二十五日。また

　淸和後胤源朝臣義格公御寄附

○正八幡宮棟牘　去河山　入箱

寶永三丙午年夏六月十有三日

○御神寶ノ品

○明神畫一軸 ○大師畫一軸 ○十二天畫十二軸 ○八僧畫八軸

○白旗 八幡大菩薩御神號をしるす 源頼朝公御奉納ノ由。

○燒亡寶物ノ品

○八幡宮ノ御棟札數十枚 ○御紋附扇子四本 天英公御寄附の品也 ○白鳩木刻作 四翅附御寄 天英公正四位権中将左近衛右京大夫義宣朝臣也 ○大般若經、武藏坊辨慶ノ眞翰なりしよし。右ハ元祿十二年己卯五月十九日回祿類燒に及たり。○御紋附緞子地神戸張、寶永年中天英公ノ御寄附。右天明六年丙午三月二十七日火災ニ燒亡ス。同八戊申年御巡見御下向ニ依り御戸張假ニ白絹ニテ掛替御寄附ありしが、文政四年江戸御目附様御下リノ時此御戸張綾地ニ御懸替御寄附あり。

○又御寄附ノ品

○御紋附御神室 ○同御幕 ○同御神燈籠五釣 ○同御燈籠二灯 ○同御神輿 元祿年中御寄附ノ品故經レ年古ビ候故寛政六甲寅年再興仕度公儀へ申上候處願之通被仰付候。○御紋附綾神戸張 ○同御翠簾三枚 ○御鈴緒、白絹也。

○瑪瑙石とて丸キ石シ一顆あり。陸奥國の膽澤ノ郡ノ鎭守ノ八幡宮の神寶にも鎭懐石といひ、そをまた奇靈と尊敬、また阪上ノ田村將軍の劍と雁股(かりまた)の大鏃を拜む、さりければ此石もゆゑよしやあらむ。倭訓栞にいしうらのくだりに、夕衢(ゆふけ)問石(といしうら)卜以而(もちて)と見えたり、卽石神也。埃嚢鈔に幸ノ神の祠に丸石を置て、石の輕重をもて事の吉凶をトする事をいふ。今江州水口近き山村の天滿天神の祠に此石あり、世に靈異を稱せり。また山槐記に、朱雀院鎭守石神明神ノ見えたり、また中山傳信錄に、以レ石爲レ神澆レ酒祈レ福なンども見えたり。ある人の云ク、此瑪瑙石本ト福德淸水また普德水ともいへりとかのもとより出しといへば、中山傳信錄のうるまごゝろにも似たり。またくしみたま、また石神のたぐひにこそあらめ。

○八幡宮の內陣の額は文化九壬申年天樹院殿源義和公の御筆也。

○八幡宮の外篭の額は空海大師ノ筆跡ノ摹書を刻たる也。

○嶽ノ六所大明神　祭日夏祭四月八日秋祭九月二十九日兩度あり。此山根ノ巡リ千三百五十間也、八幡宮　神主齋藤安房頭。右畍東ハ柳森境澤際、西南ハ小澤畑畠際リ、北ハ捨堰(すたりぜき)畑野際。御巡見御通行のとき御駕籠止め、いつも此嵩景山譽(ほめ)給ふよし。御登山のとき六所明神の柱に屋形樣御落書に、明和六年己丑夏五月二十日大難所因信心飛登于時仰尊云々とありしといへり。

○女(め)づくし男(を)づくしとて並ぶ山あり、そこは木直(つき)といへる村ノ屬也。其あたりにむかし名馬產れぬ、そは源賴朝公祕藏たまひたりし生月(いけづき)、硏墨(する)也といへり。うべならむ生月(きつき)は木直(きづき)、生月(いきつき)の伊の省、今木月、木

直なンどや云へるならむ。さりけれど研墨といふ駿馬は、みちのくたちにて糠部ノ郡南部莊墨谷ノ牧より產て獻れり、こは南部九牧十二野の內也。眞澄(おのれ)、牧の下草、牧の朝露といふ日記にもつばらかにしるしたり。

○愛宕神社 在二荒床村一此邑今敗村也　神主齋藤安房頭。祭日六月二十四日、社地竪五十間横二十七間也、右畔南ハ澤野見通し、北ハ畑際リ、東ハ堤、田際リ、西ハ澤、田畑際リ。社記傳來無クして其開闢をしらずといへり。

○白山姫神社 神宮寺村に鎭座あり　別當寶藏寺也。祭日六月十六日。社地八間ニ九間也、右畔東西北ハ畑限リ、南ハ道畑際リ。此社の創をしらずといへり。

○神明宮
稻荷明神　此二柱御會殿 蒲村ニ鎭座 神主齋藤安房頭、祭日兩社共ニ六月十一日也。社地竪十二間横十間。

○白旌(はた)明神 稻嶋邑ニ鎭座也　神主並同、祭日四月五日、社地四間ニ二間也、畔四方田地際。

○笠木明神ノ社 宮田村鎭座也　神主並同、祭日三月三日。社地四間ニ九間也、畔東ハ道際リ、西南畑際リ、北ハ堰際リ也。此社百三十番ノ札所の由、また百三番の札處とも舊記に見ゆれど、いづこよりいづこまで某の札所といふ事さらに傳らず。またいにしへ羽黑山の神社草創のとき、此宮田ノ森よりその棟木ノ良材を伐出したるをもて、そを冠木(かさぎ)のよしにてその地をしか神號として齋奉るといへり。是を己レ考ヘおもふに、笠木は笠置にして、恐ラくも後醍醐天皇の御靈なンどやうつし祀りつらむものか。そのよしは、南朝の御代の落人ところ〲に在り、また元亨、嘉暦、建武、延元、康永の墓誌石ならび立る處あり。また平鹿ノ郡に

醍醐村あり、吉野村あり。また同郡横手ノ郷に正平寺といふあり、正平は南朝時代年號也。また陸奥國氣仙ノ間の大嶋に藥師と齋るは、後醍醐帝の院宣なるよしをいへり。また同國某の郡なりしか、吉野先帝ノ墓といふあり。また津輕の某邑の某が家に後醍醐天皇の錦の御旗を所藏、人にいたくひめて、虫乾すら夜に入りて二夜もむしはらふといへり、そのゆゑよしをさだかにしらず。また秋田ノ郡北比内ノ莊、松原村補陀洛寺の開基は吉野の人也、二祖ノ無等良雄禪師は萬里小路中納言藤房卿にして西來院を建立し、八田村の松應寺を開基給ふなり。また金壺山の麓に勝手ノ社を建立ありしともいへり。また雄鹿の北ノ浦の山王ノ社に、「たのむかひなきにつけてもおもふかな勝手の神の名こそをしけれ。」といふ色紙がた一枚納めたり、後醍醐天皇の御製御宸翰なるよし。かゝる事どもをおもへば、こは笠置の御神ならむか。また祭ル神石凝姥命なりともいへり。なにゝまれ此神宮寺村の其已前の名は、笠木の里といひつるよしを古老の說、老の口に殘れる也。

○八幡宮ノ神主齋藤氏歷世累代

○延寶九年官途齋藤安房守（一代盛房）○享保八年官途齋藤土佐守（二代光寬）○寬保三年官途齋藤長門守（三代盛連）○寬政元年官途齋藤安房正（四代盛方）○當代齋藤安房頭（五代盛喜）、文政五年官途也。再三ノ火災にて、先祖の古記錄傳らずして累代さだかならざるよし。○齋藤安房頭假栖ノ村は、○神宮寺村○大浦村○福嶋村○蒲村○長山村（敗村たり）○荒床村（敗村たり）○二子澤村（敗村となる）○宮田村、右八个村也。此内廢邑三村あり、今は五村たり。

○元祿五年淺利太賢來りて、齋藤氏に永ク止宿して神書談。後に於二京都一神去靈祠號千木大明神從六位神淺利太賢」とありといへり。
○大浦ノ神明宮　大浦邑に鎭座○神主齋藤安房頭盛吉○祭日四月六日。
○宇留井谷地ノ神明宮　玉替谷地村に鎭座也。祭日（マヽ）　○齋主（マヽ）
○八石古名ありて八ツ見谷地といへり神明宮　○齋主相馬孫左衛門○祠官齋藤伊勢正。花田谷地といふ處に鎭座也。
○正觀世音祠　○祠官齋主並同○祭日兩社共に三月廿六日也。
○金葛山藥師佛祠關口村の山上に座り　○別當高關下鄕村修驗宗寶藏院也、祭日四月八日。關口、金葛兩村の本居神也。此兩村は古來小杉山邑より正德ノ年別村處也といへり、さりければ生土もおなじ。藥師佛の作こそしれね、古き木像にして天永二年としるしたりしが、今はさだかにも見えざるよしもいへり。此あたりは古道にして、玉川もいにしへこゝを流れたり。此淵に誰移鞍ならむか沈みたるよし、そを布曝の淵といふ。其鞍䗝龍とくゑしてあやしのものがたりあり、夜に入り、あるは空くもりたるとき、此淵より白布引わたせる妖あり、そをもて布晒の名ありといふ。
○龍光明神　毛壁虱を齋るといふ。此虫いと多く、夏のころ人を螫てなやみくるしみ、瘟疫の如に死せる人もありしかば、湯神樂すれば神子に託宣ありて、吾は事代主ノ命也、人のうれへを救はむ、祭るべしと、此神懸のまに〳〵齋社に祭るといへり。しかして後は、さるうれへなしといへり。毛木虱てふ虫

は雄勝、平鹿なンどの郡、飲川の流る筋はみなあり、こは肘後方なンどいふくすしの書にも見え、またから名は沙虱也といへり、此事は雪の出羽道の中にもしかいひつる也。此虫越後にも在りて嶋虫と云ひ、また恙蟲(つゝがむし)ともいへり。また西域聞見錄七卷に、地多二蛇蠍一大麥熟時蝎螫ニ人指一往々不レ救得ニ中國太乙紫金錠一敷レ之卽愈奇驗。」と見ゆ。沙虱にいさゝか似る事也。

○祠官佐左木氏家系譜

○天兒屋根命十一世○雷大臣ノ三男道麿ニ七世ノ後胤○熊速、其子○速友、大織冠ノ御子○意美麿、其御子○淸麿二世奉仕、在女○友子、神護景雲三年至奥州供人隨ニ宮川ノ四郞一、山本郡興津姬命副河神社奉仕、延曆廿三年京都ヨリ房女(ふさめ)ト云フ女ヲ下シ家繼シムル大同二年坂上田村丸八幡宮御建立テアリ則房女神主ニ奉仕、奉幣司神主平朝臣盛政也云々と見え、副河ノ神社大寶元年仁和寺ノ副僧鈍雲開基自社僧タリ小猿山神宮密寺號、二代秀西僧八幡宮社僧トナル云々と見ゆ。今此家神子にて代々連綿(つぎきたれ)り、久保田ノ廣幡ノ御社に仕へまつれる、鶴子とて女祝あるが如し。女神官ある事は貞觀官府に、「禰宜並置社者以レ女爲ニ禰宜一」と見え、また宇佐ノ宮には古ヘ女禰宜ありつるよし倭訓栞にも見えたり。此さゞ木家とはいと〳〵近き世に名乘つる也。此家そも〳〵いにしへの房子より、今し世かけてうみの子の連綿神子の絕えざるこそ、うまことに神のみわざにてなむありけめ。

○

○八月十五日八幡宮の御神祭をへて、十六日は御禮といふ事あり。そは獅子頭をいなだき、れいの笛吹鼓うちて此一郷を巡る也。こたびは神主、祝も烏帽子さうぞくによそひたゝず、みな上下すがたにて六供の跡めぐり、また人の家に入り休らふ事也。此神獅子の内る家はたれ〳〵と定れる式あり、藤井四郎左衞門が家はいかなる由緒ありける事か、いと〳〵古キ例し多く、そが末ノ孫なればそれとさらに知れる人しあらねど、としごとに七月となれば、賀都藝てふ菰を清き沼水より苅りて、五府に編みてかねて儲けて、家の一間どころをきよめ八足するゑて、大鼓を立てそが上へに獅子頭をすゑうる。かくてこれに餅一備へ、また濁れ酒を提に内て、これにいなぼ二穗をそへて手祭奉れり。こは穗酒てふものにて、顯祝のさまにことならず。しかして、ふとのりとごとゝなへをへぬれば、賀都藝のあら薦を取りて神官の家に收めおきて、元三日になれば牛王寶印を此賀都藝の菰の上へにして押シて、官に獻上れりといへり。ゆゑよしある事にこそあらめ。此賀都藝てふもの越後にてはかつぼといひ、がつごなンど方言る處あり。みちのくの淺香の沼にその名しるくいへるかつみ、花かつみ、こと國には凡て眞菰てふ水草也。倭訓栞にかつみ、淺香の沼に生ふる、あやめに似たる草也。萬葉集より見えて菰也といへり。著聞集に、五月のころ圓位上人熊野へまゐりける道の宿に、かつみをふきてけるを見て、「かつみふく熊野までのやどりをばこもくろめとそいふべかりける。」また實方中將の、陸奥にて五月五日あやめなくて、かつみをふかせた

る、故事談に見ゆ。新撰陰陽書に五月可レ葺二水草一と見えたり。宗祇旅日記に藤原ノ義孝が歌に、あやめぐさひくてもたゆく云々。此處の者にたづねしに、中將の君くだりて、なにのあやめもしらぬしづが軒端に、いかでみやこにおなじかるべきとて、かつみをふかせられたる事也。また後撰集の作者藤原かつみは命婦也と見ゆ、云々といへり。またかつみを勝見と書き勝味、勝身に作れるは、みな軍録によれるよし也。皇都なる五條ノ天神ノ社は少彦名ノ命にして、正月蒼朮(おけら)の餅を神供に奉る、それを勝の餅といへるがごとし。また賀都藝も出羽に菻(がつぎ)に作れり、土避(つちざき)の湊には菻町といふ一町あり、かゝる新作字も、新撰字鏡のごとくいとく辨理(おもしろ)き事也。此藤井氏の上祖の戰功ありて、その吉例を、今し世かけてしか神祭るよしにこそあらめ。

あらそひにかつみの眞菰敷妙の家居も床も安き君が代。

○齋藤氏伊勢正家系譜

○神官伊勢正盛久、上祖ハ盛勝○二代宮太夫盛政○三代宮太夫盛勝○四代宮治郎盛□(マヽ)○五代伊豆守盛定○六代飛彈守盛政文永十一年三月三日去○七代伊豆守盛勝建武元年七月六日去。此代戸澤殿より、社領として副河ノ神社へ八百刈の田地を寄附あり、亦再興あり、亦六供房の總頭へ知行三十斛賜り、小猿山神宮寺華藏院へ神馬ひかせ、亦御掛物等寄附ある。○六供家は平朝臣盛勝、仲原ノ親能(たふ)、宮道(みやみち)ノ國平、藤原ノ知房、道ノ知弘、僧秀西といへり。此六供家五家斷絶して、今殘りて藤原知房が後胤のみ、高橋里右衛門とて其家一戸連綿たり。こは八幡

宮の御神供調進せし家ども也。○八代宮三郎盛徳至徳三年六月八日去 ○九代宮内盛信文安五年二月二十五日去 ○十代左京盛重永正六年正月二十五日去 ○十一代宮太夫盛光永祿十年五月十七日去 ○十二代左門盛次寛永二年九月十八日去 ○十三代殿内盛方延寶元年四月十九日去 ○十四代伊豆守盛光元文三年十月朔日去。此伊豆守幼名宮三郎と申ス、十七歳ノ時父殿内病死、其砌母方實家三本杉村へ引取リ養育ス。其時神職なれど俗名は與平治と申再び神宮寺村に移り、與平治ノ男官途シ安房守と改名し八幡宮ノ神主と相成り、殿内代まで、八幡ノ社内ニ八間に二十五間の御免地拜領いたし先祖ノ代より住居シ來り候所、今は安房守ノ屋敷キと成り郷中より公儀へ御願申シ上候處、三間に二十五間處御免地拜領に相成住居仕り來り候、云々。元祿十二年長藏と申家より出火神宮寺村殘りなく類燒し、其時八幡宮も御燒亡、御證文舊記等も共に燒失、與平次相勤候得は神主職ともならず、只神宮寺村の社人にて官途仕候。○十五代伊豆守盛重安永三年十一月五日去寶曆十年官途○十六代宮之介伊勢守嫡男安永五年去 ○十七代松之介宮之介實弟。伊勢守まで十八代に及たれど此家中絶せり。盛重ノ代まで流鏑馬、蟇目等の神事を勤行三月三日行事 また八月十五日ノ御神祭には注連祓等の式勤め來りし家也、云々。神嶽の後に殿内山と唱へ候山の字處も候得共、伊豆守幼少の時中絶の事ゆゑ今は郷山となる。また田地三百三十刈これ有りしも、みな郷中にさし上候云々。○十八代伊勢正盛文政九年正月二十九日去 ○十九代當代左京盛次也、云々と見えたり。いと〳〵古き家ながら、中絶て連綿事のをしき事かな。かゝる事なれども曲津比の神のみわざにて、世にふさはしからぬことどもゝありけるものにや。

○高橋與四郎家系譜

○此家ノ上祖は藤原ノ姓也○從五位下駿河守忠道武藏國守護也羽州仙乏ニ下向○重忠、畠山次郎○重泰、畠山六郎○從五位爲繼三浦平太○廣繼平次○義明相模國住人三浦介○義景、兵部○義盛相州守護和田左衛門○義尙、和田四郎○義秀、朝夷名三郎○義隆、蘆名ノ三郎○義盛、三浦介○義連、三浦重郎。是三浦統名乘和田ヨリ別ル○高橋與四郎長良永祿五年二月吉日云々と見えたり。代々通號ニテ、今以高橋與四郎にて某代か連綿し來れと、年號正名をしるし來らざれば唯舊家といへるのみにて、上祖より累世か經ぬらむといへる事委曲にせざるは、をしき事になも有ける。

○板垣氏家系譜

○高祖文武天皇ノ皇子○武氏親王、從一位太政大臣、慶雲四甲辰年號ニ「蟻通大明神」ニ○乙麿親王、天平神護二丙午年崇ニ「織田明神」ニ○圓可大臣、三位左大臣、延曆十三甲戌四勅明宣給故正二位上、皈朝薩摩大隅日向國司、大同四己丑年九月九日葬ニ日向國ニ崇ニ「日向大明神」ニ○大隅大臣正三位左衛門督武師○薩摩守師一正四位下少將豊前國平ニ宇佐一騎、師一、此一ノ字淳和帝ヨリ給フ。五十四代仁明天皇ノ御世承和九年ニ甲斐ノ國ヲ給フ、府中居住ス。○右衛門督一平、二女「月見前」小野篁妻ト成ル三男三郎次師平一條忠勝迹ヲ繼四男四郎太夫師直越後國五十嵐少將迹ヲ繼ぐ。○甲斐守前右林源朝臣一時二位。人皇五十六代淸和天皇ヨリ貞觀十八丙申年五月五日板垣ノ姓ヲ始テ給フ、是レ板垣源氏ノ元祖也。嘉承元年誕生、醍醐天皇ヨリ勅ニテ奥羽亂軍中四年數萬ノ軍兵ヲ率テ安達合戰ニ討勝、皈國ニ趣キ本城

次郎ト屯ス。 宇多天皇寛平八丙辰年村上ト討死、年七十二歳「卯月ノ宮」ト號ス。 ○板垣判官三位甲斐一銙源朝臣妙三○甲斐司銅源銙頼四位下侍從 ○銅永源頼兼四位韮崎ニ居住ス○三位源朝臣頼光、二男小笠原權守、三男南谷伊豆前司仁和三年ニ多田藏人ノ子ト成リ多田ト云 四男竹壽麿歳七歳ノ天曆十年ニ小野道風ノ養子ト成リ小野ノ道文ト名乘ル 五女明月ノ前歳十三ニテ攝津守從下知正曆五年近江國司右大將晴眞卿ノ妻ト成リ三男二女ヲ産ス、嫡男佐々木近江守ト名乘ル。

分登る山と澤邊はかはれとも其源はおなし也けり。

と詠し給ふ。○遠江守頼一三位○嫡男五郎麿一親三位○二男飛彈守頼方三位○一男遠江守頼親三位○三男加賀守親光二位。「頼壽ノ前」、源朝臣頼義ノ妻ト成ル、三男四女ヲ産ス、三男ト云フハ八幡太郎、嘉茂次郎、神羅三郎是也。○加賀ノ太郎左衞門頼門、寛德北都ニテ大熊ト組テ是ヲ討留、世ニ大熊ノ太郎ト云フ。○三位入道頼紀、治世「百卅七」○下野守成明、四位下侍從、鳥羽院ノ人、夜叉ト云フ鬼ヲ討留メ白幡三流給フ。○下野ノ守明氏四位下侍從 ○下野守氏末四位下侍從 ○下野守氏村四位下侍從 ○下野守氏雲四位下侍從 是ハ「板垣五代源氏」ト日本軍記ニ在リ、「次郎左衞門、一條ノ頼忠ノ子ト成ル」、「三郎左衞門邊見頼氏ノ子ト成ル」、「四郎兵衞武田信晴子ト成ル」、「五郎兵衞小笠原甲斐守子ト成ル、山之內源氏是也○「武藏治部卿雲晴」、「二男次郎麿北條武藏守ト名乘」、「四男長壽麿」秩父畠山子成○治部太夫晴義、侍從、「二男長三郎平山武者所末國ト名乘」○紀ノ八右衞門義宗下侍從○紀ノ七右衞門宗政侍從ソ 四條院ヨリ東西南北ノ四ノ幡ヲ下シ給、大內合戰ニ日本無雙ノ手柄有レ之○紀惣兵衞宗任、十代前ニ成明ノ三流ト侍從給タル四流ト合七流レ、髭題目ノ七字ハ小野ノ藤直卿射澤ノ妙本寺ニ於テ書給フ、故妙本寺ノ記錄ニ悉ク子細有リ。 ○權太輔

宗兼、侍從○權ノ輔兼氏、侍從、二男蓮壽麿（細河大隅守子ト成ル）○重兵衛氏末（元亨亂軍ニ吉野ニテ討死 西國大平記ニ有リ）○淺右衛門兼末（下總國ノ照東寺緣起ニ在リ）○佐渡守末珍（安房國小湊ニ隱居ス、年廿二ノ時丹波國龜山ノ城主ト成ル）○丹後守成光、侍從○丹波守成俊、下侍從（永和三年亂軍「伊勢守ト討死」）長男華市麿」（治卅二歲）「三男華若丸」（治卅四歲）○金吾、板垣喜八右衛門七男養、遠江國濱松ニ居住、同國府妙廓寺ノ開基緣起ニ子細有リ。嘉吉ニ內裏夜討同處シ被唱依遠州ニ退散シテ佐渡ノ國驛根木ニ居住、天野角源太ト名乘ル。嘉吉二年ヨリ寬正六年後土御門ヨリ召出サレテ六位務給フ。○板垣民部俊明○治部卿明成、五位○民部太輔明連、五位、文龜二年後柏原院ヨリ近江ノ國栗本郡野洲ノ郡ヲ下シ給フ。永正十七年ノ亂ニ佐々木壹岐ト取合主從二騎討レ、大永元年三井寺ニテ越年ス。同二年正月八日同國藥師寺ヲ賴國中ニ隱居リ、急ニ從類ヲ呼集同十四日旗上ル所ニ、安土佐馬ハ先祖代々髭題目七流ノ旗所持ス。依テ安土佐馬明光先陣、野邑越中後陣、都合其勢七千五十九騎ニテ十五日寅ノ刻ニ佐々木居住觀音寺ヘ押寄セ晝夜六日ニ悉ク討チ平ケ、廿日ノ晚景敵ノ首數六千二百餘級討取ル。永正武記ニ子細悉有リ。○兵部ノ太輔連通。享祿四年後奈良院御代國々亂ル。日本武者修行ニ出テ、天文元年五月五日今河駿河守氏正公ニ奉公ス、天文十四乙巳年七月七日ニ甲斐勝秀公ヨリ御賴ニテ小豆坂先陣、手柄廣太ニ依甲斐國射澤ニ居住ス。○太夫五郎通晴、後柏原院御代大永五年、信州蟹坂一本鑓長尾信輝感狀アリ○太夫前司通國○五郎左衛門國光○兵部太夫信實、正親町院織田大明神信長卿ヨリ元祿二己未年三月五日、犬山合戰兵部太夫信實ニ下給フ、依犬山城主ト成ル。其時代々傳ル七流レノ髭題目ノ幡所望ニ依テ獻上ス、尾張國愛智郡ヲ給フ。天正ノ亂茶戔御曹子秋田城介ト名乘、秋田ヘ御國替ニ庄內田河村マテ御供、其砌リ御暇中上田河ニ居住ス。

○甲斐右林源一時ヨリ四十一代ノ末孫　板垣平太夫源信氏花押（印朱）

天正九（マヽ）乙未歳九月十日　一子相續他見無用。

板垣平太郎との
同　平二郎との
同　平三郎との
同　平四郎との

右四家ノ流何國ニテモ割判ニテ引合、子孫ヲ可ニ名乘一。

○紋　圓可大臣聖武皇帝ヨリ天平十五癸未年六月朔日ニ給フ。

○紋　文德天皇天安元年寅十二月二十八日ニ給ニ薩摩守師一。

○鉢　同代同時同斷。

留二尺一寸　柄一丈二尺九寸

同白熊二本也

月出羽道（仙北郡　五）

○弓、恩地陰ノ巻　二弓也。後朱雀院長暦二年ニ晴義ニ給フ。

○大白熊

蛭巻七ヶ所留二尺一寸

振毛一尺四寸

敏達天皇射出左大臣師家公ヨリ給。　家中腰旗ノ圖省略之。

○金大一

崇德天皇天治元甲辰正月朔早朝滿月ニ御覽有眼宛丸ニ給フ。薩摩守射手ノ時五郎丸一親ニ、是ヨリ丸ニ大一。」

其外軍器ノ圖多シ省レ之。

○中興五代板垣元意醫家信正。

○六代　同　元眞醫家信秀。

他家中興祖代圓左衛門　平四郎　三代目始成醫家板垣道壽　四代目元淳。」と見ゆ。

○相馬氏家系譜

○鼻祖より二十八代○相馬胤冬醫家號壽安○二十九代同孫右衛門某云々。元和元乙卯年○相馬胤貞後八石村に住す、同二年より金洗澤田地開發、其後前谷地開發自八見谷地村唱、同六年庚申に角藏金右衛門引越、同七年

辛酉に花田谷地ノ臺ニ○神明宮建立此臺ノ山下にやちくゞといふ草また草花多く、白き花どもにまた犬躑躅咲まじり、花盛りのころは見る人めをおどろかすゆゑ、花田谷地とは呼びけるとなむ。村居多くなりければ、西山に墓處葬火場を造りしかば、不浄の烟その宮居にかゝれば、これを恐れ奉て、神明宮を今は村中の山に遷し奉るといへり。寛永元甲子年菊右衛門、與重郎、太右衛門、長右衛門引越、同三寅年喜平、佐兵衛、徳左衛門、其後歳々引移リ人數傳九郎、久太郎、間兵衛、甚兵衛、喜三右衛門、權之丞、八兵衛、寛文元辛丑年まで家數凡廿四軒に至りて、其年此處を八石村と改云々。二子澤西山臺に大平坊とて山伏住居ありしが、いつの頃か此山伏斷絶せしか其年月をしらず、往古年寄の話リとて、此大平坊明ヶ暮レ大浦ノ沼にいたり釣のみせしが、夏の頃釣リたれながら眠リたるに、沼より蛇のいと大なるが出て山伏を呑むとす。時に腰なる短刀おのづからぬけ出てその大蛇に向とき、山伏眠リやゝ覺めたり。難を帶劔の徳にまぬがれたりと、沼向の畠などに居る者の見て語りしと傳へあり。今なほ此山伏の屋敷跡あり。此山下ダ谷地野、大平藏谷地と唱、此山臥の釣場此西にあたりて、甚兵衛持場といふ處あり、是も大平坊が魚捕し場處か、甚兵衛なるもの魚捕りし處なるか、今も此處にて雜魚取ルよし。また大平坊が事を古老の傳説に、今北楢岡新町の山伏はその大平坊か跡なりといへり。

○正保三丙戌四月豊後諸品無レ殘燒失、是は村次郎といふ悴留主居して其時出火なるよし。此悴生得癇症にて十二歳にて死せり云々。燒ヶ兜ノ鉢、鎧の袖、雁股ノ鏃など殘りて有りしが往々失たりといへり。

○貞享二乙丑年花田谷地臺より○神明宮を今の宮地に遷し奉り、祭事祈禱四月十六日刈和野村ニ三明院也、故世々御棟札遷宮導師は三明院也。承應二癸巳年三月十六日始て爲ニ神祭ヘ祭主楢岡村禰宜ニ三五郎。○寶

永三丙戌年社葺替遷宮三明院、祭主同檜岡村遠江頭也。○享保十三戊申年同葺替、遷宮同斷三月廿六日、祭主伯耆正也。○寛延二己巳年葺替、遷宮同斷、祭主同斷。○寶暦十二壬午年三月廿六日御神樂後に於て神殿燒亡、御棟札無殘燒失、同十三癸未年宮殿再建、遷宮六月六日堂師三明院、祭主檜岡村伯耆正。○天明三癸卯年葺替、遷宮三月廿六日同上。○文化二乙丑年葺替、遷宮三月廿六日、堂師祭主同上。

神宮寺村社人齋東伊勢頭先祖、往古より同所鎭守八幡宮の神主職たりしよし。殿内と云ひし先祖斷絶、其時二歳なる男子一人殘りしかは、續緣なれば遠月村の小兵衞家に養育し成長なして上京し、吉田に於て八幡宮ノ下社家祠官に仰渡され、三月三日流鏑馬の役たり。其子伊勢頭また絶轉し、享和三癸亥年、檜岡村なる丹右衞門といふもの此家を繼ぎ宮三郎といふ。文化十四丁丑年上京官途し伊勢頭と成り來りしが、八幡宮の下社家には安房正添簡あらさればなる事あたはず、かくて八石村の神明宮祠官にて相續來り、上京の節宮なく官職ならざるときは、左のごとく申上べきよし相馬壽安より云ひやりし事也云々。

○北檜岡村、萬治三庚子年始て驛場村と成り、もと神宮寺新町邑なりしを檜岡、外小友兩村の親郷と成りて、北檜岡の號を得たり。御田地開發八石村山ノ出水を以て發端となす。松倉ノ御水門揚水石堰堀通、後山出水右ノ堰へ底樋を渡しやり水とせし也。此材木は神宮寺村の八幡宮社地より出し也。此材木元祿十丁丑年五月十九日瀨頭村長藏といふ者の家より出火して、八幡宮社堂を始め神宮寺村不殘、寶藏寺に至るまで燒亡し、そのとき此八幡宮の社木の燒杉孫右衞門申入レ郷中ともに請、右ノ蓋樋七箇處に渡シたるよし。右普請元祿十二己卯春より同七月まて、此樋わたしたり云々。

○金洗澤水落尻、上高野、鬼澤まで、川岡山境界、鬼澤陰谷地水落堰界、大野前新堤、惠澤向淸水澤堰東に

在り、新堤東南は海草谷地、右堰は清水澤堰、海草谷地堰二筋ともに新堰にて落合、西は蔭谷地、東は海草谷地、清水澤堰、東南は神宮寺村分、堰より西は半道寺村分也。北楢岡地界金洗澤尻、高屋敷村、前山はつけ峯界、龍藏寺屯臺切。此龍藏寺と云は永祿年中沒落のよし、城主いづれへ落行しか知れず。遠月村の小兵衞先祖は龍藏寺伯耆守の家臣たりしといへり、小兵衞祖は菅原遠江といへるよし。また宇留井谷地村の權兵衞といへるも、伯耆守家臣にて工藤主計といへり、小館の市兵衞など云ひしもみな龍藏寺の臣たりし也。横町といふ處に山伏ありしが、此山伏は、伯耆守の祈願所といふ刈和野の不動院が祖なるよし。

○八石村開田發端相馬豐後は村開基、延寶四年御改制まで既に御田畑百四十餘石也。すべて神宮寺村北楢岡村とも澁江古內膳殿差紙處にてありしかば、三代孫右衞門より澁江家に於て御目見被仰付、正月十一日年々御料理頂戴、殊に御上下まで拜領あり。元祿年中荒川彌六御分地にて、八石村御高百三十餘斛御配當になる、後荒川御組代など被仰付、五代孫右衞門代に至て困窮になり、澁江家へ正月十一日出仕願申上止たりとなむ。

○相馬豐後八石村居住を、古家臣伊藤德兵衞、高橋茂八等尋ね來りしを別家となして今に在り。また楢岡に纔ヵ附屬の內に手下タ士なりとて、高屋敷村に小吉といへるものあり、先祖の云傳へなりとて年々寒暑に出仕ありし也。

○北檜岡御開田往々發キ立チ八石村山ノ出水のみにて及がたく、元祿年中松倉御水門揚水神宮寺御田地過半起立、餘水大浦沼、遠月沼へ落行ければ、沼水上願にて寶永六己丑年兩處に任せたるよし。それより北檜岡村にて大浦沼を宇留井沼と唱たり云々。八石村も元祿年中以前は鬼萱を苅リ取リ御上へ納めたるよしにて、今に八石野とて、うるゐ谷地の沼向に在り、今は北檜岡村にて苅リ納る也。其頃は孫右衛門開肝煎とあり。年寄リの噺傳へには、元祿年中神宮寺村枝郷となりてより、葦萱上納を御願ひ申上て止たりといへり、云々と見ゆ。また本系譜左のごとし。

○上祖冬將陸奥守、村岡次郎ニ男相馬日向守、天慶四辛丑出羽國雄勝郡川連居住ス ○二代將則左衛門尉、長保二年庚子四月十八日死 ○三代將義中務大夫、母上總介常永女、長元五年十月死 ○四代冬康左京大夫、延久元死、有弟檜岡兵右衛門尉盛常繼 ○五代冬包孫九郎、寛治七癸酉十二月死、有女下總守常重嫁 ○六代忠賴左京進、信田小太郎常真弟、大治三戊申卒 ○七代忠康隼人正、保元三戊寅二月卒 ○八代將度駿河守、母矢嶋信盛妹、壽永二隨義仲戰死 ○九代將信能登守、貞應元壬午五月五日卒 ○十代忠昌右京亮、建長六年七月十日死、有女一人ハ沼館庄司嫁、一人ハ檜岡盛政幕下胤重相馬小平太室 ○十一代胤和左衛門尉、弘安八乙酉年由利戰死 ○十二代將純日向守重胤、東太兵衛尉弟、正和三甲寅由利戰十一月七日死 ○十三代冬盛左京大夫、室八柏氏姉、元正應永頃尾張出張小野寺氏拜賀、觀應二年四月十五日卒 ○十四代冬經右京亮、應安元小野寺氏附屬役内居住、至徳二乙丑七月卒 ○十五代忠卓孫九郎、有女胤康相馬主計室、應永三丙子十一月卒 ○十六代將治左衛門尉、康正元乙亥二月卒 ○十七代將信右京亮、文明十七乙巳二月卒、南部黒澤尻加勢 ○十八代將康豐後守、母柳田氏姉也、永正十六年正月六日卒 ○十九代忠貫左京大夫、天文二十辛亥卒 ○廿代忠冬尾張守、天正八庚辰湯澤ニ戰死 ○廿一代忠胤豐後守、天正八年檜岡保太盛近ニ附屬同十五丁亥年爲六郷庄五郎盛近沒落、慶長十六年辛亥六月五日死 ○廿二代胤冬豐後、慶長十八年自大坂御陣ニ趣國遠江古内隣戰死 空隔國至八見谷地居住。其頃長丁場大道兩側葦萱原也、爰ニ坐頭坊三人休居タリ、豐後何ノ故無ク是ヲ切捨タリ云々、爲其祟リ三代間盲人、馬鹿ナド生タリト申傳フ。萬治元戊戌五月朔日死。民俗○二十三代將利、俗名孫平次、

關口村ノ眺望

甲 薬師ノ峯

乙 御手洗川

丙 沼

辻地蔵堂 小橋の

丁 木の間

戊 小杉山

己 将監

庚 岡邑

辛 邑

三吉明神御休所

登布渓山

月出羽道(仙北郡 五)

室蒲村茂左衛門娘、寶永二乙酉七月二日死。○廿四代忠嗣孫右衛門、妻村菊右衛門娘、是迄楢岡常泉寺旦家、忠嗣ヨリ神宮寺村寶藏寺衆旦トナル。是迄子無レ育、其故ハ豐後無故坐頭三人殺害シタル其祟リカ、五十歲ニ至レバ必盲人トナリシト也、此家今ハサル事無シ。此孫右衛門禪學ニ志シ、若年ヨリ常泉寺ニ通ヒ學ビシト云フ。其頃新町下々通リ河端皆葭原ニテ、或時盜賊出テ切カケタリシカバ、其刀ノ尖ヲ刎越エケレバ、盜賊ハ利タル人ト恐レテ逃タリ云々。後ニ寶藏寺ノ旦家トナリ佛參シケルニ、寶藏寺ノ其頃ノ住持覩月和尙明ヲ僧ニシテ、寺小路ニフシギナカリシヤ、孫右衛門ナラデ眼ニ見ユルモノナシト尋給フ云々。實ニ餓鬼ト云モノ有リシガ見エタリト云傳フ。寬延三庚午三月六日死。○廿五代胤冬孫右衛門、妻北楢岡村九兵衞、(ママ)子五人、先三人女、姉ニ養子與四郎是別家ス、其次大森村與四兵衞ニ嫁ス、次ハ神宮寺村ニテ佐平次ニ嫁ス。其弟孫平次、其弟文五郎幼童故九兵衞ヨリ養子ニ繼ク、別家孫助ト孫右衛門隱居シテ孫作ト號ス。文五郎孫右衛門ニ繼。寶曆七年丁丑七月十日死。○廿六代孫右衛門、北楢岡九兵衞ヨリ養子、後隱居、享和三年癸亥六月七日死。○廿七代孫右衛門文五郎、妻下鶯野村作助ノ妹子、長子醫業壽安ト號、養子ニ繼半道寺村嵯峨八兵衞三男壽安神宮寺村ニ住居ス。○廿八代胤冬壽安○廿九代孫右衞門長之介半道寺村ノ八兵衞三男云々。」と見えたり。

○ 寶藏寺歷代並來由

○白宮山寶藏禪寺は加賀ノ國大乘寺を本山とせり。また大乘寺ノ三世明峯素哲和尙の像を安置し靈牌を置る、素哲遷化は觀應元年庚寅三月二十八日也。○當寺開祖寶山宗珍和尙、應永二乙亥年三月廿八日遷化○二祖智海定慧和尙、遷化ノ年號不知正月廿二日○三世前總持寺揚山元讃和尙、遷化ノ年號不知二月二日○四世通岩正津和尙、遷化ノ年號不知四月八日○五世前永平寺松山文光和尙、遷化ノ年號不知三月十五日○六世岑菴全宗和尙、遷化年號不知三月十五日○七世心岩元春和尙、元和九年癸亥七月九日遷化○八世格菴梵越和尙、遷化ノ年號不知十月廿日○九世株山春昌和尙、遷化ノ年號不知十一月十八日。十世安榮代ニ囘祿故二世ヨリ九世ニ至迄年號不知、但是福昌開山故年號相知候○十世安榮昌穩和尙、寶永七庚寅年十

月十六日化○十一世大陽覰月和尙、享保十六己寅年四月廿五日化○十二世潛巖覰機和尙、寶曆五乙亥年正月廿四日化○十三世慧日機光和尙、天明六丙午年十二月六日化○十四世祖柏的禪和尙、從當寺闢信寺ニ移轉○十五世祖竹虎禪和尙、正洞院ニ移轉○十六世泰良和尙、享和年中秋田郡笹館村養牛寺ニ移轉○十七世智棟和尙、文化年中化○十八世良慶和尙、文政三年化○十九世默牛和尙、今年文政十年丁亥二月十三日雄勝郡山田邑最禪寺ニ移轉也○二十世當住柏庭和尙、未晋山也。

○當寺鎭守　○白山妙理大權現社、祭日六月十六日。○稻荷大明神社、祭日二月初午ノ日。○秋葉大權現社、祭日三月十八日也。

○洪鐘は再鑄寛政己酉年九月一日（十五世虎禪和尙の代也といへり）と刻たり、美妙音なり。

○德政夜話に、小貫高畠村なる富樫源右衞門といふが先祖は、加賀ノ國にて安宅（あたか）の關を、九郎判官義經公作り山伏にて主從陸奥におもむき給ふを通してける、其富樫左右衞門が後胤なる富樫形部左衞門は、前田ノ利家と戰ひ負て俘浪の身と成り、出羽の國に來りて此邑の土民となれり。其ころおやの菩提寺なればば寶藏寺をも伴ひ來て、此出羽の仙北に寺を建て其時の住僧を住職（すまし）む。富樫氏民家となれば、出むかふときは和尙に上座を讓りけれども、和尙はいにしへの君臣たりし禮をわすれず、ひたにわびて源右衞門を上座にすうる也。今は世久しう經ぬれば和尙上座に居り富樫其後に座れど、年始、佛事の時は源右衞門、和尙の上に座り（おれ）とか。いつも正月七日ごとに、一家きうざう此寺にうちいざなひ詣る事吉例なれ

ばれいのごとし。あるとし、明なば菩提寺にまゐり前祖の靈牌に御年始御禮まをし奉らむと其まうけしけるほどに、夜もすがら狐家を巡りて啼に鳴ぬ。源右衞門をはじめ、うからやからもあやしみ、源右衞門いと早起出て外を見めぐり一間をおし明れば、奥なる床の上に白狐蹲居たり。いづこよりこゝに入り來し、あやしき事也といぶかりて心にかゝれど、寺に行ばやと思ふほどにかの狐は見えず。こは、ものゝさとしならむ、河越えの寺なれば川なンど心にかゝれど、例年の事なればすべなう河うちわたれど、舟のさはりもなくいたりぬ。寺には例の饗應して待ぬ。かくて禮ことほぎ事をへて此狐の事を話れば、和尚手をほとと打て、その事に候、去年參内の下向加賀國の富樫村に一夜泊しかば家の主人、われ〳〵が先祖は富樫殿の家臣たり、富樫殿は天正の亂レに家ほろび出羽に落行、仙北といふ處に其御子孫のありと聞し也。いにしへも寶藏寺といひし富樫殿の菩提寺ありしが、和尚の御寺も寶藏寺といふ事こそゆかしけれ、古主人の御寺にてはさふらはずやと問ふ。しかり、神宮寺村の寶藏寺とて富樫殿の代々の菩提寺也。富樫氏の後は源左(マヽ)衞門と申て、寺よりは三四里斗隔て小貫高畠村といふに、よき百姓となりて一家も廣く家榮えさふらふなりと語れば、さて〳〵なつかしき御事にさふらふとて、二三日止られてむかし物語して、唯今の氏神には何を祭りなされ給ふやと問へるに、往古はしらず、今は藥師を富樫家の氏神とせられ候也といへば、あるじ、御先祖代々稻荷明神を氏神と祭り給ひし也と傳へ侍る也。沒落の後は氏神の社ばかり殘りさふらへば、おのれらが先祖より祭り來り候也。こたび幸の事也。富樫殿

の氏神の社なる棟札を御とゞけ給るべしとて、頼みつかはせり。此事を失念(わすれ)たり、むらゐゆるし給へとて其棟札を取出てわたしぬ。さては此事を、たうめの神の告ヶありしにこそありつらめと云ひてみな大によろこび、笑顔さかえて酒飲みうたひよろこぼひて、暮レふかく家に皈りて、やがておのが砌に祠を造てかの棟札を納めて、稲荷ノ御神を恐み齋奉りける。」云々と見えたり。或人の云ク、そは寶永の頃にして、寶藏寺の十一世にあたれる觀月和尙享保十六年四月廿五日遷化の代にてやあらむといへり、あやしう珍らしきものがたり也。此寺に重寶もあまたありしが、回祿のためにみな〳〵類災(うせ)たり。累世の過去牒すらうせたりけむ、住僧の遷化の、としの號さへしれざる處代々つゞきたり。富樫氏は此寺の大檀越にして、富樫氏ノ系譜に代々の法號を記ルして當寺に殘れり、その家系譜もまたこゝに擧つ。また富樫の家系譜左ムのごとし。

○富樫家系譜

○人皇三十一代敏達天皇御宇○諸兄公物部氏、始賜橘姓任右大臣○諸良從四位下右衛門督○逸勢公任右大臣○光久民部少輔、平城朝人也○信隆○遠保公左大臣○保昌○直幹○忠朝○孝綱○隆綱大膳大夫○義綱左衛門督○隆保○信保○師輔公九條攝政右大臣學館院張良一卷書逸勢公渡也、橘家近代冷泉院外祖右大臣師輔公藤原氏座、學館院繼故橘藤混亂故冷泉院御宇兩家名乘事此故也、書傳印也。○基經公○濟時○秀鄉六十一代朱雀院朝號俵藤太山○知常○文修○文行○公光○秀村○光重○佛盛○文成○盛政○秀之○忠村○成光○成通○遠道、左衛門佐、法名普國常

照、謚天光院殿、卒去年月日不知。傳曰、五十九歳敗北本國加州主從十七騎住羽州仙北郡神宮寺邨内館、文和三年甲午歳勸請氏神白山權現、移菩提寺寶藏寺於從加州、建立月日不知。○誠白○福誠、式部少輔、法名傑外宗英、謚成功院殿、卒去年月日不知。○勝行、左衛門、應仁二年戊子三月朔日卒去享年八十八、法名圓濟、童名加賀太郎。○某○勝修、左衛門○修忠、名不知○忠之、孫五郎、左衛門。從神宮寺邨内館移于大曲村土屋館、天文五丙申歳始爲㆓戸澤兵部少輔兄弟之約㆒。○某○某○勝家、太郎、左衛門。元龜元壬午歳同郡高畑村築㆓孔雀城㆒。○某、作二郎○某、新五郎○某、新左衛門○某、孫三郎○安盛、大學。承㆓戸澤命㆒爲㆓同郡六鄉境守護㆒住㆓孔雀城㆒、慶長年中戸澤家遷㆓爲奥州松岡領主㆒時安盛老衰故與㆓舍弟長兵衛㆒系圖並先祖之書通武具等㆒供㆓奉奥州㆒、今所㆑傳物白地絹ニ蛇ノ目ノ紋ノ旗、甲ノ豎物、元服状二通、鎧等有㆑之、後剃髪號㆓和及㆒八十二歳死、年月日不知。○長兵衛諱不知、慶長年中受㆓舍兄安盛之讓㆒供㆓奉戸澤公之奥州㆒、子孫今於㆓新庄㆒祿食㆓二百石㆒。○女○某、曾右衛門○盛重、丹波、馬四郎、六月廿九日死、行年七十九、法名直翁宗心、年號不知○女○某、長右衛門○女○某、孫三郎、福善院ノ祖○女○女○盛之、馬四郎、享年三十三、法名年號不知○盛仲、刑部左衛門、大學、延寶六戊午八月廿一日死、享年五十八、法名淨菴道清（某、孫右衛門（某、長四郎○某、利左衛門○盛芳、刑部左衛門、寶永六己丑十一月九日死、法名祖翁淨意○女○家重○家重舍弟養子正德三癸巳五月八日死、法名光山知明○女○延盛、馬四郎、明和六年己丑九月十四日死、享年六十七、法名大英智雄○女○某○某、安平○盛宗、伊平治、刑部左衛門、安永三甲午年七月十一日死

享年五十八、法名日山道輪○某、甚五郎○某、佐太郎○女」云々と見えたり。

富樫家旗驗　蛇眼形

富樫家
幕

○神宮寺村古名八幡宮額臨書縮字三字
此八字鳩形の点ハ空海
大師の書しといへり、
其国中八幡ニ掛し額
ニや、是も模本と見之
ある、中なる幡字ハ
字其大サ長八寸許、
濶サ七寸五六分、
是なと八宮の二字も亦、
推て知るべし、
此額ハ正徳ノ年此郷民
藤井四郎左衛門ノ家ニ
奉納せしといへり、此鳩字、
摹書なから原本
今ニ存せり、

藤井四郎左衛門所蔵

空海上人の書法ハ恵果ニ受て韓方明より伝へ其ハ空海
上人嵯峨天皇ニ伝へ其より連綿して、
松花堂是を伝ふ、
古き堂を中興の祖とす、
次々連綿して、
積善院の僧、
終真堂稲光
律師、淡路国の人
廿律師廿八法あり、
内バレンムドウの五筆を
以ハ秘極こし
黄檗の
雪機も韓方明の
法を伝へて来り、
其後大雪山慶澤
なども伝へ其法を
稲光も亦を伝へりといへ

平瓮圖　三枚　　同藤井氏所藏

其一

甲乙の亘り四寸許、絲居（イトシリ）、
丙丁の亘り二寸二三分、
深サ二寸二分、
其形ハ半道寺邑なる
修驗清龍寺の家藏
並皇と云古跡より、
堀り得しといふ品なり
これらもなほ藤井氏の
家藏陶皿（ノアサラ）三枚は、
大浦（イウラ）の沼てふ大沼あり、
旱氷（サヒ）搔（ガ）きとて西ノ東ふ穴
を鑿（ウガ）ちて長き柄を挿りを入れて、
水底の塵埃（ニゴリアクタ）をかき
揚る連して雜魚の出る
捕るとて出るもの上り
ありしとふ上代の陶器（ワザリ）なるべし、

移せし、里人冊記の故事によりて、天平瓮を造りしが、今其形を写しおきたく、朝夕の御饌調進の土器を造りおかれしに、洪水にて、豊受宮正殿の下の天平瓮を漂はす事、鳥羽院の時その百錬抄に見えたり。住吉の神事に、斎る甕に用ゐ祭あり、平瓮より出る事とぞ云ひ伝ふ。さし渡し甲乙ノ亘リ四寸五分、深さ一寸四分、居ウラに、出と云ふ字を墨書きにしありて、此陶器をもて、貴人（アテナヒト）の飲食（ヲシ）給ひしものと見られたり。

其三　止

紫銅磬一箇小澤村舊地の湟より
出ぬといふ中央に菊の画左右に
孔雀形あれと磨滅して
稍明らかならず
きしの形など
ありしも
見えず大サ
図の如し

今野重右衛門所蔵

花形鏡

藤井宇左衛門所蔵

源空上人熊谷直實入道反𨁝一巻 肖画幷之染 於京集

「富樫傳市郎所藏

此一巻ハ源平ノ末國次ガ家ニ横刀ありて熊谷次郎直實ヲ帯ひて一ノ谷の戦ひよ
無官太夫敦盛ヲうち取たる一刀ト云ふ其一刀合ス
官庫ニ納ムトトイヘ

摹書十五字

建永ノ年八十三代の
帝土御門院の
時ニ当リて建永
二年ニかはりの号
改リて建永二年ハ
即承元元年
になれり

建永二年 四月 日 源空

熊谷入道

右
黒谷法然上人消息者熊次郎直實入道
約師第還同蓮上人書之返簡也上人之
慈意無量随先言徳一棒一唱豈作哉
一同集見之人或十念或一念必入四
向矣

南無阿彌陀佛　とととと」

此奥書はよしある禪家の僧侶と見えたり。熊次郎直實と書ケるは谷ノ落字にや、また熊次郎とも省語(ことそぎ)て呼びつる事ありしか、是否をしらず。また外に落字もありけるか、解えがたき行あり。

○源空大德蓮生房にたうばりしもむじやうは、神宮寺郷の古記由緒錄に載せたりしかば此條に省しつ。

短刀 長八寸 合刀こ　○藤井四郎左衛門所蔵

一むかし蕨掘るとて山にありけるに
地さてあらそありて掘るといふ
ところ小澤といふ所より
新しく家ともありし所なり
安部貞任 宗任 籠城の
地に近し

延寶年中齋藤伊勢頭盛久代也

神明宮祠官
○齋藤左京盛次所藏

「中臣祓假名抄序　此中とみばらひといふことは、神代のむかし、あまのこやねのみことのしむせむにして、神のみちなり、かみのをしへなり、かんみのりなり。つとめすんばあるべからず、まなばずんばあるべからず、云々。世の人のわらふべきをもかへりみ(ママ)はぢらはず、ときは延寶九年秋八月、書あつむるものならし。

佐州雜田郡善知鳥ノ郷鹿伏村
善知鳥太明神ノ祠官市橋若狹守順政。」

天八重雲乎伊豆乃千別に千別天天降利依之奉幾

あまつ風あめのやへ雲吹はらへはや明らけきひの光見む。

久かたのあめのやへ雲かきわけてくたりし神をわれそむかへむ。

天乃益人等賀

とひ見はやあまのますひとくさ〳〵におかせるつみのありやなしやと。

串刺

たに川をせくみなくちにみくしたててしとしろをたにたねまきてみむ。

高山乃伊恵理短山乃伊恵理手撥別夫所聞食乎

かみかきのへたてはかりをしるしにてなきこそ神のかたち也けれ。

荒鹽乃鹽乃八百道乃八鹽道乃

うみにます神のたすけにかゝらすはしほのやほへにさすらへなまし。

左男鹿乃

かく山のはゝかもともにうらとけてかたぬくしかのつまこひなせそ。」云々。

此一巻ところ／＼省き、いさゝかこれを擧る也。

澁江家給士
○仙波三郎左衛門元長所藏

「四方集　（法橋紹巴眞翰　一册）

夫連歌は色々むつかしき習ひ御座候へとも第一御作意肝要に候。いかに物を知ても作意なき人の連歌は、ふしくれ立て聞よからす候。いにしへの人の申され候も、五尺の菖蒲に水をかくるかことくぬれ／＼と、さはやかにしたつへし云々。（此一巻の末に）

天津正しき十とせの三か一の秋の始にしるすものなり。

法橋紹巴」とあり。

此三か一といふは、四といふ事をぐゑむしもの語にいへるを、こゝにとりなし書るなるべし。

三紹問答　　　○同家　仙波氏所藏

天正七年六月下旬に令上洛京に先四五日逗留して牧庵擧祐にて細川兵部太夫藤孝攝州有岡の御陣にましますとか（原註）御所え參着し廿日滯留にて藤孝仰には關東よりはる〳〵預御尋事不淺御志にて其後同道有爰かしこ名所舊跡をおしへ給ふ云々。

紹　江參　　三　市」と見えたり。

「文祿三年五月十二日

初　何　第一

世とゝもに花咲つかむ若木かな　　紹巴

春の野山をうつしおく庵　　昌叱

鶯のおなし籬に聲そへて　　同」

右一順を擧る。

「伊勢千句聞書第一

高國朝臣

あさ日かけよもににほへるかすみかな

雪消殘れる山のはもなし　　宗長

うち出る水のしら波春みえて　　宗顯」

千句の內一順を擧る。

「いせものかたり葉本末に　（一卷）

市女笠を左の手に持て右に杖突たる、むかし姿の女畫、此末あり。

戸部　尙」とあり。此彩畫一致齋（永慶軍記の作者也）にやあらむ、畫形能似たり。

杜のわかまつのまき

○松　倉　邑　神宮寺邑屬郷二村之内　○里正　市　左　衞　門　佐々木氏

○此邑神宮寺村の二里東ノ方、玉川の岸に在り。また枝郷あり、大河原といふ小字多し。○享保郡邑記に、松倉村家員十六軒、大川原同八軒、內三軒小杉山支郷、大久保、小屋場、古川端ヨリ下古川切松倉分五軒。」と見えたり。萬治のはじめ小杉山邑の新墾（ひらき）しに出て今は一村と成れり。其世の御圖（みづ）牒あり、そのころはいまだ山本ノ郡たりしと見ゆ。その姥帳左のごとし。

萬治元年　　戸村大學分

仙北山本郡松倉村御檢地野帳

戌ノ九月　　佐川八左衞門

また北檜岡村には「仙北山本郡北檜岡村打直御検地帳」としるして、寛文七年未四月廿七日」云々と見えたり。いづれの邑にも有りしものから、其古牒、火災(ひのため)、水亡(みづのため)にうせたるなるべし。

○鎮守若松明神ノ祉　○齋主四ッ屋村與治右衛門。天和ノ年四屋邑の與次右衛門といふ山賤山に入りしとき、としいや高き翁の、火あらばたうびてと近より火を乞ひ給ひて、吾を此地に祀らば、末里民の繁榮守護(まもら)むとてかいけち給ふ。しかして後に湯神樂といふ事して、其神の霊號は某(なに)神とかまをし奉らむとまをせば、託宣ありて、わが號は若松名神とて、神は去らせ給ひしといへり。そのゆゑよしをもて、此神社は齋奉レりとなむ。

○鷹巣(たかのす)山　此山はいと〳〵高き岩山にして玉川の淵に臨て峙ち、鑓見内の村なる幕林といふ地に河を隔て向ひたり。此嶺より廿尋まりも下りて、巖上に鶻(はやぶさ)の巣あり。此鷹を鎌隼とて、むかし安部貞任が放ちたるが、今し世かけて逸物産ると云ひ傳ふ。是レを考ふに、いにしへ興世(おきよ)なンどか諏方の贄鷹に獻たらむものか、興世は名譽の鷹飼にて、鷹のこぢちや知りたりけむ。かまはやぶさは七月の始より出る鶻の名也、そを須波の神贄(みにへ)の鷹といふ也。鎌とは芒穂(をはな)刈り宵御射山祭七月廿七日也のよしをもてしかいへり、此鶻は諏訪の御贄を捕りて、諏方の御神に其鳥を奉るといへり。前中納言定家卿鷹三百首ノ中に、

巣おろしの初鳥屋出(だ)しの若鷹を諏方の御狩にとりやかはまし。

苅りて葺く穂屋の薄のみさ山に鎌隼や御鷹なるらむ。

月出羽道(仙北郡 六)

此堰塊を玉川より
幸入ら、大井代と
此水をして神宮寺村
一郷の千町の田畑り
其外末を北楢岡の
田ごまでも
樋の水口の廣さ
五間高サ八間
六郡もまさ
ことなきそ
ありとぞ

鎌鶍は風剪（かざきり）に鎌ノ羽（は）といふがありて、諸鳥の首を剪（きる）事疾といふ俗語あり。此隼は觜ノ前に尖歯あり、また大鷹は觜の中に尖歯ある也。鎌隼とはたゞ、をばな刈萱くより出し名なるべし。」

○松　倉　邑

○總家員二十六戸、内五戸枝郷　○總人員百四十四人也　○總馬員十七疋。

きしの玉水の巻

○長戸呂邑　神宮寺属村二郷ノ内　○里正　彌右衛門　佐々木氏

○此邑貞享元甲子年小杉山村より分郷といふ。長戸呂、長土呂、長泥、また長瀞なッどに作て平鹿ノ郡横手山内及ところ〳〵に在る名也。人の姓にもあり、最上出羽守義光ノ家士に長瀞三郎左衛門といふ人慶長五年に俘浪人となりしが、その最上の浪士なッど此山北に入りしといへば、そがうからやからところ〳〵住たる地をしか云ひて、假字に長土呂、長戸呂なッどに作れるにこそあらめ。

○一郷鎮守愛宕大權現　祭日六月二十四日、別當行人派春光坊。

○神明宮　○雷公社　○觀音ノ堂祭日並同上。

此一村玉河の東にありて稲田佃（つくり）、また紫芋子（いもつこ）里いもをいふ也てふものを作りて、是を肆里（きさ）に販（ひさぎ）て家業させり、さりけれど平鹿の横手山内、また北浦ノ産に劣れり。此邑にかぎらず、松倉邑なッどもみな芋の産あり。○

山伏二戸あり。

○彌　勒　院　修驗宗

○此彌勒院由緒累世さだかならず。

○春　光　坊

○春光坊行人は、むかしは一世別行の家たり。

○長　戸　呂　邑

○總家員二十九戸　○同人員百十五人　○同馬數十三疋。

○仙北郡神宮寺鄕古記由緒錄　一卷

此一冊宮樫傳市郎筆記也

○八幡宮　○嶽　山　○花藏院　○寶藏寺
○姫神山　○館　○本　鄕　○高　野
○枝鄕○十五村、內五ヶ村敗村
○關口村　○金葛村　○長山村敗村　○蒲　村
○福嶋村　○宮田村　○大浦村　○荒屋村敗村
○下大浦村　○二子澤村敗村　○八石村　○遠月村
○横町村敗村　○荒床村敗村　○宇留井谷地村

一　八幡宮由來之事

大同二年坂上田村丸御建立、御棟札あり。

延久三年源義家朝臣御再建、御棟札無之候。

建久三年右大將源賴朝公御再建御棟札あり。大工は式部修理宜家棟梁として、已下十一人にて全く成就、八月十五日御遷宮。此節賴朝公白綾旗一旒、並御軍扇を納玉ふとあり（この御軍扇今無之候。）御鳥居の外には御七五三をかけ納玉ふ石あり、安永年中より川缺にて御社を今の御社地へ奉遷しより、御本社と長床の間にかの石を立柵をゆひ不淨を禁。（今も御祭事之節六供或は祈願により御七五三をかけ、御神輿を供奉の銘々御祭事終れはこの石へ御七五三を納候古例なり。）又源義經公奥州御下向之時品々奉納ありし由（寶藏寺燒失の時分無殘燒失ひ候よし。）觀應二年戸澤殿御再建（この節戸澤公角館邊居城のよし）御棟札あり。此節別當神宮寺へは神馬御掛物を給りぬ、太夫盛勝、並六供衆頭へ知行三十石を給るよし。この六供と申唱候は平朝臣盛政、仲原親能、宮道國平、藤原知房、道知弘、僧秀西、是等は古き書付に見得申候。其後は六供屋鋪とてあり、右家々は佐藤右衞門、平左衞門、角兵衞、伊左衞門、久右衞門、是も古き書附に見得候。この六供の家も跡絶候て、今は佐藤右衞門と申者のみいやしき百姓にて家跡あり。角兵衞、久右衞門なとは、其類葉別家なとにて今にあり。伊左衞門（正徳年中まて長役なと勤候書付あり）平左衞門なとは其跡更になし。

八幡宮は、往古は今の御社より西の方に當りてありしか、安永年中洪水度々にて當村の家土藏等（今この屋鋪古川敷なり）夥しく川缺になり、御社地へも缺込候に付天明元丑年、家後と申字ある麻糸畑を御社地に拜領して、御宮殿を車に奉乗候て新御社地へ奉遷候。この古御社地の宮殿のうしろに槻の大木あり、この木今太治右衞門と申百姓の家の西脇になりて、枝梢大に垂れていつとなく木中に朽入、大風の折からはふりう

ごきて近邊の人家危く見得候に付、文化十二年の春朽候枝をきり取申候、今その元木に枝少々殘り申候又往古の御社地の內北の方に當りて普徳水と申て名水ありしか、今は名のみ殘り申候。今の神主の屋鋪の內東南の間に、隱れ里と申候て石倉の森（三十年已前は諸草生茂り候へしか、今神主切平均候て森もひきく相成候）あり。この普徳水は其所の西の方にあり（今齡六十に餘り候老人共、その清水ありしこと覺申侍るなり。）

八幡宮寶物はむかしはいとしなく〱ありしか、瀨戸村（養森山嶽山の邊り麓にありし村なる由）出火にて八幡宮殿寶藏、並神宮寺の民家悉く燒亡いたし餘多の御寶物も燒失ひ、御棟札之內三枚、御室御寶物六品のみ殘り申候。

一碼腦石　（往古は明觀石と唱來りしか、源義處朝臣御覽被爲在候て碼腦石と御改あり、御箱御寄附被成置候。）

一白綾御旗　（建久三年右大將賴朝公御奉納の品なり。）

御旗圖

一明神と申唱候畫像掛物　壹幅　地藤紙也。

一大師と申唱候同　壹幅　同斷。
是は破れ損じぼろ〳〵と相成申候。

一十二天畫像　同　十二幅　絹地極彩色也。

是は花藏院におゐて正月二十七日より二十八日まて不動護摩修法之節、佛殿へかけ供物燈明を捧祭る也。又天樹院樣當宿御休之節も度々、又六郷宿、戸嶋宿にて御止宿之節も、此十二天の畫像御取寄被遊候て御拜覽被爲在候。

一八相畫像　同　八幅　絹地彩色也。

此八相の内一幅いつの頃失ひしか七幅あり、外一幅は藤紙也、筆も違ひて見得候。この不足の一幅は雄勝郡杉宮吉祥院寶物の内にある由、慥ならんと風說あり。

八幡宮御神祭八月十四日より十八日迄也。八月朔日には御獅子の御齒入とて御神事あり、此日御鳥居へ七五三繩を張候て、十四日の夜この御注連繩を二ツに切り申候。朔日より十八日まては不淨を禁め、死人ありとも火葬を禁め、重緣に無之候得は其家へ出入不致候。十四日丑寅の頃、町末本鄕と申所の家後に白山神社の宮あり、この社へ御旅と申候て御神輿行幸也。是は享保七年より始るよし。翌十五日同社より本宮へ御遷幸、此節本宮には御祈禱、長床には御神樂、御社の南の方に姥杉と申杉あり、此所にては獅子舞三ケ所にて御神祭先例也。同十六日は御禮と申あり、是は神主、下社人、獅々子ともに花藏院へ入り、それより六供屋鋪、並御禮屋鋪と申家（この六供屋鋪、御禮屋しきは、佐藤右衛門。與助、七十郎（是は角兵衛屋敷也）、仙波三郎左衛門（澁江内膳殿家人也、伊左衛門屋しき）。富樫傳一郎（久右衛門屋しき也、同人類葉也）。專右衛門。外は御禮屋しき重右衛門。市助。彥十郎、甚吉、丑之助。四郎左衛門（この家は村中御獅子相廻り候後の御禮なり）あり、この家々にて御祈禱、獅子舞等あり。右の御禮濟候得は村中家每に御獅子相廻り申候。十七日十八日は當村枝鄕へ御獅子廻申候。十八日朝

は木直村へ參申候。木直村は南楢岡村枝郷に候へとも、往古木直村の氏神と中藏王權現のやしろに獄山折居の宮也。他村の枝郷、この木直村に限り御獅子の參ること往古の縁によりてか、詳にしれず候。

八幡宮は慶長七年屋形樣當國へ被爲入候より、御上の御普請の宮殿と相成申候。御造營度毎御代々の御棟札あり。今は戸澤殿の寄附せられ候三十石の知行と申もなく、御米五石宛、年々當村の御物成の内より御神料として被下候この御米は別當、神主、神子、下社人配分致候。白綾御戸帳御先例にて御寄附あり天明六年當村太兵衞と申者出火にて數十軒類燒いだし候。其節八幡宮御寶物、御寄附の品々、御道具等當村長藤井宇左衞門と申者へ誂置候所、この出火にて同人土藏も類燒致し右品々燒失仕候。この節前に書印六品の御神寶、御獅子斗、誰出し候と申もなく出申候由。この時綾の御戸帳も燒失に付羽二重にて假御戸帳被下候、文政三辰としに先季の通り白綾御戸帳御寄附あり。其外當社は御供備の器、並に御燈籠十七、長床外張の御幕とも無殘御當君樣御紋也。社内社外共に御神祭の節は、御燈籠は香の圖の御印付なり。又御參勤御下國共年々御直參、又は御代參有之申候。御巡見樣、御國目附樣等御下國之節は、御先例にて御參詣被爲在候。

又三月三日は、八幡宮におゐて桃の流鏑馬の神事なり。そは和名鈔にいへる宇末由美のさませしものなるに、としへてかちゆみとなり、今は射朶にむかひて射的(まとゆみ)とはなりぬ。此まと弓も齋藤伊勢正か家の射方なりしか、今は佐々木神子の家の三河正といふ祠官これを行へり。

別當去河山神宮密寺花藏院松橋流眞言宗、神主當代齋藤安房頭盛喜この安房頭先祖は俗名與平治と申候由、天和元年先神主の家斷絶に付願申上神主職となる。安房正と號、同年屋形樣へ御目見相濟。往古の神主は今齋藤伊勢頭と申社人あり、此家兩度斷絶致し候に付神主職も失ひ申候由。天和の末に八幡宮御祭事に、當神主に附屬してこの伊勢正末子出勤せしが、又この家斷絶いだし候て享和二年他よりこの家を繼申候。今は同社の御祭事に出勤不致候。當時は枝郷八石村神明宮の祠官と相成申候。社人佐々木三河正と申者あり此家は、神護慶雲の頃帝都より女子と申者奥州へ下りしか、この女の家の由。元祿年中まては宮四郎と申、往昔より八幡宮神子の家也古き書ともありしか、むかし甚九郎と申者の出火にてこの家類燒致し古書とも燒失ひ、正德年中よりの書ともあるよし。社人官は當代三河正、始て吉田におゐて免狀受申候。

末社諏訪大明神、稻荷大明神兩宮は御上の御造營也、御社内の東に伊勢大神宮の宮あり。八幡宮御社地

廣五十七間竪六十二間、御鳥居の外道長二十六間掄三間。

一　嶽山由來　高サ八丁餘、廻り千三百五十間餘、澤敷三十一澤、本郷より麓まで十町餘。

本宮六所大明神　御社地絕頂六間七間、御社二間四面也。

往昔山北山本郡たりし頃、副川神社興津比賣命な齋祭奉るよしを勸請奉し宮殿のよし申傳のみ有之候。此山の麓の流は御食川也、出羽の玉川の流もこの所にて落合申候。しかるに、いつれの年か六所大明神とあかめ奉りしや年號知れ不申候。六所の御神と申は稻倉魂命、五十猛命、金山毘古命、高彥根命、大己貴命、事代主命なりと云々。

折居宮愛宕神社　嶽山より五丁餘隔申候、末に委しくしるす。

同　藏王權現　同山より十丁餘隔木直村と申所に遷座。右藏王の御社、往古小澤山觀音寺と申候て觀應年中まで此宮の別當にてありし由、當村花藏院末寺たりし由申傳へ有之候へとも、今は本末のわけも無之候、又花藏院にも著き書も見得不申候。觀音寺は今は南檜岡村にあり。又御嶽の麓南より北向に落出候澤を小澤と唱、近所の田畑の字も小澤と申候。往古小澤村と申當村枝鄉ありしか、今は絕村に相成申候。才の神なと申あり、今田地の字也。此小澤村より本鄉へ引越候家三四軒もこれある由、今は新助、兵太郞なと申百姓右村よりの引越也。又藏王權現は當時折居と申事も消絕候て、木直村南檜岡村枝鄉なりの氏神とのみ相成、右村三左衞門と申百姓俗別當にて守護致候。この三左

衞門は當村三右衞門當時は六兵衞と申と申者の分家にて、この三左衞門別家木直村に多し、六兵衞と申は舊家也。又往古藏王權現の社內は神宮寺村分と見得候、姬神山より續き蛇走り山、木落山、宮山、湯船澤山、草か臺山、土手森山、備中長根山、右山々絕頂峯境にて西北の方山々は神宮寺村分たりしか、延寶二年南楢岡村と地境論これあり、其節木直大澤境と相定るこの大澤は藏王權現の西に落出る澤也、同年右村と境筋の證書あり。よつて藏王權現の社も神宮寺村分の內に遷座也。しかるに貞享元年又々南楢岡村と山境論地に相成、此節は木落山より寺屋敷山、日向平山、鳥羽長根山この鳥羽長根山細道の東の方唐櫃石と號石あり、巾五尺餘、長九尺斗高二尺八九寸もこれあるべく、その形は如圖石あり。この石の邊り杉三四本あり、又この石より絕頂まで番石と唱高三四尺の石立並ひ七ッ斗あり。寶藏寺十三世の和尚、この石を寺の庭前に運んとて人夫をつかはして掘らせけれとも、その石の根深く中々掘出す事不叶延引致し候由。苦森山、狢平山、前山は神宮寺村分、右山より西男築紫山この山の絕頂より纔下タに風穴と申あり、是より風常に吹出申候。又この穴に石なとおどしいるゝに、其音やゝ久し女つくし山、片平山は南楢岡村分と被仰渡候に付、是にて藏王權現の社は南楢岡村分の內に相成。

本宮竝折居二社とも大寶元辛丑年始宮殿造營也。其後大同二年坂上田村丸御再建、元久三年神主太夫盛勝再建、觀應二年戶澤殿御再建、此節田地八百苅を被爲寄附候由其頃戶澤殿此邊領せられ候よし。今此田地もなく、又孰れ地を御寄附ありしと申事も見得不申候、古き書ともに見得候のみなり。又本宮副川神社と奉申も、六所の御神と奉申しも年號不知、年經て又、六面觀世音菩薩なりしとて御室に觀世音の御像ありし由。此御像、寶永五六年の頃淺利太賢と申神學者廻國之節、當村仙波三郎左衞門と申澁江內膳殿家人也家に暫く逗留して嶽山に詣て此像を見て、宮社に佛像のあることいかゝなりとて山下へ投落奉りしと申傳るなり。又こ

の山に忍の澤、しのひの長根と申南の方にあり。是をしのひと唱候は、治暦年中安部貞任、宗任、嶽山東南の間に居城せらる頃、嶽を物見の山になせし由、其頃のしのひの道也とも云々。又其頃源義家朝臣かの宗任の姫へ通せ玉ふ節、この長根の道御通りありしゆゑ、しのひの長根と號とも云々。

安永年中源通院樣並左近樣御登山被爲在候節、六丁餘御登りありて御休被爲遊候所に松の大木二本あり、今是を休松と號。

一　愛宕神社　本郷より西の方にて七丁餘、大川向へなり。

往古御嶽の折居の宮也。御社地長五十間、掵東の方三十七間、西の方二十一間、御社三尺四面なり。長床あり二間三間、御社内は八間四方、末社雷堂と申小社あり。むかしは山の麓に鎮座ありて、其後若林山と申山の半に宮殿遷造りたてまつり候、八幡宮の神主守護社也。御祭禮六月二十四日也。この宮に六供あり、今は四郎左衛門、喜右衛門今は伊兵衛と申家也細谷孫太郎、久右衛門此家は八幡宮六供の内にあり。此宮の下に荒床村とて、當村の枝郷にて享保の末まで家數六軒ありて、此愛宕の社右村にて氏神に致來候由。其後、この荒床村はいつとなく敗村と相成申候。

一　花藏院神宮密寺之事　今松橋流　眞言宗

往古より八幡宮別當職也。大同年中より観應年中の頃まで小猿山神宮密寺と申せしなり、其後去河山花藏院と改候由、年號つまびらかならず。帝都仁和寺の末山にて、寶暦年中已前は京都より住僧下向もあり、玄應法印今花藏院の墓をげの坊と申候、是玄應の誤りなるべし。又仙北にて瘧夏の頃流行いだし候、この病本復させ玉へとて、かの玄應法印の石塔を縄にて結〆き祈念するに、この病全快することあり下向あり、又快絲と申法印も下向あり俗に咽法印と云々。この法印住職中かわはと申者河太郎を云々生捕禁しめて曰、汝年年人を捕食ふ不屆也、自今已後我掠ミ當町は不申及、枝鄕の者たり共捕食ふ時は、自分の命並一類共に法刀を以て絕可申と嚴敷せめければ、かわは淚を流し手を拿(マヽ)せわびる體也。是に仍て、自今を禁め放ちやりけると申。其節より今の世まで、隣村ことに年々夏の頃かわはにかとわされ水死の者ありしか、此神宮寺鄕の者一人としてかれに捕れ水死の者なし。其後寛延年中泰應法印代同四年に、久保田如意山寶鏡院の客末寺と相成申候。此節一村の長の者の内寶鏡院末山たりしことを延引の由にて村中大に騷立、長共二ツの相談と相成騷動せる由。乍去終に同寺の末山と相成申候。此節本末の證文あり、文曰

花藏院事午三月中末寺願ニ付江戶四箇寺ぇ願候處當寺末寺無相違被仰付候。依之此度花藏院住泰應法印法流相續相極爲當院末寺事分明也。自今以後益守大師之遺誡深信勵學行毘盧法燈永傳末代凝鎮護國家武運長久萬民法樂之祈誓可奉報佛祖之敬恩者也。證文如件。

寛延四年辛未四月十一日

如意山寶鏡院第二十五世法印宥脖(花押)

又神宮寺住山中法印色衣着用いたし候は往古よりの例に御座候。しかるに此御書附も燒失ひ候に付後

來例を失ひ候も難斗とて、泰應法印代御所へこの趣被仰立候所、先例の通被仰渡候。其文曰

色衣御免之事今披露候處不可有相違之旨惣法務宮御氣色之仰候也。仍執達如件。

寶永五年八月三日　（花押）

泰應御方

追　副

香　色

右可有着用者也。

今盤（マヽ）色衣願之儀兩能化ぇ早速可申達候。從御所御令旨被成下候通間茂在之色衣御免之儀先規條目之通相違有之間鋪候條自今香衣一色可被着用候。已上。

亥三月六日　彌勒寺

出羽國穐田仙北郡神宮寺村

花藏院

泰應へ

此花藏院往古小澤邊にありし由、其後八幡宮社内に安永年中まで住、川缺に付天明元年八幡宮御引遷奉りしより又花藏院も當院内に引移、今八幡宮社續北西の方也。往昔瀨戸村の出火、其後寛政元酉年七兵

衞と申者出火にて同院類燒古書附等燒失、又時々住山法印移轉の節持參いたし、終に失ひ候書なとも多しと聞得候。不動明王像も古作の由、神變もある由に候へと誰れの作なせると申事不知 寶物などもしな／＼ありしかいつとなく紛失致し、今は是と申寶物も見得不申候。

一 白宮山寶藏寺之由來 曹洞宗 惣檀家五百軒餘。

鎭守白山大權現 本鄕野と申畑中にあり、本鄕町の内より入口有、御社二間三間なり、別當俗藤四郎。

常照庵 文化六巳年まて當寺内の南の方に建庵なり、同年燒失致候。此常照庵いと古き庵にて、住僧もありて檀家も餘程ありしか、いつとなく住寺の僧もなく、此庵の旦那後寶藏寺旦家となるよし、今の寶藏寺の寺内は此常照庵の地のよし。この庵に寄附の田地なとも爾今これあり申候。寶藏寺往古本鄕野に建、今の鎭守白山權現の社内なる由。同寺十一世和尚常に、寶藏寺退庵致候とも常照庵は必敗村にならすと咄し傳へせられしよし。

延命庵 當山十二世潛巖和尚の閑居せられし時の庵なり、享保年中に建。

白宮山寶藏寺と號、加賀國大乘寺住僧明峯大和尚の派。當寺開山前大乘寶山宗珍和尚なり、此宗珍和尚越中國永安寺二世の和尚なり。當寺は永安寺末山也、此永安寺廢寺と相成十世まで本寺を失ひ、十一世に加賀國大乘寺の末山となる、永安寺も大乘寺末山なり。寶藏寺、永德二年に初て本鄕野と申所へ造營也、其後當寺內へ寺を移候事年號不知。開山宗珍和尚應永二亥年遷化也、二世前大乘智海和尚、三世楊山之譜和尚、南楢岡村常泉寺始建同山開祖也 又常泉寺よりの末寺多し、天正寺、南翁寺、大正院、尊藏院、東光院等なり。 七世心嵓元春和尚、仙北郡四ツ屋村福昌寺元和九亥年始建同山開祖也。寶藏寺古書附、元祿年中十世安榮呂穩和尚代類燒致し、本末

の寺も失ひ候由往古象潟閑滿寺も當寺末山のよし申傳あり。十一世觀月和尚代古實を悉く吟味致し、寶永三年加州大乘寺末と定る、同寺住山密山和尚下向ありて品々書附あり委しき書とも觀月和尚代相改、當山舊記と相成申候。觀月和尚寶永年中御城下闡信寺へ移轉被仰付候闡信寺より御菩提所天德寺へ住山被致候。同寺の御舊記、又當國曹洞宗一派の法、御錄所法も相改候に付御同寺にても中興と申候由也所、御請可申上候得ども、寶藏寺舊記いまだ相定り不申候ゆへ三箇年も同寺え住山仕、闡信寺は看主を以て相勤候儀に候はゞ御請可仕候申上候所、寺社御奉行所被御聞屆願之通り相濟候由。當國曹洞宗觀月派と申僧多し。是より寶藏寺道場と相定り、其派の和尚長老にいたるまで遷化いたされ候へは、御血脈は當寶藏寺に相納り候古例と相成るなり。十二世潛巖和尚觀月老人の弟子なり、潛巖派と申曹洞の僧も多し、觀月派と同樣也。遷化ありし僧の血脈は同寶藏寺に納申候。この潛巖和尚地藏菩薩の再來也と其頃の人民申唱候由、遷化は正月廿四日也。この和尚代屋形樣も度々御成有之由、御姫樣も被爲入地藏堂御佛詣なとあり常に地藏菩薩の像を彫刻候事を專一にいたされ、此像を衆人願申候へは施し玉ふこの地藏菩薩の木像を尊信いたすこ、その家其村に凶事ある時神變不思議を顯し玉ふ。このゆへに當村並仙北筋、御城下にてもこの像所持の族大に尊信いたし候由。又千體の地藏菩薩の木像を彫刻玉へて、享保十三年に寶藏寺の寺內南西の間に地藏堂と申一宇御建立いたされ候、此堂寛政十午年十一月十五日夜燒失この地藏堂燒失の夜、黃昏過に街道舟渡場、又當村の向山へ通へ候舟渡場にて黑衣の僧夥しく舟を乞て渡る。船頭共一向合點ゆかず御僧達に尋けるは、なにゆへに暮に及んて斯御通りありと云へけるに彼僧等、寶藏寺火事なりと申。船頭共猶も心濟ず此方を望み見れは、神宮寺にて火の手燃へ上り早鐘の音頻りに聞得けれは、こは不思議なりと船頭共駈來りて見れは地藏堂なり。仍之、火鎭みて後かの僧の物語咄しけるに、一人の僧も寺へ來らずと云。皆是木像の不思議なるべしと後にはなし會けり。此地藏堂の西に潛巖和尚閑居し玉へて終に遷化せらる、延命庵と申是なり。文化六巳年十八世良度和尚代、三月十八日當村五郎作と申者より出火にて町家數十軒、寶藏寺大伽藍無殘類燒致し、この延命庵のみ不思議に燒殘ける、今寶藏寺假住居の寺也。寶藏寺は加賀國富樫左衛門佐の菩提寺なりしが、文和三年富樫

家門徒の軍に打負沒落致し、彼の國を走り去りて是なる神宮寺に居住せる由。其節宗珍和尙も尋來りて當村藤四郞と申百姓の家に着、此家に逗留ありて永德二年に一寺建立せらる、わたまし八月五日とあり。この藤四郞いと古き家の由齋藤藤四郞と申、別當實盛の後胤の由系圖古書附も所持せしか、近き頃家貧しく朝夕の暮しに乏しきまゝ、近村の同姓の族へ賣代となせしよし。彼心節を盡し、己らが畑を寺內に進め一寺の造營を調へ候由、今も寶藏寺惣檀家會席の上座は左は富樫形部左衞門、右は齋藤藤四郞也。又この藤四郞同寺鎭守白山宮の別當也、形部左衞門は今小貫高畑村に住居也。彼の先祖の位牌也とて同寺にあり、天光院殿普國常照大居士、是は文和三年落城致候遠道なる由、二代成功院殿とあり。系圖の寫書寶藏寺に有、觀月和尙日記にも品々書しるしある也。同寺檀家は往古は常照庵、花藏院兩寺の旦家の由、寶藏寺この鄕に建候後花藏院へも參候時、酒宴の折から同院申さるゝは、私僧八幡宮の社僧なれば現在の檀家取扱ふもいかゞ也、よつて貴寺へ檀家を進申とありけるよし、是より寶藏寺檀家多くなる由。此鄕三百四五十軒の家數、他宗他寺檀家は三四十軒も可有之哉、余は皆寶藏寺の檀家なり。

一 姬神山傳說の事　　登り十八丁余。

絕頂峯境にて、東より西の走りまて神宮寺村分、南より西の平は蛭川村分、この蛭川村分の中に藥師堂あり、眼病の者祈願をこめければ靈驗あらたなるよし。この藥師堂は絕頂西の方社堂を建候よふなる跡あり、往昔是にありし由、いつの頃か是も捨れて今は蛭川村分に建申候由。この社地らしき所の傍に杉數十本あり、年々春の頃、野火と申し候て山々の柴草燒候事あり、この山も燒候ことも度々有之候へ

しか、此杉の本に到ると火消候て、往昔よりこの杉燒ることなし。又治曆、延久の頃源義家朝臣、安部貞任、宗任等を征伐のため奧州の國に下向あるに、この貞任等嶽山養森山（伊豆神社の社あり高關下郷村分也）の東南の間に小高き山あり、是に居城を造りて鶴の羽形の城と唱候由。義家朝臣數度この城を攻るといへとも、或時は中天に同勢を抔見得中々落城いたすへく見得ねは、義家朝臣、心を苦しめ謀事をもふけて彼宗任の姫に近付給へ、終に妹背の中と深く御契りありけるに、この姫ある夜の寢物語りに、親宗任常に申よふ、義家我居城をいかに攻るとも、なと落城すべきや。其謂は、かよふ〳〵の術を以て前は面川に羽を敷、後は養森澤（笛ケ澤と申所也と云）に羽を鋪、戰危きに望んて左右の翼をもて天に飛の術ありと申と語りければ、義家の朝臣其謀を能聞玉へ、ある夜御食川の片羽を切落し其後かの城攻に掛りしに、宗任等其術の歒にさとられたることをしりて、又頃は六月炎天なるに大雪を降せしによりて、義家の軍兵等働事を失ふ。義家の朝臣工夫をめくらし、柴をまげて藤にてあみ、かんぢきとゆふものを調ふ（今雪中人民用へ候かんぢきこれより始るよし。）是を足に結付踏て雪を渡り終にかの城を攻落しけるに、宗任等是より式田と申所に走る由。此節宗任、我姫の義家公に馴染てその謀をもらせしと傳聞て、大に憤怒してかの姫を切殺し、此姫神山に埋葬りしとなん。後の人、姫の祟なせることと度々ありしより是を崇て姫神と祭るよし、夫より山の名も姫神山と號ると云々。又義家の朝臣一人の妾を、謀を求てかの姫に近寄せ宗任の妾となし、この女の告るにまかせ義家朝臣前に記謀事を知りて、この城を攻落せしとも申說あり。又義家の朝臣宗任と戰ふ時、この姫神山へ登り歒

地の要害を遠見せしとも申。又鶴の羽形の城落城の時此山より大石を投打候由、今宗任の古城の邊りに、碎石と申て丸き大石所々にあり。

又五月四日、この山澤晝巳前清水流、晝後は白水流るゝ也。同五日簱立事あり、この簱人民見候へは三年の内に死せると申て、同日この山へ登る事を禁め申候。是姫の祟りなりと老人ともの申傳る事を記申候。又この姫神山の前なる山を荒平山と申、三十四五年巳前のことなりしが（寛政年中也）専助と申百姓山稼きに行て、この山にて錆たる長刀を拾ひ家に歸りしが、家貧しきゆへに古鐵商人へこの長刀を賣代にせしと、後に彼が咄し出せり。なにやらん見たき品なりと、後郷人咄會けりと云々。

一　神宮寺館と申所の事

當郷の宿上ミに岡橋と申橋あり（往古玉川の古川敷也）この橋より二丁斗東の方、往還の道より東北の間に當る高サ一丈餘、掵四十間餘、長九十間程館の廻り堀の跡あり。南西の方畑也、東北より西へ田地なり（寶永年中より延享年中までに御開田に相成候）。元龜天正年中の頃まで、此館に神宮寺掃部之助と申者居城也と申傳るなり。今は館とのみ申畑となる也、掃部之助類葉の家跡も此郷に今は無之候。秋田郡寺内村の伽羅橋は、この掃部之助掛候橋也と此邊の風說なり。

一　神宮寺本郷の事

町長九丁、家數百九十一軒、寺二ヶ寺、社人三軒、郡方御役屋あり。

當郷の末に本郷と申町あり、家數廿軒斗建並申候。此邊畑田共に本郷野と申字也、往古は此本郷神宮寺村なりしが、年經て他國隣郡より引越の家共多くありて、今は二百軒斗の村と相成候由。此本郷の下々は下々町と申、今町屋並也、昔の大川の流候跡なる由。この町の後ろは蓮沼と申字にて當村の御本田也、蓮沼と申は往古大なる沼ありし由、今纔か四間七間斗にて田中の内に沼あり。この下々町の窪みの地續は栗谷田、海老坪、寺澤川なと申皆川敷にて、今は田地と相成。又神宮寺郷は、本郷より家續きにて南の方へ建並ひ候村居なりしか、明和年中より安永年中まで度々洪水にて、安永六酉年には大洪水にて家土藏とも夥しく川缺に相成、今の御高札場より南の方半町斗先きまて缺込候に付、新屋敷拜領願申上候て麻糸畑を屋敷に取立町屋建並ひ申候、今屋鋪の地を新地、新丁、新道なと申候。天明元年家も建揃へ候へとも家下々缺込候事不得止候に付、同二年に、嶽山下々より比の澤と申所まて數百間の場所新川御堀立被成置候、今之川は古川と成、家下々流申候。

又當郷に仙臺子と申候て鮭網を拵漁り致候。往昔秋田御領鮭を漁り候網拵を知不申由、仙臺より參候とて旅僧の來りて、此鮭網を拵候て鮭漁り候事を敎へ候より、此郷の者笛ヶ澤と申所よりどうぎ澤と申所まて大川筋、古川、小又川共に、長二里餘の川筋御上より御判紙下され候て鮭漁り致候このゆへに、鮭漁り候者なこの邊仙臺子と申

唱候と云々。秋田御領鮭網の始りの村の由。この鮭漁り候川他郷の地形も候へとも、この神宮寺の郷にて守護致候、是れに付右他郷の者品々願申上、又は増し御役銀なとにて願申上候とも、往昔より御譯柄これあり神宮寺へ被任置候趣にて願相濟不申由。先季より他郷地形たり共、この鮭網引場所は當郷の株川と相成申候。

又この郷は往古より繼立の驛場に候へとも、年號なとも知れ不申候。萬治三年北檜岡村始り候より、右村合繼立の村と相成申候北檜岡郷は多分神宮寺新町と申唱候。さりながら屋形樣、弘前樣、其外重立御公儀御役人衆抔御通行の節は、たとへ北檜岡驛役前たり共、神宮寺驛にて御繼立致候は古例也役前と申は上十五日は神宮寺驛、下十五日は北檜岡驛にて繼立申候。又兩御通行は御參勤御下國共に、加郷と申入左之村々より御高百石に付何疋の馬、何人の夫と申候て割付、人馬當驛へ爲相詰御繼立致候。北檜岡驛も、右加郷同樣に割付の人馬當驛へ相詰御繼立仕候事は古例に候所、文化元子年より當驛と同樣に立會繼立仕候事に被仰付候に付、神宮寺驛にて古例を失ひ候に付押て願申上候へとも御聞屆不爲在、同年より兩驛立會御繼立致候御繼立所は神宮寺驛にて致候。又當郷は仙北郡奥北浦、前北浦、角館等の御米貢米、商人荷物等の中揚の村にて、是所より湊、久保田へ船下けに相成申候は往古の定の由。中揚場濱小屋と申候て、大川の端に土藏小屋あり。

一　**金葛村**　神宮寺村の枝郷也本郷より一里程東の方に當り、家數二十二軒。

右村喜承（マヽ）年中に小杉山より御田地山共所持致し分郷の由、正保年中神宮寺の枝郷と相成候由。是れは、元和年中澁江內膳殿當村の御指紙所を御開田なされ度思召、玉川の水を分け堰口相立、大川原一本柳と申所より堰立致し（大川原村は小杉山村松倉村の枝郷也）當村の加賀と申者（加賀は常州水戸より引越候者にて、當郷の仙波三郎左衛門、重右衛門と申家あり、この家々の元祖なる由。三郎左衛門は天和二年、御開田の功により澁江內膳殿の家人となる）悉皆世話致し御開田致候所、右堰口破損に付、承應年中松倉村地形地藏ヶ鼻と申所より堰口相立專ら田地切開所、延寳年中右堰口大に破損に相成澁江殿御元入銀行屆兼、御指紙の地御上へ被差上御割合を以て御知行拜領の事に相極り、延寳八年の頃より御上御直御開田と相成、同年より前北浦長野村分茶臼館山の下タ二ッ石と申所より堰口相立、松倉村分鷹ノ巣山（此山の澤を平共に館が澤と申、今神宮寺郷の水上水門の備林となる）小森山の間に埋樋（是を森合の水門と號）致し、夫より段々堰立致し長四里半餘の堰筋にて御開田なされ候。元和九年より寳暦年中まて、田畑惣高分米二千五百石餘の村と相成候由（慶長年中は神宮寺村四百五六十石の村のよし）。しかるに、此金葛村他郷にては諸事辨利あしく相成候に付、双方より願申上、右金葛村、闕口村ともに正保年中當郷の枝郷と相成候由。

一　闕口村　神宮寺村の枝郷（本郷より一里餘東の方、家數十二軒）。

右村、金葛村と同斷喜承（マヽ）年中後に始る村のよし。この闕口村の後闕口山と申あり、此山絕頂に藥師堂あり、天永年中の建立の由、祉地六間七間なり。闕口村、金葛村の氏神也。此藥師山の下タは往古玉川の流にて、今古川敷となる也。神宮寺郷にて元和年中御開田之時、右開堰この古川へ落し是にて請堤と申も

の取立、此所にて水を貯へ旱魃の要水となしける。此堤の内に布曝の淵とてあり、むかし大蛇の住けるよし、夜中この淵の邊りなる山道を往來するに、白布を曝したるよふに山より堰へなびきけること度々ありしよし。又馬なん足をとゞめられし事もありしか、夫よりこの所を布曝しの淵と號るよし。又、この淵の主しは馬の鞍なりとも申說あり。今は淵も淺く相成、主の住べくともみ得さるなり。

一　長山村　　神宮寺村の枝郷、今敗村と相成。

右村は本郷より二十丁餘東の方、享保年中まて家數五軒ありしか、此村いつの年か始り候哉年號不知。明和年中に無殘絕村と相成申候。この村の者今は蒲村なとにも住居いたし候。甚太郎と申者長山村の舊家なり（今蒲村に住居いたし候）又善吉と申者もあり（是は今本郷神宮寺村へ引越住居いたし候）、孰れも家貧にして、舊き書とも〻所持せさるなり。此村の後長山と申山あり、この長山の絕頂に伊勢太神宮の宮殿ありしか（此宮は慶長年中の末に建立ありし宮と見得候）右宮今蒲村稻荷の社に同座に奉遷候なり、年號しれず。この長山の古社の跡に山の神堂と申小社あり、松柏生茂り、平鹿の郡、仙北中部を見おろすに風景の地所なり。

一　蒲　村　　神宮寺村の枝郷也（本郷より十八丁斗東の方、家數三十二軒。）

右村往昔よりの村居にて年號不知。この村往古は往還の通りにこれある由、今傳馬屋敷、御休場、御前

水など唱候淸水もあり、又畑に八幡など申字もあり。右村より北の方、高野山と申長く平らかなる臺山あり、是に蒲村へ通り候往還の荒道も見得候（この山の内に金洗澤と申候て今田地あり、この田の上に細道あり、この道より續き候て往古の街道なる由。又蒲村より、今の高關下鄕村の枝鄕に中野村と申あり、此邊へ通り候往還なりと云々。）右村に茂左衞門、三右衞門など申いと〳〵古き家ありけるが、正德年中斷絕に相成、其家跡更になし、今は村毎に吟味致候に、古き書とも所持の者も見得ず候。此村の下〻より福嶋村の家下〻、それより神宮寺の宿上〻へ往古玉川の古川流あり、この流にかけたる往還の橋を岡橋と唱候。（この玉川の古川の流れは、享和三亥年に當鄕の富樫傳一郎か忠進の御開田の堤と相成る。）

一　宮田村　神宮寺村の枝鄕（本鄕より十一二町斗北の方、家數三軒。）

右村の始り年號不知、元文年中に敗村と相成申候。其後文化十年に福嶋村の彌十郎と申者引越再開村と相成、今は家數三軒とそ相成る。又此宮田村に笠木大明神と申宮あり、社地四間九間也、往昔神宮寺の鄕の鎭守の御神の由（神宮寺の鄕は、むかし笠木の里とも申せしと云々。）大同二年に坂上田村丸八幡宮御建立の後は、いつとなく、道も遠かりなん終に鎭守の御神と申事もなく、老人とものの申傳へのみと相成申候と云々。此邊の田畑の字は宮田と唱候。

一　福嶋村　神宮寺村の枝鄕也（本鄕より十二三丁東北の間、家數十八軒。）

右村の始り年號不知、蒲村より後に始る由。小右衛門と申者右村の舊家也しか是も家斷絕いたし候て、今は古き書とも所持せる百姓も無之候。此村の氏神は白幡大明神と申宮也、往古右村の西に藥師と申所に造立ありし宮なるが、今は高野山の麓坊が澤と申所の上ミ方に右宮を奉造遷候。年號不知。古御社地は田地と相成、今の御社地四間二間半なり（俗藥師堂とのみ唱候と云々。）

一　**大浦村**　神宮寺村の枝鄉也（本鄉より十三丁斗西北の間、家數十六軒。）

右村寬永十六年に始て相建候村に見得申候、是は元和年中より御開田に付、右村の邊り大浦、あらや、大坪、竹原、大浦谷地なと申所田地に相成候所、本鄉より人勢行屆不申、此節引越百姓爲致右村始り候よふに見得申候。右村の家後に沼あり、大浦沼と申掄百間斗、長十二三丁もこれあるべく、此沼萬治三年北楢岡村始り候後、右村の本田堤と相成同村水上とそ相成申候。大浦村氏神太神宮の御社あり。

一　**荒屋村**　神宮寺村の枝鄉也、今は敗村と相成申候。

右村大浦村より南に當る、今の街道の北脇也。此村往古よりの村居の由、延寶四年神宮寺村御高平均御竿の頃は敗村と見得候て、此節屋敷と申筆所無之候。此荒屋村に七郞右衛門と申す百姓住居せしか、萬治年中北楢岡鄉始候時右村へ引越申候由。（當時右北楢岡村にて長百姓にて、同人の類家右村に多し。同村の舊家也。）又右荒屋村の百姓本鄉にも三

四軒引越候由。この村の氏神白山堂と申、御社地八間九間にて、右あらや畑際栗谷田と申田地の間に今も御社あり。元荒屋村の百姓の由にて三四軒の家とも打寄り、年々三月三日右宮の祭事を執行候。

一　**下大浦村**　神宮寺村の枝郷本郷より十五六丁斗亥子の間、家數六軒。

右村文政三辰年に始て字留井谷地村百姓の內より爲引越申候。右村相立候譯は、この邊の田地を大坪と申候、中古より文政年中の初めまて、北楢岡村の小百姓とも作田と申候て、一石の高米何俵と申の積にて右田地相作、神宮寺村田主しへ收納致し守護致來り候所、文政二年に北楢岡村の肝煎小百姓共を相招已來他郷の田地作田不相成と申渡候よしにて、今年より右大坪字の田地作得不相成由にて、當郷の田主し共へ返され、手遠に候へは右御百姓中も守格行屆兼、御上ミへ願申上新だに枝郷一村相立申候。

一　**二子澤村**　神宮寺村の枝郷也、今は敗村と相成申候。

右村往古家數五軒有之由享保年中まて、本郷より二十四五丁もこれあるべく、右村の後ロより出候澤の名を二子澤と申。此村敗村と相成候を寛政年中再村家相立候へとも、此近邊の田地惡所に候ゆへか、享和二年の頃より又々右村敗村と相成申候。この村與作と申者いと〳〵舊き家なりしか、今は福嶋村に住居致候。

今は貧しき百姓となり、古き書とも所持せざるなり。

一　八石村　神宮寺村の枝郷也本郷より一里餘亥子の方、家數二十一軒。

右村元和元年に始る村居と相見得候、往古八ッ見谷地村と申候由、後に八石村と相改候由。右村引越の初は孫右衞門と申百姓也、彼れに古き書とも所持せる由是も燒失、今は端書のみ少々これあるよし。氏神は伊勢太神宮なり、御社地五間七間也、元はこの孫右衞門が內神の由、後この村の氏神とぞ奉祭る由。今も孫右衞門は俗別當也刈和野村三明院、神宮寺村齋藤伊勢頭守護の社なり。往古この御社は花田谷地と申所に造營ありしか、今は高野山の內、右村の家後に宮社を造遷奉る也。

又此八石村の石地藏不思議を顯し候事。この宮の山の麓に石地藏あり、文政三年の春右村仁平治と申百姓の世忰十歲斗の折、この石地藏へ古鎗をもて突立遊ひけるが、地藏の鼻或は肩なとをこと〴〵右鎗にて突鈌き痛めけるに、不思議や、この地藏その秋の頃より段々と右痛所癒て、今は元のごとく鼻も肩も鈌たる所なし。この世忰は其後終に病臥空しく相成、いかさまこの石地藏の祟りなるへしと風說あり。又この石地藏、文政六巳年疱瘡流行の時この病を煩ふ、決して水うみよりほしけまて七日〳〵にかわりありし由。又同年、神宮寺本鄕の宿末なる石地藏も同しく疱瘡を病り、八石村石地藏と同し、兩所共參詣夥敷ありし由。不思議ゆへこの所に書しるし申候。

一　遠月村　神宮寺村の枝鄕也本鄕より一里半餘西の方、家數七軒。

右村寬文六年に始る、謂は大浦村と同斷。此村の後しろは高野山と申、此山の內に龍藏臺と申所あり、

往昔龍藏寺某と申領主の居城なる由、後此家斷絶致候由、年號不知。この遠月村に市兵衛と申者右村の元祖なる由元龍藏寺殿の家人なりし由、遠月村の内に小館と申所に住居致し候へしがこの家絶轉致し今は末葉の族もなし。今この屋敷畑となり、善助と申者辨財天の社を建立ある也。又同村に小兵衛と申者もあり、舊家也。この小兵衛も龍藏寺殿の臣家にて菅原遠江守と申者の後胤なる由。安永六年の洪水にて古き書とも入候櫃な流し候へしか、後に拾ひあげ候へとも皆水にひたれて用ることならず、其儘に捨置候。又掛物なとも數多ありしが家貧しく、刈和野の郷にて祖父の代に賣代となせしと、今の小兵衛申傳へありと申と云々。先年大飢饉の時この村家數六軒ありしか、皆此村を走り去りてこの小兵衛のみ殘候由、今は七軒とぞなりぬ、皆小兵衛か類葉の家也。龍藏寺殿の古館は今龍藏權現と申候て社ありこの社地は北楡岡村分なり、龍藏神社の俗別當にて右村に有。山の麓に龍藏沼と申沼あり、この沼の内に龍藏寺殿の馬冷し場など申所あり、又掛橋寺の亂杭なども旱魃之頃は見得候と云々。この沼今、北楡岡村の枝郷高屋敷村邊の田地の水上とぞ相成る。

一　横町村　神宮寺村の枝郷、今は敗村と相成申候。

右村往昔家數二三軒もありし由、延寶四年に神宮寺村御高平均御竿の時は、敗村と相成候と見得屋鋪と申字無之、同年御帳には無殘畑に御調あり。今宇留井谷地村に權兵衛と申百姓あり、元龍藏寺殿の家人なる由、沒落の後百姓となりこの横町に住候ひしか、後宇留井谷地村始候後右村へ引越申候由。此横町と申は、其いにしへ龍藏寺殿の家人居候所なる由老人とも申傳ると云々。

一　宇留井谷地村　　神宮寺村の枝郷本郷より二里斗西の方、家數三十一軒。

右村寛文八年に始る、此村の元祖は善兵衞と申者也、畑高にて當高二十四石餘これあり候。大川向は矢嶋御領也、この善兵衞はその頃より御堺目據人役連綿被仰付勤來候由。又この村の西の方大川流あり、秋田御領へ川缺込候に付柳林取立川缺相除候功により、善兵衞へ今に御扶持米被下置候。氏神伊勢太神宮延寶二年建立とあり、御社地十二間十四間也。

一　荒床村　　神宮寺村の枝郷、今は敗村と相成申候。

右村享保年中まで家數六軒有之候、本郷より七八丁西の方、大川向にて山の麓の村也。明和年中に無殘敗村と相成る、具サは愛宕神社の卷に記す。又此村の下タに釜か淵と申古へ大淵ありしが、今は大川の流古川の內となる。此邊の野又は畑の字を釜ヶ淵と唱候、今は字のみ殘り申候。

一　高野山の事

右山は本郷より北に當る。半道寺村、小杉山村、北楢岡村との鄕境に相掛り候、掵一里餘、長二里半餘、廣き臺山なり。此山の內に大堤と申堤あり、元和年中當鄕御開田御執行已前の本田水上堤也蓮沼、栗谷田、西田、迯

川なと申田地の水上なりと云々。松倉村より玉川の水入候よりこの堤捨り候へしか、寛政六寅年、富樫傳一郎親三之助と申者右古堤取立開田御忠進申上候。この堤の東の臺に傳一郎所務の畑の內、三十間四十間斗の所より箭の根石と申石出る、其形

のよふの類なり。又水晶のことき石も出候得とも、薄くそげ出候て玉なとに拵候事にも相成不申、夫より少し北の方堤端に、十六七間に二十間斗の所より瓶の痛みたるよふなるもの出申候。尤古めき候品にて網代らしき模樣にて、その色かはらのことし。又此所より十丁斗下ョ北の方に赤土の小高き山あり、この山の下に往古の溫泉の跡あり、杖なとにて底を探り見るに、板なと敷候てこれあり候。今は水入候て湯もあだたかならす、疾疥瘡なとの病この湯を汲て洗ふに必す治する云々といへり。

一　當高千六百五石八斗三升四合　御收納高
一　惣人數千九百七人
一　惣馬數二百二十一疋
一　惣家數三百五十七軒。

神宮寺嶽遠山諸岳之圖

なきのわか葉　仙北郡花館
七

○目録（めやす）

○もゝせの里　○四ッ屋本郷也　屬郷一村アリ

○麻中のもり　一止○新谷地邑　寄郷也

柳のわか葉

○高關下鄕邑　花館驛也寄鄕六个村　○里正　永　助　千葉氏也

○高關下鄕凡て花館と稱り、高關は高堰の假字也。此村の創は寛文十三年に高關上鄕より分流出て、しか一村驛路とは成れり。また花館を花立に作れり、花館同名秋田郡土埼ノ湊に近くてあり。高關下鄕にいふ其花館は、神宮寺嶽副河のみたけ也におし並びて花館、櫻長嶺なンどいふ地あり、しかいふ古柵はさだかなる證據もあらねど、阿部ノ統の籠たる說あり、よしある處にこそあらめ。今往復は慶長よりこなた萬治ノ年中創しがいと多く、此邊も天正の末までは刈和野○小杉山○柳澤○杉澤○八森○雲然○角館に至り、橫澤街道を經て六鄕に到レりといへり。此花館の驛舍に枝鄕十四箇村ありしが、五个村敗頽て九鄕今存在り。そは○豐後野○馬倉、此村享保郡邑記に、古來治右衞門といふ土民平鹿ノ郡馬鞍村ヨリ移ル、尤野形の處を開ラきて民家十三軒となる。」云々と見えたり、其治右衞門と云ひしは今在る治兵衞が上祖也。○中野○大戶、同名川邊ノ郡雄勝ノ郡にもあり。○唐關、空堰也○下杉本村○上杉本○福田等也。其敗村といふは○古河村、郡邑記に家員三軒、神宮寺村境先年玉川大亘リ舟越至ス、右玉川寛永十一年今有ル處の川と堀

替ゝ、但今の川は花立の土地ノ内也。」と見ゆ。同書に○井戸關村二軒と見ゆ、此井戸堰の跡は大曲ノ郷の西北に在り。なかむかしまで家二戸ありしといふ、一戸は千助と云ひし也、其後胤は大曲の總左衞門とて、富貴主と成りてなほ有るてふ。○萩代村、花立に移り住て人家なし○稻荷明神ノ社の殘レり。○殿屋敷村、共に花立に移れり○鳥場村、萬治、寛文のころ花館にうつり住めりといへり。

○屬郷六箇村あり、○蛭川村○大曲西根村○内小友村○中田新田村○宮林新田村○高關上郷村、しか此六村也。

○神社部

○稜威社は花館近き嵩に伊豆ノ權現を齋奉レり、此御神は花館一郷ノ鎭守にてぞいませかりける。○神主三浦遠江守直矩、祭日六月十五日。此地には大山祇ノ神を齋祀といへり。神社考詳説に、俗說ニ伊豆權現者彥火瓊々杵尊也云々とて見え、或書また倭爾雅ノ神祇門に伊豆權現（百濟儒士王辰爾也）云々と見ゆ。また倭訓栞に伊豆權現は天忍穗耳尊、栲幡千々姬ノ命を祭るといへり。加茂ノ郡にましませ社の右の方こゞゐの森也、續後撰集に伊豆の御山とも見えたり。鎌倉の代に伊豆、筥根の神社を並へて尊み、是を二所權現といひ誓約にはもとより載たり。一說に箱根の神は天忍穗耳ノ尊を祭り、伊豆は彥火瓊々杵尊也、走湯權現ともいひ傳ふ云々と見ゆ也。また羽黑山の本宮を六所權現ときをして、伊豆、筥根、諏訪、伊夜比古、月山、鳥海山を祭れり。また、伊豆ノ神山も熊野ノ御山も梛の葉を尊めり、「切目の王子の竹柏ノ葉を百度千度か

ざゝむ。」なンど保元物語に見えたり。伊豆も熊野も梛は御神木にて、此葉を力柴とて身の守りとせり、世の謗唄に、「こんどござらばもてきてたもれ、伊豆の御山の梛の葉を。」と、うたふ也。○此伊豆權現は高關上郷、高關下郷兩村の鎭護にて三柱の末社座り、○白山大明神○戸隱大明神○瀧宮大明神、此三社の御神也。いにしへ傳來神寶古記錄はみな燒亡て、すゝづける戸張に、「文永二年大旦那戸澤氏」としるしたるぞ存りける。文永は八十九代ノ帝龜山院の御代の年號にて、ことし、もむじやうじふねむに至りて五百六十三年を歷り。また神主が家系も傳らず、當時四代ぞ定かなる○三浦遠江正藤原直矩。

○神明宮　本社向東○神主三浦大隅頭。○末社○熊野社○金毘羅社○稻荷社○水神社○白山社。

○神明宮年中行事式　○正月元三日より三日ノ間タ天下泰平萬民豐樂五穀成就高關下郷高關上郷家內安全ノ御祈禱於神前勤レ之○同十五日暮方より十六日ノ旦タ五ツ時まで於神前當國御城主御武運長久諸家中繁榮を祈禱奉り、次には下郷上郷兩村安全五穀成就ノ御神樂をたてまつり、御祓太麻、兩村に是を配る。○二月朔旦神前において厄神祭あり。○三月朔日並三日は桃ノ御神事、たなつもの精熟の御祈禱○同十日○十月十日兩日、末社金毘羅大權現御神事。○四月一日神前において民安全の御祈禱。○五月朔旦御祈禱○同月五日、同取子安全ノ御祈禱。○六月朔日御祈禱、御神樂を奏す○同月八日御田殖祭に准て御神樂をたてまつる。伊勢にては五月に吉日を撰りて御田扇さしかざし、また「棒ふる〱戴ケ〱、神田やさんぼう。」と、ふりもてありく御田植の御神事に稻田の露斗も似るべうもあらざンめれど、神ぬし

恐み行ひて、上下兩村五穀豐饒(のぼりにぎは)ひあらむ事を祈りて守護札配りぬ。○七月一日御神樂御祈禱○同七日前キの如し、同十六日十九日までは兩村氏子に獅子舞の神事あり。同二十日二十一日は祭禮にしてわきて群集せり、尤廿一日は天下泰平當領君御武運長久御壽齡萬々歳五穀成就、また兩村氏子並に七五三掛ヶ取子どもの家内繁榮息災延命の御祈禱。○八月一日恒例の如く御神樂御祈禱。○九月一日九日十九日廿九日例歳の如し。○十月一日○十一月朔日○十二月一日並ニ同シ。伊勢より一萬度御祓郷中に參候年は○十二月十六日御本社に是を納め奉る、其時肝煎、長百姓もろともに供奉にて遷し奉り、ふとのりとごとを唱ふ。○正月、五月、九月、十一月、此四節日待月待ノ神事あり、○正二三、此三ヶ月氏子ども、その家々に於ては春祈禱如例歳○庚申待行事式如恒例。

○三浦統歷代

○先年類燒して、此時古記錄亡燒由緒不傳、唯正保ノ年を中興として三浦宮太郎神職相勤め來れりと傳ふ。

○上祖(中興なり)三浦宮太郎清名、延寶八年庚申十一月廿一日卒○二代三浦楊太夫清行、正德二年壬辰四月廿三日卒○三代三浦若狹守清重、元祿六年四月五日於御本所受領御許狀頂戴、寶永七年庚寅二月十三日卒○四代三浦主鈴清春、享保三年戊戌正月十五日卒○五代三浦楊太夫清元、享保十四年己酉四月十一日卒○六代三浦大隅守清榮、寛保三年癸亥五月三日於御本所官途、明和三年十月より社家組頭役仰付られ寛

政八年七月まて相つとめ候得共、老年と云ひ且病身ゆゑ御役御免のよし再應願上奉り候處、願之通仰下され同苗筑前に家督すべきよし也、難有御受奉る〇同年九月卅日八十歳卒〇七代三浦筑前清次、安永五年四月十六日官途、寛政八年丙辰十一月また社家組頭御役引繼被仰付候得共、文化十一年五月上旬のころより病身に相成御役御免下され隱居仕リ、家督大隅に仰付られ、同月十八日行年六十歳にて卒〇八代當代三浦大隅頭淸寧、文化八年四月二十一日於御本所官途相濟ム。

〇神明宮社地境內、東西北は畑を際り南は食飲川限り、御庭相除キ東西は三十七間半南北は十七間半、尤神庭內東西二十五間餘同南北は十五間餘。また南方はむかし川岸缺崩れ、其後起上ヶと相成候處は社地なるよしをもて杉、雜木などうゑ立ぬ、此地面二十七間餘に六十七間餘御座候云々といへり。〇神主三浦大隅頭。

〇新河野ノ稻荷大明神　枝鄕中野村に座り〇齋主三浦庄三郎。此社はいにしへ、今いふ新川野といふ地に鎭座の御神ながら、其地玉川岸崩れて神地もあらざなれば、しか中野村にうつし奉る。古來上野、中野、下野とて村ありしが今はなし。新河野は下野村の古跡也といへり、さりければ八月十日に祭すといへり。

〇萩代(はぎだい)稻荷大明神　古村の跡に座り〇齋主千葉久兵衞。

〇井戶鬮稻荷大明神　古村の跡に座り〇齋主並同。

○大日如來　大戸村支郷也に安置、祭日五月廿三日○齋主三浦喜左衛門。
○上法寺支郷也大日如來　祭日四月八日○齋主佐々木太右衛門。
○夜藏野稻荷大明神　祭日二月初午ノ日○齋主齋藤七重郎。
○鳥屋野稻荷大明神　鳥屋野といふ古村の跡田の尻てふ處にまぜり○神主三浦遠江正、祭日二月初午ノ日。
○榊明神　祭日六月二十四日○別當修驗愛染院。此社は久保田ノ家士向家の齋神にして、四斗の神事料を寄附る。同名信濃國榊ノ里に榊ノ神社あり、古木の大榊の倒れ木畠中に在り。花館の榊明神は由來さだかならず○社萱葺、社地○東西三十七間○南北二十四間平地也。○末社天滿宮○別當並同。
○愛宕社　祭日三月二十四日○別當並同。

○金米山愛染院由緒歴代

○上祖俗姓は佐々木新次郎某とて、當郡小杉山郷より產たるよしをいへり。往昔戸澤兵部介殿角館御在城の時は家頼にて、其ころは進藤周防と申ものいまた幼少にして奉公、一疋一統一騎並の役等を相勤め同郡高關村の內、殿屋敷といふ字處に住居せし也。元祖さゝ木新次郎は浪人にて居候、折から進藤周防方へ家督聟と成り小杉山村より引移りたるよし申傳ふるのみ。
○古主戸澤殿最上新莊へ御遷邦の後、殘り候御家人みな土民と成り候處に、元祖新次郎修驗道に志し福全院と改名めて、入峯修行度々に及び、一院開基して愛染明王の像を安置せり。

○開祖福全院淨永、明曆元乙未二月廿一日遷化　○二世愛染院凉永、明曆三年丁酉四月朔化
○三世愛染院覺淸、寶永五年戊子十二月四日化　○四世大敎院覺貞、元文四年己未十二月五日化
○五世愛染院覺辨、安永三年甲午十一月朔日化　○六世大敎院覺秀、安永四年丁未十一月八日化
○七世愛染院疊保、文政六年癸未十一月二十七日化　○八世現住愛染院覺脩代也。

○觀喜山寶藏院歷代

○上祖俗姓さだかならされど、文明ノ年小杉山村より出たるよし。關口村も小杉山より分村(わかれ)たる地也。此邑の藥師如來は古佛也、すなはち別當は唐關村の寶藏院也、そのむかしより由緒ある事にこそあらめ
○鼻祖行藏院勝達○二世寶藏院永尊○三世文殊院凉宿○四世宮本坊早世也、此代に古記等紛失(うせ)たるよしを傳ふ○五世寶藏院宥尊○六世行藏院宥圓○七世寶藏院宥傳○當時八世寶藏院宥賢代也。

○不老山長福寺　禪宗

○長福寺は大山ノ郷善法寺の末院也、文正、應仁の年まで は花館の北なる唐關(もと空堀なしか作れり)邑の北、御墓と字いふ地に建し禪刹也。そも〳〵不老山てふ山號は幸福密寺の山の號たり、そのいにしへは大伽藍なりしよしを傳ふ。幸福を弘福寺に作り、人見日記には洪福寺と書(かけ)り、また高福寺に作れり。土佐ノ國に保壽山高福寺あり、また同國に神宮寺もあり、此地にも古來神宮寺、高福寺、甍を並べたりといへり。花館の高福寺の本尊も藥師如來にて、弘法大師の自刻給ひしみほとけといへり。さばかりの伽藍も天長六

年大地震にて動倒れ鐘樓もふり頽れ、洪鐘もまろび落て飲川の淵に沈みたり。其鐘の情神宿りて、此淵を半鐘にまれ鳴鐘乘通る舟はたちまちくつがへるとて、鐘荷船は高福寺ノ淵をしばしは避て、鐘のみ陸路をわたすためしといへり。又延暦、大同のむかしまでは靈泉生、仙藥も生ひ、その源に玉石一顆ありて、この水飲む人は筑後ノ國岩根山の妙美井の如に不老不死の藥にして、まことに藥師佛の瑠璃壺水の如なりしも、一時に崩頽て跡形もなし。いと／＼近き世の事から、幸福寺大明神と淵に臨て碑立たり、こは幸福寺の鎮守の社跡にて、稻荷大明神なンど座し地にや。其傍に、熊野權現といふ棟札めける、一尺二三寸斗リの朽たる板させり。むかしよりは淵もいと／＼淺たりといへれど、その深さはかりもしらじ。前キにも云ひしが亦こゝにも云はむ。人見日記ニ云ク、天英公神宮寺の河のほとりに放鷹し給ひ、白鳥をうち給はむと紘へ鐵包を掛給ひしとき、水中より怪獸、黑キ毛の生ひたる手を出し、筒の半をむづと掴りけり。君驚き引のき給ふに、終に曳キ負け奪はれ給ひて、君大に怒り給ひ、水を乾し怪獸を驅出スへしとありけれども、さばかりの大河、それゆゑ水錬のものを入れて搜し求めさせ給ひしかども見えざりし。其後萩臺村（萩代に作る、花館の枝鄕たりしが廢村となりて今はなし）の六兵衛なる水錬、密に潛り入り洪福寺淵の底にて搜り出し、人しらず角館の北家へ賣りしを年經てかの御筒なる事の聞えければ、享保七年壬寅ノ二月とかや、右の御筒を北家より獻上ありしとなり（武庫の御記錄には翌年花館村の河原へ上りしを北家へ下され、その後また獻上ともいへり。）世に是を河熊の御筒と申傳へ候、かの怪獸の握りし痕は筒の半に殘れりと聞えし。六兵衛怪獸に祟られしとて、其翌年又々此淵へはまり

死せりといふ。此物語は仙北稻澤村刈和野村の寄郷山中也の盲人若都なるもの、委く知りて人に話しとなむ。」見えたり。〇土佐の國の如に、神宮寺、高福寺と此花館に並ひ有りしもまた相似たる事也。考ルに不老山高福寺廢頽後に其高福密寺を遷し、一字の禪刹を建立て不老山長福寺と云へるは、たゞ高と長のけぢめあるのみ、一字を改め作りとおもはれたり。古へその寺はよしある大寺にて、不老不死山高福大密寺とも云ひしとなむ。土佐國の保壽山高福寺を、將軍秀吉公の臣長曾我部元親此寺に歸依し菩提寺となして、高福寺を改めて雪溪寺とし禪刹となしつ。また、此花館の高福密寺も今は禪林と成れり、いづれもおなじさまなる事也。むかしは伊豆權現の社僧たりし寺にてやあらむかし、楊の森に家ともあまたありし時は、四天衆とて前朱雀、後玄武、左青龍、右白虎の四神旗をさゝげ持て、神輿の四隈に立て神幸なりし。其四天の後胤とて此花館の鄕に移り住しが、今は斷絕しか、定かに知れる人もあらず、田畠の字處に四天高と唱ふのみ。ある奇談に、むかし徐福不老不死の藥をもとめしは此山にして、そのゆゑよしをもて不老山高福寺とはいへる也。また徐福が不死の藥探しは熊野山と云ひ、また雄鹿の嶋山と云ひて、その山の蓮花臺といふ池の奥に徐福が塚とてありけるも、みなあやしう珍き、うけがたき說どもにこそあンなれ。不老山長福寺に古記緣起等また寶物も有りしが、近き年回祿してなごりなう灰となれゝば、寺の由來さだかならず。

中野村
〇三浦甚三郎家藏

此紫銅印ハ獅子の鈕ありて良工絶妙なるものなり
三浦氏先しより所藏（ヤドニツタフ）りしなり

月出羽道(仙北郡 七)

月出羽道(仙北郡七)

月出羽道(仙北郡 七)

其三

其、四

七月田舎樂の

○花館ノ土産

○梨ノ木櫛、挿梳、批梳(ひぐし)、手梳(つまぐし)なンど伊勢の彌九郎、木曾路のお六にも、をさ〳〵劣るまじかりける梳工(くしひき)の家、六七戸もありき。○外山、千葉、齋藤とて、福者の家くま〴〵に三門うち並び立れば、是を鼎に譬へて鐵輪(ごとく)とぞ云へる。○驛役は白月(つきはじめ)を大曲リとし、黑月(つきずゑ)をもて花立のうまやとせり。○山は伊豆がね○花館山（阿倍の古柵の名にしてすなはち今は里の名也）○笛吹山のたぐひ也。○櫻はしほがま、車飯し、所からにやおのづから伊豆ノ嶽に伊豆櫻多し。○躑躅花の濃紫にて、花は世にいへる珠輪に似て單葉なる花也、是も伊豆が峯なンどに生(あり)て櫻に前(さき)だちて咲ぬ。此茵花(つゝじ)、松前のしま久須利といふ浦山に多し、福山（城下をいふ也）にうつしうゑて名を「道しるべ」といふ。そは（波の上にくすりもとめし人もあればはこやの山のみちしるべせよと云々）古歌の意をもていへり、その花に似たり。花立には山照(やまてらし)といふ、春と秋と再發(ふたゝび)咲筒自(つゝじ)なれば、春山、秋山を照すてふ名にや、から名を映山紅といふ躑躅あり、その意やゝ似たり。○棣棠(やまぶき)花多く、わきて八重山振(やまぶきさは)多に咲ぬ、その英(はなぶさ)いと〳〵大キやかにて、井手の玉川にもいやまさりぬべきもの也。凡て奇花多かる山也といふ、うべも仙草、仙藥も採りつべう山にこそあらめ。○贄は春には花鰖（さくら鰖ともいへり）花宇具比（こゝにはせぐろとのみいへり）いと多し、秋は鮏のおほにへ、こがねはだ、なもみ、しろかねいと多し。花妻の瀨（大曲に在る地名也）よりこなたには、鐘が淵かけて漁工(すなどり)ぞせりける。

○玉川のきしべに山振の花いたく咲たりけるを、井手の玉水いかならむとイめば、此水はみちのく山より出て長流の川也と人の語を聞て

こぼれそふ露の玉川みな上も咲やこがねの山吹の花　　眞澄。

○總家員枝郷共二百四十五戸　○同人數千三十四人　○同馬員二百一疋。

霞む瀧つせ

○蛭川邑　花館寄郷六箇村之内　　○里正權左衛門伊藤氏也

○霞む瀧つ瀬名所

○蛇塚山　○蛭田川　○熊野のみたけ

○やくしね　○瑠璃寒泉　○凝杉

○蟹の澤　姫神山の麓あたり、藥師山の一の鳥居より入る山澤也。いにしへ阿倍貞任が女父の命とて兵あまた群れ來て此蟹を捕らふ、そが蟹の落たりしよしをいへり。蟹の澤にいとゞ深き太谷なり。こは楯岡山に類ふべけれど、こなたに近ければ、蟹澤に蛭川にかき加ふるいみ。

○此村花館の驛舍の西に中て飲河の向に在り、枝郷瀧村一村共に一郷の家員三十二戸あり。平鹿ノ郡上溝ノ枝郷に畫川邑あり、また蛭野、蒜島などの村名字處も多し。此村を古へ飲川流れて、其古河の跡は沼と成り谷地と成り小田と成れり。その田の中に蛭田といふが一枚ありて、水蛭圓丸なしてこゞり居といへり、その田後などの小河の字をもて蛭川の名に云創したらむかし。また蛇壙とて獨立山あり、此

山より御影石にひとしき堅實石材産る、そは茶磨とし、また火燧石ともすべきものか。石匠ありて石工出して世に用ふ、さりけれど雄勝ノ郡關口石のごとに人並とはえしらざる也。此山にむかしは大小の蛇すみつるより名に負り、今もさゝやかなる虵はいと〳〵多しといへり。

○藥師如來堂　蛭河邑一鄕の鎭守神と齋て、村より十七八丁西北の高山に在り。此藥師佛は高野大師自造の木像と云ひ、また堂は、阪ノ上ノ大宿禰田村麿の建立にして大同二年の草創也といへり。神慮み炳焉く初夏に四月八日の祭祀には、四方八方の男女貴賤等うち集ひ打群れ、詣でよぢ登りぬ。此社の齋主は時の村君古來よりつとむる定式也、大曲村の修驗者金剛院ふとのりとごとをとなへ、大幣を奉れり。峯に鉾杉立り、そを媼杉と稱て神木の大樹也。山のなからばかり階内に寒泉あり、石疊の底を潜て涌づる好井也。神手洗の水、また嗽水といふ、人こゝら此處にて身も清淨るよし。此藥師佛の舊社地は鉾立山の丹嶂に凝杉てふ處あり、其地也といへり。また外山の高岨にいにしへ熊野ノ御神鎭座、そをもて藥師如來堂に熊野山といふ額あり、こはみな花館山不老不死が嶽と峯を連ね、溪巡り尾續きたり。うべもそらごとゝはいへるものから、花立の里の條にも云ひしがごと、秦ノ徐福が此山に入しとはまたなき妄說とは誰レも知れゝど、古き熊野の宮の神地の跡殘りたるを思へば、御熊埜ノ神を遷て由緒ある地ならむ。ある書に、「浮屠絕海入レ明、時洪武天子問二秦徐福事一、答以二絕句一云「熊野峯前徐福祠、滿山藥草雨餘肥、祇今海上波濤穩、萬里好風須二早皈一。」天子和云、「熊野峯前血食祠、松根琥珀也應レ肥、當時徐福覓二仙

月出羽道(仙北郡 七)

蛭川邑三枚

薬師如来 神水

瑠璃寶

東西三尺七八寸斗

南北四尺四五寸斗

薬師か堂の北川ノ

姫神山より

いと高く

峠より

髪文の滝など

藥、直到二如今一竟不レ皈。」云々と見えたり。此熊野の御神のいまそかりける事を聞て花館の里にて、「神祭る時にはなりぬ人よいま花たてまつれ春のみやしろ、とよみし事あり。こは此になにくれとよしなし事ながら、おもひづる筆のまに〳〵かい擧る也。

○見　秀　寺　禪刹也

○小瀧山見秀寺、もと瀧村といふ處に在るをもてしか山の號と呼ぶ也。瀧村、小瀧村とて家ありし、そは延寶二年に新墾（ひらけ）し處ながら其屋戸ども廢（たえ）村て、今はた家造るといふ、さるよしを以て小瀧山といへるなり。此寺むかしは平僧のみ住職たる小庵たりしが、今は一寺となりて六鄕の禪林永泉寺末也。開祖は直翁和尙、當時十七世現住（マヽ）

○總家員三十二戶　○同人員百六十二人　○同馬員二十二疋。

にじのたきなみ

○大曲西根邑　花館寺鄕六个村之內

○里正　太　兵　衞　鈴木氏也

○虹のたき波の卷名所

○黃　金　塚　切上村の岩の上に生ひて、名をむかし松といふ老松の下に、許多のこがね埋たるよし

を傳ふとなむ。

○菅原淸水　道地村に在り。そのいにしへ、源義家將軍小刀をもて堀り給ひしといふ。ゆゑよし其くだりにつばらか也。

○牛が沼　小舘村に在り。むかし特牛の落て死たりとも、また水牛のすみたりしよりいふとも、まち／＼の說あり。

○幕串の樹　新堀村八幡宮の社地に在り。八幡太郞源義家朝臣、多賀木を伐り幕串とし給しが生ひて、大木と成りて今二本殘りたてり。

○於以多美の橋　島村に在り、橋の長二間斗り、五ヶ村の堺に掛る。おいたみ、倭名鈔に置賜（於伊太三）と見えたり。こはもと陸奧國を割て最上、置賜二郡を出羽ノ國に隷し郡名也。此あたりを古へは置賜といひしか、また同地名なるか。なにゝまれ古き名也。

○除の橋　同村に在り。ゆゑよしそれとさだかならざれども、水除ケなンどいへる事にかあらむ。

○潛寒水　切上村に在り。瀧の宮の下タ淸水の、飛驒ノ國の突通山の如に此處に潛來て、泉と成と見えたり。

○虹の瀧　內野平村に在り。此懸水東に向て、旭の照れる時いつも虹蜺たちぬ。さりければ此一卷の名を「にじのたきなみ」と付つ。

○東海房塚　入定の塚也、生塚ともいへり。東海坊いづこの法師ともしらず、しか入定の後二十一日、鉦皷うつ音せしよしを云ひ傳ふ。

○蝦夷塚　切上村に在り。弘治、永祿のころならむ、蝦夷と箭軍して蝦夷八百人を射とりて、塚し埋みし事永慶軍記にも見えたり、其塚にてやあらむかし。なほ本行に委曲に擧たり。

○此西根邑は蛭川村の巽のくまに近隣してある一村也。また大曲の鄕の西の山際に在れば、しか大曲

西根とはいへる也、枝郷十四村あり。

○鳥　居　部　村　支郷也

○一村ノ家員二十四戸、四箇水池あり。また村に神座り。

○大山祇社山神也　祭日七月十六日　一家鎮守也　○齋主山崎嘉兵衞。

○愛宕ノ社　祭日三月廿四日　一家鎮守也　○齋主並同。

○稲荷明神　祭日十月十日　一家鎮守也　○齋主山崎仙助。

○稲荷明神　祭日十月十日　一家鎮守也　○齋主三浦藤助。

○盻山稲荷明神　祭日十月十日　一家鎮守也　○齋主山崎多左衞門。

○切　上ヶ　村

○家四戸、津輕に同名の村あり。切リ上ヶ、また切明ヶなンどに作れり。

○罔象ノ社水神也　祭日九月朔日、一家鎮守也○齋主鈴木孫九郎。

○正一位稲荷大明神　祭日十月十日、一家鎮守也○齋主鈴木太兵衞。

○潜清水　此寒泉、瀧より潜といふ、小山の麓○水神ノ社の巳午の方に在る好井にして、此切上四戸の飲水、辻井のごとし。

○蝦夷塚　稲荷山の近邊に在り、むかし荒蝦夷ありしを埋しといふ。地諺に、そのえぞ蛭川に晝寢し

たるを鳥井部で捕りて、成澤で繩掛て、切上ヶできられたりといへり。考るに角館の邊りにも蝦夷塚あり。永慶軍記六卷に戸澤九郎盛安、檜岡の城主小笠原右衞門尉と物語して云く、秋田と山北と數代戰ふといへども終に不覺を取りたりとも承り及ばず、我若年のころより父祖の物語を聞きさふらひしに、一とせ秋田せいさむ〱に戰ひ負て松前の蝦夷をかたらひ、大勢を以て毒箭を射かけ攻來るを、はからずも蝦夷八百人を射取りて、山に埋みし處今に在りと申せし事さふらひぬ。此度城介實李大軍を以て攻來るとも、恐るゝに足らざる處也。」云々と見えたり。そは其時の蝦夷塚ならむか、えぞ塚もところ〲に多かれど、こは蝦夷人ところ〲に戰ひ、ところ〲の箭軍に負たらむかし。

○道地村

○道地はいと多かる村名也、家十一戸。そのむかし飲川の流レし跡あり、また古河堰堘と成りて、此落水蛭川村の千町にわたり田作るといへり。

○稻荷明神社　祭日十月十日○齋主佐々木太右衞門。

○「菅原淸水」といふあり。いにしへ將軍義家朝臣いくさ人あまたゐて、水無月の照はたゝく空に水あらねば、將軍小刀もて木の下を掘りうがち給へば、寒泉たちまち涌出しといへり。今は田佃のために此好井を菅原といへる地に掘り替れば、古へさまにはあらざるよし。

○道地野村

○郡邑記に道地中嶋村とあり、此村享保七年に開ヶて人うつり住て民家二軒」と見ゆ。今家四戸あり、そが中に一戸は權大といへる渉人が家也。此飲の渡りは道地、切上、鳥居部三ヶ村のみの渡にて、こと村の人はもはらとはわたさゞる舟也。此わたりしては大曲のかぢ町にいたり、また金屋古村の跡也今家一戸ありの渡りあり、こは處々の人さはに往復大渡り也。此舟渡りしては大曲ノ郷なる鵜町てふ處にいたる、渉人四人住ぬといふ。此道地野に神座り。

○稻荷明神ノ祉　祭日十月十日　一家鎭守也　○齋主佐藤末家文四郎

○藏王權現ノ祉　祭日十月五日　一家鎭守也　○齋主佐藤本家傳藏。

中むかし、飲川の古河に大なる水蛇すみつるを追ひやらひて、其巨蛇の祟りてさまぐ〵のふさはしからざる事どもうちしきれば、その尾神をしか藏王權現と齋とはいへり。しかして後はゆめ神のたゝりもあらず、幸うる事どももありしといふ。

○小館村

○家五戸あり、平坦の村也。大館小館などはいづこにも多かる村名ながら、むかしはよしある人の栖家しにや小館の名ぞ殘りける。

○牛ヶ沼　古川の沼也、平鹿ノ郡にも牛沼とて横手の近邊に在り。

○下安久戸村

○むかしは上安久戸村といふもありき、其地は田畠と成りて、字にをりの木と呼ぶは上ハ安久戸の村跡也。惡戸などさまぐに作れど、塵埃塚、糞生の事也。和訓栞にあくたふといへり、あくたふ、倭名鈔に糞堆を訓せり、ふは生の義、今いふごもく所也。○俗語のあくたひも此語の轉せしにや、また惡態の音にや、古事記に見ゆ。」といへり。此下安久登、家十五戸の村なり。

○鈴木大明神　祭日八月廿七日、一家鎭守鈴木氏の上祖を祀る○齋主鈴木武右衛門。

○地獄橋亘長三間斗也　此橋大曲街道堰埭の上に挂る。天に雲踏む心地してあやうきよしの名にや、ゆゑよし知れる人もなし。

○金屋村

○家一戸、五郎七といふ宿也、近き世まで渉人なりしが今はしからず。往古は栖家も多かりし處といふ。此川門を金谷渡といふ、此事前キの條に委曲也。

○新堀村

○新堀も世に多かる名也。家九戸、一戸は社家佐々木越前頭といふ。代々新堀八幡宮　神官ながら、家燒亡うせて古記錄家譜等餘波なく灰塵と化て累世さだかならず、さりけれど元祿元戊辰年よりこなたは宮太夫と、同名にて三代を歷り。四代佐々木出雲正清永、當時五代に及びて佐々木越前頭藤原清道、八幡宮の神官たり。

○邇比保理ノ八幡宮　祭日八月十五日○神主佐々木越前頭清道。此八幡宮ノ神幹は義家將軍の陣営ありし跡にて、多母ノ木八本を伐り打て幕串とし給ひし。其木、根延ひ生ひ茂りいや榮えたりしが、六本は枯れ、あるは朽、あるは風に吹倒れて今は二本ぞ殘りたる。その一本は八尺上りて頭の上へにはかれば、周回三尋三尺まりといへり、今一本はいさゝか劣りぬ。此みやしろは源義家朝臣の草創にして、そは鶴箇岡ノ御神を遷し給ふといへり。ある書に、そも／＼相摹國鶴岡者後冷泉院時源頼義奉レ勅伐ニ安倍貞任一康平六年八月勸ニ請石清水一建ニ宮於相模國由比郷一永保元年源義家修ニ理之一今號曰下若宮治承四年十月源頼朝遷ニ之於小林郷之北山一。」云々と見えたり。また此方には六所八幡宮とまをし奉りて、本殿の内には○田心姫命左○湍津姫命右○市杵嶋姫命、左相殿○息長足姫命、右相殿○譽田別尊也。六所八幡宮縁起云、そも／＼此五柱ノ神たちを祭りて六所八幡宮と申奉る事は、本殿三女神の本體と云ふは天照皇大神にて在座、故に此皇大神を增シ加ヘ奉リて六柱の神となる、六所八幡宮の義是也。」云々といへり。神祭は八月朔日より十五日まで齋食解除し、齋庭獅子頭を戴て踏み始て小郷卅六个村を巡る神事あり。月に三日の式日並五節句、三朔日、本社ノ神前にて一社の神祕行事ある也。八月十四日忌夜、御神樂を獻る。また左輿、右輿といふ家あるなり、左輿は道地邑佐々木太右衞門といふが其後にて、此夜此家より淺香の沼の花かつみ、此處に菰といふ其菰の四編の荒蔣席一枚、また桃ノ實一折敷獻る。此眞菰草のあら薦の義をさま／＼なる俗説あれど、笠置ノ里今いふ神宮寺村の古名也なる藤井氏が家にても、獅子巡り里神樂の日は、蔣席の

五編なるを敷て獅子頭の枕とせり。そは、神樂歌に菰枕とよめるにいさ〳〵能かなへり。また右輿の家は嶋村に栖む高橋治部左衛門といふ、此家より注連藁を二把もて奉れば、そを神官の家にてしめ繩に糾て神門に曳延ふためしなり。また此右輿の家のあるじ、十二月二十八日より正月六日までは神官と絕交、かくて七日に至れば、神官の家に來りて年始の祝言ことほぎ禮式する例といふ。むかし神幸の時は、左輿の家の主人は加輿丁の左方に附てみさきを追ひ、右輿の家は加輿丁の右に付て先立しが、今は神輿も渡し奉らぬ事とはなりぬ。時世といへど神慮いかゞおましまさむと、恐みゐやび奉る事になむ。

○末社金毘羅權現社　祭日四月十日○神主並同。金毘羅山の額は、いせ人三日市太夫次郎秀衡の後胤也橋秀茂の書也。金比良の御神を國々處々に遷しまつりて、齋神は國ノ常立ノ尊と申シ、或猿田彦大神なンどまをし奉る。また秦太の牛祭、あるは摩多羅神、また陸奥國の毛越寺に座る摩多羅神も同體也なンどもいへり。伽藍開基記ニ云、讃州金毘羅權現者、未レ詳ニ其年代緣起一、世傳已三千年矣、此山遠望似ニ象首一、故名ニ象頭山一、其中有ニ精舍一、號ニ松尾寺一本坊曰ニ金光院一、山中所レ有神社佛閣甚多而、嚴麗殊妙映ニ照山川一、其神靈應如レ響、文武崇敬所レ賜ニ莊田一有ニ三百餘石ニ云。」云々と見ゆ。また神社考詳節に日吉ノ神の條に、此社者松尾之同體也、或說云山王權現者、磯城嶋金刺宮卽位元年、自レ天降ニ于大和國磯城上郡一現ニ大三輪神一、大津宮卽位元年現ニ老翁形一曰、我是大比叡大明神也○傳敎大師、以ニ天笠金毘羅一名摩多羅神一爲ニ素盞烏尊一、號

曰二山王一以爲二日吉神體一。」云々と見えたり。また讃岐の松尾寺と云ひ、日吉を松尾の神體なりといへるもよしある事にや。

○神明宮　祭日七月十六日○神主佐々木越前頭。

○金屋村（西渡マヽ）

○家一戸あり、此かなや渡り、金屋村より今はひむがしの方へ下り渡りぬ。此郷の由來は前にもつばらかに記したり。

○嶋村

○此村の入端においだみの橋（亘二間ばかり）とて五箇村堰の上へに挂る、五个村とは平鹿ノ郡十日町、袴形、板井田三个村也仙北ノ郡は中田新田、大曲西根二个村也なンどの稲田に亘ル井堤也。此おいだみは古名ならむ、續紀元明帝のみまき五ノ卷、「三年冬十月丁酉朔、割二陸奥國最上、置賜二郡一隷二出羽國一焉。」云々と見えたり。倭名鈔に置賜於伊太三また置賜郡、置賜云々と見ゆ、いにしへは此あたりは置賜の郡なンどにや。また考ふに、出羽ノ國人おいたみといへるは、蝦夷人がいふ都久奈比（つくなひ）の事にて、身の禍（つみ）をあがなふ義にいへりといふ、さりければ贖物（あがもの）事也。此橋もさるよしのありしいにしへ古語（ここと）の殘りけるものか、なにゝまれ珍らしき橋の名にこそあらめ。

○茨野ノ稲荷大明神　一家ノ鎮守也、祭日十月十日○齋主高橋治部左衛門。此治部左衛門は高橋判官

（マヽ）
正統なるよし。また小笠原佐助といへる家あり、小笠原氏上祖の後正統よしをもはらいへり。
また小原氏古小笠原也。

○大山祇神　祭日（マヽ）　一家ノ鎮守也○齋主小原六兵衞。
○稲荷明神社　祭日十月十日、一家ノ鎮守也○齋主並同。
嶋村ノ家員十九戸。村を出るにまた除橋といふあり。

○仁王寺村

○家二戸。古ヘ天台宗の大寺ありしが其寺退轉て、寺跡に脇士なる二金剛のみ殘りしかばそを仁王寺と呼びて、今はた二王尊の木像造り置。いにしへに在つる寺を墓て、飲川の岸なる花妻花妻古名也、近江ノ鳰ノ湖に淺妻なンど有るに似たりといへる地に建立て、大川寺むかしは山の號を専養山ともいひつるにや、なほ尋ぬべしとて今は禪刹と成れり。また其寺を他方に遷して、大曲ノ郷寺町てふ處に在る長延山大川寺これなり。
○多門天社あり、祭日三月三日也○齋主高橋七郎右衞門。此村ノ一家ノ鎮守ノ社にして山ノ上に齋奉れり。
考るに二尊金剛は多門天の脇士ならむか、正徳三年の棟札に「専養山安福寺刀八毘沙門天別當大友右馬之丞」としるしたり、その右馬之丞が後なく家亡て、其地に高橋氏居住ればしか毘沙門天の齋主たり。
そも〳〵此毘沙門天は鞍馬寺より遷し奉るよしを傳ふ。伽藍開基記ニ云ク、大中大夫藤、伊勢人之所レ創也、大夫歸レ佛甚篤、常思得ニ勝地一建ニ道場一安ニ觀音一、延暦間夢貴船明神告曰、此地營ニ練若一利益無量、既

覺大夫騎二白馬一向二城北一至二一阿一、於二茅草中一得二毘沙門天像一、創二一宇一安レ像號二鞍馬寺一、大夫自念、我平生欲レ安二觀自在像一今只置二多聞像一、其夜有二童子一年十五六許、告曰當レ知二觀世音一、毘沙門名異體同、然後建二一堂一安二觀音像一、今寺西觀音院是也、其後東寺峯延一日望二北山一、有二紫雲一向レ北、尋行至二鞍馬寺一、而數日坐禪、大中大夫便署レ延爲二寺主一、峯延延喜中逝、云々とぞ見えたる。考るに、成澤村に觀自在菩薩堂あり、阪上將軍田村麿の草創也といへり、かの觀音院の觀世音ぼさちや摹シたらむか、しか此緣起をおもへば相似たり。

○奥　村

○家三戸あり。西に雷天といふ山あり、霹靂祭せし處にやあらむ。また、古柵の跡とおぼしくて外堀形なンど見ゆ、いかなる柵主か岩倉殿とのみよび傳ふなり、内小友郷の境山也。むかしは内外の小友ともに、おし並て大友と呼びし事天正のむかし物語りに見えたり。そのむかし羽河ノ小太郎身をしら波の夜撈して、人あまたして寄たりしは此岩倉某の館にこそあらめ、内外の小友尋ね見るに、その方角といひ大にたがふ事どもありき。此岩倉氏、むかし民家とはいへごとみうごなれば、武具の備へありて一構の要害たりとおもはれたり。永慶軍記巻十二に羽河義植迷山路事といふ條に、爰に山北楢岡領内大友といふ處に、財寳滿て眷屬大勢の土民あり。羽川是を聞て、いさやきやつを夜討にせむといふまゝに自出立て、前に此處嶮難の山路を隔し處なれば、馬はなか〳〵及ばずして步立にてみな寄せにけり。かゝる處

は老武者はかなふべからずとて、選り立たる若者也。先表討の兵には長谷部修理兄弟、大森元勘、笹根子早介、玉前源八、十里塚大八郎、原海二郎三郎、瀧ノ下太郎、同次郎九郎、太夫濱强太夫、松ヶ崎運吉、追返事善助などとて究竟の强盜三十餘人、其外荷持五十餘人山路を越え大友の地にぞ着にける。扨も彼れが家居の體を見るに、其構へ一町四方にして廻りに堀を掘り、土居を築て其上に薊交りの生垣をして、四方に雜矢倉をかき上ヶ要心の體大方ならず。爰に大森源勘生年廿一歲の法師なりしが、黑皮の腹卷着て三間鑓を杖に突き、堀の廣二間計有りしをひらりと飛越え、土居に上て生垣を踊り越え、內に入り木戶おし開き、便宜よきぞ押入れといへば、百餘人の者ども時を咄と作りて亂入。其音に目や覺しけむ、四方の矢倉より指下しさむ〳〵に射たる。是を事ともせず爰彼と打破れば、不叶とや思ひけむ內より三十餘人鑓先キを揃へ突キ出る。されども具足着たる者は四五人の外はなし、皆生膚の事なれば何かは以て遁ルべき。喚き叫ンで攻入れば三十人の奴原或は討れ、或は手負、僅か殘る者五六人、女童老人等二三十人後の木戶を押開き逃出るを、羽川兄弟、玉前、松ヶ崎等かれこれ十餘人、追かけ〳〵突臥切臥攻けるに、女童二十人返しては戰ひ返しては戰ひせしを、討もせず迯しもせず時をうつしける間に、五六十人の者共財寶を思ひの儘に運び取りて、遙かにぞ落延びにける。羽川兄弟今は時分よしと家々に火をかけて、二十人殿狩して引退く。夜討の習ひ火を放ちて退く事、追ひ付れじとのため也。彼屋敷の內外軒を並べし數々有れども、火を消さむとする故追來る者もなく、旣に山路に入て二三里も來るかと思ふ

時、いかゞして知けむ檜岡の者ども混甲三十餘騎、遁さじと追ひかけ來る。羽川下知して、究竟の强盜十餘人をは荷持を守護させ先に急がせ、我身は二十餘人殘りて續松をうち示し、敵の續松を星にして指詰引詰め散々にぞ射たりける。元來追手の者共かゝることに數度馴たる者どもなれば、馬より飛下り〳〵其間に五六反ッを近攻め矢軍に時を移し、左右の山へ人數百人計りを配りて夜盜を押包むとしたり。けれども敵味方互に物馴れて松明を消して戰へば、闇さはくらし、いかにも夜を明さむと時うつるやうに矢を放ち近つかず、羽川、荷持を落延し透を窺ひ逃むと時を移す。夜漸明方近きころ、左右にうち廻りたる檜岡勢、のがさじやらじと一同に聲を揚ヶて突てかゝれば、羽川主從二十餘人、袖印ッをかなぐり〳〵八方へ逃散たり。互に山路の難處に馴たる者にして、それに劣らず八方に追懸しが、夜盜功者や増りけむ、一人も討れず行方しらず成にけり。夜討に逢し土民は男女三十餘人討れて、手負し者は三十人に及びぬ。檜岡其後は要心稠く境毎に目附を忍ばせ、夜盜の人數を見ると其儘注進せよと下知しけり。扨も夜盜の者ども敵に稠く取攻られては一處には逃ず、八方に逃て一處に集る場を定め人數を調ぶる約束なれば、羽川領内の山路に來て遲速の人を待て人數をかぞふるに、大將義植いまだ來らず、討れ給ひけるかと皆々色を變じ待てども午の時尅まで歸らねば、具足をば脫てさまをかへて、尋むため檜岡の方へぞ趣きける。中にも大森元勘は墨の衣を着て一鉢を持て行、笹根子早助、十里塚大八郎は山伏姿と成て行く。其外田夫木樵の姿などに成て尋ぬるに行末不知。敵方にては夜盜一人も討ずと云を聞て飯

りしに、三日に至りて羽川飯れば郎等ども喜ぶ事限りなし。何故に遲かりけると事の樣ゥを尋ぬるに、八方へ逃し時分西の方と志して走りけれども方角を取失ひ、諸木茂りて行ヶば行程人倫の通ひもなき方へのみ行しほどに、さらば澤水の流れに隨て里へ出むと思ひ下れば、三度まで敵の領內へ計り下りて又山路へ分ヶ入ルに、晝夜共に霧ふかくして十方に暮たり。今は具足をば脫捨て敵方へも紛れ行むと思ふに、頰先、左右の指に手負たれば此疵藏さむやうなし。いかゞせむとおもひしが、屹と案じ出タし夜叉鬼權現に立願しけるに、何地ともなく木樵の翁一人來りて、恐るゝ氣色もなく我近くに立寄り、御身は軍中よりの落人にこそおはしぬらめ、何方へなりとも導き候はむといふ。我包むべきにあらざれば油利の羽川へ道敎へよと云ば、安々と一二里我領內へ出たり。かの木樵の翁に御邊は何地の者と問へば、我は夜叉鬼山の者なり、八百餘年以前にも山路に踏迷ひし者を導きせりといふかと思へば、其儘消うせて見えず。是正くも夜叉鬼權現なるべしと思ひ感歎肝に銘じ、その跡を禮拜して飯りたりと語けり。」云々と見えたり。此岩倉殿はかの强盜の入ッし館にて、其世に後の斷絕(たえ)たらむか、また其後胤いづこにかあらむ、なほ尋ぬべし。

○深　田　村

○家一戶、此家、山の麓山田の畔に大に作りなして見ゆ。

○稻荷明神ノ社　　祭日十月十日○齋主進藤權兵衞。

○中西根村

○家十三戸。此村の東の方に○太夫塚といふ古塚あり、此太夫塚といふは津輕の平内をはじめところ〳〵に在り、已に「津刈の遠」といへる日記に委曲也。

○荒屋敷村

○家五戸あり、並て中西根といふ人多し、並び村たればしかいへるにこそあらめ。

○内野代村

○家九戸、河邊郡に內野あり、宇津野山なンども元は內野より創り、袖山、袖の渡も、外山、外ノ浦を創めとせり。此內野の奥に瀧あり、雌瀧、雄瀧とて二瀧うちかゝり岩峯より落瀧つ。東にむかひて、旭照れゝばきら〳〵と蜺虹立わたる也、さりければ「虹のたき波」と一卷の名におへり。

○多藝野明神　　祭日三月廿八日、齋主道地村ノ佐々木多右衞門。そも〳〵飛泉野明神は巨蛇にして、此神蛇は廿尋まりにして蟠れり、そを以て倶利伽羅不動明王として齋奉れり。また彌都波能賣として祈雨し、止雨給ふ祈りをもせりける事は、山城ノ國愛宕郡廿二社ノ內なる闇罔象にひとし、貴船におなじ神社也。貴布禰は伊弉諾斬二軻遇突智一爲二三段一、其一爲二高龗一、高龗者龍神也、貴布禰明神是也。」といへり、さりければ、此瀧の明神に雨を祈る事ぞうべなる。此齋主別當の家はいと〳〵舊たる家にして、八幡宮神幸の神輿の左に屬ば左輿といふ、もとも佐々木氏の舊家たり。今は廢家し驗者喜寶院も此家の分流也

し。中古まで義家朝臣ノ眞翰の豆ノ劵とてありしが、燒亡て今はなし、唯古老の口語に「馬之口豆二斗八升借致ニ相違無之候時之從將軍可被請取者也　年號月日　佐々木多右衛門殿　源義家花押」（人々の耳に在る挙のまに〳〵是のす。）

○南蕃殿村

○家三戸、南葉天に作る、那波氏の由來あるか、また難波殿にして難波殿といふ柵主なンど有し處か、此近きに福殿といへる山館の跡もありき。

○安禰子稻荷明神　祭日十月十日○齋主大友彌右衛門。文政元年の春のころ專女三狐ノ神大友彌右衛門が妻に託宣ありしかば、神供、御賽は此婦人が手に獻り、また復祭の事なンどみな此女房のみ仕へまつれば、人なめてあねこ稻荷の社とはまをし奉れり。

○東海坊塚　此南波殿村東に在り、むかし東海坊といふ修行者入定せし塚也、生塚とも呼ぶ也。其ころ二十一日の間晝夜鉦皷の音したるよしを語り傳ふ。

○成澤村

○家七戸、成澤、鳴澤なンど同名多し、雄勝郡にも成澤あり、富士の鳴澤てふ處は世に其名高し。○此村より北の方へ十四五町斗リ行ケば熊野山といふあり、そこに高サ十丈斗の捻石（高野山にも同名ある也）といふあり、また熊野山の事は楢岡のくだりに記しつ。

○千手觀音ノ堂　祭日六月十七日○齋主武藤彥右衛門。久澤山岩王寺といふ、久澤山の額は默山法師

の書也、此僧は此山に庵居せしほふしなるよし。此觀音の石階一町斗リ側に寄りて瘧石といふあり、此石に手さし、袖ふれても不久比すといふ。不久比とはわらはやみの事をいふ此地の方言也、瘧疾をしかぞいふめる。ふくひするものは此石を繩もてゆはへ、ねきことするは、いづこもおなじためしこゝにもある也。

○末社白山姫ノ社、正體は石神也。觀自在菩薩は坂上朝臣田村麿ノ草創といへれど、此白山姫の神を末社とおさしめ齋奉れど、元來此石神は地主ノ御神にして、久澤山岩王寺とは石神八十一隣姫の御神にこそおはしますなれ。世につれ時にしたがふまに〳〵、祭日も本社とおなじ日に神酒する奉るといへり。

○西峯の落葉

○一鄉の總鎭守六所八幡宮に戸澤家より四十石の神田を寄附て、になう神を禮給ひしよしを云ひ傳ふ。

○社内に鈴木大明神といふ刻石を立り、そは縣令の神靈也。此一鄉に勳功ある人たればしか神とは齋といへり、新堀邑に在り。

○稻生明神　祭日四月十日、八月十日、新堀村に座り○齋主品川藤右衞門。

○稻成明神　祭日八月十日、にひぼりむらにませり○齋主品川德右衞門。

○姉子飯形明神の事は前にも云ひしが、あねこは古語也、熱田ノ社の緣起に日本武尊ノ神詠に、阿由知可多、比加禰阿禰古波和例許牟己、止許佐留良武也阿波例阿禰古乎。」と見えたり。

○産物

○野山ノ菜並て是を青物といふ、そを採て市に出て販婦是をあきなふ。そが中に西根山の水麻てふ菜は名高う、平の白石派の蕗、雄鹿の白蕨の類にこそあらめ。

○大曲西根　枝郷共戸數人員及馬員

○總家員百四十七戸　○同人員六百四十五人　○同馬數百二十疋。

置賜橋

甲南波殿村
乙阿袮古稲生社
丙成澤観音杜
丁福殿山遠証寺
福天ノ神ヲ祭ル
戊成瀬邑最上家
来ナリ成瀬想治郎
トイヘル称アリ
里名ニテヨム
己瀧ノ澤
庚内砂代
辛岩倉山

旭ノ瀧ト云ヒ虹ノ瀧ト云

甲 雌瀧ノ高サ六七尺也雄瀧ノ高サ二丈五六尺あり

丙 不動明王堂ノ傍ヨリ登リテ南ノ澤ヨリ水ヲ落ス

丁 寒泉涌出テ落ル流ハ此水ハ夏ハ旱魃ノ時モ涸ルヽ事ナク常ニ流ル

乙 出生石ハ五三尺まりの岩ハ此巌ゟ高く生ス

此無動尊ノ事ハ本行記ニ委シ

月出羽道（仙北郡 七）

○大曲西根ノ郷六所八幡宮の神地にちゞれたも木てふ古木二本ト生ひたてり、そは枝村の新堀てふ地にませり。そのみやどころはいにしへ源義家將軍の陣所の舊地にて、八本の多毛木を幕杙に作りてうち給ふが、大木となりて(甲)(乙)二本ぞ殘りける。六本は朽かれ、あるは風折れにて今はしかり。(甲)此木の高サ廿八九尋卅尋に至るべし、(乙)此木廿餘尋に及ぶべし。多毛に縮多毛、青多毛の品あり、青多毛は秦皮のたぐひ也。多毛は多布を訛りいふにや、倭訓栞に、材にたふさいふは橡樟の品也といへり。また同書に、たも樹といふは月桂也といへり、或たをにごりてよび、又たまともいふ云々と見えたり。此處にいへるものは大にこさにして、しほじのさましてことなる木也。

此西根ノ郷嶋村の小原氏が苗る韓榣てふものは扁柏にして、韓扁柏ともいはゞ云ひてむものかといへば、或人ノ云、側柏かへりてひの木ならむ、扁柏は兒の手がしはの兩面ならむと、うち戯れがちにいへり。予も、いづれさだかにはえしらざれども、宋國には日本の檜はなきよし、もはらいへり。檜生は木曽山なよしといへり、また南部檜はさまことに、そを檜葉、またくさまきといへる處あり、うべも檜木は眞樹にこそあらめ。また幸草と云ひつるはもともあたらざれども、火生木を火避といふ語の、さきはひなもていへる辭にまよひたらむかし。檜木は宮材の中の良材にしていと〳〵尊し。奥羽征伐記といへる軍書に、文治三年三月上旬前對州守護、實は頼朝卿の從弟對馬守親光は平氏盛ンの頃も曾て隨はず、其後源平の軍の節九州二嶋悉く平家に屬すといへども、親光は源氏に心を寄るゆゑ、尾形ノ三郎が爲に追出され九州に安住成りがたく、もろこしへ渡海して宋ノ國に至りしに、國王是をあはれみ一國の地をあたへ、それのみならず親光は弓馬の達人ゆゑ至極寵愛のあまり、嫡子太郎親定を聟としてしたしむところに、二品此よしを傳へ聞給ひ、父子ともに早く歸國すべきむねはる〴〵と仰つかはし給へども、宋王をしみ給ひて戻さず。しかる上は太郎親定は其國に止め給ふべし、親光一人ははやく日本へ皈したまはるべしとの事ゆゑ、宋王是非に及ばず虎の皮、其外珍物をあたへて日本へ歸されけるゆゑ、則鎌倉へ皈參して彼品々を獻じけり。此報酬として、宋國にてのぞみの品ゆゑ和紙、ならびに檜木を贈らる。親光はもとの如く對州の守護となし、子なきゆゑ宋國にて出生の嫡孫太郎といふを呼迎へて家督しける。始めは永井と稱しけるが、此時より宋ノ對馬守と改名す、云々と見ゆ。かの國に檜なきことを知るべし。

月の出羽路　仙北郡花楯郷　八

○内小友邑(やむけやま)　花館寄郷六个村之内

○里正　市郎兵衛　佐藤氏也

○此邑大曲西根村より十町斗隔て、南野といふ處に在る五箇村埭堰(せぎ)と云る流を盻として、この井堤の南の方なる一郷也。此井手の源は、平鹿ノ郡大森邑ノ本郷に係る天下橋の水も落來といへり。内小友(うちなこも)、また外(そで)小友村あり、しか內外に並べいへるものから、むかしはなめて一郷として大友の郷とのみぞ記錄には見えたる。天正のころはもはら內外のけぢめなく、大友の鄕とここそ呼びなしつれ。內小友にいと〳〵多く子郷あり、其村二十五个村ぞ有ける、そを委曲に此處に載る也。

○小出(こいで)澤村

○此村、内小友本郷館前邑よりは一里半斗西に中(あたり)て、家十三戸ある山館(ざこ)也。凡ては三澤にて○熊野澤に家二戸あり○松の木の澤家二戸。此小出澤は矢向峠矢向また箭向、箭祭に作りぬ。やむけは平鹿ノ郡横手山内にも在り。やむけといへる事は松前の矢踰山といふに同し、また越後にやぶきと俗説(あやまれ)り、みな矢酬にして、今も蝦夷人高山踰るときは矢を投て越る。浦人も木の枝を弓とし萱の莖を箭として越え、或は遠投げして山こゆるは手祭(たふけ)におなじ。さりければ矢向山所々に在りの東南にあり。

○沼ノ澤とて大沼あり、水沼の深サ一丈五尺斗、東西ノ亘リ二十二三尋、南北ノ亘リ四五十尋。此水湖に蚺蛇すめるよし、その魍魎を神と祀ひて

○大沼山大權現とまをす。祭日六月二十四日、○齋主巡リ別當とて一年々に齋主替々つとむ。旱魃(てれ)れば雨乞するに、必零(ふれ)りと人恐み奉れり。

○櫻稻荷明神　祭日二月初午ノ日、一家ノ鎮守也○齋主孫平。二抱に餘れる大櫻ありしが枯て今はなし、其花よかりしよしを語り傳ふ。

○天神ノ社　祭日さたまらざるよし、一家ノ鎮守也○齋主長吉。

○大山祇神社　祭日あり、一家鎮守也○齋主熊野澤ノ惣右衛門。此御神はいと舊く熊野澤村に齋奉れるよしを傳ふ。また、そのみづはのすめる水沼は浮嶋にて、水ノ洪減(ましひき)につれて泛流離(うきたゞよへる)なり、最上の大沼の如なる數多きうき嶼こそあらね、出羽陸國(みちのく)にうき嶋てふ名ある水湖多し。

○中山村

○美濃の中山、小夜の中山なンど、中山といふ名處世にいと〳〵多くぞ有ける。此山里に家四十戸あり

て大郷也、こは鳴嶋山の麓に栖家る山館也。
○文殊師菩薩ノ堂あり（鳴嶋山ノ末社也）祭日七月十八日、別當寶正院也。由來、あらさむだひ村の鳴島權現の條になほ委曲なるべし。
○諏訪明神ノ祉　神事七月二十七日、一家鎭守也、齋主堀川治助。
○大山祇神ノ祉　神事十二月十二日、一家鎭守也、齋主高橋長右衞門。
○得大勢至ノ堂　祀ﾘ日三月二十三日、一家鎭守也、齋主高橋伊重郎。

○修驗宗寶正院歷代

○開祖一重坊（また一乘坊に作れり）諱ハ宥編法印也、慶長二年に遷化す○二世明覺院宥元法印、元和四年化○三世法性院宥智、慶安三年化○四世福壽院宥白、元祿三年化○五世法性院宥光、享保十二年化○六世福壽院宥淸、安永三年化○七世法性院宥譽、天明七年化○八世玄壽坊、寛政三年化○九世當代現住寶正院宥覺也。

○荒山代村

○此村名は荒澤平てふ事の云ひ轉語るならむ、そを荒山代といへる字に作りと考れたり、家八戸あり。
鳴嶋山といふ高岳あり、また成嶋山に作れり。此嶺に神鎭座り、なるしまごむけむさまをし奉る。
○那留志摩權現　祭日四月八日、別當中山村ノ修驗寶正院。
鳴嶋山は平鹿ノ郡神衣翅峯に鎭座る御神、吉野ノ嵩より此國に神幸の時の行宮（頓宮にして、かりのみやどころといふ）なり、さり

ければ藏王權現を齋といへり。神社の葺改、また修理を加ふるときは中山村よりも出て、共に飯岡三四村の總名たり兩村の人等補整也、されば兩村の鎭護神にてこそおはしまさめ。またある異說には、此鳴嶋の祉は鳴鏑ノ神社と申て、阪上ノ朝臣大宿禰田村將軍のもたまひたる鳴箭を治め給ひしよし、そを鳴嶋大明神とまをすといへり。しかいはゞ日吉神社ともひとしかるべきか、「大山咋神者鏑神也」といふ事舊事記に見えたり、なにゝまれいと〳〵古ルく尊き神嶺にこそあンなれ。また此藏王宮を中央に、左の方は中山の祉にして文殊菩薩を祀る、末祉也。右キの祉は飯岡の方にして普賢菩薩を安置、末祉也。○菅生の水池とて、廣サ東西三十六七間斗リ南北六七十間斗リなる池あり、水いと深し。こは鳴島ノ神の神水にして、また一鄕の水田の源也。

○內外ノ神明宮　祭日四月十六日、一家ノ鎭守也、齋主勘太夫。

○稻生明神社　祭日三月十日、一家ノ鎭守也、齋主打河嘉右衞門。

○馬頭觀音ノ堂　祭日五月十九日、一家ノ鎭守也、齋主伊藤喜右衞門。

○地藏田村

○此村享保郡邑記には家六軒とあり、今はしからず、唯一戶のみぞありける。

○愛宕權現宮　祭日五月二十四日、一鄕ノ鎭守也、別當は巡り別當たり。

○大山祇社　祭日正月十二日、一戶ノ鎭守也、齋主稻葉三郎兵衞。

「地藏利生聞書傳」といふ書の九卷に、仙北郡内小友村の澤目に地藏田ムの總兵衛といふ小百姓あり。此總兵衛中風にて立居不自由の身なれば、猶子娘に介抱せられてやう〳〵に立居す。總兵衛が田ノ上に萱葺の小地藏堂あり、誰がいつの世に草創といふ事をしらず。ある時いづこよりか大法師來て、此田を開きて地藏堂を建立すべし、古來より地藏田ムと云ひ傳ふ也といへり。總兵衛子共なきものなれば、三七、吉助といふ養子兩人あり、是に田地を作らせけり。總兵衛が父の卅三年忌に當りて懺法施餓鬼の法事をつとむる時、英里和尙施主總兵衛に語て云ク、稱名念誦禮拜すべし、地藏菩薩に於ては諸求滿足せむ。若又諸の有情身心衆病に惱む所に、至心地藏菩薩を念せば憂苦悉ク除む、今世後世能ク引導給ふ菩薩也。委くは十論經に所說、釋尊何ッぞ虛妄し給む云々。惣兵衛、地藏菩薩に香花を奉りて朝夕念じければ、總兵衛中風の氣たちまち愈て堅身となり、九月廿四日に祭禮をつとめて、其後地藏講を企ていよ〳〵信心して、八月廿四日の曉合掌正念して地藏の名號を數百返唱へ、八十三にて終リをとれり云々。」と見えたり。かの總兵衛が田ノ上にむかし在りし地藏菩薩を、今は愛宕大權現と齋奉れりといふ。

○泉澤村

○家四戶あり。泉澤は雄勝郡をはじめところ〳〵にあり。

○白山權現ノ社　泉澤山に座り、祭日二月十六日、齋主佐々木重右衛門。

此村に舊池あり、こをもて泉澤の名はありけるものか。

○飯　岡　村

○飯岡、飯田、飯嶋なンども國々に多し。飯岡へ館前ノ本鄕よりは十七八町西の方山入也、家廿二戶。飯岡は總名にして一戶、二戶、三四戶の枝村いと〳〵多し。

○馬頭觀音ノ堂　祭日三月十九日、齋主打河與右衞門。

○下モ小屋村

○家五戶あり、古は上ミ小屋てふ地も有りしものか、むかし山伏すぎやうのころは某小屋、某小屋といひて、四十八小屋ありつる事「雪出羽道」平鹿ノ郡の部に委曲に記錄たりしが、其四十八小家のたぐひにや、またしからずやしらず。

○稻荷明神社　祭日十月十日、一家ノ鎭守、齋主三浦彥兵衞。

○鳥　海　村

○家二戶あり、郡邑記に御鳥海村と見ゆ。そのいにしへ、飽海ノ郡に鎭座る從三位勳五等大物忌ノ御神を遷し齋奉りし地にやあらむかし。

○藥師如來ノ祉　祭日四月八日、齋主矢野五郎兵衞。

○太　田　村

○館前本鄕より餘目山を踰て、二十町斗坤の隈なる山里也。○椛澤といふ池ありて、畝手に水ひきれて

千町にわたる也。

○後背山稲荷明神ノ祉　祭日二月初午ノ日、齋主久太郎。

○松　澤　村

○此村は飯岡山の嶺續にして太田村の南隣に在る山館にて、人家まばらに九戸ぞありける。

○落　合　村

○家三戸あり。此村に寶鏡院の閑居地あり、享保ノ年間ならむ、寶鏡院の某世にや、龍光院阿闍梨法印此處に栖居といへり。

○本　木　村

○本木、元木に作れり、同名秋田ノ郡大久保の枝郷にも、其外にもまたあり。此村茂登樹山の麓に家十二戸並びたてり。

○堂　後　澤　村

○家四戸あり。此村高寺山の觀音の堂の後の澤なれば、しか文字のさまにいふといへり。

○石　持　村

○石持といへる村名はいかなる義ある名にや、烏餘糧の類品を土饅頭、また饅頭石と方言、また石餅と方言處あり。また醍醐菜とから名呼ぶ草を石持、また砂持ともいへる國あり。また魚にも杜父魚とい

ふあり、いづれか其義もありけるか、猶尋ぬべし。此石持村は、福田村の西隣にありて家二戸あり。

○稲成明神ノ社　　祭日三月十日、一家鎮守也○齋主加藤多總右衛門。

○深　山　村

○郡邑記には宮間に作れり、此村福田村に移れり。そも〳〵此邑延寶、天和の頃創リて中頃は廢、今はた人栖て民家三戸あり。外小友村に行に、空虚坂を踰れば外小友ノ桑代村にいたり、また大曲のあたりの村々人の、平鹿ノ郡保呂羽山參詣の道あり。

○福　田　村

○福田はところ〳〵に多かる村名也、館前ノ本郷よりは西南ノ方へ一里斗リ行キて在る一村也。郡邑記に享保の年は家六軒とあり、今は民家四戸あり。

○福田山稲生明神社　　祭日三月十日、一家ノ鎮守也、齋主加藤善助。

○加藤氏家系譜

○天正ノ年加藤六郎五郎重久といへる士あり、上祖は○武智麿（淡海公の嫡男、右大臣也、南家と申すなり）○魚名（二男、三議民部卿也、北家と申なり）○良繼（三男、宇合式部卿、式家と申也）○眞楯（四男、左京大夫、京家藤分ノ始なり）○内麿（従二位右大臣九條殿と申也）○久嗣（神武天皇五十五代文德天皇賜二右大臣従三位一云々、後德大寺官閑院と申なり。）○藤原重久よりは二十代の後胤にして、今其家加藤善助重武とてなほあり。此家に傳へて、天正十八年十二月に記したる家記あり。

此福田は由來多かる所にて、高寺山の千手觀世音遷座舊跡あり、其昔は福田山に安置たるよしをいへり。此村に在る加藤氏の祖は、九國なンどの落人ならむかといへり、其累代加藤大學といへる俘浪人の世は、元和、寶永のころほひにや、此地に水田を新墾して池塘を開きぬ、其稻高四五苅に及ぶといへり。かくて慶安元年に御竿入リしか始め也。今に至るまで大學塘とて東西へ二十四五間、南北の亘リは五十間斗なる水沼ぞありける也。また近き處に、

○小野个澤といふ地に古柵の跡あり、此山の馬鞍澤といふに大なる血柏一本トあり、年ふるもの也。

○美濃ヶ澤といふ地にも古柵の跡あり、いづれも平鹿ノ郡板井田の山畛にして、福田よりは、小野が澤へも、美濃が澤へも一町斗東に中るといへり、よしある古跡也。

○高寺村

○家四戸あり。高寺といへる處、此仙北ノ郡峯ノ吉川、また同郡此内小友村、また雄勝郡にも高寺あり。いづらの高寺にも觀世音を安置、またいづらの高寺にも水澤といへる地あり。いかなるゆゑよしやあらむ、それとさらに知れる人こそなけれ、唯人とらの口に語り傳ふのみ也。また姓にも高寺あり、在名なンどにや。永慶軍記十卷に天正十四丙戌年五月八日有屋峠合戰のくだりに、山北うち死五百餘人、其中に究竟の者には稻庭ノ角太夫、大友ノ與市、黒澤ノ嶋之丞云々、高寺澤辰之助、合河三之丞云々と見ゆ。そは雄勝郡の辰之助にや、仙北ノ郡の辰之助にや、つばらかならず。また高寺といふ武士、同書所々に見ゆ。

○高寺山福王寺は千手觀世音を安置、齋主加藤吉右衞門。往古宮清とて神官もありしが、中古には多寶院とて修驗もありつるよし。○御堂三間四面巽向キ也、御正體は紫銅ノ像御高七八寸斗リ、祭日三月十七日花祭也。そも〱此觀世音の靈刹は養老三年に大僧正行基和尙の創め也。和尙初出家讀ニ瑜伽唯識論ニ卽了ニ其意ヲ、旣而周ニ遊都鄙ニ敎ニ化衆生ニ云々、留止之處皆建ニ道場ニ云々と續紀に見えたり、さりければそのときの開闢にや。また圓仁大師も修理を加へさせ給ひ、坂上ノ大宿禰田村將軍も寄附の兵具あまた有りしも、御堂破壞ときにみな失ぬ。幾年を歷て、六郷ノ城主二階堂忠賴八千苅の稻田を寄附給ひたるよし。また其いにしへは、絕寘に安置し舊堂の在りつるときは、難波平治滿友といふ人の、になう尊み禮拜奉りし菩薩堂也。そを以て、今は滿友の舊館跡に千手堂を遷し奉る也、また滿友寺といふ佛刹は難波の名をもて寺ノ號とせり。考ルに續紀十二卷に、出羽守正（マヽ）位下田邊史難破將ニ部內兵五百人ニ歸ニ服狄一百四十八ニ云々と見えたり。此難破を云ひしか、また姓にや名にや、某にまれよしありげなれば擧る也。

○嫗　梠　こは大杉也。千手菩薩の靈樹にして、古昔は義家朝臣此岡に屯したまひしとき、此杉の枝に陣幕うち給ひしよしを古老の話ぬ。杉の周圍は、常人の目の上へにて量ば三丈三尺に踰るといへり。此仙北ノ郡には二ッタ本トとなき大杉なり。

○寒　泉　御阪の八合、御堂の正東に在、みたらし也といへり。また古井あり、澤水清淨し、さるよしをもていにしへ人も栖家、また屯もしたまひけむ。

霊妙泉

月出羽道(仙北郡八)

月出羽道(仙北郡 八)

高寺澤の邑屋両三戸

木鐙圖

新猿樂記ニ木鐙の事見えたり

紫黒硯

小野寺重郎左衛門所蔵

○仙北ノ郡一郡三十三所順禮十番ノ札所也。詠歌に、

○夜もすがら高寺山の月見れば心の雲の晴れわたるなり。

○神明ノ御社　祭日三月十六日、一家鎮守也○齋主佐々木重左衛門。

此さゝ木重左衛門廢家たり、さらに後あらねば、此高寺の觀音の本居の人々等三十三戸より出て、

神事祭禮をつとむるためしといへり。

○金毘羅大權現　祭日六月十日、一家ノ鎮守也○齋主本郷館前三浦　仲。

此あたりの風景また古跡也、見つへきところ也。

○赤　持　村

○家一戸あり。むかし此地に備中といへる人栖て新墾せしよし、今人ことに備前開、備中發などゝ恒に

語りぬ。あかもちはいかなる名にやあらむか、里の諺にも深山に深持あり、福田に石持あり、落合に菻

持あり、高寺に赤持ありといへり。こは往古よりある糯稻に方言名にや、菰を餅とする處もある也。

○寺　山　村

○此村の山に寺跡あり、そは本ト依寶山滿友寺刹禪此山に在りつるが、人倫放たる山寺なれば再三夜盜入

來て、せむすべなう今の館前の地に寺を曳遷しぬ、さりければ村に寺山の名はある也。また光明院と云

ひし眞言寺もありたりしが、破壞て其跡畠と成りぬ。家三戸あり、そが中に保長佐藤市重郎宅あり。

○稲生明神社　祭日三月十日、一家鎮守也○齋主佐藤市郎衛門。

○餘目ノ稲荷明神社　祭日同レ前、寺山ノ鎮守也○齋主並ニ同。

餘ル目村は享保ノ年中までは民家五戸ありし處ながら退轉て、そが後跡に稲荷ノ神祠こぼれはてて年久しう、神酒すうる人も、ぬさとり酬る人しもあらで年つもりぬるほどに、或ル年の齋場に進神女に着神ありて専女ノ神託宣たまはく、我は古雄勝ノ郡杉ノ宮ノ末社元道田神狐阿栗子ノ神女の裔也、年月經れど社も無て、餘ル目の村跡にさまよひ子孫住みわびぬ。あはれ、小社を寺山の地に建て得させよ、村の繁榮を守護。また寺山の神狐は吾が伯母ノ君なれば、なほしたしまれぬるぞとて神は離去せ給へば、聞キつる人みな恐み奉りて、其専女を齋奉て安麻留咩明神とは申奉るといへる也。

○石面に湯殿山、月山、羽黒山と、しか三ツの山の山號を刻建り、石ノ高サ一丈二三尺、石ノ横亘五尺に餘れる大石也。文政七年甲申ノ春三月吉良辰立之、施主肝煎市郎兵衛云々。書は蕨岡の修験正覺坊の筆なりし是、雄勝ノ郡稲庭に立る庚申塔婆にもをさ〳〵劣るまじき大碑にぞありける。

○津久毛澤村

○家二十戸あり。此村の東は飲食川、南は平鹿の郡盼板井田ノ村山也、みな田居に連々一村にて、近キは中田新田を隣村とせり。また村名を突藻、付茂、津雲などに作れり、津久毛は本ト江蒲草より云るにや、また津久母橋とて其亘二間あまりの溝橋あり。陸奥にも同名あり、頼朝公、みちのくの勢は味方につく

ゟ橋、梶原繼よと二品のたまひしかば、梶原とりあへず、渡してかけむ秦衡か首。此事は吾妻鑑にも出て能ク人しれり。

○福一萬虚空藏菩薩　祭日四月十三日、一家鎭守也○齋主伊藤善右衛門。

○賀茂大明神　祭日九月九日菊祀兩家ノ鎭守也○齋主高橋興助、治五右衛門。

此御神の事を八幡宮の縁起には鹿嶋大明神と記、また高寺觀音の縁起には赤坂明神と見えたり、いづれの御神か此津久毛澤に鎭座給ひけむかし。

○七頭村

○天正の年中ならむか此地に小野寺ノ縫殿某といふ人栖家、また此近邊に七人の俘浪人あり、そは○赤持の備前○岡崎の備中○高野の縫殿○大澤の讃岐○淺川の近江○福田の大學○館の美作なンどぞ聞えたる。また小野寺ノ縫殿は其七人の頭たりしをもて、七頭とは此地名をいへるにやあらむか。小野寺重郎左衛門といふ家あり、そが祖は小野寺亦左衛門也、亦左衛門が上祖は縫殿にして、縫殿が後ならむともいへり。此家に○鑓二柄あり、ふりにしものといへり。また○紫黑色の破小硯あり、こは寶暦ノ年高寺山の觀世音の神水を堀り淸淨とて、水底よりひろひ得しと人語れり。

○若宮八幡ノ社　祭日八月十五日、一家鎭守也○齋主小野寺重郎左衛門。

此七頭村より西北の方へ、山路一町斗リ行ケば前崎山といへるあり、そこに古柵の跡あり。其城跡に外堀

の形までさだかに殘りぬ、そは大友ノ五郎義景の居城たらむといへり。むかしは小友と云ず大友とのみぞ書には見えたる、大友義景は小野寺の家系譜にいちじろく見えたり。

○前崎山ノ稻成明神　祭日あり、是依寶山滿友寺の鎮守の御神也。むかし、滿友寺此地に在りつる時齋奉りし神社也、今ノ館前の滿友寺よりは二町斗リ西の方に在り、神宿たる地也。さし〳〵祭は滿友寺の住僧つとむといへり。

○山根村

○明通といへる山の麓に家二戸あり、山脚に在るを以て山根の村名はある也。山は横ほり伏るが如き短山也。

○稻荷明神社　祭日十月十日、一家鎮守也○齋主井ノ上兵右衞門。

此齋主兵右衞門は河邊ノ郡豊嶋ノ家士にて、畠山ノ莊司治郎重村入道休心の家頼にて、井ノ上兵部某と云ひし武士の後胤なりといへり。

○中澤村

○民家十戸あり、館前ノ本郷よりは六七町乾の方に在る一村なり。

○天滿天神宮　祭日三月二十五日、十家ノ鎮守也○齋主十戸ノ人巡リ別當也。

此村に天高森、また天公森とよぶ山あり、そは天狗森てふ事を訛りてしかいへるにや。此高森の内に菅

大臣の神靈を齋奉るところ也。

○馬　場　村

○民家六戸あり、ところ〳〵に馬場てふ名あるはみなむかしのうまにはの跡也。館前より此村に行に松原にかゝる、此松原は昔射堋のありし跡なるよしをいへり。此馬場村に三河尻の對馬揚とて突藻澤、高寺澤、飯岡澤の三澤の水を集入て堰を立、堰埭を作りぬ、そを以て三河後上ヶとも、また對馬揚ヶともいへる也。對馬とは本ト久保田に在る某の名也、今は地頭にて、片岡八郎兵衞某の家に屬田家にてぞありける。

○馬場ノ橋　亘リ二間まりにして村の北にかゝる。

○館　前　村

○此邑本郷也、家廿八戸あり。三浦氏の館舍あるを館と云ひ、此館のあれば館の四隅をさして人みな館前と呼び、他郷人は此館前を內小友とのみぞ云ひける、そは本郷たるよしをもてしかいへるにこそあらめ。

○三浦ノ館

○此館舍は往古よしある人や栖居たりけむ、其地面東西三十間南北五十間、外堀四方に周回て障徼の形也。上祖は三浦ノ大輔義澄に十萬石也の後胤也。永祿、元龜のところまでは最上家の幕下たり、ゆゑあり

て天正ノ年中俘浪人と成て山北に來る、其世は三浦美作といひしが、後に改めて三浦治部少輔政重と名乘る。此地に鍛工栖居て美作に手向ひすれば、美作帯刀をぬいて兩脚を打薙て殺す、しかして後にかねちが屍を埋み塚を築て杉を殖、其塚棡いと〳〵大キにてなほ生ひたり。天正十四年丙戌ノ五月二日最上與二仙北一於二境目一合戰のくだりに、小野寺家の頸牒に三浦治部首高名を記せり。其頃小野寺家に屬よしも聞えねど、加勢に憑まれて助刀の高名ならむかといへり、此事永慶軍記十卷に見えたり。○三浦美作へ天正のころ戸澤能登守よりの書翰あり、そは御同苗丹後殿御同道にて御出被下度、軍慮軍法相賴申度よしといへり。○また、六郷の一騷追ひ避たる勳功として御東家の感狀一通あり。此三浦統累世十八代あまり○三浦仲盛員○同良介盛典○同基盛宗と見えたり。古記錄の外に古畫、古キ武器を家に傳ふ。

○賀茂明神ノ社　一家の鎭守にて祭禮六月十日、齋主三浦氏。

此神社は加茂ノ治郎義繼の神靈を齋奉といへり。萬元惠海上人皇部の官人後出家せり加茂日記越後國加茂の紀行也ことし天和二壬戌の夏、北陸の行脚草鞋をはき越路山川をかけりさまよひけるほどに云々、あるじの云ク、當社は加茂ノ治郎源ノ義繼公の草創にて、北國無雙の靈地也云々法樂のためとて詠て奉る、○水上も流の末ももろともに誓ひはおなじこしの加茂川。」かく詠じ河に添ふて登れば、少し杉の木の木高き内に八幡ノ社いまそかりける。是は次郎義繼の建給ふにや、また太郎義家の御廟なれば八幡と號するなどいへど、さだかなら

ず。やしろは、守護所柴田の城主よりあらため作られけるよし、いとあざやか也云々予も卒に一絶を賦して廟前にたむく。曾執二弓箭一發二武名一、三枝一姓威雄英、承平以往既千歳、見說廟堂殘影明。○をとこ山そのいさをしの高ければ光ぞ殘る弓張の月。などゝ口ずさみてかたはらなる寺にまうでつれば、是なむ加茂ノ次郎義繼の塚とて、苺むしたる石のしるしの幽に殘れり、もとより碑の文も見えず。あるじの僧の云、我持佛堂に傳えたる治郎義繼の位牌あり、安國院殿道阿泰山居士と號すとかや。立寄りて見るに、長治二年酉ノ八月十八日と期命の日までしるせり、たしかなる事とぞ覺ゆる。領主はいまだしろしめされずや、廟のほとりにはついゆふたる垣さへもなく、草ふかく〳〵として見とめもいま〳〵しく、絶たるをつぎ、すたれたるをおこし給ふ御代なれば、さだめてとりたて給ふらむ。ここに此地に加茂をうつし所を加茂といふに、次郎義繼の住給ふよりの事なるべし。みだりに一詩を綴りて塚頭におく。○荒草閉門安國院、塚頭秋露涙千行、次郎將府今何去、纔殘空蟬一雨聲。かれこれ見めぐり中澤氏のもとへ皈りければ、日もはや三竿にたけぬ。」云々と見えたり。こはいと長き物語ながら、實錄なれば此處に擧る也。○また越後人の話りて云ク、寬政ノ年中加茂の畠中より石棺を掘ノ出ッたり、ひらき見れば內に衣冠の人正笏して居給ふ。新發田侯より御檢使來りて見給ふときに、旭に霜のとくるがごとくに、たちまち其姿うせたりといへり。加茂次郎義繼朝臣なンどの遺骸ならむかといへり、うべも奇(あやしき)ものがたり也。

○福一萬虛空藏菩薩　　祭日六月十三日、山ノ上に座り、齋主三浦氏也。

○大杉靈神　近世まで手向ひ塚、また、てむかひの杉とも云ひしを改メて手酬の杉と齋ひて、弓箭劔ノ靈神と齋奉り、小祠を建て地主の御神として祀ㇼ日をまうく。

○松原といふ處あり、こは前キにもしるしたりしごと射垜ありし跡にて、馬場てふ處ももと此館に屬たる處にこそありけめ。

○修驗宗弘覺院（マヽ）

○此修驗家いと舊き佛刹なりといへど、いにしへの記錄も傳らず、唯本尊ノ不動明王のみ、そのいにしへの靈軀たる事を知れりといふ。むかしは福應山萬億寺としるしたるものあり、今は福王山弘學院といへり、累世八幡宮の別當たり。

○中興ノ開祖を西法院宥尊、貞享四年五月三日遷化○二世高學院宥鏡、元祿九年正月八日化○三世泉正坊宥學、寶永六年十二月十四日化○四世高學院養身、延享元年八月廿三日化○五世高學院宥身、寶暦十一年八月四日化○六世弘學院宥傳、寛政十二年九月廿一日化○七世弘學院慈吽、享和三年五月廿九日化○八世弘學院宥學、文政七年八月二十日化。當時○九世現住弘學院弘善坊といへり。

○

○神明宮　祭日三月二十一日、館前荒町雨村鎮守ノ御社向東○齋主最上屋兵吉。

此杜ノ社の西に寒泉あり、みたらしの泉也、廣一間四方斗ㇼ、漆の根より涌沸をもて、うるし清水とも云ひ

しが、今は其漆の木も枯レたり。

○滿友寺　曹洞宗

○依寶山滿友寺は往古は天台眞言ノ宗派たらむか。天養久安のいにしへにや、浪速ノ平治滿友草創ノ寺なるよしをいふ、其世は五倫臺と今いふ觀音山の片岨に在りしが、夜盗入り來て財寶をむさぼる事再三に及びしかば、今いふ寺山と字る處に遷し、また館前にうつせりといふ。古來は肥前國玉泉寺の末寺たりしが、今は平鹿ノ郡大森ノ郷龍淵山大慈寺の末院にて、龍淵山の十二代天心文洞和尙を勸請ノ開祖とす。

○天心禪師、天文元年六月二十日遷化○二世笑顏岩破和尙、正德元年十二月廿七日化○三世照山岨光和尙、寬文二年十月朔日化○四世英室春雄和尙、天和元年七月十八日化○五世傑峯祖英和尙、元祿十三年七月九日化○六世德雨泰嶺和尙、寶曆九年四月四日化○七世天鱗仁叟和尙、寶曆十四年正月廿五日化○八世覺童春明和尙、天明二年九月廿九日化○九世絕塵鐵掃和尙、寬政六年三月三日化○十世大寔金龍和尙、寬政五年晉山、享和元年中淀川村太寧寺ニ移轉○十一世南龍祖吟和尙、鵜ノ木村永源寺ニ移轉○十二世祖海知恩和尙、岩井川村龍泉寺ニ移轉○十三世佛印祖敎和尙、文政三年十一月朔日化○十四世現住觀宜慧音和尙文政十年六月筆記。○洪鐘銘○周峯寶鼎　雙林梵鐘　彼大平基　維毘尼跡　鳧氏妙手　蒲牢機鐘　驚湊園蝶　超艸盧龍　高鳴惠寶　瀏唱祖宗　豈爲名利　願出梵龍　正德二年

○依寶山鎭守稻生明神、前崎山に座り、祭日二月初午ノ日、三月十日。寺僧の出て祭る事此前ャ前へ咲山の

くだりにもしるしたり。

○荒町村

○其往古館主繁榮の世は、うべも肆市たりし地にや、今も軒を並て家員八戸あり。館前より荒町に行に、天下橋の小川（平鹿ノ郡大森邑の本郷の流に掛る橋也）の末水に渡す西根造橋（大曲西根村の人挂るなもていふ也）を盻に、館前、荒町の異路目也、かくて直道にあら町なり。村末に庚申ノ塔婆、あるは山伏の墓碑あり、また疫神を避七尺の芻靈を立り、村毎に在る物から、夜目遠目には百鬼夜行も見驚きぬべし。畠中の小徑を過て、獨木橋を渉りて八幡宮の杜に入る、こなたよりは、世にいふ裏御門の道也。

○鎭守六所八幡宮　本社（向東）祭日八月十五日○別當福王山弘學院高善坊。

六所八幡宮とは、源義家將軍當國の鎭護の爲に、六所に八幡ノ宮を草創て神税を寄附給ふ。其六所といふは○平鹿ノ郡沼館ノ（軍書には沼柵と見ゆ）八幡宮○同郡箭神村の八幡宮（今もさゝやかなる社に座り）○山北ノ郡神宮寺ノ郷（古名笠木の里といひつるよし）の八幡宮○同郡幕林村の八幡宮○同郡大曲西根村の八幡宮（新堀といふ地に座り）○同郡宮林ノ八幡宮（内小友村あら町といふ地に座り）しか六柱也。宮林とは八幡ノ祉地の古名也、古來宮林村は内小友の別村にして宮林を村號とはせり、むかしは宮林の民も八幡宮を本居と齋奉りし祉也、今は内小友邑の一郷の總鎭護の神社也。所々の神官、祝部、六所の八幡を聞迷ひ、宮殿一宇に六所の神達を祭るとこゝろふるにや、由意なき御神をも御相殿に祭りまたさま〲合座は、六所といへる事をおのも〳〵しか思へるなるべし。今相紏すべきにはあらず

とも、六所は六村に鎮座る八幡宮なる事を知るべき事也。

此神社は南ノ方大鷄栖より入るを本神門とせり。神林の内に大なるちゞれ木の多茂あり、こは西根新堀の幕串の多茂木にもをさ〳〵おさるまじき、むかしいと〳〵大キなりし槻の一本生ひたりしを、伐り出て花楯の鎮守伊豆權現の神殿を造りたる物語あり。そは神木たらむを、むなしうもこりしものか。さりけれどまた餘神のみやしろと成れゝば、神のおほむうらみもあらじかし。

○末社　南の大神門にいと近く、西ノ方の小祠の内に自化がごとき石像あり、高三尺斗リ、某と見わくべうもあらぬ。面は僧形に彫て背に梵無動尊の種子を刻たれば、明王の尊形と人みな尊ぬ、こは飲食川より出たるを此神籬の内にすうるといへり。わらはやみする男女、此瘧方言なりおとさしめ給へとて、あら繩掛る所望は、いづこの石佛、としふる木にもありける也。

○内小友鄕土產

○深山村の笋　みな小竹、またすゞてふ小竹の筍にして、風雅集に、たかむなのほそきを奉られて、是すゞかいづれと見わきてと見え、古今著聞集に、石泉法印鞍馬の別當にて、彼よりすゞを多くまうけたるを或人の許へ遣すとて、「此すゞは鞍馬の福にてさむらふぞ、さればとて又むかでめさるな。」といへるたぐひにて、平山の文仙坊、木戸石の三蓋瀧の產にもをさ〳〵劣るまじき笋也。

○菻筍　淺香の沼の花勝見のたぐひにて、蔣眞菰てふ水草の白根を採りて販婦是をひさぐ、そを買

甲神明宮
乙末社 稲生明神
丙寒泉 うるし清水
丁経殿本社

甲　神明宮ノ御前

乙　鎮守

六所八幡宮ノ杜

丙　中田

月出羽道（仙北郡 八）

月出羽道(仙北郡 八)

月出羽道（仙北郡八）

て蒸なンど品々の飯菜として朝夕にたうびつ。倭漢三才圖會九十七水草類、本綱菰生二江湖陂澤水中一、葉如二蒲葦輩一、刈以飼レ馬作レ薦、春末生二白芽一如レ筍、謂二之菰菜一又名茭白生熟皆可レ啖甜美、其中心如二小兒臂一者、謂二之菰手一又名蘧蔬作二菰首一者非也、其小者擘レ之内有二黑灰如一レ墨者一、謂二之烏鬱一人亦食レ之、其根亦如二蘆根一而相結而生、久則並生浮二於水上一謂二之菰葑一、刈二去其葉一便可二耕蒔一、又名二葑田一、八月抽レ莖開レ花如レ葦、結二青子一長寸許、霜後采レ之皮黑褐色、其中子甚白滑膩、是乃彫胡米也、歲饑人以當レ粮爲レ餅甘冷香脆。又出二千穀類下一菰之種類皆極冷、不レ可レ過二食之一。云々と見えたり。此内小友鄕に菰餅といふ字地もあれば、そのむかし菰の白根を採り咋粮とせし處にや。菰は方の諺文にて、土崎の湊に菰町てふ名もある也。此菰筝をげんだと方言處ありて、童は恒に採りてくふもの也。

○知行處寺院の事

○内小友村には久保田の寺院の田稻多く佃りぬ。○天德寺の稻田三百石あり○寶鏡院に二百石○一乘院に二百七十石○東清寺に百石也○鱗勝院に五十石○闡信寺に五十石○龍泉寺に五十石○聲體寺に五十石○遍照寺に三十石○金乘院に三十石。また外に刈和野の鄕○清光院に三十石あり、並て千百四十石也といへり。此田作よしを以て、毎年ある家鷄の生貢は、此邑にかぎりて貢物せざるためしなりといへり。

○内小友村

○此邑に、享保日記には○淺川村三戸○前田橋村十四戸○徐ゞ目村五戸 此三郷は今敗村にして、現在家數人員此左のごとし。

○總家員子郷共に二百五十六戸 ○同人員枝郷共千百廿八人 ○馬數同百七十六疋也といへり。

木々の高花

○中田新田邑 花楯寄郷六个村之内

○里正 文右衛門 伊藤氏

○此一村古來內小友邑たりしが、貞享元甲子年に分村たるよしをいひ中田村と呼びしに、享保の頃新田ノ二字加といへり。子郷七村あり。

○上中田村

○家七戸ある田居の一村也。南の方萬燈淵なンど、その名聞えし大沼にも遠からざるところなるよし。

○東シ村

○家四戸あり、本郷より東に中(あたる)を以(もて)しかいへるにや。郡邑記には此村なし、享保より後に開ケたる村なるべし。

○高花村

○家八戸、此邑も享保日記に漏たり。高花同名高鼻、竹鼻なンどに作る、其名所々に在りて塙のこゝろい

ひて高岬なれど、みな假字もて作るが如し。

○稻生明神ノ社　祭日二月初午ノ日、一家ノ鎭守也、齋主伊藤喜介。

○山王村

○家員社家共に二戶あり、內小友村にいと近し。神社あり。

○日吉宮大山咋神也　祭日四月中ノ申ノ日、一鄕ノ鎭守也、祠官高橋宮之介。

○神明宮　祭日三月二十一日、祠官並同。

○仙北屋村

○享保日記に家十五軒と見ゆ、今は五戶あり。此村仙北屋吉右衞門といへる者の新墾たるよし、其後町田太郞右衞門と云ひしが、今は伊右衞門と呼てなほあり。

○鬮向村

○家三戶あり。鬮は堰にして、溝のたぐひをしか作る村名にこそあらめ。

○大段村

○家一戶あり、享保記には家五軒と見ゆ。○四ツ屋といふ村同書に家三軒とありしが、此處今は敗村也。

郡邑記に、右ハ平鹿ノ郡ノ內板井田村トノ境當村ヨリ南ノ方治部山境ノ田地ノ中道有リ、田畑ノ間ニ郡境ノ

大柳二本有リ、夫ヨリ當處三ツ家畔根添ヒ小路有リ、夫ヨリ角間川ニ出ル大道大川切リ平鹿郡ノ境也。」と見えたり。

○總家員廿九戸　○同人員百廿一人　○同馬十八疋也。

○宮林新田邑（みしめひくもり）　花館寄郷六箇村之内

○里正　清兵衛 小松氏也
　　　　十郎右衛門 大友氏也

○此村も內小友邑より別れたりし村也。宮林と云へる地名は、もと內小友なる八幡宮の杜をさして宮林とは云ふ也。內小友の八幡宮は共に宮林邑の本居の神と齋奉りたりしが、今は別村と成れば、內外宮を宮林新田の總鎭守の御神と祭る也。

○宮林新田村

○享保郡邑記に家員七十一軒、今五十戸あり。同書に、「右ハ平鹿郡ノ內角間川村松田村トノ境橫手川見通シ、當村ハ土手境ニテ南ハ角間川村分野形有リ、道ヨリ北ハ當村地方、松田村トノ境ハ先年ハ角間川村ニ出ル大道切リ、近年河欠ケニテ今ハ大川境也。」○「宮林村は內小友村本田畑返、寛文七己未年本田ハ內小友村返シ、出目高ヲ以テ御黑印頂戴別郷ト成ル。」と見えたり。

○大嶋村

○家十三戸。享保記に大嶋村五軒、燒石村一軒とあり、此燒石村今は廢村（たえて）なし。平鹿郡沼館郷にも燒石の地名あり、是も古は家ありしよし也。

○神明宮　大嶋の南ノ方に座り、祭日六月十六日、神主佐藤安藝正。

○攝社○猿田彦太神○少彦名命。

○水戸守リ

御東家ノ家士　小松内藏之助、小松與右衛門

横手戸村家ノ家士縣介　野見傳治

○總家員六十三戸　○同人員三百人　○同馬數四十八疋。

花のさくら田

○高關上鄕邑（花館寄郷六个村之内）　○里正藤左衛門（戸嶋氏也）

○高關は高堰をいへる也、此村は高關下鄕（花立ないふ）の本ッ村たりし處也。枝鄕○唐關村○西野々村○野際（さは）村○蕨野村○不動堂村○高屋敷村○田中村○前門村○横張田村○關根村○半在家村○上谷地村○中谷

地村○堅田村○太村○杉木村○中貫村○中屋敷村○櫻田村○九日田村○松野木屋敷村○鳥屋場村也。
○享保郡邑記に、右は寛文十三年平均御竿入リ高關上郷、下郷ニツ分レ、下郷ハ加傳馬處ニ仰ッ六十年以前町に移居ス、花立村とも申也、云々と見えたり。○高關上郷は高關下郷の北十七八丁に在り。
○藥師如來ノ堂　一郷の鎮守にして太村といふ處に齋ぐ、由來ありとしいへれどさだかならず。祭日四月八日○別當修驗宗南覺院。
○不動明王ノ堂　すなはち不動堂村に安置り、祭日三月廿八日○別當南覺院。
○稻荷明神ノ社　祭日八月十日○別當行藏院。此御神はあらやしきといふ處にませり、ゆゑあるおほみかみなるよし。

○　修驗宗太村ノ南覺院累代

○鼻祖叶房宥定、俗姓生死年號不知、十王堂屋敷御免地也○二世南覺坊淨春、元祿十七年遷化○三世南覺院春宥、享保十六年○四世光明院快臨、延享四年化○五世達本坊快演、寶暦六年化○六世南覺院快譲、寛政五年化○七世台藏坊快永、寛政九年化○八世正善坊快清、文化六年閑居○九世現住南覺院正順坊快仙也。

○總村家員百十戸　○同人員五百十一人　○同馬員百疋也。

もゝせの里のまき

○四ッ屋邑　○屬郷一村ありにひやちといふ

○里正　藤左衛門　藤田氏也

○此邑花館ノ驛舍の東に中り、玉河の流の坤にあたり、また玉川、佐比内川兩流踰て子丑の隈に松倉村有り、また其郷なる鷹ノ巣山は玉河の荒き瀬ふかき淵に臨みて峙るが、此郷よりも能くぞ見やられたる。四隅に家作て十字街道を成すが草創也、そは古來坊門にして、皇都の町に坊門と聞えたりしもをさ〳〵相似たるさまならむか。世に四屋てふ里の號多かるも、かゝる事の始めにこそあらめ。○寄郷一村新谷地のみ也。○枝郷あまたあり、また其敗村あり、そは其處々委曲に擧て記錄べし。○四屋村の東に長瀞今長戸呂に作れりあり、此邑は古は小杉山村の枝郷にして玉川のあなたなりしが、慶安ノ年中玉川堀り替ありしによて玉川のこなたに成りて、今は神宮寺村の屬郷となれり。
○此邑古來は百瀬てふ地いと〳〵舊にし處から、今は荒屋敷と云に戶數も繁榮、また里正も此あらやしきに在り、こを本郷とし、これにつららぐ村々を擧ル也。○百瀬村。荒屋敷村の北にあたりて家二戶あり○御上落ノ社とて鎭座る神あり、降臨ませし御神にや、祭日時としてありといふ。○北田村。家四戶、同東北に在りて畠のみ多し。○中嶋村。家四戶、同東北に在り。むかし此地を玉川流たりしさきの中洲

にや、百瀬もこゝらの瀨波の中に在りつるよしの名也。○虚空藏井ノ社、此邑の作兵衞が地主ノ神と齋ぐ。○谷地村。家二戶、同東に在り、一鄉水田也。○前村。九戶、同東に在り。此地にむかしはよしある柵主や居けむ、そを某人といへる事を知れる人なし、○內城、御廐跡といふ字あり、堀の跡は谷地となれり。四屋山福昌寺といふ禪林あり、神宮寺ノ鄉法藏寺の末院たり、由來奧につばらかなるべし。○上町村。家廿六戶、同東に在り。○庚申碑○石地藏菩薩ノ辻堂あり、いと〳〵舊たる墓あれど文字無ㇰて、いかなる人隱たるといふ事傳はらず。○大乘寺といふ修驗ノ刹あり。○釜地村。同東也、家一戶あり。○雷公社、別當修驗宗派大乘寺。此社はむかし鼠田といふ地に霹靂祭して齋奉れる神社ながら、其鼠田敗村と成れゝば今此邑に祭るといへり。○東田村。家二戶、同東に在り。○松葉村。家一戶、同東に在り。同郡下ㇳ檜木內邑の枝鄉にも松葉村あり、また三河ノ國額田郡にも松葉村とてゆゑよしある處あり。○川崎村。家三戶、同東に在り。○稻荷明神社、齋主七兵衞。○東下瀨村。家四戶、同東南に在り。○西下瀨村。家八戶、同南に在り。○水神社、齋主太左衞門。○掵田幅田村也村。家八戶、同東に在り。○神明宮、祭日七月十六日、別當大乘寺、○稻荷社、此村の地頭石橋家の齋神なり、○愛宕ノ社、別當大乘寺也。○古道通村。家十三戶、同南に在り、○石地藏堂。○開町村。家三戶、同南に在り。○諸又村。家四戶、同南に在り、○水神社、齋主要之助。古墓あり。○新谷地村。家四戶、同南に在り、○稻荷ノ社、齋主庄八。○茨野村。家四戶、同東に在り。○竹原、同南に在り、同名川邊郡にもあり。此竹原敗村、今は茨野の字地

に成れり。○篁稻荷ノ社、齋主淸右衞門。○荒屋敷邑。家廿八戸あり、そも〳〵村の草創は正保、また慶安時世ならむかと考れたり。○八幡宮一鄕總鎭守也四月八日神事、八月十五日祭禮也、いと久しき神社也。もとは別地に鎭座の御神ながら、中古にこなたには遷座奉る、今その舊社を八幡野とて村あるなり。○社僧あり、修驗當村居住圓長院也。○庚申塚あり、○大日如來ノ堂あり、齋主三九郎といへり。○總野村。家一戸、同西に在り。○八幡野村。家二戸、同西に在り。○草苅リ野村。家十一戸、同西に在り。○字處を了德といへる地あり、むかしそこに醫すめりといふ。○水香場村。家八戸、同西南に在り。○機織野村。家一戸、此村玉川の西、河を隔て闕口邑近くに在り。山本郡にも同名あり、また陸奧津輕に、機織ノ社とて織女星を齋るといふ辻社あり。○木野淵村。家一戸、はたおりの村なる西隣に在り。ある人の云、木ノ淵は謬語にて、まことは衣絹也淵也、其よしは、はたおり野によれる名にこそあらめといへり。うべ〳〵しき說也。○大久保。今は畠の字と成れり。○小又。今は畑川原となる、○木膀稻荷社、齋主長吉。○下袋。今は田畠の字となれり。敗村もまた多し。

機織野、きぬぶちなンど見わたして　眞澄

さほ姫の霞の衣きぬ淵に波のはたおる里のうららか。

○玉川の源は、みちのく鹿角古名上津野也郡夜明嶋の近邊より流れ出て、それに千筋の溪水落添ひて此出羽の仙北ノ郡に出る也。また○犀内オ内に作る河の水元は陸奧盼旭嶽秋田ノ郡仁別河の水元にも同名ありて、末な朝日川といふの西、入隅入澄に作れり个嶽

月出羽道（仙北郡　八）

の東あたりよりいづる也。犀内川また犀川といふ名信濃、遠江、其外にも流たり、もとも犀內、才內、みな假字也。津輕に同地名あれど佐比內と呼ぶ、もと佐比內は蝦夷語也。仙臺の神成の驛近く猿飛來といふ村あり、いにしへ山より、猿が札を咋もて飛來れりといふより村名とすといへり。此村より產たる五調を松前家へ進せられしかば其名よめず、もともしらで、猿飛來と名付給ひたり。猿飛來も佐比奈爲の轉語たる地名のあやしければ、さかしらにさま〲の說を作り聞えたり、また左井といへる處もところ〲に多かる名也。なにゝまれ佐比奈韋、鑓見奈爲、みな蝦夷辭にして、奈爲は凡て澤てふ事とはいふ也。

○文政八年乙酉三月の末それの日、玉川の岸崩たり。むかしそこに了德と云ひし醫者家居跡にて、字地を了德といふ。其跡あたりとおぼしくて古錢幣こゝら出たり、そが中に五殊泉もまじりたるよし。みな官に獻るといへり。

○水飲場村に、勝田ノ渡とて玉川舟守の家もあり、松倉渡より水疾からず。

○八幡宮　四屋村鎭護の御神也、由意前キに誌しつれど、聞キ漏たる事ども多なればまた此處に擧る也。文龜三癸亥年の春の頃、角館ノ戶澤廣正公の御使者として長野紫嶋の城主播摩守を以て、坊中に古來の八幡宮の在さまを委曲く問ひ給ふに、坊中古老の僧いらへしてまをさく、そも〱本社は七間の草創也しさまをせば、神田として坊中に八千刈の稻田寄附給ふ。しかして後に慶長元年百姓等一揆を起し、

南部の大鎌小藏といへるものを大將として、戸澤と大鎌と三年の戰ひあり。大鎌は神拜殿に楯籠るを、戸澤、退治のときに神殿を餘波なく頽廢て、ふたゝび權宮に建しは村西の方今いふ八幡野也、かくて新宮造せり。慶長六年戸澤殿御遷邦の時より此千手院を別當と定む。其子○常堅院、其子○金重院也、其後胤あり、今の圓長院と名乘家也。

○福昌寺 禪刹

○四屋山福昌寺、當寺開祖ハ神宮寺郷ノ寶藏寺ノ七世春巖元春禪師也。當時十六世現住實全和尙也。

麻中の杜のまき

○新谷地邑 四屋村寄郷

○里正 庄兵衞 高嶋氏也

○新谷地村家員廿五戸、此邑一村四谷村の屬郷にして、四屋邑の西の方十町に在り。○枝郷二村あり。○下袋村家廿二戸○小中谷地、古、麻中谷地也。此村天明ノ年中まで家一戸ありしが、今は敗村となりぬ。

○白山姫社　末社神明宮、愛宕社、稻荷社、祭日七月十九日、別當四屋邑大乘寺。

○麻中稻荷ノ社　下袋村に齋ぐ、祭日八月十日、齋主與兵衞。

此新谷地邑はむかし佐藤某横手給士といへる人新墾せし村にして、今其後とて佐藤强太某居住る家あり。

○本西庵といふ、なもあみだぶ唱ふ佛刹あり。

○新谷地邑

○總家員四十七戸　○同人員二百廿九人　○同馬三十六疋。

月出羽道　露の花妻　上　一九巻
仙北郡大曲

目録

○大曲ノ驛屬郷十三箇村也

露の花妻

○大曲邑

○里正勇　七 小西氏也

○享保郡邑記ニ云ク、大曲村家員二百三十五軒、外ニ寺三箇寺、同門前十五軒、同一軒、修驗同一个寺、同門前六軒。○市日は六肆也○五日○十日○十五日○二十日○二十五日○三十日也。○驛路は○六郷へ二里十三町八間○花館へ十九町卅二間○神宮寺へ一里廿六町五十二間○角間川へ一里廿五町十間也。○枝郷○大槻村同一軒○花園村同二軒。」と見えたり。天正のころまでは大曲七郷ともはらいへり。またいにしへは、大麻刈村とて麻苧作る畠のみ多く、大麻の產ありて貢物にも奉りし由來をもて名に負れ

ど、今は大曲に作るなンどゝいへれど、元來粗川の端にしあれば、水曲河隈の義にて大曲と云むぞ穩かなる。また大麻苅リとは、こぢたきしひ語ならむとこそおもはれたれ。○永慶軍記三卷山北前田氏斷絶の事といふ條リに、山北大曲の城主前田又左衛門尉道信は、小野寺の幕下として弓箭に名を得し兵たりしが、天文元年由利の赤尾津、羽川と戰ひ流矢に中リて死す。道信に男子五人あり、中に嫡子又太郎は、立身を心にかけて軍に利なきとて敢て悔まず、後度の勝利を好み戰ふべき時を見て進み、叶ふまじき時を見て退き、智軍武略を事として常に忿怒の氣なく、土民百姓を懷けぬ。されども身不肖なれば從ふ者すくなし。其頃上方ノ牢人五十棲六重郎といふ軍學者あり、常に鍔打たる刀さして孫子、吳子、司馬法三略などいふ書を讀み、山北武士などは曾て是を知らずと。彼レ五十棲、又太郎を諫て曰、倩思案をめぐらすに、匇て奧羽兩州は人心愚にして、威强き者にも從ふ事を知らず。彼は先祖の敵なるぞ、是は賤き者なるぞ、時に武運能して威勢に誇るにこそあれなどゝ云ひて從はず。あますさへ一萬、二萬の敵に僅か五百、三百の勢を以て栖築キ、終に打亡されて永く家を斷絶する族ラ多し。されば盛なる大將も、從ふ者のすくなければ立身難し、是東夷の愚鈍なるが故也、關東邊も相似り。既に君には其性淸ラかに生れ給ひて、かゝる夷狄に交り朽果給はむこそ本意なけれ。暴虎憑河して死とも無悔者には不レ與とこそ申候へ所詮上方に上り義輝公に仕て軍巧を盡し、家の安危を定めむと藏ニ胸臆ー給へがしと申せば、又太郎、望所の幸也、能こそ進められしものなれと舍弟四人に家を預け、一族五六輩を伴ひ遂に上洛す。故に二男

薩摩守末々又二郎と云しが、兄又太郎父の敵をも討ず上洛せし事を恨み、天文十年檜岡、六鄉、荒河、刈和野等を語らひ由利に働き、赤尾津、羽川が館に押寄て大に戰ふ。軍牛角にして歸陣す。是を始として每年羽川、赤尾津と戰ふ事不ㇾ追、遂に元龜三年赤尾津左衞門を討ち、天正二年に羽川二郎を討取り年來の欝憤を散ず。然るに上方には義輝將軍も三好松永とやらむに討れさせ給て、御舍弟義昭將軍とやらむも都を落させ給ふと聞ゆ、又御生害とも聞ゆ。今は織田信長といふ大將軍に成り給ふなどと風聞す、それさへ不安定。南奧州相馬、岩城、石川邊へは都の事も聞え侍る也、北奧州、北羽州の邊へは國中の事さへ音信不通の時なれば、何事も僞のみ多かりしが、寂上、會津など使者を上せて國中の探題職を蒙りしなどと、あらぬ虛說を唱へければ、油斷すべきにあらず、倡や參禮を遂んとて、同十年の春山北の大將小野寺遠江守景道、比內の住人淺利與次郎義貫、前田薩摩守利信、秋田、名代檜山三次等打連て上洛す。由利勢其隙を伺ひけむ、赤尾津が一子次郎、羽川が一子金剛麿を大將として、加勢の人々には打越孫二郎、岩屋小三郎、石澤右衞門尉、小介川與市、潟保治部太夫　川口、轟木、萬鍬地等假催て、堅甲利兵五百餘騎大曲の城に取り掛り、三方より鬨を作り無二無三にぞ攻ける。折節城中無勢にて以上六十騎の兵を三手に作り、大手をば神宮寺掃部二百餘人を以て防ㇾ之、搦手は前田又四郎百五十人にて相戰ふ。南の持口をば、同五郎百五十餘人にて防ぎけり。此攻口をば打越孫二郎、川口、轟木六十餘騎にて步者三百餘人にて攻けるが、前田五郎究竟の兵にて二十騎を相具し、衝を並て蒐散す。寄手辟易して外郭より

兩度まで追ひ出さる。搦手の大將金剛麿此由を遙に見て、小性若黨十四五騎、眞先に進て戰ふたり。金剛丸は生年十六歳の兒にて大眉に鐵漿黑なりしが、尋常の二十ばかりの器量にして色黑く、目鼻大にて偏に夜叉の如ノ也。緋縅の具足、薄紅の母袋かけて、手鎗に麾を持副へたり。黑葦毛の逞き馬に打乘り、小性若黨何レも剛ノ者にて、前田ノ者は郭の内に追ひ込み六騎まで衝き落す。前田ノ五郎一息つぎ切て出るに、羽川が小性十五六歳になるが三騎一處に討れたり。金剛丸安からず思ひ大音上ケ、御邊も父が敵也、組て勝負を決せむ、羽川金剛麿十六歳と名乘る。五郎聞て、御邊孤と成りて在らむよりは、我が手に掛て父と一處に修羅道に趣けと一文字に駈出し、推並で無手と組みで落けるが、羽川が若黨落合て終に五郎は討れにけり。大曲の者とも、主をうたせて何か命惜からむと大勢の中に分入り、今日を限りと死もの狂ひ、目を驚すばかり也。掃部介、又四郎も、弟の五郎討れしと聞キ陣に蒐入り命も不レ惜戰ひしが、人數殘りすくなくうたれ處々の持口破れて、金剛丸、打越孫二郎城内に乘り入り爰彼に火をかくれば、數軒の在家に燃付て餘烟天を掠て燒立ぬ。赤尾津、岩屋、潟保、石澤も蒐入レば、本丸も火かゝりければ前田兄弟、討殘されたる若黨廿餘人にて一方を討破りて、神宮寺の城にぞ引取りける。赤尾津二郎下知して、燒殘りたる家々一宇も殘らず火をかけさせて、勝鬨作りて歸陣す。前田薩摩守は大曲落城せし翌日下國しけるが、本城燒亡ぬれば神宮寺の城に居住せり。舍弟掃部介は、同國土崎五郎が逆意に與し秋田城介のために討る。薩摩守も年六十餘歳の程なれば、やがて病卒す。其子前田左兵衛尉、先祖の敵

を討むと神宮寺より勢を催し數年戰ひけるが、同十七年赤尾津が爲に生捕れけり、云々と見え、また信長記十二ノ巻に、おなじく十八日出羽の大寶寺より駿馬を揃へ五匹、逸鷹十一聯内白の鷹一足のぼせて進上す。大寶寺かたへ黄金二百兩、鈍子二十端、虎皮五枚、使者には銀子二百兩くだしたまふたりけり。又奥州の遠野孫二郎、白の鷹一もと是を進上す。出羽の千福前田薩摩守のぼつて、逸鷹三足さゝげ御禮申けり云々と見ゆ。此時ならむ、下りしは落城の後なりと見えたり、千福と唱へしところにや。またある古記に、大曲の城主前田又左衛門道信が男薩摩守利信、其子又太郎まで此城に在り、渠れ上京の後に戸澤光安の料となる、云々と見ゆ。また永慶軍記廿七巻、羽川於二檜岡一敗北の事といへる條りに、由利の羽川小太郎義植近郡に目附を廻し、有得なるものあれば人數を配り夜討して、金銀米錢を奪ひ取る事數度なれども、終に仕損せし事もなし。然るに近き赤尾津が二男九郎と云し者の謀事に乘て、羽川の城を乘取られし事こそ無念なれ、其術といつは、元は前田左兵衛尉が旗本なりし大曲といふ處、今は角館の領内となりし、此所に角館より代官を一人指置たり。羽川兼てかの大曲を手に入れむと思へども、其近邊の郷民まで代官の手に屬して用心稠しかりければ、中々攻め寄すべきやうもなし。是を赤尾津九郎能く知りたる事なれば、羽川がもとへ使を以て云ひ送りけるは、御邊ニかねて御望の大曲七郷、此度御手に入るべき時節到來仕り候。其故は、角館ノ山境山内ノ難處に稗貫勢五六千騎も取懸ッ角館を攻め落さんと相働くに付て、戸澤九郎一族盡く馳向ひてこれを防く。下は境、淀川、荒川、上は大曲、神宮寺、板見、

堀見、鑓見、堀田、檜岡ノ一族まで殘らず角館に馳行て、大曲の用心以の外に怠り候條、其他の人數を纏ひ大友の邊より押寄せ候べし。我等は豊嶋の一門と睦候へば君ケ野を經て、豐巻の人數を假催し荊和野を打通り、神宮寺より放火して一時に攻め傾け候べしと云ひ送りければ、羽川大に喜び、明日早天に此地を出馬し、明子の刻夜討に仕り候はむと領掌して云々と見えたり。かゝるたばかりにあひて、終に其家も亡びぬ。また此前田家の事、藩翰譜とは大に齟齬り、大曲より出し前田又太郎とはこと人ならむか。藩翰譜七上前田後賜松平家の件に、中納言菅原利長は大納言利家卿の男也。利家の父前田藏人利昌、尾張の國海東郡荒子の城を領す七千石といふ男子凡六人、利家は第四の男、系圖には嫡子と云、童名犬丸改めて孫四郎と名のる。系圖を考るに、藏人利昌が領せし荒子の地、前田といふ所を去る事わづかに十町とのせらる、然れば住せし所によりて斯はなのりし也。〇ある人の云く、菅家の御末、筑紫太宰府の菅廟のほとり前田といふ所に住す、是筑紫前田のうつて出し所也、その子孫尾張の國にうつる也といふ。又或人の云、しかはあらじ、前田元は藤氏なるべし、左大臣藤原魚名の末葉、北陸道七ヶ國の押領使越前の追捕使齋藤越前權助爲頼が後、六原ノ奉行人齋藤伊豫守玄基が孫、前田孫四郎利世が孫にあらずや。玄基の事太平記に見えたりと云。其家に傳らざる事外より歸すべき事にあらず。童なりしより織田殿につかへ、生年十四歳にて軍にしたがひ高名をあらはす此事一說に、十六歳の時弘治二年の事といふ也、又天文二十三年の事と云へとも不審。利家十四歳の時ならば天文二十年なり。其後故有て、織田殿の童坊を切て逆さりぬ十八才の時と云。かの童坊利家の笄をぬすみしより事起れる也。弘治二年の夏信長弟武藏守信之と軍ありし時利家首二ツをきり、信之の侍宮井勘兵衛時に面を射られ、終に宮井が首を取て信長の御前に參る。感し給ふ事淺からず、頓て所領の地を給ひ三百石舍兄藏人利久が世つぎたるべしと仰らる。はじめ利久、瀧川義太夫弟慶次郎、世にかくれなき勇士也。又改て又左衛門尉となのる。永祿三年桶迫の合戰の時首二ツ切ル、同き四年森郡合戰に先かけして首をとる世に傳ふ所は信長記に異也、さてまたこの信長記に、此時はじめて勘氣ゆるされしといふ、

いづれか誠なるか。同き八年九月近江の國箕作の城を攻らる、利家使を承り先陣にむかひ、眞先に首取て歸る。同き十年母衣武者十九人を撰定られし時、利家に赤母衣をゆるさる信長記に出る一說、利家は森部合戰の功によりてゆるされしと兩說也。元龜元年九月、攝津の國大坂の合戰味方さん〴〵に打なされ、利家一人ふみ止まり、追くる敵を打やぶり引返す、その抽賞に所領多く加へらる始て二萬石を領す、當時天下に傳へし前田か堤の上の鎗、此事也。天正三年五月長篠の合戰に、足輕の兵をひきゐてすゝみみづから鎗取て戰ひ、右ノ脚に疵をかうふりぬ。ことし九月、越前の國たひらきしかば府中の地をわかち給ひ三萬二千石同き九年柴田修理亮勝家に隨ひ初めて一方の大將と成て、越中の國魚津の城を攻め落す。同十年能登の國石動山の敵を打亡し、十一年利家父子、柴田に組して羽柴筑前守を討むと近江の國へ發向し、四月廿一日志津が嶽の戰ひ破れしかば、利家府中の城に引かへる。利家父子に對面し湯漬を乞ふて食ひ、瘦たる馬こふべしとて打乘て、利家道のほど送り參らせんと打出る、勝家かたく辭して立別る。また利家を呼返し、和どの羽柴と年頃のよしみあり、けふよりは勝家との盟を捨て、和との家の爲をはかり給へと云捨て北の庄へ趣く。秀吉つゞいて北の庄を攻落せば、勝家腹切て死す。秀吉また利家を賴て加賀の國に入せ、その賞として石川、河北二郡をあたへ御山の城を守らす御山の城は今の金澤の城也。かくて利家、加賀、能登の境末森といふ處に城廓を構ふ。內藏助成政越中に在り北畠殿の味方として先末森を落さんとす、利家頓て後卷し成政も引て歸る。幾程なくして能登の國に入ぬ。秀吉此よしを聞、能登廿三萬三千石みづからしさるへき國なれば秀吉參らするに及ばず、知行せらるべき

事勿論なり、其賞などかなかるべきとて叙爵させ」云々と見えたり。また、かどのしら山といふ冊子に、前田縫殿ノ助（幼名犬千代麿、信長ノ小性なり）尾州荒子に居住して、織田信長公に仕へて百五十貫を領せり、子あまたおはせし也。兄の名を藏人利久、次男五郎兵衛勝安、三男左衛門利春、四男孫左衛門良繼、五男右近秀次、六男を亦左衛門利家、七男は佐脇の家を繼て佐脇藤八郎良元と號す。六男本ト孫四郎と云ひしが、改名して亦左衛門利家といふ、其後越前の府中に住して能登の七尾に在城し、以後加州金澤に移る云々。勝家と戰ひ勝家利なくして、越前の北の庄（今云福井）といふ處に於て勝家生害あり。これに依て利家加州に引退き籠城あり、利家公加賀、能登、越中三箇國の大守となり、其後秀頼公の後見として官位大納言まで昇進ありて、壽六十二にて逝去給ふ云々。今は都なる大炊殿（織田信雄公の後胤、御先祖出羽國眞坂に配流ゝ舊跡あり）御緣家にて、金の御無心申來りしかば、近年はうち續き米麥不作してなッど書ィて、文の奥に、「稻の露田よりあがらぬをり〳〵は雲井にあれや夕立の空。」と狂歌して贈りしかば、翌年の春御見舞の使者ありて大炊殿の御短册に、「越路にはこがねの澤のありと聞ヶば鴈にこそやれ春の玉章。」云々なッとぞ見えたる。藩翰譜とも大同小異あり。また此出羽ノ國大曲に在りし前田家と尾張ノ國荒子の前田とは、前田家ことなれりやいなや、なほ尋ぬべし。今に前田館の跡とて其地炳焉（いちじろく）て、元亨三年の碑に虎王丸の五輪石あり。土民古老の傳に、前田亦左衛門の祖なる墓しるし也、そのつばらかなる事はしらずといへり。

○花妻の橋　大曲ノ郷の坤の方にかゝる短き石橋也。此橋いにしへはいさ大なる橋にて、沉水香の流

木もて渡したりといふ、その由來秋田ノ郡寺内の奇南橋にことならず、むかしは此あたり大河の邊にてありつるよし。花嬬はもと岬爪の義にや、また花爪にや。考に花妻は岬爪にて、外山を袖山とし、外浦を袖の浦に作るが如ならむか。萬葉集十四に、安思我里乃波故禰ノ禰呂乃爾古具佐能波奈都麻奈禮也比母登可受禰乎とよめる歌あり、あしからはこねのにごくさながら、此はなづまにかなへり。（天註―邇其具佐（にこぐさ）とは、和柔（にこやか）にやはらかなる萬草をのみいふにあらず、から名を牛扁といひて治二牛病一故名牛扁といふ、和名たちまちくさ、救荒本草に鬪牛兒苗。大葉小葉ありて大同小異せり、大葉は花粉紫色にして蘿蔔の花の如く莖いと長し、信濃にてちごぐさと云ひ、ちごの花といふもの也。是を出羽の雄鹿の浦人こくさゝて黒染に用ゆ、こぐさ、ちごぐさ、にこぐさ、みな相似たり、うべも花妻ともめづべき草花也。みちのくにて彩色をにこむといふ、丹（に）をよむは砂土にひとしくて、花の赤な丹濃（にこ）の意にいひつるにこそ。）　鶉町といふ處にいづる橋也、今は訛りてたなづまの橋と人みな呼ぬ、また、たなづなといへる事か。たなづなは田葬にて葶藶をいへる也、また和名抄に蒲公英を田菜のよしにいへり。なにゝまれ、もと花妻を謬れるにこそあらめ。そのわたりに古き佉羅陀山の石菩薩、三尺まりにてぞおはしける。

○鞠子橋　大曲の廛を上下と中に隔たる板橋にて、往復人わたれる橋也。此流を鞠小川と云ひ鷹子川といふ、水上は眞晝ケ嶽より落て、それに百澤の水副ひ流るゝ也。鞠子はくゝまりなゞどのよしにや、物に小を附て言語は地風にて、菓子菓子ともはらいへり。鞠子川駿河ノ國にもあり、また溝貝のやうのものを丸子貝といふ浦あり、貝石なゞどの有よりいへる山川の名にや、丸子氏あり。手鞠のよしにや、手鞠を手丸、まろこともはらいへば、聚八仙生るよりいへる河の名か、てまりやぶ、てまり花とていと多し。琉球人の歌に、「うなゐ子にその名聞かすなてまり花をさな心にうちもこそせめ。」手鞠を打といふ

なり、東海道にてはてまりつくといふ也。

○福部羅（ふくべら）の橋　大曲の東戸蒔村に出る土橋也。福部羅といふ村名もあり、瓠蔓（ふくべら）のよしなンどにやと問へば、いな、蒂臚内（ふくべい）てふ事をしたゞみ訛りていふといへり。内は奈爲にて澤を云ふ蝦夷辭也、草にふくべらあり（蛭川にてとゝといふくさ也）その名にはあらざるよし。

○井戸關村ノ古跡　大曲の西北にあたりて粮川の邊に在り、花館、大曲兩村の畔也。花館村の記錄に、享保、元文のころまでは家二軒あり、一戸は千介と云ひし家也、その千助が末は大曲に在り、田口總左衞門とて今は富家也。此村跡に花館の千葉稻生、大曲の佐藤稻生とて、いなりのみやしろならびませり。此あたりの事はいさゝか「栁（やぎ）の若葉」の上ノ卷に記したれど、また此處にも擧る也。

○有明屋　世に珍らしき家號也、有明の池はいせの國多氣ノ郡齋宮に在り、有明山は信濃ノ國安曇ノ郡に在り。そは上祖は信濃人か伊勢人にて、しかいへる家の號は附キつる事にやと問へば、いな、さるよしにはさふらはず、此家は掌酒家（さかや）にて、寛文のころにかあらむ夏のころ、鑑照公（權少將佐竹義隆公を申奉る）御本陣に入せ給ひしとき造酒を獻上（たてまつり）しかば、君になうめでて終夜坏を擧て、月のおもしろきにはし居して、いくたびさなうさすなべとらせ給へば、鷄もかけろと鳴き梢の鳥もねぐら放れて飛去ぬ。時鳥なきつるかたをながむればたゞ有明の月ぞのこれる（此歌は採菊東籬下、悠然見南山ノの風味にひとしといへり）とずンじ返しつゝ、硯引寄せ一首ぞあそばしける。その御短册を御硯箱もともに、さかどのゝあるじのもとにたうびたり、その家は小西勇七某とて

今里正の家也。さりけれど回祿にあひて御たにざこもうせて、かの御詠の御歌さへえしらず、たゝひとりのみあかしたる有明の月と斗り、御歌の下の句をのみ、うからやから唱へ傳ふ事也、かしこき事から傳らず。いかゞして出たりしか、御紋まきたる御硯の筺のみを今家に藏む。造酒も御銘にて有明と稱ふ、此義にて家を有明屋とは申也といへり。○鑑照君はさえめでたき君におましまして、蚷川ノ宿（古名鐙川）なる七月の十六日の夕のさへぎとて、御人形といふものを文餝、其屋形の下にてさへぎの大唄小唄をうたひ練歩。大歌といふは秋の田、小歌は櫻といふ、御人形も、さへぎの兩歌も、みながら此君の御作也といへり。また樹藝を好せ給ひて、所々にうゑおかせ給ふ、蚷川の驛の神明の社地の三本トの槻、また內鯉川村の多惣右衞門が庭の梅なゝど、今も花咲キ登ごとに、此君の御名のみとなへ恐み奉るといへり。

○御本陣　慶長の中年ばかり横澤ノ驛に在りて、六鄕より横澤を經て角館に至りし往古の本街道也。今の大曲の驛出來ぬ、此新道は萬治寛文の年や成就ぬらむ、天和、貞享のころ、今ある御本陣をこなたの地にひきうつし給ひし也。其御陣の舊地には安養寺といふ一向宗門の寺、金剛院といふ修驗宗ありしが、此兩寺に二ケ所の別地を賜りて引移らしむ。往古より住居のこりたるは、今の御本陣守護と成れる家也。そのころは田口藤右衞門常貞隱居して、銅前といひて延寶八年庚申ノ七月三日卒、法名全室宗貞禪定門といへり。當時七代田口金右衞門守啓といふ。代々館といふ地に家栖ば館の家と稱なせど、いかなるよしにて此地を館といへるか。また田口氏は、此處にいつの世にいづれの國より來ける事か、回

祿せざれど家系譜古記等もそれと傳らねば、えしも知るべき事にあらねど、永慶軍記七卷眞壁安藝守攻ニ落小田城一くだりに、永祿十二年十一月廿四日手這坂二ツ館あたりの戰ひに、田口彌八郎主從七騎、また田口駿河なンどいふ人見え、また、こと處に蛭川主膳といへる名も見えたり。しひてそれと考さためし事にもあらざンめれど、蛭川といへる村もいと近くしてあり。此大曲の田口も常陸の國の落人なンどにして、蛭川邑も蛭川主膳の由緒もあらむか、なほたづぬべし。またこの御本陣に元祿の御疊とて、元祿のころあらたに制作たるあつだゝみあり。さりけれどさらに垢づける色めあらねど、文政八年國君御に御借用返し給はず、今八十疊ぞ殘りたる。むかしはいと多かりしが、御巡見の御時百疊院内の宿入府のときその御疊の裡返したるは、いと〳〵古代ものをと、そがあとにて悔たる人々もありきとなむ。館の巳午の方に松杉大榎茂たる杜あり、そが中に稻荷の神座り。

〇正一位稻荷五社大明神　祭日二月初午ノ日、六月廿一日、十月十日　齋主田口金右衞門守啓。

御本陣𦙾内鎭護ノ御神也。そも〳〵此稻生の社は御本陣の北なる地に在りたりしが、その世の代官鈴木藤三郎といへる人の夢に神の御告ヶありて、その夢のみさがのまに〳〵權宮を作りて今の社地に遷し奉りて、天明四年神位に進み奉りしといへり。上包ミに大高檀紙もてせり　稻荷社安鎭之證書　本宮正官　羽倉攝津守。

正一位稻荷五社大明神安鎭之事

右本山之奧秘而不他家之所知取以警猥修封之也雖然羽州秋田仙北郡大曲村田口氏某常崇敬當社殊

于他且今般請安鎭本山之　神靈因蒖封　嚴璽令授與焉永奉無怠祭祀可爲家門繁榮安全長久之鎭護者也

天明四年九月豐日　正宮御殿預從儆󠄀𤢖󠄀㵎荷田𥫱信邦印

羽州秋田仙北郡大曲村

田口藤右衛門殿」とぞ見えたる。

御社は御城番匠棟梁藤川與右衛門作れり、かくて明るとし六月廿一日遷宮にや、今もその日に神事ありて、一とせに三度の神祭祀ぞありける。彌左衛門といふ男五社稻荷の御神位の箱を首に掛て、暮ふかく馬上にて大曲につきけるほどに、遠近となくこゝらの狐火あらはれて、さながらひるのあかさにもいやまさりしと、その翁の常に語りしとなむ今も人ごとにいへり。御本陣守田口金右衛門四人御扶持ぞ給ける。

○御前水ノ井　鞠子川の向ひに在る筒井也。うべもよき寒泉にて、國司大江戸の御上下とき此水を飲給へばしかいへり。淸水守は南に五左衛門、北に五郞七が家ぞ有ける。

○蓮　沼　なかむかしの頃ならんか、大曲の西南に中りて大蓮沼、小蓮沼とて、子種の蓮沼にもをさをさ劣らざる蓮多かる水沼ありしが、今は畑畠字のみに呼ぬ。

○燒面橋　小埭の石橋也。むかしは鰍内川大にして此處を流たりしにや、「羽州秋田神社緣起」とい

へる古記錄に、仙北山本郡云々、大曲ノ祇園淸水、諏訪明神、伊勢、愛宕、大曲の西に當て大川寺と申寺あり。其間にさなつまと申橋あり、紀の宮（季忠宮な中也）地藏權現木像にて佛作也。向に、ごや館と申處に阿彌陀堂、觀音堂のみたらしに皂莢子沼と申處あり。東に當てふくつ館と申處あり、同東にあたりて藤原友利館あり、ふくべ內と申川あり、十八間の石橋あり。九十代の帝（後鳥羽院の御代也）ころにして、神主舟の津屋と宣る。戸地谷に大威德明王、花園の本宮也。同彌勒堂、高梨に諏訪、藥師、拂田に新山、本山大日如來云々なンど委曲に見えたり。なほ此古記にもとつかば、考うる事も多かるべし。

○藤原友利館　古神社緣起を考るに、瓠內（ふくべない）に近くして、いにしへより此地を館（たて）とのみぞいひける。藤原家のいづれの系譜にも友利の事はいまだえ見あたらねど、よしある人にてこゝに住けむ、其跡に御本陣を作り稻荷の祉あり。また御本陣守田口金右衛門居住（すめ）り、此事は前々にもいへるが如也。また修驗金剛院の上祖も此地に在りし、また廣榮山安養寺（今一向宗也）もありし地といへり。此安養寺むかしは新義眞言派にて、いと〳〵古き寺なるよしをいへり。三代實錄八卷に、貞觀十二年十二月八日乙酉勅分二飛驒大野郡一爲二西郡一出羽國山本郡安隆寺預之定額云々と見えたり。此安養寺は安隆寺を訛りてしか云ひけるか、隆を養に改めしか、また同郡に安城寺村あり、安隆寺の轉語ならむともいへり。さりけれど安養寺こそ安隆寺に近からめといへば、平鹿、雄勝同名あらむか、雄勝ノ郡荻袋にも安養寺村ありといへる人あれど、なにゝまれ仙北ノ郡（古名山本ノ郡也）に在れば、此安養寺ぞ、貞觀のいにしへに定額に預し寺ならむとおも

はる。定額の事どもは諸書見えたり、徒然草に、諸寺の僧のみにもあらず、定額の女孺といふ事延喜式に見えたり。すべて人さだまりたる工人の通號にこそといへり。鐵槌の記文に、僧いくたり寺いくつと定たる詞也云々また女官の下に女孺いくたり、掃除し油さすなゞど。また續日本紀に、文武天皇大寶元年八月、皇觀年滿者不論官、不皆入賜祿之額、弘仁文曰、太政官府禁斷、京職畿内諸國私作伽藍事、奉釋文額諸寺其數有限云々とあり。十八史略第七、元以耶律楚代言始定天下賦稅云々出絲一斤以給諸王功臣湯沐之賜鹽每銀一兩四十斤永爲定額云々、みな數の定りたるをいふと見えたり。うべも此安養寺は安隆寺をいふにこそあらめ。かくこたび月の出羽道に、おなじ三代實錄に見え給ふ白磐ノ神須波ノ神並從五位ノ下を授り給ふその宮地も、去年の夏やゝたつねえ奉りて書のせ、またことしの秋安隆寺の舊地も尋ねえたりし事の、うれしともうれし。こは、かゝる仰事をかゝふりしゆゑにこそあらめ。

○神　社

○諏訪大明神　祭日七月廿七日。大曲一鄕の鎭守御神にて祭禮に神輿わたり、それ〳〵のつけものあり、さりけれど六郡祭事記には洩たり。寺町といふ地に鎭座、別當徳照山金剛院、神垣の外なる一舍に栖居。此須波ノ神殿の組天井は、國に其名高ク聞えたる畫工とり〳〵に見えたる繪どもめもあやに、ふりあふぎ見ぬ人ぞなき。みやしろの傍に、大なる鴨脚ノ木のもとに石碑あり。其文に、

○我羽稱三山者湯殿也羽黑也月山也實靈秀之所鍾道者香火積年仍以資其業矣大摩伽里程道士秀君

資性純一蹐攀積功凡三十三紀道機頗熟自謂身老力衰跋涉無因功虧一簣亦爲所憾乃搬一大石於其園準擬三山毎旦拜拱一如道場之式男稔淨及里人某等八人併力同志倶替其功多與有云　銘云　信道之厚　有譽無咎　天錫爾類　永世不朽

文政戊寅　　梅常撰」

とぞゑりたる。

○祇園武塔天神（牛頭天王の御神を申奉る）　別當共に金剛院也、祭日六月十五日。此祇園ノ社はいと古き神社にて、古昔安養寺本誓寺の在る北西の隈に鎮座て、其地に祇園淸水とて愛き寒泉大キにて有りしが、洪水にいざなはれてその神社も水に湛して、秋田ノ郡雄鹿の舟越濱に流れ寄しかば、浦人等、今云ふ天王村の宮中にをさめ奉りし神體は是也といへり。しかして後は、祇園美妙水も破れて畠と化り其跡さへあらねば、今は諏方ノ杜に遷し奉りて、本社末社のごとになり行キ給ふは恐き事にこそ。

○榮木ノ神明宮　古町（田畠字也）といふ處近く座り、祭日は六月十五日也。いにしへ伊勢ノ國より三日市太夫治郎藤原ノ秀某（藤原秀衡朝臣の後胤也、そのよしもて奥羽兩國所務也）の家より、遠國に住む老人、あるは婦女子のたぐひは、内外の御山も蹈えず一生老人も多かるべし、此國に生れてかゝる御影を拜奉らざる事やはある、恐事也。さりければ國々ところ〲に神の慮に叶ふ淨地を撰みて、内外の神のかむみやところを定めまつりて、そこに眞賢木を立て後に宮殿作りすべき御使とて下りしかば、やがて其地々にかうぬし、ほふりあまた集りて、神

子ゆにはに立て憑談聞クに、此出羽國六郡においては土崎の湊の神明宮と、此大曲の神明宮のみ坂木さすべきよし也。しか、神のみをしへのまに〳〵御坂木を奉りたりしより、榊の神明宮とは申奉る也。六月十四日の齋夜、手習男童あまたゝり神號記たる紙の小幡を手毎にさゝげ、秉火松うちふり〳〵此神の杜リに群れ來て、小幡を集めて火を放ちかけ、おのれ〳〵が賴む師匠を尊みてものあらがひ、荒び健び聲をかぎりに叫び、秉炬ふりたつる夜祭也。明る十五日はあへてことなる事しあらねど、御神樂をたてまつれり。○金剛院守護社也。

○大日如來社　瓠内河の上ミなる大槻村大曲ノ枝鄕也、郡邑記家一軒とあり、三四月ノ村といへりに鎭座り、祭日四月十八日卯ノ花祭なり

○金剛院守護社也。十七日の齋夜に手習童松明ふり、紙幡もてやい捨る事は榊の神明宮の夜祭におなじ。

○八幡宮　祭日五月十五日田うゑ祭也。○金剛院守護社也。銅屋館の中十日市といふ字ある地に鎭座。みたらしを皂莢子沼といふ、古は大沼なりしが洪水におし破れ、あるは稻田となりて今は少湖となりしといへど、いまだ大沼也。天正の頃まで大曲ノ城主前田又左衞門尉道信居館、由來前に委曲いへり。此銅家といふ、どやは、なめて鑄冶師をいふ此地の方言也。鑄物師住し處かと問へば銅屋は假字にて、もと堂社てふ堂社の省語也、湯桶よみ也といへり。古緣起にあみだ堂觀音堂とあり、あみだ堂は此八幡宮をこそまをし奉らめ。寛政の末享和のはじめ、此八幡宮の社地の道を開き墾せしときは、とや館町の

人々集りて日毎にかいならし、今はとや館町におしならびて八幡町といへる處六七戸ぞ作る。こゝかしこの土の底より、五輪石の落ちりたるを掘出て組みたて層上(かさね)しかば、地座に發菩提心爲虎王丸と刻たり。また大梵字あり、其傍に元亨三年七月五日立と刻たり。上なる發菩提の三字は見えねど、推てしか考るのみ。古神社縁起に、大曲祇園清水、諏訪明神、伊勢、愛宕、大曲ノ西に當て大川寺と申寺あり、其間にさなつばと申橋あり、紀の宮地藏權現、木像にて佛作也。向に、とや館と申處に阿彌陀堂、觀音堂のみたらしに、さいかち沼と申所あり。東に當りて福津館と申處あり、同ノ東に當りて藤原友利の館あり、ふくべないの川あり十八間の石橋かゝりたり。人皇九十代の帝(後宇多院建治のころ也)の御時神主舟の津屋と宣る。戸地谷に大威德明王、花園の本宮也。同彌勒堂、高梨に諏方、八幡、藥師、拂田に新山本山大日如來、堀見内に藍婆、白幡ノ八幡、安部と八幡殿と合戰の時御一宿の所也云々と見えたり。其大曲の愛宕といへるはいづれか。紀の宮地藏(季忌宮(きのみや)とうじとは重き神事にて、地藏ぼさちの事ならず)といふは、今在る大川寺の地藏ぼさちにや。また福津館はいづれにや、水のためにこぼれたりしか、いづこともえしらざる地なり。○佐藤大學といへるもの前田家ノ臣たりしが、前田家落城の後十日市の邊に住居(すみ)しが川欠ケあやふく、今の土屋館町にうつりぬ。永慶軍記に、大曲城主前田又左衞門道信が男薩摩守利信、其子又太郎まで此城に在り云々。道信は弓箭に名を得し兵たりしが、天文元年由利の赤尾津、羽川と戰ひ流矢に中り死すと、おなし卷に見えたり。そのころの軍書には見えねど、よしある家とおもはれたり。中興の祖佐藤大學某、延寶三年乙卯十一月九

日死ス、大川寺に葬る、法名法庵道性信士。文政十年當時佐藤忠右衛門某、上祖より十九代に及ぶといへり。近き世までも家系譜、外に記錄等も傳へもたりしが、失て傳らず。たゞ家の古老父より口づから語り聞ゆるのみながら、八幡宮の社地を掃除奉り、また虎王麿が靈魂をまつれるこそよしあらめ。

○正一位稻荷大明神　○齋主佐藤武右衛門。天明八年四月豐日神位を進る、祭日上祖より十月十日也、社地土屋館町に在り。

○福一萬虛空藏菩薩　○齋主齋藤勘右衛門。祭日九月十三日、齋藤榮隣ノ別業嘯雪齋(したやしき)の畔內に座り。

○船戶ノ神社(さへの神也)　壺館街道の燒蔓(やけつら)橋の衢に鎭座り、いと〳〵古き御社のよしを人のいへり。歷朝詔詞解第二十詔ノ注、古事記に船戶ノ神とあるを書紀には岐神(ふなどのかみ)と有て、口決纂疏などにこれを道祖神也と注せられたり。道祖の字は漢國の名を以て當たるにて、まことに船戶ノ神にあたれり、されば古へより、此神ノ名の布那斗を道祖とも書たりし也。和名抄には岐神とは別に擧て、道祖神をばさへのかみとしるせれども、岐ノ神と同じこと也云々と見えたり。たゞ、いづこにまれ巷陌(ちまた)にのみそませる。空物語に、夜べよりこゝにおはしけるか、あやしのさへの神やと見えたり。此つぼ館にくさ〳〵の物語あり、此土の內に壺の碑埋れてあり、堀りて見よと花館の稻荷託宣ありしかば、鐵竿(さし)といふものもてこゝかしこつきありきたりしが、それと、えつきもあたらざりしといふものがたりをせり。

○大槻の大日は、小松の大日とも、千本松の大日ともまをし奉る也。そのゆゑよしは、むかし武左衛門

といふものゝ夢に、今宵一夜ノ内に小松千本生べし、それをしるべに其處に社を建立よ。吾ノ郷の繁榮事をそこに鎭座て守護と見え奉りしかば、武左衞門おどろき、明るを待て其地に尋ねいたりて見るに、夢のみさがに少しもたがはず、うべも千本ノ松ぞ生ひたる。夢のみをしへのまに〳〵やがて一宇の御社を造作て、四月十八日毎に卯ノ花祭りしていたゞきまつれり。其武左衞門が末なほありといへり。此事始め大槻村の處に書べかりしが、聞もらしたる物語にしあれば今此末に記しぬ。一夜の松は菅大臣の由來、また千本杉、杉の宮の古事にもひとしかりき。

○法久寺 日蓮宗派

○雷祈山法久寺は久保田ノ久遠山法華寺の末寺也。此寺は、享保廿乙亥年の頃までは法久庵とてさゝやかなる草菴なりしが、此郷に電光霹靂する事をり〳〵にして、人もうしなひ田畠をうちやぶり、川水洪水、岸崩れて土民の憂いふべうもあらず、人みな是をあやしみ、なげきかなしひければ此菴を寺と改て、此地に霹靂祭して雷公を神と齋ひ、千巻の陀羅尼品を誦て、久保田なる法華寺の七世に當る東眼院日意といへる住僧雷除の祈禱して、法華三昧ひねもす夜すがら露も怠る事あらねば、雷神の災さらになし。かくて此僧雷祈山と山號を附ヶ、法久庵を寺となして法久寺とはいふ也。しかして後、法華寺の四世の僧侶大教院日尊上人といへる僧を、萬治元戊戌年に開基とせり。またその後となりては、千ヶ寺參り道心やうのものも住て、貞享元甲子年九月の頃より正く法久寺とはなりぬ。法華寺の八祖圓明院日陽聖人より、

歴世代々授與常住の御本尊一幅（畫工不知）裡に延寶三年乙卯十月十三日とあり。法華寺の四祖大教院日尊聖人は則日陽上人の師範たるゆゑ、おのが功を以て師の上人に讓り奉りて、日尊を法久寺の鼻祖開創とはなせりとはいへり。

○開山大教院日尊聖人○二世中興圓妙（マヽ）院日陽聖人○三世蓮芳院日行聖人○四世廣昌院日融（天和元年ヨリ元祿十六年迄二十三年ノ間看住なり）○五世本光院日覺聖人（寶永元年ヨリ同五年迄住位）○六世本明院日泉（寶永五年ヨリ同七年マテ住位）○七世一如院日淸聖人、寶永八年ヨリ享保七年迄廿年來看主住也○八世義善院日等、享保八年ヨリ同九年迄○九世本覺院日眞聖人、享保九年ヨリ同十二年迄○十世本通院日定聖人、享保十三年ヨリ寛保二年迄○十一世覺林院日門聖人○十二世修性院日詮聖人○十三世元了院日眞聖人、六郷ノ本善寺ニ移轉○十四世本乘院日明聖人、横堀本門寺ニ移轉○十五世現住海順。

○金剛院　修驗宗

○金剛院上祖は前田家の分流なンどにや、また其家の祈願所にや。そも〳〵此寺は、近きむかしまで館の畛内に在りつるが、今は寺町てふ處に移りぬ。此地に遷りて○十七世に當ル不動院尊永法印の代享保十一年に回祿ありて、世代過去牒、古記錄等も燒亡て傳らず、唯不動院尊永より開傳ふのみにして、開基より始め遷化等年月定かに知れざる也。かゝれば其世代、回祿の後より擧る也。○十八世金剛院、享保十四年九月廿九日遷化○十九世觀行院宥慶、元文四年九月廿七日化○廿一世敎應院稱宥、明和六年十二

月八日化○廿二世観行院麟宥、安永四年八月廿六日化○天明二年本堂また回祿類亡して、さらに由緒傳記傳らず。○廿三世金剛院穏秀、文政七年九月朔日化○廿四世當時現住也、金剛院穏淨といふ。

○安養寺 一向宗

○廣榮山安養寺は元ト館より今の地にうつせり。そも〳〵安隆寺と號し寺にて、其世は天台、眞言にや、貞觀のいにしへよりあまたの年を歷て廢れたるを興し建て、今は安養寺と號て淨土眞宗東本願寺派、中本山は久保田淨願寺也。此寺回祿にて、過去帳等も燒亡て傳らず。○開山釋正慶、遷化年月不知、忌日十八日○二世三世四世五世六世、僧名遷化年月不知○中興開基は弘治元年板屋五郎左衛門と云ふ檀越、堂庫修造す。○七世釋正尊、遷化年月不知○八世釋正通、遷化年月不知○九世正圓、遷化年月不知○十世淨順、延寶四年十月十日化○十一世正順、延寶二年八月十日化○十二世正益、享保十一年七月廿八日化○十三世正惠、享保十五年七月廿七日化○十四世行貞、明和六年二月十二日化○十五世(マヽ)安永五年七月十九日化、刈和野村願龍寺ヨリ養子○十六世二敎、文政三年正月七日化、六鄕善應寺ヨリ養子○十七世當時現住敎願、文化三年寅八月四日入院。

○

○御本尊一幅、證如上人御筆　○蓮如上人御影、敎如上人御筆　○本尊木像一體、宣如上人御免　○親鸞聖人御影　○如信上人○一如上人○眞如上人○上宮太子○七高僧御影　○六字名號、祖師聖人御筆

○同六字名號、源空上人御筆　○同名號、一如上人御筆　○開基佛一幅　○御繪傳四幅　○洪鐘、寛延三年庚午冬十月廿三日　行貞代。

同寺號の村名雄勝ノ郡狄野俗村、また河ノ邊ノ郡に安養寺村（椿川邑枝鄕也）ある也。此寺本誓寺の隣寺也、由緒前キに委曲にしるしたり。

○本　誓　寺　淨土宗

○無量山本誓寺は、そも〳〵元龜、天正の年は蛭川山畍の花びらきといふ地に在りしを、西根の鄕ノ嶋村なる置賜(おいだみ)の橋近く遷し、そをまた大曲の祇園淸水の邊りに遷したるは慶長の創めにして、今の寺地なるべし。開基は明譽上人、天正年中遷化、本山は久保田ノ誓願寺也。明暦、萬治の回祿にて此寺再度類亡して、常什物、過去牒、古記錄共燒失て歷世等傳らず。寶暦九年の頃良大和尙入院して、本堂建立せむと自他の檀越の人々賴み米錢やゝ貯ふ程に、明和四丁亥年田畑に蟲つきて登(みのら)ず、諸人の飢渴見るにしのびず、貯し助力米を以て、本堂の柱立もかへり見ず此料を粥となして、七月廿一日より同八月十日まで朝夕兩度施行す、帳に記したる人々五百六十餘人也。また翌子の春正月廿六日より、二月二十日まで白粥施行せり、其時帳にのりしは六百廿餘人といへり。同子ノ年軒數八十餘戶に、七月十日白米にて十三俵を施行せり。救民施行の事御上聞に達し、御召にしたがひ上府せり。かくて御目見え仰付られ、ありがたく御賞美の御意あり、白銀二枚拜領あり。なほまた、ありがたくも御座の間にて拜奉り、かくて伽藍建立の志願いかゞと思ひしが、ことさらに自他宗門の人々力を添て本堂建立成就して、鼻祖明譽上人の靈魂

を仰き奉りぬ。

○観音堂　古祉縁起に在る、みだ観音とあるその観世音ならむかし。

○鎭守天神宮　寺の砌に鎭座奉り、毎月廿五日に神酒するゑ、經よみ奉る事怠らず。

本誓寺二十三世、當時現住ノ僧名良智蘭隨。

○大川寺

○長延山大川寺は古は大溪寺とて、古議の眞言宗派にて西根山仁王寺村の奥に在りしが、大曲の粮川の端鶉町古名鶉野の近り花妻人みな今は花つばといふといへる地に遷して、河ノ邊なるをもて大川寺と改めて禪宗と成れり。なほまた古ル町とて、いにしへの古道、藤原友利の古館の下つかたにうつせるぞ今の大川寺なる。○開祖日山良旭和尙、應永廿八年辛丑十月廿二日遷化○二祖吉嚴源蔵和尙、慶長七年壬寅三月八日化○三世玉翁快存和尙、永正十三年丙子五月十五日化○四世幻庵快察和尙、癸亥(マヽ)六月四日化○五世額峯秀白和尙、寛永六年己巳九月廿四日化○六世庭庵陽徹和尙、寛永八年辛未正月四日化。「地藏利生聞書傳」といふ記に、大曲大川寺地藏火災を告給ふといふくだりに、仙北の大曲大川寺の本尊の脇立の地藏菩薩は、本トト深井村の田堰より掘出し奉る也。何の頃よりか埋れ給ひし事やらむ、彩色なども落て只黒佛にてぞおはしける。此寺の六世底(マヽ)庵陽徹和尙のとき、小僧ども挾筥の內へあやまちて火を落したり。和尙かつて是をしらず、袈裟衣にうつりてすでに出火ならむとする時、大法師、和尙の枕もとに立て大音にて、

陽徹〳〵、火事が出るぞ、起よ〳〵と四五度も起せど、ふかく寢しづみて起ず。その時彼大法師、陽徹の枕をあらかにふみ飛し、火事が出なんと云へば陽徹目覺て、眠藏の內より火の揚りけるに驚き茶堂の茶水桶をいそぎ持て、その火をうち消して火災にもならざりし也。人々もみな〳〵起出て、今の法師は誰れ也といへども誰レとて知れる人もなければ、さては地藏菩薩ならむと云ひて、いよゝ尊みけりと見えたり。○七世智峯外察和尙、延寶二年甲寅正月十九日化○八世天岩吞高和尙、延寶八年庚申八月十三日化○九世外仙壽心和尙、貞享二年乙丑十二月廿四日化○十世福翁薩田和尙、正德四年甲午六月廿五日化○十一世月鐔廓堂和尙、元祿十六年癸未十二月十三日化○十二世袁外香補和尙、寶永二年乙酉八月十七日化○十三世牧翁宗牛和尙、正德四年甲午三月廿五日化。此宗牛和尙東海和尙とも云ひし事ありしか、おなじ地藏利生聞書傳に、大川寺十三世東海和尙の時、正德四年午ノ二月十七日ノ朝衆寮より火出て軒にうつらむとするとき、小僧一人リ町に出て町中カを走て、只今大川寺より火出る也、はや水以て來るべしと大聲に叫べば、町の人々驚きさわぎていそぎ走セ來て、ほどなく火を鎭めたりといへり。寺にさる小僧もなきが、此寺守護の地藏尊ならむと人々尊めりと見えたり。○十四世壽山棟呂和尙、享保二年丁酉三月廿二日化○十五世日峯學用和尙、遷化年月不知○十六世耕月法田和尙、延享元年甲子正月十三日化○十七世活外雲龍和尙、安永七年戊戌二月十二日化。當代、門前の禁葷酒の碑石を立り、石面に十七世活外と見ゆ。○十八世法山得水和尙、寶暦十一年辛巳三月十日化○十九世獨非欄牛和尙、安永二年

癸巳七月十五日化○二十世旭山天秀和尙、天明六年丙午十一月五日化○廿一世越宗觀明和尙、文化四年丁卯九月十九日化○廿二世越關宗印和尙、文化十四年丁丑九月十二日化○當時廿三世、現住卽成了脫和尙代也。

○當寺鎭守ノ社

○稻生大明神　神事祭禮あり。

○秋葉三尺坊大權現　神事祭禮あり。

六郡輪番ノ寺ノ內也。

○西宮太神宮　米町といふ地に座り○祠官岩橋因幡正。祭日六月廿七日、また神事十月二十日。○上祖岩橋豐前守、正德五乙未年五月廿三日故○二代同薩摩正、明和元甲申年六月廿九日○三代但馬正○四代彈正○當時五代岩橋因幡正也。

花嬬橋

月出羽道(仙北郡九)

十日市八幡宮

尼王寺五輪石

月出羽道（仙北郡　九）

名塔波高七尺許世に在る
五層の塔是諸湯ふして其の
三面に大楚字の刻あり正面梵字
像に其心為荒王丸元亨三年
七月廿五日立之以文字の見えたり
五輪石も此八幡宮の社地の道路
作りあるとそ

○虎王麿の古碑の傍に、齋藤氏またあらり石を建てそのゆゑよしをつばらけく彫して、なほ末の世かけて碑のこぼれ落うすとも、副碑に其事のこさまく思ふ欲にや、いにしへをしたふ志いとふかし。さりけれど、いしぶみいまだならざれどあむあり。

○羽州仙北郡大曲村西北百歩許有ニ古祠一入ニ華表ニ二十歩許左側有ニ五層石塔一高七尺五寸下層三面刻ニ三箇大梵字ニ正面梵字側有　文字ニ殘缺磨滅唯有ニ爲虎王丸元亨三年七月七日立レ之十三字一猶可レ讀矣村老云此塔蓋前田氏之所レ建也昔小野寺君仕ニ横手一也前田某在ニ此處一而臣附焉祠外數百歩稻田豆隴堤崩沼埋處盡其城跡也自ニ元亨三年一至ニ今年一爲ニ四百九十五年一月移星換恐此十三字亦逐レ年亡滅故建ニ石於塔側一記以ニ村老之言一　文化十四年歲在丁丑春三月　　齋藤衆隣」と見えたり。

また其頃皇都の本滿寺の至りけるとしにて詠歌あり、其辭書に、

ことは齋隣がたてそへしいしぶみにあり

みやこの法師浮木日饒

矢をのみしこともありけめとしを經て文字はみのこすいしの虎まろ。

元亨三年は癸亥にして九十五代の帝後醍醐天皇の御宇にあたりて、ことし、もむしやうじふねむまで五ッもゝとせいま五とせそへ經ぬる碑也。出羽ノ國六ノ郡にいとふるき碑は、秋田ノ郡五十ノ目ノ鄉古河町地藏大士の後に、承和五年七月廿日爲妙法尼とありたり。石佛とて谷地中村の邊に貞觀の字仄に見ゆる碑あり。其外建武應永なンどの碑ところ〴〵に多し、ふし埋れたる碑、また磨滅したる石どもいと〳〵多し。そをみな圖にかきて「世々のふる塚」と記したる一卷ありしが、人のためにうせたり。

月出羽道(仙北郡九)

元亨三年十月
廿五日

こゝにいへる齋藤氏の屋戸に大江戸の画工蘭叢といふ人きたりて寄居(ヤドリ)てけれバ此古鑑(カガミ)の裡圖(ウラガタ)をうつしてえさせてたまへとこひ得し鏡は菱形花形また圓鏡(イルキガ)多し凡(マテ)て宋朝(モロコシ)ころのうつりのものをいふまゝは出来つの号あるをばえりとられもせでつくれどいづれも鏡の背(ウラ)が文理(アヤ)よくさるにあまたに明彩(ウルハシキ)ものも多し

○其二

鳥形又錦花鳥などいふもあり
まゝ鳳鳥の舞 雌雄ならび和鳴あるも
蓮葉の形あり田字浮萍あるも。
水鮀水獣の形あり 甚めづらし。
鏡の名義に炫見え
古鏡柄なしよりて裡ヲ
鼻紐あり 其もまれなり。
鏡をとむらふ緒を
附ること見ゆ 寶鏡開始に
神鏡の裡に寶珠龍鳥。
船車 屋形に日形月形の松形萱 水邑

其三

画を深秘ありと見えたる
鏡を御代の寶のごとくつくし
神のみたまとぞ祀るなと
むかしを照す鏡としてつたへ
斎然ありしよりて後の
宋の形をもこゝかしこに多く
見えけれど　皇都の外
遠き鄙べ山里などは世寶と
尊びても盆の水を湛へてみ臨く
難きものとなる鏡といふまでに
黒き花帯鏡など流て柄鏡あるこそをへ

其八四

右　菱花堂桒隣所蔵之古鏡数品之内　應眞澄翁需寫

○、齋藤衆齋所藏

朝鮮國古錢大泉表、靈符神
艳化童子七星玄武の圖あり、
裡に千干十二支形小新錢常平
通寶の其孔に當れ古泉あるを
孔のよみにあてしなし

雷祈山の雷社に雷神あり　法久寺所蔵

是ハ年々雷斧ノ石多とる

擬して雷公祠にこめて霹靂雷鏖を避くと云

長二尺五分　中周回二寸二分　重サ二八百廿泉零

皇都（ミサト）　本門寺住僧詠歌あり

雷祈山にいくつも時そこて雷斧石そ見る　浮木

不思儀のあることともかな

なる如これ都にふ寂しえし世にて見せ

色ちめ宝つの伊の寺る寺し

○法華經藥草喩品一卷
紺紙銀色界行金泥粉書
序に諸佛形藥喩品曼荼羅あり
傳教大師眞筆之よし

○法久寺寶物

妙法蓮華經藥草喩品第五　三
尒時世尊告摩訶迦葉及諸大弟子善哉善

盆の松

月出羽道（仙北郡 九）

本堂伊勢守殿奥方御手筥ト
書付アリ 沈金ニ蒔絵其ハ細微美
美麗なる事筆ニ尽ひかたし
此筥ハ本堂村の土中より堀り出たり
といへり　仙北郡本堂ニ落城ハ
慶長六丑年伊勢守儀男
本堂右近同七年常陸の国な うつり
常州松岡ノ城主戸沢右京亮
殿ヘ預らるとある書ニ見えたり

大曲驛
柴田氏
所蔵

（一）大白靈蛇

大曲驛藥舖

葉田長吉

之藏

大曲名産萬穀篭

此假面粉ニ駁ス地ニ此之字有り

〔正〕加九大吉年四位中納言殿作

〔浅井新九郎殿

依者手前金春座

木ヒヒテ以戯造リは

天文八年三月十日〕

粉彩落テ通ふ

と見えたり

十二面之内一ノ八

大曲郷

修驗金剛院所藏

あ[illegible]人の云此中二面ニ点計

本堂家の重宝なり

[illegible]

里の花ぞの

○戸地谷邑 大曲屬郷十三村之内

○里正 多左衛門 須田氏也

○此村南に鞠子川、西北に窪堰川、東に赤堰川流たり、しか此三ッの小河の中に在りて、一村はさながら小嶼の如也。本郷大曲の驛に出る道十五六町斗といへり。そも〳〵戸地谷は栩谷にして、越後ノ國にも地名あり。栩は西行法師の歌にも聞え、橡をとちとよみ、つるばみとよみ、また橡をとちとよめる處多し。樜實を斗知といひ栩の實を大橡といふ處もあり、樜實はくぬぎの實也、くぬぎは炭に焼也、名に負ふ池田炭是也。また和名抄に釣樟、本草ニ云釣樟一名烏樟音章和名久沼木とと見えたり。さむぐりの實を拾ひ、さゝやかなる串をさして獨樂として小童の弄ぶ、これをとちごまといふ。また和名抄に杼、爾雅集注ニ云ク

栩音羽又香羽反一名杼音杵又當旅反與芧同和名止知、莊子云狙公賦レ□杼是也、一字磨滅と見ゆ。また七葉樹といへり、草に栩栞あり、其葉相似たり。むかし此郷に大樹の杼ありし地か、蝦夷辟の轉か。○枝郷多し○上谷地古二軒今七戸○下谷地古二軒今三戸○花岡古二軒今二戸○中村古一軒今三戸○上畑ヶ田古七軒今六戸○下畑ヶ田古五軒今二戸○沖田古八軒今四戸○阿彌陀村一戸○嶋田古三軒今二戸○赤堰古四戸今五戸○彌勒村古一軒今モ一戸○天ヶ澤古六軒今亦六戸○上觀音地古二軒今三戸○下觀音地古四軒今六戸○本郷、今十二戸あり、此本郷、あみだ村二村は古記に擧ざる也。

○渡舟、また古名

○鞠子ノ舟渉　○大曲ノ本郷に出るに鹰子川の舟渡りせり。

○寺第宅　上畑ヶ田の中に寺屋敷の跡といふ字あり、いづれの寺といへる事をしらずといへり。

○

○鎮守神明宮　上觀音寺村に座り、祭日七月十六日、別當修驗自性院也。

○末社○鹿嶋大明神○金比羅權現、少石室の内に座り。此兩社の枝神達も、本社と共に祭日神事ぞ有ける。

○正八幡宮　本郷村の内に座り、祭日八月十五日、一家ノ鎮守也○齋主須田久右衞門。

○觀世音ノ堂　祭日七月十四日、一家鎮守也○齋主須田茂右衞門。

○上谷地八幡宮　祭日八月十五日、六七家ノ鎮守也○齋主小松作重郎。

○彌勒佛堂　彌勒村に座り、祭日四月八日、一家ノ鎭守也○齋主高橋五郎兵衞。
○金剛夜叉明王北方鎭護ノ神五大尊一柱也　一家鎭守也、祭日九月二十九日○齋主佐藤藤左衞門。
○嶋田稻生明神　祭日二月初午ノ日、一家鎭守也○齋主千田長左衞門。
○本鄕の庚申の碑　○上觀音地の庚申碑　○上谷地の庚申の碑。
○東光山圓福寺　自性院
○總家員六十二戶　○同人員三百十四人　○同馬員九十四匹。

ふくべら川
○戶蒔邑 大曲寄鄕十三个村之內

○里正　茂左衞門 齋田氏也

○此村東は橋本、高梨、西は大曲本鄕、南は東ノ川、北は戶地谷に中レり、大曲ノ驛に十二三町隔りぬ。戶蒔また戶卷に作れり、元、門卷にして渦流卷キたる河隈より云ひ創し名ならむかし。古來は家數廿七軒、今は三十三戶あり。枝鄕二村あり、畠谷堰の水上に○長橋村古二軒今二戶あり、其下に○二枚橋村古二軒今二戶ある也。
（天註）―戶蒔、いにしへは十卷に作れり。金澤八幡宮の神庫に寫本の大般若經あり、其內一折一本の刊本あり、此卷末に大檀那大曲ノ住人沙彌心佛、十卷ノ住沙彌尼明心と記し、正和元壬子十月　日願主比丘如吾と見えたり。正和は九十四代の帝花園院の御宇にして、五百

餘年を經たる地名也。）

○神明宮　祭日三月十六日、一郷ノ鎭守ノ御神也○齋主時の村主祀レ之。

○二枚橋稻生明神　祭日四月九日○齋主雀田茂左衞門。

○飯形明神社　祭日二月初午ノ日○齋主中嶋與惣右衞門。

○稻成名神社　祭日二月初午ノ日○齋主大山六左衞門。

○福部良の庚申○赤堰の庚申とて大石碑たてり。

○古柵あり、いにしへ、いかなる館主の栖居といふ事を知らず。其舊地に雀田茂兵衞がさしごろ住みなしたり。

○大柳　むかしいと〳〵大きなる柳ありしが今はその朽根だになく、ありし字のみ畠に殘れり。

○橋は赤堰埭　○二枚橋　○長橋とて三橋ぞ有ける。

○村ノ總家員卅三戸　○同人員百四十八人　○同馬數二十六匹也。

ちまちのはなが

○東ノ川邑　大曲寄郷十三村ノ内

○里正　久兵衞　富樫氏也

○享保日記に東野川村とありしが、今は野の字省(はぶき)もて東川、或はひがしの川なンどいへり。○法長(ほふなが)村一軒○佐戸村一軒とてありしが、いつしか此二村今は絶亡(たえ)て、○法長を穂長と呼て田の字に在り。○佐戸は、そのいにしへ佐渡守某とて城主ありしよしを仄に聞傳ふのみと語る、其城跡いちじろし。小貫高畠に居る富樫家の末門廣く、此村に富樫氏六七十戸ありといへり。

○一郷の鎮守稲生大明神　祭日四月十日○齋主富樫太郎兵衛。

○寶龍權現　祭日鎮守同日也○齋主富樫久左衛門。

○稲成明神　祭日鎮守同日也○齋主富樫久兵衛。

○古　名

○馬洗場ノ橋　亘リ三間半也。

○字　地

○寺田　○堤ミした　○やしきのうしろ　○前田ノ面テ　○東シ田　○穂長。

○總家員十四戸　○同人員六十八人　○同馬九匹。

此村十四戸、富樫氏分流六七十家有りとは外村も及(あはせ)て算(かぞ)ふるにや、いかゞあらむ、いぶかし。

のりのましみづ
○寶門淸水邑　大曲寄郷十二村之内　○里正　市郎左衞門佐々木氏也

○東は橋本○西は小貫高畠○南は萩ノ川○北は東川也、大曲へ十七八町あり。此村古記に法門淸水、また法問淸水に作り、今寶門淸水に作れり。此法問淸水六郷に在り。いつのころならむか、某寺に止觀の法問あり、其時結夏の僧侶夕納冷がてら此好井のもとに集りて、夜な〳〵内論議して夜もすがら譃嗑かりしかば、やがて法問淸水の名にぞ流たる。此淸水の元に在りつる人とら、此田舍に犂して移り住居たるより、しか村名とは成レりと老の物語にぞ聞えたる。うべなる事かな、あやしき村號にぞありける。

○枝郷二村あり、○坪立古三軒今一戸また壺立、坪館に作る。かの神龜元年のころりいし、陸奥國宮城郡に在る坪の碑は此地に在り。このあたりを坪立街道といふといへり、此說あれども諾かたき事也。○寺村古一軒今四戸寺跡といへど、いかなる寺か知れる人なし。或人の物語に、六郷の寺の門前なンどより移りこしたる村かといへり。

○八幡宮　祭日八月十五日、一郷ノ鎭護ノ御神也○齋主、時の里正祀レ之といへり。

此社は古來佐藤喜右衞門が齋奉りて己一家の鎭守たりしが、今は一村の鎭守たり。

○摩利支天　八幡宮と御相殿の内に座り、祭日四月八日○齋主佐藤九右衞門。

○一郷家員八戸　○同人員四十八　○同馬五匹。

○荻ノ目邑　大曲寄郷十三村の内　○里正　長四郎　富樫氏也

○古來は荻野目たりしが、今は野の字省て作れり。和名抄ニ云ク、荻、野王案ニ云フ荻音狄字亦作ㇾ萩蘆和名乎木與ㇾ亂相似而非一種矣と見えたり。乎伎は牡芒、石芒に似て葉和らか也、炭俵に編、また鬼萱と呼ぶ地あり。荻の上ハ風身にしむ名に立、秋風吹ばさわめくもの也。荻の目は荻の芽のよしにあらず、山ノ目、澤ノ目、某目某目といへる事也、此荻野目は古六郷の内たりし村なりといへり。○枝郷三村あり○坪立村古二軒今三戸○此村寶門清水の地畔にて入交りたり、由來、前の坪立の處に記したるがごとし。○勝負關古六軒今一戸元、菖蒲堰なりしを、ことさまに作る也。○紫村羽貫谷地、畠谷など他郷入交りの村也家員合テ四戸あり。紫は村前、邑崎の義にやと問へばしからずといらふ、紫明神と申て稲生を齋社ところ〳〵おましませば、其御神の舊地にやあらむか、また紫草なンど採し野ラなりしか、なほたづぬべし。

○鎮守八幡宮　祭日八月十五日。此御神は六郷ノ本ト館テ村に鎮座、ゆゑありて荻ノ目一村の本居と齋きまつれり。

○坪館稲荷明神　祭日四月九日、祭主時の保長これを祀り奉る也。坪立、坪館に作る。壺を書紀につぶとよみ、また木欒子をつぶと稱ぶ、また田螺をもつぶといひ、つぼと呼ぶ。むかし田螺（つぼ）多き田沼なンどに館のありしか、館に木欒子の生ひたりしか。また田圃の坪に云はゞ三代格に以二大方六尺一爲レ歩、歩内得二米一升一此大升也と見ゆ。今六尺五寸四方を一歩とす、是一坪也、といへり。此田地新墾せしとき此處にて田の坪割、坪算（つぼだて）したる地か、また館ありしか、また壺栖なンどの義にや、なほ糺すべき事となむ。

○郷家員八戸　○人員四十八人　○馬員三疋。

水沼のはちす

○小貫高畑邑　大曲寄郷、十三村の内なり

○里正　甚兵衛　安藤氏也
　　　　忠兵衛　豊嶋氏也

○此邑は二郷一名の村號也。村の東は六郷本館、西は大曲西根、南は追分の茶亭、北は荻ノ目、大曲ﾘは北西に在りて村端より路十七八町斗ﾘ隔りぬ。○枝郷○小貫家員四十戸○相野三戸○開キ十四戸○大藏古名本郷七戸○高畠あら町の名あり、合廿七戸○大槻二戸○古四王堂五戸○笑野（えみ）口九戸○中荒所二戸○大嶋二戸○郡邑記に、宮林の百姓開發して貞享元年に移ル、家九軒と見ゆ、今は三戸となる。○七ッ小屋といふ村家六戸なりしを、此村今は廢亡（たえ）

ぬ。○荒町村、家十三戸ありしが今は高畑村に入りたりといへり。
○享保郡邑記に、本館新開村(家員廿軒)慶安元年ノ御帳に仙北山本ノ郡と有り、元祿五年ノ御帳には仙北郡とあり。六郷本館の餘水を以開發ノ田地、慶安元年より小貫高畑邑ニ入ル云々と見えたり。
○諏訪明神　祭日六月廿七日、小貫村鎭守也○齋主新堊保長祀せり。
○古四王ノ社　田中に座り、祭日(四月八日 八月八日)○齋主富樫刑部左衞門。
○七ッ小屋ノ神明宮　祭日三月十七日○齋主柴田正兵衞。
○罔象(みつは)ノ社(水神也)　蓮沼の內に座り、祭日三月廿八日○齋主進藤吉兵衞。
○此進藤氏の屋根葺かふるとき、家の棟木に包ミたる紙に、「假名進藤彌八郎、實名藤原朝臣重定、元和四年五月吉日」と記ルしたり。また此家に番樂の假面十二面あり、其調度の內鷄冠の裡に「寛永四年七月廿八日」と見ゆ、其世は番樂舞流行せし事と思はれたり。進藤氏(家號を藤やといふ)いと舊き家也。
○富樫稻荷大明神　祭日八月十日○齋主富樫刑部左衞門。
此稻生明神の由來、また白狐の物語なッどは、神宮寺村の寶藏寺の條に德政夜話を引て擧たり。富樫の家は孔雀ノ丘に作れり、その創めは元龜の頃也といへり。富樫家の由緒並家系譜、及陣幕、小旗、家驗等は、「笠置の卷」の下に委曲にしるして此處には事省ぬ、また富樫氏の古記に傳へもあるべけれど、そはえしらねばもらしたり。

小貫村の道の傍に
大なる石立り
其石の面に
一句を雕りてあり
此村の進藤吉兵衛か
文化六年己巳
四月廿六日詠せしといふ

月出羽道(仙北郡 十)

高七寸六分　横四寸五分　縁厚サ五分ほ

泥丸地蔵大士　古鏑之

進藤吉兵衛所蔵

また小貫は姓にも多し、久保田に小貫氏あり、そが上祖は岩瀬ノ輿市某なりといへり。また高畑の名もところ〳〵に聞えたり。

○此一郷の姥幌の上書に「慶安元年山本郡北浦分小貫高畠村」と見えたり、いづこも慶安のむかしまでは、山本ノ郡ともはら云ひしと見えたり。

○總家員百十戸　○同人員四百四十四人　○同馬員三十七匹。

ゑみのゝあまな

○飯田邑　大曲寄郷、十三村のうちなり　○里正七兵衞　伊藤氏也

○此村慶安二年に創りて家員古は廿軒、今三十九戸あり、その頃の姻幌御圖帳也に「出羽國仙北山本郡北浦分飯田村」と見えたり。枝郷二ケ村あり○下飯田古二十軒今十三戸○笑野口古三軒今二戸惠美能久知はいかなる名にや、小貫高畑にもあり。みちのくに黄精と稱ぶ藥草を惠彌、また安萬奈、また於保惠美、また夜萬惠美などいへば、此草多かるをもて、いにしへよりしかいへるか、口は野の端をいへるにこそありけめ。小貫高畑の畍などにや、此村兩村にある也。

○神明宮　本社向東一郷鎮守、上飯田に座り、祭日三月十六日○齋主時の里正也。

○正觀音　　御高二尺斗、惠心僧都の自作也。

なかむかし六百石水田佃るに、萬願寺といふ處より水を引わびて心に任せざりければ、此事に仕わびわづらふほどに村長が夢に、古佛を本尊として齋奉らば水上成就と見驚て、其古佛いづこにもなかりければ、大曲りの本誓寺に心西といふ旅なる道心者あり。此道心、年來惠心僧都の作の觀音を持り、是をもり行キ奉らば金十兩たうべ御佛を奉らむといふに、いかゞとためらふほどに塚本彦左衛門といふとみうどあり。塚本が女若くして身まかりければ娘が菩提の爲とて、くがね十兩に觀世音を買えて此處に安置まつりしより、心のまに〳〵水上成就て千町も實のるといへり。

○六助稻荷明神　　祭日二月初午ノ日。

明和五年戊子の春、下飯田の六助が家をこぼちければ狐の穴あり、子二三產り。大曲の藤之助といふ男此狐ノ子一匹捕らへて古井の內に投ケ入レたり。やをら日も暮て皈る道にて人に逢ひ、ゆくりなう物あらかひして互にぬきつれ、明るもしらす戰ひ數ケ處手負ひて、あな口をしとのゝしりてまた、吾は神宮寺野に栖む狐なれど此家に隱び子產、なにのつみとがもあらざンなる我子を井に投入れて殺したり。此うらみ子々孫々に至るまで思ひ知らせむとて、やがて藤助口ばしりて死たりける。かくて其うからやから、また村の人とらをはじめ此專女神狐をいふを神と齋ひて、六介稻荷明神とまをし奉るなり。

○

○此村の東は小貫高畑、西は大曲西根、南は川ノ目、北は大曲に行に十八九町といへり。

○一郷ノ家員卅九戶　○人員二百五十六人　○馬員十七匹。

ちまたのほたる

○川ノ目邑　大曲寄郷、十三村の內なり　○里正甚重郞　高橋氏也

○此村東は小貫高畑、西は大曲西根、南は六鄉西根、北は飯田村也、大曲本鄉は東北の隈に中りて一里を隔たり。享保郡邑記に家員四十二軒と見え、今七十一戶あり。○月山村ノ茶屋、古九軒今五戶あり。

○螢茶屋　角間川と六鄉と追分に在る茶店也、いつも五月のころは螢多く毬を作也。平鹿ノ郡大森の大納言川にもをさ〳〵劣るまじければ、人々見あざむまで目を驚かして、さながら螢茶屋の名に負り。名におふ大森も近き世は螢いとうすし、此追分の螢もむかしよりは大に薄し、草の乏しうなり行しゆゑならむかといへり。宇治の螢もいにしへとはたがふといふ人あり、世のひらけるさまならむか。谷川士淸ノ云ク、「螢を宇治よめる歌見及ばすといへり。今宇治瀨田の邊に多く集りて、團をなして水中に入る事あるを俗に合戰といひならはせり。」云々と見えたり。

○此村の里正高橋氏、今は甚重郞といふ、其祖は弘治、永祿の代ならむか。至て長壽の家にて、當甚十

郎まで十三代に及ぬ。○上祖を道運○二代道授、此二代年號不レ知。○三代圓譽宗本（寛永六年己巳十月五日）二代禪家三代より淨家と見ゆ。緣譽宗榮居士は伊勢國相可の人にて、俗名西村三郎右衞門とて十五歲の時此川野目に下リ、四十二歲になりていせの國に分家せり。其時土產金一萬五千兩を持上れり。此人本家に在りしとき、土崎の湊より大坂上せ米運送を始めて數艘を出し、また恩荷（おが）の舟河の湊を創き、所々の問屋のあるは西村功也。一萬五千の黃金もて家富榮え、今は長者ノ號あるほどの繁榮いふばかりなし、まことに宗榮の勳功といふべし。今その屋戶を伊勢にて大和屋といひて、十二代にあたりて西村三郎右衞門といへり。本家末家音信あり。

○正觀音ノ堂　一鄕ノ鎭守、祭日三月十七日、八月十七日、別當修驗宗一明院。

此觀世音菩薩は、螢茶亭の邊りに月山村といふ地に安置。此月山の舊祉もこぼれはてて、あとかたも無ク なりなむとて、元和七年辛酉ノ三月此地に遷し奉るといへり。

○菩薩堂　是は越後國米山（よねやま）よりうつしぬ。多くの米を舶リす問丸なれば、米（よね）をぼさちといふ俗言をもて、米山の觀音にや藥師にや齋奉ると人のまをし奉る也。

○修驗宗一明院

○花月山一明院靑光、回祿にあひて累世委曲ならず、そのむかし古き修驗もありしといへり。此花月山は觀世音の山號也。

○總村家員七十一戸　○同人員三百七人　○同馬員廿一匹。

霞むさくら田

○六郷西根邑 大曲寄郷、十三村の内なり　○里正　孫　兵　衞 進藤氏

○此村東は藤木、西は宮林新田、南は角間川平鹿郡也 北は河ノ目也、また大曲本郷は一里半巽ミに中テあり。枝郷○櫻田一戸○北田八戸○樋渡(ひわたし)十戸○上總(かつさ)川五戸○番町ノ目四戸○石堂古十九軒今六戸○相野五戸○沼口古九軒今三戸むかし粮川流し跡といへり。○大保(だいぼ)古九軒今十二戸此村をもの川の岸にて間廣あり。

○四十二館　今萱野となりぬ、四方囘りて沼あり、沼の亘四五間。此古館は大保村の東、角間川街道の左ノ方十間斗入りてあり、四十二騎の軍兵盾籠し義にや、時世はいつにて、いかなる人の住しとも誰知れる人なし。また蝦夷の城(チヤシ)なゞにや、書紀に城(サシ)と見ゆ 倭訓栞にさし、城なよめるは韓語也と見えたり 城(チヤン)、さし、相似たり。

○賀茂明神　石堂村に座り、一郷の鎮守、祭日三月廿七日八月十七日齋主柴田長五郎。

○稻生名神　一家ノ鎮守也、祭日二月初午ノ日、齋主進藤孫兵衞。

○總家員五十三戸　○同人員二百卅七人　○同馬員二十四匹。

○下深井村 大曲寄郷、十三村の内なり

○里正文四郎 佐藤氏也

○此邑享保十三戊申年に六郷西根より分村（わかれ）たるよし。郡邑記に郡村改高三百十二石六斗五升九合と見え、當高四百五十七石五斗三升なりといへり。○東は六郷、西は六郷西根　南は上深井、北は本館也、大曲よりは巽の方にありて行程一里半といへり。○中深井村古廿四軒今十二戸。

○地藏利生聞書傳といふ記に、仙北の大曲大川寺の本尊の脇立の地藏菩薩は、本ト深井村の田堰の内より掘り出し奉る。いつの頃より埋れ給ひし事やらむ、彩色なンども落て只眞黑の佛にておはしましける云々と見えたり。上深井の田堰にや、下深井の事にや、また中深井にや、只深井とのみぞ記したる。此事大川寺のくだりに委曲也。

○白山權現社　祭日三月十七日、齋主伊藤與五郎。

○諏訪明神社　祭日六月廿七日、齋主阿波萬太郎。

○流鬼火（ながれび）　平鹿ノ郡御嶽驤湯彦の御山也の邊リ黑森山を源として、それにところ〴〵の堰埭（ゐさぎ）の水も落副ひて、追分の螢火茶店（ほたるちやや）に至りて大橋より渡る。此小河に、七月十三日ノ夜奇火ながるゝ也、そは迯り盆なンどに板に蠟燭を立て流すにことならず。此事は琴湖（ここのうみ）八郎湖ないふ、琴河の流も入りヽまた淡海の琵琶湖に並ていふ名なりにも七月十六日ノ夜は鬼火いさ

多し、筑紫の八代の海の、しらぬ火も七月なりといへり。さりければ、いづこにも〱このしらぬ火はありけるものにこそ。

○總家員三十八戸　○同人員百四十六人　○同馬員七匹。

一樹のやなぎ

○藤木邑（大曲寄郷、十三村の内なり）　○里正幸四郎（高橋氏也）

○東は上深井、西は粄川、宮林、南は横手川、北は六郷西根也、大曲本郷は巽に中りて一里十四五町の往復せり。山本ノ郡志戸橋村の枝郷に藤木臺といふ小村あり。村民の云、藤木とは槐をいふといへり、その葉の藤に似たるをもていへるとか。○枝郷○新藤木（古廿六軒今六戸）○一本柳（古三十三軒今十七戸○谷地一本木と板杭との間なり）○大久保（古七軒今八戸）○菻澤（古三軒今七戸）○嶋田（古二軒今五戸）○深谷地（古十七軒今廿七戸）○上總川（七戸）此邑享保日記に見えず、六郷西根にも同名あり。○大保（古十九軒今卅二戸）同村六郷西根にも入り交りたり。○八景（古十三軒今五戸）ハツケは坡部欠なンど方言義、いと多き地名也。○小舟橋（古一軒今モ一戸）飯詰街道に在り、田堰の小橋の名也。○百目木、一戸あり、是は堤守が家にて、藤木村の人にあらざゝ也といへり。○山緒も村にあるべけれど、誰れさだかに知りきといふ人なし。

○藤木鎮守清水山八幡宮　祭日七月十五日、別當常覺院。

○新藤木鎭守神明宮　祭日六月廿一日、別當六郷修行院。

○常　覺　院　修驗宗

○上祖は寶永のころを創めといへり。

○澁谷氏とて此村に舊家あり、澁谷七左衞門とて向家の家臣たり。むかし糠淵ノ澁谷重三郞の祖、笹卷ノ繼田（つくだ）平左衞門の祖と共に、此七左衞門の上祖三人、出羽ノ國山本ノ郡に落來りし人といへり。

○總家員百五十二戶　○同人員七百四十二人　○同馬員五十七匹。

社のはまゆふ

○金澤西根邑　大曲屬鄕十三村内

○里正　長左衞門　佐藤氏也
　　　　嘉右衞門　久米氏也

○金澤東根といふ村の有ルにおし並ていへる村號也、此金澤西根は大曲長鄕（おやがうのさと）に道知（みちのり）二里餘町亥子の方に中りてあり。當村の東は金澤、西は平鹿郡角間川也、同黑川、北は藤木にしていと近く隣村也。

○耳取といへる字地あり、享保のころほひまで家三四戶ありし村ながら、今は田畠の字となれり。三河ノ國郛田ノ郡乙川ノ莊小豆坂古戰場なりに近く耳取堤（なはて）といふ處ありて、日暮て通れば耳取りといふへんぐゑ

のもの出て、人の耳を引切ッて去ぬといふ。實は寒風いや吹て耳の凍凝切ルる斗リおぼゆるを、しかいふより耳切の名ありといへり。此西根の耳取も、さるよしもやあらむかし。享保郡邑記に、「平鹿郡横手川際リ向は同郡下境村、黒川村、百萬苅村古名百曲リと云ひし也角間川村古名河隈川といふ黒川村は田畑入合也。金澤西根新田と云は當村地形之内開せし地也、正保四年のころ御竿入て別村と成る。」云々と見えたり。

○本田村

○郡邑記に金澤西根家員廿五軒とあるは、今云ふ本田村の事ならむかといへり、同書に本田村なし。此本田村今家員十二戸あり、保長地面といふ處もありき。當村、菅谷地の東にあたれり、むかしは菅谷地も同處なりし地か。

○觀世音ノ堂　ノ祭日四月十七日○齋主飯詰村ノ久米正左衞門。

此觀音ぼさちは元來又兵衞といふ家に祀りたりしが、又兵衞後無して、今は久米氏が家にまつり奉る也。

○菅谷地村

○むかしは眞菅多かりしより云へる名にや、此村郡邑記には漏たれば、本ン田ンと一村なりし事いちじろし。家員七戸、本ン田ンの西に在り。

○熊野堂村

○いと古き熊野ノ神社あるをもて、しか村名とは呼ぶ也。郡邑記に熊野堂家員二軒と見ゆ、今家五戸あり、古來西根たりしが、今分村て新西根に入ル也。此地は新西根村ながら、人は本西根村の人也、其内社家一人は新西根の住人也。

○熊野權現　新西根邑の鎮守ノ社也○新西根村神主佐々木筑前正。

此御神本ト西根に社地あり、もとも舊にし御社なれば、此一ト卷の名を「杜濱木綿」とかゝふらしつ。なほ由來もあらむ、そは新西根村の條に擧べし。

○雷公社　石神也○西根村齋主行廣總左衞門。

むかし此地に霹靂祭せし處といへり。

○八景村

○此邑八景とあればとて、八景ありて、淡海なンどの如に風景面白キよしの名にはゆめ〳〵あらず。八景また八卦なンど書て、はつけい、はつけと通はして、妄に假字にしるしたる也。此八卦といふ地名いといと多し、もとも武藏野に、うらべかたやきのたぐひにはあらじ。武藏ノ國豐嶋ノ郡には占方といふ村號あれど、また此處の八景、八卦は、もと坡峪などとて山の坡破懸、川のはぶかけなンどの俗語の急語て、そをはつけとも、ばけともいへるにや。バツケは廣平たる事をいへり、盲瞽の語る早物語の中に、「大唐の鎌三郎が養たる牛ノ角、本トばつけに末ばつけ。」といへり。また世にいふ化物といふも、いと少なる物甚大

に變化をもて方言名也。此八卦村今家十一戶、熊野堂村の西の方に在り。此村に水田墾の時、向氏、澁江氏、此兩家の御さし紙をもて新墾成就て、文政元年に御竿入りしぞ創めなる。

○石町村

○同名平鹿ノ郡八幡村の枝鄕に在り。

○神明宮　祭日四月十六日○神主新西根ノ佐々木筑前正。

此神社は古來鎌田平右衞門といふ家に齋奉し神祠ながら、鎌田が家みな廢亡て後なく、今は此社を金澤西根一鄕の總鎭守の御神とあふぎ尊奉りて、としごとに四月十六日して、齋屋の夜より人群集にまゐりぬれば、若雄等がうち集て攝待人々に茶な饗應のよしならねど、こゝにうちはやして神なすゝしめ奉るないふ也とて、屋形めけるものをめもあやに餝りて綵竹皷に賑はゝしかりける。さりけれど神前いと迫して、攝待てふ事するに少かにして身じろぎもならねば、中古に生ひたてる杉あり、此杉だになくばこゝろのまに〳〵あそびて人にも聞せ、吾らも樂しからむと、此杉伐てたうびと、一とせに百たび千たびも願ひたつれど、保長、ここ處の木ならばともかくまれ、神の杜に生ひたてるはみな神の木也。そを、おのが心としていかでか伐倒しなむ、恐き事とてその願ひ云ひけちて過るに、一とせの春の末つかた雷鳴ひらめきて、かのわづらひと成りつる杉に霹靂して、其杉は筅帚の如に成りて枯れたれば切りつ。人々、まことに神の御心かなとことさらに齋食して、御神恐み尊めりといへり。かくて若男等いさみたち、三絃、橫笛、つゞみうちませ、としごとに攝待

の賑はへる事といへり。神はいづこもおなじ神なから、人の心によりて神の御意もあらはれて、いちじろき事もありけるものか。

○二ツ柳村

○二本柳の村の古名に二ッ柳といふ地あり、二ッ柳は古木の柳二本ありつるよし、また二本柳は此郷より分村の地也といへり。郡邑記に二ッ柳村家員七軒と見ゆ、むかしより家今も七戸ある村也。

○笹巻村

○笹巻は、もとも篠の葉をもて包て端午に貢しよりいへる村號なりといへり、出羽、陸奥にては菰の葉、茅ノ葉にても包ず、みな篠の葉に卷て笹巻と云ひ、また笹粽なンども云ひ、さゝ卷、茶筅卷、菱卷なンどの品はあれど、茅をもて卷ク處今はまれ也。郡邑記に家員三十六軒、今廿二戸あり。此笹巻と大久保との間に葭岬といふところあり、夏の頃沙虱多クて人なやめり、いつこにも多かる虫也。越後國の信濃川のあたりにも有り、其國人は嶋虫といひ恙虫ともいへり。笹巻村に繼田平左衛門といふ舊家あり、繼田はもと佃田にや、此繼田平左衛門、糠淵の澁谷ノ重三郎、藤木の澁谷七左衛門の上祖、此三人出羽國山本ノ郡に落來りし人とら也といへり。繼田平左衛門が家に古記錄あり、そは此奥に臨書て擧る也。

○大久保村

○姓にもあり、また國々に多かる名也。上大久保、中大久保、下大久保とてあり。上大久保に綱舟あり

て、角間川の肆に往復によるべあり。郡邑記に家員十八軒と見ゆ、今は上大久保に五戸、中大久保に七戸、下大久保に十三戸、合廿五戸あり。平鹿川の流の岸なる村也、いにしへは繁榮の郷にして、むかしは神のいまそかりし處也、そを古八幡と申なり。

○舊社八幡宮　此神地、下大久保村に在り。其いにしへ、金澤八幡宮を鎌倉の鶴が岡より遷して御造營ありしかば、遠近の人詣奉れど、遠く住む老翁なッどは、遠ければ是うちなげいて遙拜奉れば、此事を金澤の神官大宮司に人むれ來て一向に願ふに、うへなる事とて應仁、文明の頃ならむか、きよらを盡して金澤の八幡宮を遷しまつり、佐藤治部太夫末丹後に至り後なしといふ金澤の下社家を附て是が祠官たりしが、元亀、天正のころところ〳〵亂レて此神社も退轉はてて、唯その神跡に彌陀の種子ある石のみ一ッ立り。其梵字石を、今は石町村の神明宮の杜にうつせり。古老の傳話に、寶暦の元の頃までは少社に、さゝやかなるみやしろ有て、そが神室の内に神鏡納りしが、いつとなくうせたり。またいふ、その神鏡は今角間川村なる喜福院の後なる八幡宮にかゝりぬ。そのよしは、八幡の神鏡は一面にてあるべかりしを、此八幡宮には二面ノ神鏡かゝる、正しく大久保の八幡宮のみかゞみにこそあらめといふ人あり。また此杜に天燈の杉とて夜毎に天燈降る大杉ありしが、神社もあらねば神おはしげもなく思ひつゝ、其齋杉をも誰れ伐しさもしらずこりて用ひ、薪ともなしつ、恐事かな。また此古社地を、こたび、いにしへさまに齋奉らまく保長心を合せて、淺からず志シをおこして尊みかしこみ奉る事、またたぐひなうぞ聞えたる。

○萬願寺村

此地にいにしへ萬願寺といふ寺ありつるよし、酒にもしかいふ名産あり。享保郡邑記に此村家員十六軒、今は上ミ下モの村合せて十五戸ぞありける。

此村に住む久米平四郎が家に牡馬の玉を藏む、玉の大サ鶴ノ卵ノ如、つや〳〵として斑文也、へいさらばさらならむか。へいさらばさらは鮓荅（きくたふ）の蠻名なりしといへり。倭訓栞に、雨を祈る事は輟耕錄に見えたり、武州雨降山の雨降明神に鮓荅あり、大サ鵞子の如し、旱魃の時は此（これ）を山上に持行キて術法を行へば、雨降らざる事なしといへり。或は本名へいさらたはさらだにて、飜じて雨金剛、雪金剛也といへば、雨を祈る時の唱ふる辭を名とせるなりともいへり。今や小童の雪やこんご、霰やこんごとよべるも此レ也とぞ。梵名へいさおるべつにあるといふ。金剛石、梵語跋折羅（バサラ）、名義集に見えたり。鮓荅は諸獸に在りて、今の世に多きは馬の石糞也。形色種々あり、其大なるは西瓜の如きに至る、牛の鮓荅は甚稀なり、色黑く光彩ありて觀つべし。日本紀に、むじなの腹より八坂瓊ノ曲玉を出すと見え、狐ノ火を逐て鷄卵の如き玉を得、又狐の弄せし玉を追落し、又死狐の頭中に指頭ばかりの青玉を得たるも、天文の頃周防の國氷ノ上山に穿山甲（せむざむかふ）出て、ある時石玉を吐といひ傳ふ、皆鮓荅の類也と見えたり。今此萬願寺村の久米氏の所藏玉は、なにゝまれ見るべきものなり。

○谷地中村

○谷地中はいと〳〵多かる村號也、谷地は鎌倉の谷に通へど、義いさゝかことなれり。此國にいふ谷地は東海道の邊に湫、また湫原なンどいへるにひとしき地也、大久傳、細久提、また長久手といへるも古は湫にして、此國にいへる谷池、谷地中の事也。郡邑記に下谷地中とありて家員十二軒と見ゆ、今々上下とありて家十一戸ぞ有りける。

○稻荷大明神社　　祭日四月九日○齋主久米嘉右衞門。

此神社は久米氏の林泉の中、木ぶかき内に曲池の汀に座り。また此久米の家にいと〳〵ふり座る三尊の阿彌陀ぶち座り、扉には二尊の像を畫り。此三尊は法橋の佛工定朝なンどの作レるにや、なにゝまれ妙工絶妙也。そも〳〵此佛軀は、松前福山ノ城主源朝臣某君光善寺の住僧に賜たる御佛なりしが、出羽ノ國山本ノ郡飯詰ノ鄉野森ノ城主粂ノ又左衞門尉行宣に七代の孫にて、久米又左衞門行督といへる武士、松前の光善寺ノ住僧をになう惠み財を施し、つねの音信さへいと〳〵厚ければ、かの僧の記念也とて贈りし三尊也。久米ノ行督隱居て槻樹といふ地に居住て、寶暦九年己卯閏七月二十三日ニ卒ス、法名現好院淸譽淨巖居士、妻は六代目行重ノ娘也。此七代の後孫より分家にて、又左衞門行督は久米嘉右衞門行篤が四代の上祖也。此嘉右衞門所藏て笑尉なンどの兩面あり、妙工なり、春日の作也といへどそはうけがたし。家系は飯詰の本家にひとし。久米嘉右衞門も里正にして、佐藤長左衞門と役を同志せり。

○今　泉　村

○享保郡邑記に家員廿二軒、今も廿二戸あり、官舍一戸あり。今泉といへる名國々に多し、また姓にもあり。此村に里正長左衞門居住り、寺地といへる字地あり。

○稻生大明神ノ社　祭日九月十日也○齋主佐藤長左衞門。

元文、寛保の年ならむか、梓巫女弓弦を叩て、年ふり奉る稻荷明神の神祉ありしが、いつとなうこぼれはてたるを恐ともえしらで家たり。是いとはや興し建べしといへり。こはいかなるよしならむといふ、家の刀自の物語に、そのむかし甚兵衞が居住たりし地面に稻荷ノ社ありたりしが、此甚兵衞後なくて、地も佐藤氏の地と兩地今は一片になれば、稻荷の社はなくてやはあるべき事也といへり。やがて一宇の神社を建てけるに、またあるとし病者ありなんど不祥からぬ事どもしげしげなれば、梓神子弓にかけて、いかなれば去年は稻生祭せざりきと、家の末なる五郎七といふ男に告てしらしむれば、こゝらのあがものもて奉り、かくて後は幸なる事のみ多かりしといへり。

○釜蓋村

○平鹿ノ郡八柏村ノ支郷に釜蓋村あり、此西根の釜蓋、郡邑記に家一軒と見ゆ、今は十戸あり、新西根三戸、藤木一戸入合の村也。平鹿郡釜蓋は寛文六年の創めの村也、家八軒、文藏開村五軒、寛文七年に文藏といふ者開たり。また同郡田村の枝郷に釜蓋村あり、八柏村入交りて家六軒、正保四年に開けたりといへり。また古老の傳説に、平鹿の釜蓋の人仙北郡に來りて新墾せしゆゑ、此方にも釜蓋村はありけるよ

しをいへり。

○百　目　木　村

○百目木村はいづこにも〳〵有ける村名也、家員古九軒、今十二戸あり、内一戸寺也。此村に出川と栗谷川の流も落副ひて流る小川あり、寺は東本願寺ノ末派也。

○等心寺

○百記山等心寺、開基は勇士にて行信といひし、故ありて出家天文十一年に遷化す。開祖より傳ふ蘭金錦の袈裟あり、そは陣羽織をたちて縫ひしといへり。みちのくの舞草がうちし、かねよげなる横刀もありたりしが、うせてなし。また、むかし鑄たりし洪鐘は破れて撞ど音聲せねば、近きに作鑄あらたに掛む欲すといへり。當時十世現住ノ僧名釋行善也といへり。

○切　上ヶ　村

○大曲西根村にも同名あり、またこと處にも切明ヶなンどの地名、山林には多く國々に在り。家古來三軒今四戸あり。

○下タ　鬮　村

○鬮は鬮舍にあらず、れいの埭堰を淸言いへる也。享保郡邑記に此一村端たり、新西根入交りて家八戸上堰、下タ堰あり、横手川堰入れて上堰は新西根村、下堰は金澤西根の水田にかゝる水也。

○千間谷地村

○郡邑記に千間谷地家員五軒、今ハ十九戸あり。また飯詰村五戸、また新西根村二戸混雑たる一郷なり。

○稲生明神ノ社　祭日(マヽ)　齋主正左衛門 松右衛門。

○富士淺間權現　祭日五月廿七日○齋主三郎右衛門。

此御神鎮座(しづもりませ)ば千ン間ッ谷地といへるか、千間谷地の地名をもて淺間の御神を齋か。

○町田村

○郡邑記に此村見えず、家十五戸あり、また新西根三戸、飯詰二戸入交たり。町田は姓にもあり、雄勝郡小野に町田長左衛門某といふ武士ありし事、古軍記に見ゆ。山田、里田、濱田、町田あり、町はもと田ノ町より町の名ありて、今は肆市(いち)に町の名あり。

○糠ノ淵村

○糠盛、糠塚は多かれど糠ノ淵は少(まれ)也、陸奥國に糠ノ部あり、これを諸書に謬りて糟部とのみぞ書記シたる。古家(もこ)十四軒今家十戸なる也。

○地水權現　祭日八月十四日まつよひ祭也○齋主重三郎。

此社は雷公を齋るとも云ひ、五穀を守護(まもる)御神也ともいへり。

○土位村

○土位(つちくらゐ)は土喰より轉語辭(うつれる)にや、また土の上品(よき)を美尊(ほめたゝみ)て稱(よべ)る地か。雄勝ノ郡に土倉村あり、土倉、土山、土淵などはいと多し、土位は珍らし。古家三軒今一戸、新西根四戸あり。

○菻澤村

○此菻(がつぎ)といへる字(もじ)は草の林をなせる義もて、城介實季朝臣の作なし給ふとなもいへる、秋田ノ郡土崎の湊に菻町といふあり。此菻澤に藤木、西根、新西根合て、上下家十六戸ぞ有りける。

○板杭村

○平鹿ノ郡下モ境の枝鄕に板杭(また板杙村に作る)村あり、仙北ノ郡の板杭村は藤木村、畍にて藤木村四戸、西根村一戸ある入交りの村也。

享保郡邑記に、平鹿ノ郡横手川切リ向ハ同郡下境村、黑川村、百萬刈村、角間川村也、黑川村は田畑入合也。金澤西根新田村と云は當村の地形也、内開上ニいたし候、正保四年御竿ニ別村ニ成ル云々と見えたり。

○横手河の流を通行(ひき)水田を佃る勲功物語

○平鹿ノ郡旭川(またの名を朝倉川といふ)はそも〳〵御嶽(鹽湯彦の御鎭座式の御神なり)のしたゞり、あるは弓投嶽なンどところ〳〵の溪水も落副ひて瀧とかゝり、瀨と流れ淵と淀ミて、旭嶽の山脚あたりより朝日川といふぞもとも古き名なる。そは、並てはさらにそれと知れる人なくて朝倉川といひ、なめては横手川とのみぞいひ流したる。此川水を近き世にところ〳〵にひき流しもて新墾して、こゝかしこにて今は良田多くて上田(あげ)、窪田、山田、里

田、いく千町となう水ひきわたしぬ。それに堰埭の源には亂杙うち渡して堰を作レり、それを埭根とい
ふ、埭根は瀬柵根の義にや。此横手川に七戸の水口あり、そが内に五ッの水門堰根なといふ也あり、其五は平鹿郡
に屬ふ、また六七の堰根は仙北ノ郡金澤ノ兩西根に亘レり。〇一ノ堰根は横手邊の郷田に掛り〇二ノ堰根は、
同郡八幡村をはじめ數ヶ村の千町に亘る也〇三ノ堰根は同郡上境、下境の兩村に入る也〇四ノ堰根は同
郡三原新田村にかゝりぬ〇五ノ堰根の水は同郡黒川村の田地にひきぬ〇六ノ堰根上ハ堰といふ此水は仙北ノ郡金
澤西根、同新西根兩村の水元也〇七ノ堰根下タ堰といふ此堰根の水も、ともに金澤兩西根の水田に落して佃りぬ。
古來も、しか此兩村の水かゝり乏からず村民豐に賑ひたりしが、卅年已來二三四五の堰根水留甚堅固造
りなして、少の漏水もなくて此兩西根ノ村民の大なる憂となりて、文化九壬申年より文政七甲申年まで十三年
九ヶ年は水涸して田面乾割て、兩西根の良民の命は米苗とともにかれはてなむと、うからやから朝夕う
ちなげきかなしめば、公儀に此事をうれへ奉りて願上れば、ねがひのまに〱平鹿ノ郡明永村の内一の
坂といふ地の溪間、葮澤川といふを堰留て、人夫あまたが力して大堤を作レり。文政七甲申年の冬より創り
て、おなじ年の十年丁ノ亥ノ六月まで既に二萬人の人歩を足して、からうじて此堰埭柵やゝ成就ぬ。此願
ひまたくして諸民のうれへを助ヶ給へと、保呂羽峯の御神、鹽湯彥ノ御神、また一の阪の三熊野ノ御神に唯
一向に此兩西根村の保長、頭百姓、小戸にいたるまで祈り奉れば、おぼろげならぬねきことを神もめぐし
とみそなはすらむ、まことに神の冥慮ならむ、神變なる事のみぞ多かりける。家埭とて、内の高サ一丈五

竪六寸五分横一尺二寸五分

其、一葉

○継田平左衛門所藏

竪一尺六寸八分　横一尺一寸五分

其二葉

○継田平左衛門所蔵

一此度従小野寺遠江
守方遠藤新右衛門
被仰遣候申事候方
宮崎申、蔵右衛門
尋候、其外諸面
成共可申候、
御分別尤文如此候
文禄元　[illegible]
奥州六郎　[illegible]　嘉和（花押）

竪七寸五分　横八寸五分　其三条　○継田平左エ門所蔵

竪六寸四分　横七寸四分

其四葉

○縫田平左エ門所藏

一天文廿三年ゟし
秋ゝ村名田年貢入ゟ
帳ニ見ヘ申候　寅
子八月廿日
金沢權之助（花押）

竪九寸四分横六寸六分

其八五葉

總田平左衛門所藏

其六八葉」

継田平左衛門所蔵

金澤西根一郷地形之圖

六尺斗リ屏風立の如クに掘り下ケて、松岡山より出し長吉といふ金堀、竅樋の口にはたらき居ルに、冠梁より山鳴りて大岩一つまろび落たり。長吉身をそむけたてるが、露も身にさはる事もあらで、長吉が立る脚邊四五寸前に、ござりと土うち窪ミて落たり。うち見をるこゝらの人とら、身に冷汗して魂身をはなれたるこゝちして、息もつきあへずぞあきれたる。まして長吉は死たるこゝちして、こはみな神のみめぐみならむと保呂羽の御神、御嶽の御神、一の坂の御神に、ゐやびぬかづき奉りしとなもいへる。また横手の倩人、たのみこしたる人夫の老人、いかゞしたりけむ、一丈五六尺ノ高處ょり眞逆に大谷の底に落入りたり。こは、死たるならむと人々さわぎて谷に下レば、しはしありて、人ごゝちおぼゆとて谷そこよりよぢのほり出て、身の内つゆもそこねず、また身に痛なしとて、せし業にまたとりかゝりぬ。まことにたゞこゝにてはあらざるべしと、人々いよゝ御神達を拜み奉るに、また西根村の人足藤兵衛といへるもの、山ノ上にて土堀りうがちはたらくに、坡突とて崩落る。此土石の下に身を埋れ人々土かいあばけど、しまらく息絶てけれどもやがてもとのごとく、また調度とりてはたらく事さきのごとし。また戌のとし、竇眺の内にはたらきいざ出て息ひ煙草飲ッとて、あな堰の内よりみな〳〵外に出しとき、水貫穴のつめ木おのづからぬけて其音雷霹靂如にして、穴堰の内に水みち〳〵あふれて流れたり。こは、たゞ一足おくれて出たるものならば人みな此水に溺レ死ぬべかりしに、かゝるわざはひをのがれたるこそ、まことに〳〵神の助ヶ給ふならめ。今おもへば、風いさゝかもなくて堤の水のたぶ〳〵と大浪のうちしが、

是もて神の告ゲしらしめ給ひしならんを、愚なる身はもともえしらで穴𡍄には入りしが、神の手を捕り引キ上ゲ給ひし事にこそあらめと、恐みかしこみ尊み、みななみだ落シぬといへり。なほまた、いつも〳〵身いやだつことの物語のみ多かれど、さばかり久しうあらばたらきせしこゝらの人とら、身につゆばかりそこなひもなく、としごろの大なる願ひ、あまたの人の心のまに〳〵かなふなるは、いのりし御神達のみめぐみならむと、百度千度その山々嶽々をいや拜みて、やがてその御神山にのほりてみな〳〵復祭ぞせりける。うべも兩根村二千三百餘斛並ニ新西根村千三百餘斛ノ佃田、合テ三千五百石まりの田地の面に水ひき任(まけ)て村民やすく、うゑ耕シ佃りけるはこゝらの人の勳功といへど、實は神の神德にこそあらめ。

○金澤西根邑總家員二百十六戸　○同人員千十八人　○同馬員六十五匹。

○二本柳邑（ふたつ柳生）　大曲郷、十三村之内大尾　○里正　藤八　岡川氏也

○二本柳、三本柳、四本柳、五本柳など多し。二本柳村古名二ッ柳といふ、平鹿河向南也家二戸、河北の方に七戸あり、合九戸也。此村東は金澤西根の石町村、西は平鹿ノ郡黒川、南は黒川惡戸、北は西根の二ッ柳に中レり。大曲西北三里、金澤東方二里半、角館北方七里餘町あり、角間川南方平鹿一里餘町あり。○郡邑記云、二

本柳家員八軒、當村惡戸之義春中迄は平鹿郡境横手川際、川向は百萬刈村ト境也、黑川村之内開仕候までは相違ニ候、右在所は當村之內ニ候。當村は御黑印高之內高十七石八升六合也。横手川押切リ罷成リ川向ニ候、古來ノ古川にて唯今川向ニ候、右在處は平鹿郡境也云々と見えたり。

○神明宮（金澤西根の御社也）　此御神は他鄕の御神ながら一村に社さらに無クて、金澤西根の鎭守ながら、共に詣て二本柳の鎭守とも尊みをろかみ奉る也。

○二本柳邑

○總家員九戸　○同人員三十三人　○一鄕に馬なし。

文政十年丁亥八月廿五日かきをへたり。

露花婦ノ一卷　　大曲、屬鄕十三村共十四邑也。

月出羽路仙北郡
六郷本高野
上巻

○ 六郷本郷高野邑及屬郷二村

○にでこの寒泉　　○本郷高野邑

○はたおり好井　　○川内池邑

○つるまき妙美井　　○本館邑

にでこのしみづ

○六郷高野邑　十七箇村の親郷なり　　○里正　郷中市兵衛　岡田氏
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　驛路庄五郎　竹村氏

○此郷を六郷三村といふ、そは高野(かうや)、川内池(かはないけ)、本館(もとだて)、しかり並て六郷といへる也。また、享保郡邑記ノ六郷

高野ノ條に六郷村と改名云々、市ノ日は月に二四六九の日なり。高野に驛舍あり驛馬は此郷に役む、古來馬町、米町、上町、大町とて四坊たりしを、寛政ノ年中より本道町、荒町、新町（此町川内池村に在る也）しか三町加りて驛路の役あり、此由來をもて今は高野七町とは成る也。往古は六郷に町々もいと多かりし事になむ、驛路往復は高野、川内池也、本館は大曲りに出る坪館街道也。享保日記に、六郷高野より「金澤へ一里十五町二間、大曲へ二里十三町八間、花館へ二里卅二町四十間、角ノ館へ五里七町四十三間、角間川へ一里十六町。」と見えたり。そもそも此六郷といふは武藏國に在る名也、道中記には玉川と出、また行程記には六郷河と見ゆ。此を倭名抄に相摸ノ國愛甲ノ郡に玉川あり、また六座あり。ろくざとは六座を湯桶によみたるがろくがうと訛り約るなるべし、此川の水上は、さがむと、むさしの國畍なれば、しかいへるなるべし。また賀茂ノ大人眞淵の翁ノ家集五ノ卷岡部日記の件に、「あはれみやこに在りつるころは云々、東路にありと聞つるふしのねを夕日の空にかへり見るかな、となかめて、かぎりなくとほくもきにけりとわびつるには、かはれり。ろくがうの渡は玉川にぞあならむ。和名抄に、此くにゝ六座ノ郷あり、同し所にあらずや此水上に多婆河といふ里ありといへり。ことばのすみ、にごりにつけて、ふるき名になる事なほあきらか也。さがみ川は今は、ばにふといふ、古の道はいと北の方なめれば、此水上やむさし、さがみのさかひならむ云々と見えたり。此六郷といふ名は、むさしにまれさがみにまれ、其地よりこゝに摹し來つる名にこそありけめ。

○此六郷の舊社、舊寺、舊家等に古記輯錄もいと多かりしかど、萬治三年庚子三月廿三日風あらかりし日に六郷みな回祿して、あらゆる古器重寶ども丶灰塵となりて傳らず。さりけれど、此ところ〲に散殘り、あるは此郷の老の耳に聞止りたる古語どもも聞あつめて、「似手兒能寒泉（にてこのしみづ）」といふ一卷の內に擧る也。

○慶長七壬寅年城主六郷兵庫頭殿常陸國に遷封（うつり）給ふ、同としの九月のころほひ、闐信公（てむしむ）（佐竹常陸介義重ノ朝臣の御事なまたし奉る）かの故城を御隱館となして御居城と定め給ひておはしけるが、慶長八年癸卯十月の事になむ、仙北の先方小野寺家の浪人あまた、處々の土民どもをうちかたらひて一揆を催し、其徒一千餘人を二ヶ手に分ちて、六郷の御居城にゆくりなう押寄たり。城中には御多勢にあらず、ことに不意の事にしあれば、閧聲を聞やいなや町人百姓、また一向宗門の法師等、取るものもとり敢ず命を捨てはせあつまり、御城を堅固（かため）て守り居たり。一揆の奴童（やつばら）、是を憎しとや思ひけむ町構へに放火せんとはかりければ、鄉人等、弓矢、鐵包を雨霰の如く放ち粉骨を盡して防しかば、また町人百姓のうち死もありつるよし。なほ御居城の諸士も打出給ひて御防ぎ戰ひ、一揆の內に名あるものども討とられければ、漸一揆も引しぞかむとせしとき金澤にや聞えたりけむ、佐竹將監殿、大塚氏を始として、御援兵にぞ馳せまゐりける。また大曲よりは梶原其後詰に馳來ける頃は、一揆等も戰ひ負けて、ほう〲のていにて六郷の東なる明傳寺野といふ廣野に引たりけり。それより後は、右往左往に落行けるとなむ語り傳ふ。此時御城方も手負十餘人ばか

り、また太田丹波ノ次男は、うち死せしよしをいへり。かくて此一揆ども餘波なく退散せし後、寺院、町人、百姓どもみな〳〵御城中へめし出され、その御賞としてやがて恐多も御酒頂戴まつり、また世にありがたき御上意をもかゝふりぬ。是に依て他郷の御隱居領御知行地もあるべけれど、此六郷の三郷は御納戸御藏入ﾘ御田德米と稱て、貢皆濟の時は御臺所に於て恒例御盃をたうばりて、むかしより御納戸百姓と唱へ來りさふらふよし也。此一揆蜂起の事は永慶軍記卅六卷に、山北六郷の城に義重居住し給ふ處に、山北の先手のものども、こころ〳〵の郷民を催して一揆を起し六郷に寄來る。其者どもには秋田兵庫ノ介、眞壁久右衛門、茂木左衛門、岩屋甚九郎、猪野岡小太郎、大御堂彌五郎、鳥海彌八郎、同市五郎同酉之助、大築地又二郎、戸波總右衛門、照井八郎、境喜太郎を始め、千餘人二手に成て取かけ無二無三に攻め近く。城中よりは一番に中川宮內弓取て駈出て、さしつめ引つめ射たりけるに、眞先に進みし奴原五六人射臥たり。同上遠野隱岐鐵炮廿餘人、追手口にかけ出る。一揆も町構に取着放火せんとしけれども、町構の奴原弓鐵炮を以て能く防げば火を放つ事不叶して時をうつせば、其ひまに當番の武士二三十騎かけつゝき云々身命を棄んとのみ追出し追ひ入られ相戰ふ。中にも田崎相模腹卷斗ﾘ打着て、籠手、髓當もせず大長刀をうち振て、一揆の中に名あるものと見えしを一人薙ｷ倒せば、次に土民二人不透切て入を、一人は片腕打落し一人をば眞向を打割たり云々。搦手より攻入むとする徒黨等をば、高畑といふ者弓取てさん〳〵に射る。次に赤羽根信太、太田父子三人突て出れば、田中備中守下知して足輕どもに

鐵炮うたせ、時をうつし相防ぐ。一揆の勢も爰を專途と攻ければ、太田丹波が二男討死す。斯りけるほどに此事金澤へ聞えけるに佐竹將監義賢、大塚權之助、郎等に酒出主水、關豐前、大窪又市、國安縫殿助、高部孫兵衞、柏肥前を始め五六十騎、兵蹄を翻し策を揚て馳來る。一揆ども此由を見て退きける。大曲へも聞えければ梶原美濃守二百餘人、後攻せむと汗馬に策を打て馳着たり。一揆ども散々に戰ひ負て、右往左往に落行けり。」云々と見えたり。此鄕の古老の傳說と永慶軍記とは、大同小異ぞせりける。

○義重朝臣六鄕の御居城におましましゝ頃は、御北城樣と稱奉りたるよし。また近鄕隣村に在りつる寺々を此六鄕へめし寄せ給ひて、町々も賑ひて竈の煙豐に登り、鄕は城下に準しう時の鐘を撞かせ給ふ、その御代の繁榮おもひやるべし。天樹院公（従四位下侍從佐竹義和公の御事を申ス）郡中を御巡見時は、此鄕ノ栗林八郎兵衞がもとに御旅館をさだめ給ふ。當鄕は村民居住の所ながら今しか時の鐘撞せけるは、闐信公ノ御隱居城の世の餘波連綿つたふ、かの御代の榮ェも思ひ出奉る也。此事郡奉行伊藤直記、吟味役高橋源兵衞勤中にて、鄕中より申上たりけるよし。

○義重公御事此鄕に十一箇年御居城おはしまして、慶長十七年壬子四月十九日六鄕にて御逝去、御壽齡六十六歲、御法號は知足院殿通庵闐信大居士とまをし奉る也。

○六鄕三箇村の御本田御貢米は今も御納戸御藏入り高と唱るは、闐信公御隱居領にて、直に當地に於て御藏入り御上納仕ける御由緒のよし。本館村、川內池村は高野村の屬鄕ながら、むかしは一鄕たりしが

後に此三ヶ村と別れて、みな御黒印を賜りて三ヶ村とは成りて、村號こそ三ッの名に負れ内裡は某事もおなじさまに取統ね、今はた一郷の如し。當驛は御傳馬方年中勤にて、金澤、大曲、角館、角間川、此四ヶ所の驛路也。また三ヶ村の高地方とむかしより交りつとめけるゆゑ、御傳馬方御收納の町々も今は御傳馬方に加り、御傳馬驛場へ加傳馬銀とて、傳馬役所へ某泉といふ銀子をさし出す事にこそあんなれ。

○此六郷三村においては墾、新發の高御藩中へ御配當あるべけれど、御本田御高は御隱居兎の御由緒をもて、むかしより多少によらず、しか御配當の事はかつてこれなき事なるに、寛政のころにかあらん御北家、大山家をはじめ、廿餘人へ三ヶ村の御本田御高の內にて御配當賜りけれど、闔信公御納戸御藏入高の名目これある御由緒のおもむきを、郷方より此事憂て訴詔奉りければ、揚地などいふ字も附ヶ給はずして、如故に御藏入り高に復し仰付られしとなむ。

○また栗森與藤治方へ近きころ御加恩を賜ふ時も、六郷三ヶ村の御本田御高の內にて御配當たまはりしかば、前きに御北家、大山御兩家の時すら、闔信公の御隱居兎の御名殘のすぢをもてもとのごとくに復下されさふらふむねを、高地方より加傳馬銀さし出しさふらふよしをもて、御高方よりも御傳馬方よりも一向にうたへ奉りしかば、うべなる事のまをしひらきと聞しめして原の如に復し給ふは、いともいともありがたきかしこまり也といへり。

○六郷三个村の內に數十箇所の寒泉湧出る地あるなり。そはみな此六郷三ヶ村の御本田をはじめさし

て、下郷數ケ村までも此好井みち〳〵ぬ。こはみな千町八千町の源にして、他郷は旱魃すれども、こゝにはさる愁をもしらざるほどの郷にこそあッなれ。

○古城は往還の北、壺館街道の西の方に中ッて六郷三ケ村（高野、本館、川内池）の中央に在り。こは六郷兵庫頭正乘の古城にして、そがいにし後なむ、當國守佐竹義重朝臣、こを御隱居城となし給ひし事は前さにも云るが如し。本曆、二ノ曆、追手、搦手の形、田畠と成りて見ゆ、二重堀の迹も田地と成りて耕ぬ。此田の面のところところに清水湧き出る也、こは三个村の御本田の水上にて、これも千町の稻田を佃れり。是を他郷の村民等いたく羨て、旱魃の要水のため、樋を作り坡を築て水を湛むはかりごちて此事の訴詔しきりなりしかば、六郷の人々大におどろき、此地に塘を築き水を湛へらむに於ては、此水土の底を潜り貫出なむ。そのときは、あまたの良田みな廢田と成りはてなむかし。さる事もあらば、いかに悔にくゆとも、むかしに復るべきものかはと六郷の郷民此事を恐怖怯き、こゝろをくるしめ御縣令にうれへ申奉れば、縣令ふかく思慮めぐらし、此六郷の俚民の憂もともなる願ひ、重き事にこそあッなれとて、そが願ひのまにまに仰聞え給ひしかば下郷の村民の願ひは空しう、其時池作らむ料に取運びし許多の大石どもは、古城の迹の隅にうちまろびて蔓這ひかゝり、叢に埋れて其しるしもなく、かくいたづらにぞ成りける。そは神の御たゝりならむかと云ひあへる人も有しとなむ。闔信公の御在城の跡は田畠とも耕べきよしの仰をかゝふれども、人々おもふに、故君の御在城の跡を田畠と作ば、こゝらの人馬みだりに踏入り、ふみした

き、あるは不淨たる𦲷のたくひなどもうち入りなむ。恐くも、そも〳〵御遷封ありしよりこなたの上祖のはじめなる君のおほみ跡なれば、いかでかさはあるべき事かはとて、諏訪の社の神官齋藤宮太郎則房といへる翁是を聞て、御城の鎭守にておましませば、熱田太神宮を齋奉らば御城鎭護の神ともなり、また熱田ノ御神は小碓ノ尊、また天群雲御劔とも申々、此蝦夷を防ぎ守らひ給ふ御神にてこそおはしまさめ。

〇六郷高野、六郷本館、六郷川内池と三个村ならびて此高野のみ字音に呼びなす事は、むかし紀州高野山より勸化のために僧下向て此地に旅院を定めたり。もとも此郡の宿坊は高野山の南谷に在る心南院といふ。またこの旅庵の名も、おなじさまに心南院また信南院にも作れりと稱て今有る臺蓮寺の傍に在りしが、亂世うち續きて、かのかうや聖も來らねば、その庵もこぼれはててとし久しければ、今は臺蓮寺の塔中に移し建て、また心南院とぞいふなる。此由來をもて、高野といふ名はありけるものかといへる人の傳說もありき。またこのかうやといへる字は文字こそかはれ、國々ところ〳〵にいと〳〵多かりける名也。

〇また六郷といへる名は、むかし六郷帶刀といふ士、姓は二階堂なるが此鄕の城主たりし、そをもて六鄕とはいへる也。六郷三个村をはしめ西は飯田村より東は六郷東根まで、村々の古帳、古記錄等にも六鄕某村六鄕某村と字ある村々、此わたりに廿ケ村ほどもありけるよしをいへり。また六郷氏の二男家なる金澤權太夫領の其村々は、金澤某と、みな金澤を冠らせたる事とおもはる。今また、金澤の名ニ負フ

村も七八ヶ村もありけるよしをいへり。
○考ルに六郷の名も武藏ノ國六郷より出しか、また六郷家の紋龜甲ノ内に七星也、龜は六甲也、家紋より生(いで)し名にや。また六郷氏或說に六合に團子七粒盛たる形ともいへりなるをもて家紋を制(つくれ)るものか、なほ尋ぬべし。此仙北郡に六郷もあり、玉川もありて武藏にひとし。また寒泉(しみづ)六郷にいと〳〵多く、細かに尋ね記さば百泉も有べけれども、その好井(しみづ)の多かる中に似手兒の淸水といふは、さゝやかの泉ながらいつも增減なき妙美井也。朝夕これを汲む人多ければ此泉を一ト卷キの名とす。
○此郷の古記、また熊野ノ社の舊記ニ云ク、建久年中鎌倉より、二階堂姓にて帶刀といへる人此山本ノ郡山北ノ莊に下向(くだり)て、當國に其苗裔を六郷兵庫頭範義とて此郷の城主にして、七代此地に居住と見え、また或記錄に、六郷伊賀守の館跡あるがゆゑしか名におへり。此殿はもと關東より來給へり、六郷は關東に在る名也云々。また慶長物語には、仙北ノ郡六郷兵庫頭政乘二萬石を賜りて、由利ノ郡本莊赤尾津城に移りける事を記せり。また上祖は至德年中武藏國ノ六郷二階堂二郎左衞門尉道晴云々慶長年中御身方六郷兵庫頭政乘云々と見え、藩翰譜九上云、六郷兵庫頭藤原政乘ハ二階堂信濃判官行忠が後胤彈正道行が男、其祖出羽ノ國北(きた)六郷ノ莊の地頭たりしより六郷とは名のりし也。豐臣太閤ノ世をしろしめされし後政乘本領を安堵し仙北莊七人の中也、所領いかほどゝいふ事なしらず朝鮮の軍おこりし時催促にしたがひて、軍勢を引て筑紫の御陣まではせあつまる。慶長五年の秋は德川殿、奥の上杉退治あるべきとて馳來る。かゝる所に上方にも又軍おこり

しかば、東西よりさしはさみて徳川殿討れさせ給ふと聞えしかば、山北の人々取ものもとりあへず本領に引返す。同國の住人小野寺遠江守綱之は双なき西方(本ノマヽ)(原註)と聞えしかば、政乘かしこに押寄て、同き十月の始めにいたりて攻め戰ふ事五六度、多くの敵を打ほろぼす。御方もうたるゝ者少なからず。やがて大坂にはせ上りて(十一月といふ)徳川殿の見參に入、其後常陸ノ國府の地を給りて移る。大坂前後の戰ひに馳むかひ首を切て獻る(一百一級)元和九年出羽ノ國由利ノ郡を給りて本城の城に移る(一萬石餘)寛文十一年四月廿八日六十八歳にて卒す。嫡子長五郎政勝つぐ。寛永十七年十二月廿九日敍爵して伊賀守に任じ、延寶四年六月晦日致仕して、家を嫡男佐渡守政信にゆづる。政信、萬治三年十二月廿八日敍爵し父がゆづりを請く云々と見えたり。また永慶軍記小野寺與二秋田一合戰之事といふ件に、我身も刈和野を相立和田の境にぞ押寄る。相伴ふ者には角館ノ九郎盛安、六郷ノ長五郎正乘、金澤ノ權太郎、本堂ノ彌六郎、楢岡ノ兵右衞門尉、白岩善左衞門尉、門屋ノ嘉兵衞、大森ノ五郎康道、吉田ノ孫六陳道、高寺ノ甲斐守道近、西野修理亮通俊、朝舞形部、苅和野兵左衞門、堀田、梅澤、大野、關口を始として、其勢三千餘人白瀧長嶺に陣を取る云々。同書四卷岩崎合戰六郷一味之事といふ處に、小野寺遠江守は、最上の謀にまどひて家臣八柏を討て湯澤の城をも落され、孫七郎兄弟をも討れ、其上一門みな心替リ最上に從ふ。剩へ岩崎の城主原田大膳、今は横手を攻落さんといふよしを聞えしかば安からぬ事に思ひ、原田大膳を討むとて議せられける。原田大膳是を聞て、居ながら敵を防がんは武略の至らざる處也、半途に出て敵を追ひ散さむと、水瀬川を渡り新藤

野にて陣を取りけり。小野寺義道は、未だ東雲の明けざるに横手をうち立ぬ。相從ふ軍兵には舍弟吉田孫市、小野寺小五郎、關口能登守、吉田隼人、田村左衞門、八木藤兵衞、黑澤和泉、同甚兵衞、同藤吉、同志摩、久米、熊谷、樫内、金、金子、大澤、落合、嶋森左馬ノ介、菅内記、三村中務を先として六百餘騎、次に六鄕の城主二階堂兵庫頭正則、舍弟金澤權太郎、他の勢を交ず五百餘騎、一里引放れて後陣にぞ扣へける。是は兼て岩崎に一味内通せしに依て、小野寺が裏切せむとの軍慮なり。斯る處に、馬倉右兵衞尉三百人小野寺が陣に馳加る。植田、鍋倉、今泉、川熊は三百人、水瀬川の岸に副て直に岩崎の城を攻むとてうし合す。此勢合て三千八百餘人旣に兩陣其間近くなれば、たがひに旗をさし上て鬨の聲を作て、貝鼓を鳴し弓鐵砲を打懸、爰を專途と戰ふ。横手は多勢と云ひ數度の戰場馴たる兵、吉田隼人佐、黑澤和泉、同甚兵衞、金ノ八郎、毛利三郎、三村中務、嶋森民部、及川玄番、加藤五郎左衞門、佐川伊豫、一向法師に光泉寺、廣德寺を先として一足も引ず、もみにもむで攻めたりけり。原田大膳心は剛なれども無勢なれば叶はず、一陣やぶれて殘黨も全からず云々。六鄕兵庫頭は小野寺の幕下として後陣にひかへたるが、兼て最上に賴れ岩崎に内通しければ心にや懸て待居けむ、小野寺負軍せしと見るよりも横手勢の先に立て引返し、六鄕へは引もやらず、横手の郭に駈入りて町々に火を懸たり。折節風烈く吹て餘煙四方に亂滿せり。義道此煙を見渡し、扨は六鄕心替りとおぼえたり、遁さじといふ儘に横手をさして馳來る。兵庫頭心得たりと云ひもあへず、入亂れて相戰ふ。しかれども横手は大勢也、六鄕は小勢也、正則危く見え

ける處に、舍弟金澤權太郎、神尾町兄弟、太田、佐藤淡路、小田嶋內記、武田金右衞門、おぼえある者ども命かぎりと防ぎ戰へば、味方の討死も少て、其日も漸々暮て兩陣人數を引上たり。軍急にして、小野寺の嫡子左京介二ヶ處迄疵を蒙りける。横手方は黑澤和泉、小野寺小五郎を先として三百餘人討れたり。岩崎勢は古內百助、沼倉喜兵衞を始め六十八人討たる。六郷勢は横手の戰ひに五十餘人討れ、敵をも其頃うちたりしが、六郷の一族神尾町藏人、今朝先手にて神尾町の城を出る時、團扇の前指物ほつきと折れて落たりしを、馬の前脚にて微塵にぞ踏折たる。是を不吉也と餘所目には見ておもへども、大事の門出なれば色にも出すものなかりしが、横手の合戰にも小野寺の家に聞えし樫內淡路に鎗を合せ殿りして人數を引取けるに、いづくより來りけむ鐵砲の𧮂玉眞額に中り、馬より落て、一言とものも云はず死たりけり。此藏人は六郷家にていつも一方の大將たりしが、あへなく死けるこそ無慚なれと見え、同書六卷津輕戶澤六郷馳ニ上關箇原一といふくだりに、そも〳〵津輕三郡は奧州の果なれば、內府公七月十三日に宇都ノ宮より廻文を下給へども、かやうの一亂もあらば諸人に抽て忠戰を勵し、世人の耳目をも驚さんと心懸ル者ともなれば、御陣觸レと聞や否や津輕一族郞等三日が內に馳集ル。八月八日に打立て最上をさして急きしに、途中にて人の云やうを聞ヶば、已前最上に加勢として參陣せし人々上方の虛說を誤て皈るもあり、今は山形に加勢の兵迚は一騎も殘らずとぞ語りける云々。又角館の戶澤治部太夫盛安、六郷兵庫頭政乘山形より仙北へ皈るが、津輕勢上方へ上るよしを聞て、我々も偕や上方に上りて家康公の

御身方に參り、身命を輕ッじ忠戰を勵すべし云々、九月三日江戸にぞ着にける。爰にて聞に、內府公一昨日朔日發馬し給ふと答ふ。夫より江府を立て晝夜を分ず打程に、駿河國鞠子の宿にして後陣の勢に追付き、夫をも打通り嶋田の宿に御陣を召ざるに、御供の人々も嶋田に殘りけり。戸澤、六鄕、大井川の岸に臨みて川の面を見渡すに、此二三日降くらしたる餘所の時雨に水增て、逆波高く漲り流て、わたるべうも見えざりけり。六鄕政乘戸澤に向て、夜中に案內知らぬ川を渡りてもよしなし、是まで追附奉ればば急ぐべきにもあらず、今夜は嶋田に宿陣して明日川を渡し、金谷の御本陣に至り御目見候はむやといふ。戸澤聞て、御邊の申さるゝ段一理あり、されども此水夜の內に落べし、然らば明日は未明に後陣の大勢渡らむ。此川岸に打臨まば、渡したりとも心閑に御目見えも叶ふべからず。其上此川兼て聞及びたる大河なれども、奧の阿武隈や鹿の渡にはよも增ず、川の廣サ十町の餘も有べからず、御邊ッと我とが馬にては何かは渡り得ざらむといへば、六鄕尤と同意して歩者をば明日越えよと嶋田に殘し留て、馬強き者を勝りて障泥を取放ち、盛安、正乘、腰さし挑燈高く付て眞先に颯と乘ッ入レば、是を見て續く兵戸澤譜兵衞を先として、鈴木、佐々木、傳シ、菅シ、毛利、神尾町、太田、小田嶋、田口、長山、遠藤野、鷲野を先として、金谷の篝を目に掛て浮ぬ沈ぬ渡しけり。金谷の御陣にて內府公遙に御覽じて、此河を夜に渡るは、いかさまかれはくせ者成るべしと仰ければ、目附の役人始め貴賤の大勢是を見物す。若ッ渡りかねて歸るか流れ死なば、諸人のわらひぐさなるべしと取々の評判也。折節宵の月曇て河の面眞黑にして、瀨枕

打て漲り流るゝ音瀧の如くなるに、馬の足の立所をば歩ませ深き所をば泳がせ、馬に時々聲を掛ケ、かつて案内しらぬ大川を眞一文字におし渡り、浪を蹴立て一度に陸へ乘り上ケしは、適レ生食、磨墨も是にはいかで増るべき。斯る所に若武者二騎立寄りて、唯今川を渡されたるは誰人にてさふらふといへば、急き馬より飛ッで下り、出羽國仙北の住人戸澤治部太夫盛安、六郷兵庫頭政乘にてさふらふ、遠國に住居、漸々唯今足へ參さふらふと申けり。其後家康公の御前に召れ、兩人ともに遠國より早速馳上る事神妙の至り也、隨分軍功を勵まれよと仰ければ、畏りさふらふとて御前を立て退きけり。宿割の役人より陣屋を受取りて馬の足を休めける。翌日は戸澤、六郷が後勢のものども、一番に川を渡して金谷へぞ來ける。」云々と見えたり。此六郷の後胤、由理ノ郡本庄二萬二千石の餘たりの城主たり。文政ノ武鑑に歷代〇六郷兵庫頭政乘を祖として〇二代六郷伊賀守藤原政勝〇三代佐渡守藤原政信〇四代伊賀守藤原政晴〇五代但馬守藤原政久〇六代伊賀守藤原政家〇七代兵庫頭政村〇八代丹後守政展〇九代大和守藤原政速〇十代外記藤原政朝〇十一代主殿頭藤原政若〇十二代阿波守藤原政純。」とぞ見えたる。往古の居城跡は本館とて、今は水田と成りぬ。中古天正慶長の城址は半は畠と成り、外堀は水田と化りぬ、此事前に委曲に見ゆ。

〇田岡ノ清水といふ書あり、竹村蛙叟吉包竹村慶藏吉幹か祖父也の筆記なり。寛政六年正月十六日、松之介といへるものに稻荷の憑談ありて世にあらゆる事を語れば、くさぐさの事にいらへぬ。そが中に、大曲へ出る壺立街道といふ處に往古碑ありしといふ、是を知るや。答曰、あり。我若かりし時に見たる事あり、大石

にあらず、石面の頭に長といふ文字ありと覺ゆ。今は土中に深く埋む云々。これは別に神ありて司る。其神天下を經回し、今攝州大坂近在、ヒヨフ村といふ家員四五軒有る處に垂跡して、秋田大明神といふ。此神へ訴へ許容あらざれば此石をあらはす事難し。もしわが社を起したてて願のごとくならしめば、われその神に乞てその石の在り處を夢想すべし云々と見ゆ。此田岡清水、田岡ノ稻成は本館村いと近くてあり、今の古城跡の北の方に中りて、田の面六七町も隔て見えたり。あやしう珍らしき事ども此一卷の内に見えたり。

○此六鄕に昔西鳥羽氏、佐尾氏、梁田氏なンどいふ舊家ありし。西鳥羽氏は、紀伊國より其祖來りけるよしをもて家號を紀州屋といふ。そも〳〵此家に、西鳥羽庄九郎といふ札を、馬の首に掛て產れたるもの語あり。良田三千斛斗リを領て日々に庸人來るを、わらを切りて是を算ふ。角館に行クに此道四五里斗ならむか、みな己が田の中を通りしよし。菩提寺は本覺寺にて淨土宗門ながら、其末葉元祿の頃大桂寺臨濟宗也を建立せり。さりけれど其後有るかなきかのごとにてぞ、なほはつかの栖居殘りける。○佐尾は元樫尾氏なりしが、ゆゑありて佐尾久右衞門と名乘りぬ。後胤今平鹿ノ郡角間河の鄕なる梁田幸四郎は、其後なるよしをいへり。元祿の頃まではら繁榮たりし家也。佐尾の祖、本願寺東派なる大谷の御代々死骨內るをさむ甕を黃金以て造りて、おのが菩提所の善應寺に持せ獻りしかば、その由來をもて、佐尾の家にては小兒死とも法名は代々院號たり。そは、こがねの壺を佐尾の祖の獻りし功なり。寺々に畠田を寄よ

附たり、また佐尾慶輿が代に熊野ノ社、諏訪ノ社、神明宮、此三社に四斛五斗ノ當高なり神田を寄附せり、一社に十二俵づゝわたりて、其禾田は川内池村に在り。ある時佐尾久右衞門皇都に上りしに、宿の饗應に鯽の鱧を進め、是は淡海の源五郎鮒の名産也、めし給へといへば、鮒は吾國の八郎潟の名品を恒にたうびさふらへば、さのみ珍しとも思ひさふらはじと進みもやらねば、家のあるじ、此鮒は源五郎鯽とて、そのしるしには骨までたうびさふらふ事也といへば、佐尾是を聞て、こは珍らし、魚丁は犬猫ならでは咋ぬものかと思ひさふらひしが、都にては骨までもめされざふらふかと打笑たるよし。鮒は五郎、八郎いつれも名品也。梁田氏は三郎左衞門とて、明暦、萬治の頃は榮花盛りに高野の米町に居住て、寶暦ノ中までも榮えたりしにや。○那珂氏撰のむかしばなしといふ書に、梁田幽齋と申もの、是は仙北六鄕のものにて久しく京都にまかりあり、山崎門人に淺見洞齋と申者より學び、罷下りて講習いたし候。此幽齋祖父を葬り、先祖を祭り事など敎道いたし候也と存候。其以前は歷々の墓所にも土葬は稀に有之候得共、多くは見得不申候。近來に至り文物漸々開ヶ學問も繁昌仕候故、火葬をきらひ申事誠に大幸に御座」云々と見ゆ。此簗田幽齋より、御國の文學はひらけたるよしをいへり。また京野氏あり、竹村氏あり。京野本苗は鷹ノ觜家より熊野宮、諏訪ノ社、神明宮、此三社に祭場釜を寄附獻る。其釜ノ銘、熊野大權現奉納御神前御湯釜一箇　願主羽州仙北郡六鄕中町京野惣兵衞、新町同與四郎、馬町同伊兵衞　享保三戊戌年五月吉祥日」と、紫銅の釜一口に刻たりけるのみぞ殘りける。竹村が祖は越前の國より來て太兵衞とぞ云ひける、三代

目の竹村太兵衛家次とて、霹靂せしとき雷天ノ社を建立せり。また善證寺の洪鐘にも竹村太兵衛家次とぞ彫たる。また日本詩選安永癸巳十二月平安江邨綬君錫著三ノ巻に、

〇夏日偶成　僧魯州

多病苦ニ炎熱一。蕭然坐ニ草堂一。蟬聲當レ戸噪。松吹隔レ溪長。

庭際年年蘚。案頭日日香。與レ誰言ニ此意一。瞑日到ニ斜陽一。」

此魯州僧は大柱寺の住僧にて俗姓竹村、了齋の次男。

其二　宿ニ全良寺一　竹吉泰

數里山中路。深秋到ニ上方一。池荷餘ニ敗葉一。籬菊吐ニ殘香一。

林晩華鯨度。院閒遶漏長。夜闌參侶少。寒月照ニ禪房一。」

全良寺は矢橋に在り。吉泰は竹村氏にて、同苗慶藏吉幹の曾祖父了齋居士の詩也。また竹村吉泰和歌を好きて風早三位宰相公雄卿の御門人にて、御點の歌兩三首。

〇禁苑春色早といふことを　吉泰

いとはやも柳に見えて時津風まつ吹初る御苑生の春。

〇禁中花

長閑しな風靜なる九重の雲ゐの庭の花の盛りは。

○關　雪　を

なにをまたしるへに越えむふり埋む雪に跡なき足柄のせき。

御點の歌ども多かりしが回祿にあひてうせたり。其後は公雄卿主上の御點をあそばされさふらひしかば、かつて他人の歌見る事はあたはじ、ゆめ〳〵とてみなおし返し給ふたるよしを傳ふ。大桂寺の魯州和尚は竹村吉泰の二男也、魯州和尚と、皇都の相國寺の光源院の住僧維明周圭和尚とは法類也。此維明禪師は梅蘭の畫を好て、ことに梅の墨畫をもはらとして、世の人これを稱して梅和尚といふ。淸人、是をもろこしの土產にもていにしといへり。魯州のしるへあれば、此六鄕には維明の畫ゟうめの畫いと多し、凡梅ノ月見るべきものにこそあッなれ。

○「六野燭談」といふ册子一卷あり、竹村吉明（吉幹の父なり）の隨筆なり。此書は六鄕の新古の雜話、あるはまた他國のくさ〳〵のものがたりどもをも書ませたる記錄にして、見るべき事どもいと多し。

○六鄕の名產に鬼煎餠といふものあり、また金澤にもあり、みな此あたりにてしかいへる名にや。松嶋の紅蓮煎餠の如く大豆粉也。こうれんせんべいは由來いと〳〵多し、そは「月の松島」といふ日記にのせたり。和泉の堺の名產の內に鬼煎餠といふものあり、「和泉名所圖會」に鬼煎餠、むかしは海會寺の前の鬼煎餠といふ、鬼一口といふによりて名附たり云々と見ゆ。そは同名異品にやいなや、しらず。

甲桂寒泉

北

庚 神明宮

辛 南諏訪社

壬 西諏方社

癸 下本道町

古名 三倉町之

（八十）池中山甚蓮寺林泉之圖

出羽道月（仙北郡十一）

圖

甲 似手兒寒泉ハ乙大町の南の方にあり亘一三尺余の泉

六郷第一の名水なるへし

丙 胡桃の

丁 裏町より往復小路あり

六郷古城在仙北高梨郷

甲 熱田太神宮　乙 稲荷社　丙 狐塚

丁 御本丸跡　戊 二ノ丸跡

己 田原稲荷社　庚 田里清水

大曲街道

一 六郷大町　二 龍雲山永泉寺

三 河原地蔵堂　四 地蔵寒水

六 鑓田邑　七 曲橋　八 八坪楢街道

南

六郷兵庫頭正乗古城之古圖

北

東

西

南

稲荷明神

熱田大神宮

御本廓

二ノ廓

○三倉寒泉は、三倉町とて藏の三戸並びたりし處に在りしよりの名なり。むかし佐尾久右衛門此地に別業をかまへ、うち〳〵のしつらひいふべうもあらず、身にはあや錦をまとはぬばかり、木立もよしありげにうゑなし、石立、水落しなンど、またなき奢りをきはみたりし跡ながら、今はうちな、鶍のふしどゝ荒れたり。春は藤咲かゝれば藤清水の名も負べり、また今下第と呼べり。寛政のころならむか小西慶吉匡之、俳諧は小夜庵五明にまなびて名は一樟と五明が付つ。此好井の名も四時泉と小夜庵がつけたり。匡之、林泉おもしろう作りなして此地に住みつるころ、人あまたとひ來けり。享和元年の冬のはじめ、はしがきおもしろくかきなして、

雪に涌て花に閑家なす泉かな　　椿海長翠

また大江戸の狂文堂のあるじ源算木有政のうた。

七重八重霞のつゝむ此景色つゝみてまゝて家つとにせむ。

むつめ三蔵町を
今ハ下本道町の
田ノ下ノ新シキと呼ふ処也
佐尾氏
こゝに別荘と
名へ事ハ
六郡燭談
と云ふ
書ニ見
藤清水ハ
見るべき
処也

月出羽道(仙北郡 十一)

はたおりしみづ
○六郷川內池邑

○里正　門　重　郎元村氏

○東は六郷東根、野中　西は下深井、藤木、南は天神堂、岩野町、野荒町、逆高野、北は六郷高野、同本館なンどの村々あり。東西は地勢廣して三十町斗リに亘り、南北はいと狹クてやゝ五六町にわたれりといへり。此邑の號を加波奈伊祁といふは、萍蓬草なンどの多生る池なる義を以て、川菜池てふ名に負るものなむらかと考ひえつれど、さにてはあらず、往古○荒川此河六郷東根村に今流たりと善衛河此川千谷村に流たりにやあらむ、此二流れの水一瀨に成りて此地に横ぎれ流れて、かの坂東太郎、四國次郎にもをさ〳〵劣るまじかりき。おぼゆス古川の跡東は道祖神山の麓、西は貝の窪のあたりまで凡一里まりも通りたり。大窪、小窪などゝいふ名もありて、其古川の中にところ〴〵低窪みて水渟り自然に池と成りしかば、川中池のよしをもて云ひわたりぬ。川中池は川ハ中カ池の約りならむを、今はた川內池に作りて湯桶よみとぞ成りけるものか。また池中山寨蓮寺といふ山の號も寺の號も、しか此川中池に依てやおもひえたらむものならむか、なほ考へもとむべし。

○享保郡邑記に、六郷川內池村家員九十六軒、熊野宮村人居なしと見ゆ。いにしへは今の熊野ノ宮の邊りに熊野宮といふ一村ありし、其時世は宮地もいと大キやかにて、なほ神威も榮えおましし〳〵たらむかし。

○字地は○赤城○熊野○小安門○嶋田○川內池○矢口○扇田○白山と見ゆ。みな水田の名に呼びぬ。

○明天寺野　いにしへは寺やありけむ、此野は六郷東根の村畔に在りていと／＼廣き野也。此大野は田に墾ず、また畠に耕ど決て悪地て成らず不毛と成れゝば、苗杉をうゝれど繁長、すべなう雜木をうゑにうゝれば、今は狼の臥處となりて此大原に群れかくろひ栖ぬれば、此猛狼のために近邊往來人恐れ讋きたり。此明天寺野におたぎの神の社あり、なほ奥に記すべし。

○往古の肆　○石名館今家一戸あり○湯殿小路今家四戸あり○古町今家五戸あり○新町、古來は赤城町といひし處也、今は家五六十戸もある大町也。此新町、寛政年中高野村に加りて驛路の役ある通リ町也。なにくれかにくれと高野、川内池兩村にて支配けるは、是此三箇村一郷たる驗なりといへり。

○寒泉は　○内清水、臺蓮寺の近邊に在り○上ハ清水、同寺の西の田の中に在り○下タ清水は是も田の面に湧出る也。○機織清水はいと／＼大にして、道のべなれば人も能く知れり。○淨海清水淨海行人の庵の迹に在り○新山清水、いとよき水にて涌出るといふ。○若狹清水二月堂の水に似たる名也、わかさといふ人住しか。また小清水はいくばくとなうところ／＼に涌出れば、かぞふるにいとまあらず。はたおり清水はその名もひろければ、此一卷の名とせり。

○白山姫社　一郷ノ鎭守也、祭日五月朔日○齋主齋藤兵部介。

○愛宕大權現明天寺野に鎭座あり　祭日六月廿四日○別當藤木村常覺院也。

郷中ノ諺話に、近き世に嶋田、矢口と申ス兩字處の田がゝりの水の減くなれば、むかし有りし五十集町の

寒泉之圖

河内池村の鎮守御神
甲白山姫ノ神社ユ
まうで清浄清水と
なづけ浄め行人みな
両新山清水といふあり
むかし新山の神やいつく

後に、新池を築て要水とせまく願ひを立て、しかせり。しかるに此新池の二三町上ミに内清水、並に小清水ども三ヶ處有けるが、此清水の水脈底を潜リて新池を通し漏れ内て、清水どもの涌キ出る事いと〳〵乏しうなれば郷民うち驚き、こは新池深掘りせしゆゑにこそあらめとて、深掘りの處に土かい入て埋たり。しかはあれど同村の事にしあれば、水は互に心にまかせさふらへども、池掘り披を築て清水の筋底を貫き通る事は決、もともえしらざりきといへばある老人のいへらく、清水ある近邊には小穴一ッだにも掘るまじき事也、さる事ありて清水涸たる地むかしよりそのためしいと多しとかたれば、人々此事うべなりとて、總郷民これを禁み相守りける事のよしぞ見えたる。またかの古老の物語にあらなくも、村民一統に此事はみな心うる也。また高野村古城回リへ、下郷の村民等小貫高畑組合五个村より、新池を堀り旱魃要水にせまくひたふるに公にうたへ奉れば、御吟味の上にて此事止め給ふ、御恵み恐し。强て此地に池塘を築かば、ありとある許多の良田たちまち廢田とならむ事は、いさばつゝみよりも甚しかるべしとうち舉りて憂まをし上れば、うべなはせ給ひて今は露の事なう、千町の穗なみ寄せかへり八束にしなひ、治れる世の秋の田の實のぼり榮むことをこひねく、なほ、おほみだからの末も榮えなん事ぞしられたる。

○總家員六十三戸　○同人員二百九十一人　○牛馬なし。

鶴巻しみづ

○六郷本館村

○里正　作兵衛（栗林氏也）

○此邑東は高野、西は藤木、荻ノ目、南は川內池、下深井、北は鑓田、羽貫谷地也。享保郡邑記に「本館村家員八軒○八幡村一軒○大原田村同一軒。本館、高野、川內池三ケ村驛馬也」云々と見ゆ。そも〳〵此郷の草創は後鳥羽院の御代建久のいにしへ、二階堂帯刀某といふ士出羽の國にくだり、此山本ノ郡に保障を築て居城定め、年經て後に其後胤二階堂彈正道晴といへる人、永祿二年に今の高野村の稲荷の岡に新城を築て、しかして後に此柵に移り栖れば、此地なむ、古柵の跡なるよしを以て古館(もとだて)とは呼つるもの也。

○八幡宮　一郷ノ鎮守、御神祭八月十五日○神主齋藤兵部介。

○字地は　○北谷地○鶴卷○大荒田（郡邑記には「大原田」に作る）○八幡○本館○藏の前○猫荒田○道尻(だうじり)（もと堂後などにや。）　しか此字處に、本館村の內にもとだて、藏の前などいへるは、古城の跡に依れるにやあらむかし。此兩村ともに村に家居ありといへども、古來里正並に老百姓はみな高野村に居住せり。またた何事もうち語ひて共に睦び勤役(つとむ)ル村なり。

○田岡稲荷（祭日八月十日なり）の事は「田岡の淸水」といふ書（竹村慶藏吉幹の祖父吉包の書記也）のうちに、寛政六年甲寅ノ正月十六日馬町（馬苦勞町なをしかも作れる也）の板屋總兵衛が子松之助本館村に行て皈るに、五百七十歳になる白狐の託宣ありしかば、そ

甲本舘村ノ西目あたりて

乙鶴巻清水有りて

二ッ石 尖石

のいにしへに在し神の緣日を問へば八月十日なりといらふ。攝津國大阪の近在處にヒヨウ村とて家四五軒有る處あり、そこに垂跡おはして秋田大明神といふ神ませり。此神の許容あらざれば坪立の石碑顯事は成りがたかるべしと話れば、やがて小社を建しかば參詣群集事三とせを經、と見えたり。前にもしかところ〳〵に云ひつるがごと、いさ〳〵長ければ省略て書もらしぬ。

いくちまちいなぼあはぼをつくる子等祈れ田岡の神や守らむ　眞澄。

○古碑、

○永和○康暦○應安なンどの碑あれどもみな梵形種子のみ也。此碑は、安樂寺といふ眞言宗の跡ある地より掘り出し碑どもなりといへり。そは人の墓誌石にや、また羽黑、月山、湯殿、鳥海なンどの神を齋しるしにや、かの寺跡より堀リ得るをところ〳〵にはこびて、林泉に立てあり。また、于時永和とゑりて磨滅たる碑あり、そを壽永とよみて、鑓田村に壽永の碑ありとよみあやまれる人多し。また天神堂村に段錄塚といふ地あり、其處にはいとふるく永治二年の碑あり。此碑に四月十八日とあり、村の人とら此月の此日を以て、此石を水ノ神と祭らまくいたゝきまつれり。

甲 祇園社
乙 千畔永和ノ碑石
丙 永和ノ碑石
丁 鏡田村
戊 白岩谷村
己 叶町村

鐙田寒泉之圖

甲 祇園社

乙 柳清水 上清水とも云

丙 中ノ好井

丁 沼清水

戊 鐙田邑

己 里正太宰門 高橋

北

甲

戊

乙

丙

丁

己

南

○六郷高梺和光山長明寺 東坑一 白字 畔裡之墓誌石

三月上旬六日

(い)六郷高柳山真乗寺畔内墓碑　同拓　同寫

康暦二年七月十二日

並在于同寺之畍内

慶安二年己酉
二月廿日

○さきにもいひし事から、此六郷には福者の家絶すしてむかしよりぞ有ける。その世は樫尾、西鳥羽、小西、鷹ノ觜今いふ京野也いづれも劣らぬ徳者也しといひ傳ふ。六野燭談竹村氏吉明作に云々、樫尾孫重郎は家號を酢屋とい ひ越前屋といふ當代常松より六代已前なるか其頃當所の分限にして隣國にも其名聞えたり。此人つねに語りけるは、豐臣太閤は民間の子たりといへども、其器量によりて天下の棟梁とも成り給ひたるなり。すべて人は、名を後世に揚げさふらはむこそ本望のいたりならめ。假令巨萬の富家と成りさふらひても田舍に在りては尋常の百姓たらんとて、壯年に家蹟を親族の者に讓り上京し、數年の內緣をもとめて若宮八幡宮の被レ補ニ別當職ニ佐々大膳太夫と號し、女子三人出生いづれも堂上方へ嫁しぬ。其身晚年のころ閑居して號を休冠といふ。性得能書にて高貴の風あり、好ンで琵琶を彈ス、其頃下京第一の名人にて、雲客の門弟もありしとかや。其子息は從五位下佐伯朝臣義種と號せり。此六郷へ下りて久右衞門と云ひしは、かの休冠老人の甥也云々。また、當代より三代前の樫尾久右衞門は、休冠の舍弟休也の男也。京都出生にして若年大和ノ國小泉侯に仕官し用人となり、後に侯の指揮を以て京師にいたり、大佛ノ宮ノ法親王の太夫となり益ス立身のさま見えける處に、六郷の本家苗蹟絶なんとす。親類是を歎き京都へ申遣しかば、仍て皈國せり。已前より角館君より當家へ佐尾ノ苗字を百五十石の祿に下され、久右衞門皈國以來御北君へあがり武藝並に武藝の內弓は一寸削を曳き、また鐵炮は五十目、大筒得手也といへり上方の作法を御聞のため御北君へ屢々御めしありしといへり。久右衞門多病にして、佐の字一苗字百五十石の祿ともに別に家を立て讓り、その身は一生御百姓と成て、一生

は夢の如しといひてくらしけるといへり。此人も能書の聞えありけるよし見えたり。

○六郷の産物を詠る戯歌に、　六郷は養榮丸に百清水多い寺々絶ぬ金持。其外にもなほあるべし。

○此六郷に湯川甘草とて種初(つくり)ぬ。そも〳〵湯川の祖は紀伊國の湯川ノ莊司の後胤にて、湯川清兵衛(今いふ湯川丈右衛門也)寛政ノ年中は里正にて、馬喰町の湯川清四郎意喜(よしこと)、俳名を佳笑といへり。此分家同町に湯川龜太郎といふあり、此父　るもの、天明の末ならむか甘草を一莖もて來りぬ。そはもと山生のものを人の與たりともいひ、また旅人にもらひしともいへり。龜太郎も其頃はいと若く、土崎の湊に見ならひに在りて、もとも此事はえしらざりしといへり。かくて後此甘草を本家清四郎が苑に分ヶ殖て、今は秋田の湯川甘草とて名に流たり。延喜式卅七卷典藥寮、出羽國二種、甘草五斤、羚羊角四十具と見ゆ、此甘草は自然生にて山に採りて獻りし事にや、また國々に漢種をうゑさせ給ひし事にや。羚羊角も此國には無キもの也みな漢種也。中古の人山羊をもて羚羊と心うるにや、寛政遷宮記にも此山羊を羚羊にあやまれり。山羊はかもしゝといひ、かもしかといひ、またにくといひ、岩捕といひ、くらしゝといひ、あをしゝといふもの也。敷皮とせしゆゑに、今は氈(せむ)をかもとも訓めり。拾遺集に、鹿(か)をさして馬といふ人ありければかもをもをしとおもふなるべし、とよめるも氈(かも)の事にして、そのもとは山羊鹿(かもしし)より起りし詞也。また禪家の僧の座褥を坐蓐(ざにく)といふも、山羊(にく)といへる獸の布皮よりいひうつりし名ならん、松か枝にねぐらさたむるとよめる歌も此獸の事也。山羊(かもしか)ノ角に鉤(はり)を付ヶて、烏賊の脚をいさゝか副て海上を投ありければ、そを

鰛なりと思ふにや、それにて鰹、鰤なンどを釣る事ある也。またく羚羊は皇國の産にあらざれど、もし此羚羊をもろこしより求て、八丈に在る綿羊の如くに、牧を作りて養ひ給ひし事もありしにや。

月のいではぢ仙北郡
六郷諸寺院之部 上
十二巻

法の眞寒泉 上

○仙北郡六郷諸寺院ノ部

○六郷諸寺院廿一箇寺、一向宗東西合十四个寺、淨土宗二箇寺、法華宗一个寺、臨濟宗一ヶ寺、曹洞宗二箇寺、行人派一个寺。

○吉水山善證寺 一向西派　○松本山眞乘寺 一向西

○一心山善應寺 一向　○大悲山眞光寺 一向

○高柳山眞淨寺 一向　○當所山圓勝寺 一向

○法望山照樂寺 一向　○鎧崎山光圓寺 一向

○慧日山淨光寺一向　○和光山長明寺一向
○地福山廣照寺一向　○花卷山珀淨寺一向
○東光山本覺寺淨土　○池中山臺蓮寺淨土
○長雄山本善寺法華　○福田山大桂寺臨濟
○龍雲山永泉寺曹洞　○本宮山圓福寺曹洞
○醫王山極樂寺行人派　○梅花山修行院修驗宗
○吉水山善證寺一向此寺東西二个寺同名あり。また其外に廢寺あり○安樂寺眞言宗
○天照寺眞言宗共○行人派一个寺。

○吉水山善證寺　西派

○吉水山善證寺寬喜院はいと〳〵古ルく、またゆゑよしありける寺也。二十四輩順拜圖會に、吉水山善證寺、西派出羽國秋田六郷に在り寬喜院と號す。是信房の遺跡にして緣起は盛岡の本誓寺に同じ、廿四輩第十番の席を持り。本堂九間四面、本尊阿彌陀如來慧心の御作。當山の說ニ云く、是心房は源三位賴政の曾孫常陸介宗房の御事也、稻田に於て聖人の御弟子となりて當國に下り、敎化して一宇を建立し本淨寺と號せしか

ど、蓮如上人是を改て善證寺と號し給ふ云々。盛岡及松代の本誓寺の由來とは大に齟齬せり、しばらくこれを舉て後の知識を待つ。」と見えたり。此善證寺の緣起に、源三位賴政の孫親鸞聖人の御弟子となり陸奥國にくだり、一宇を營み建むとこゝろざしけるほどに戰國の時世にして心にまかせず、出羽の國山本ノ郡に來り一寺を建立せりといふ、今の善證寺是也。開祖は是信房にして、南部本誓寺とは開基由緖もおなじからざるなり。また此宗派に吉水といふ山の號多かるは、太祖親鸞聖人、其むかし洛東の吉水法然上人に從ひ奉て專修念佛の宗門に歸依して、綽空と名を改め、後六角堂の觀音の靈夢に感じ善心と變名せりといへり。此師の在し處なれば、しか吉水山の名は多かるにこそあらめ。此善證寺に末山十五箇寺あり、○眞淨寺（仙北郡六郷）○德玄寺（同郡六郷東根村）○圓德寺（同郡金澤村）○淨福寺（同郡千屋村）○淨光寺（平鹿郡横手）○淨德寺（同郡横手前鄕）○專正寺（同郡同處）○西覺寺（仙北郡角館）○正念寺（平鹿郡平野澤）○專光寺（同郡上境村）○正善寺（同郡黑川村）○光德寺（南部花卷）○專念寺（同郡同所）○本淨寺（同國斯波郡室岡ノ里）○圓福寺（同國同郡室岡に在り。）いと古き寺にて由緣多く、しか末院も多くぞ有ける。開祖○是信、俗姓は源家、淸和天皇後胤にして源三位賴政朝臣ノ曾孫宗綱ノ三男宗房也。戰ひに利あらず、常陸國に下りて身を潛み住けるほどに、元祖親鸞聖人稻田の禪坊にて、邪見慳貪の有性を御化導なし給ふを宗房忍び聞て隨喜涕泣し、夢の覺たる心ちして弓を折り矢を投捨て、聖人に謁し奉り、たちまち薙髮染衣の姿となり御弟となり、法號を是信とたまはりて、師の命にまかせて寛喜三年辛卯三月陸奥國志和郡室岡といふ鄕に下りて、一宇の佛刹を建て吉水山寛喜院本淨寺とまをしたりき。かくて正嘉二年戊午十月十九日遷

化。」と見えたり。下間氏の家系を考ルに、姓は源氏、兵庫頭三位賴政、仲綱、宗綱、宗重也。此宗重爲ニ鸞師之弟子一名法號ニ蓮位房阿法、不斷給事、北陸下向時亦始終相從、其功最大也、子孫續東西共有云々と見ゆ。宗重、宗房は、源三位賴政の後にして同胞兄弟にやあらむかし。また當寺の略緣起の末に靈寶ノ目錄あり。

○十字ノ名號（祖師聖人御眞筆。）○佛說三身壽量無邊經、同御筆。○親鸞聖人御骨墨ノ眞影（御銘大谷本願寺親鸞聖人と有之）覺如上人御筆

○本尊阿彌陀如來（惠心僧都御作）御長（三尺二寸。）○彌陀一軀（傳敎大師御作。）○栴檀香木ノ彌陀（一寸八分）此木佛（天台智者大師御作、源三位賴政於ニ軍中ニ兜内ニ納御本尊也といへり。）○經文（聖德太子御眞筆。）○上宮太子木像。○蓮如上人御壽影、御自畫也。○善證寺ノ三字額、蓮如上人御筆

御裡御判アリ。○六字名號、蓮如上人御筆。是は祐信御房御暇乞之時ニテ格別ノ御眞筆也。○六字名號、御同筆。○當山代々法名、蓮如上人御筆也。○同法名、實如上人御筆。○六字名號、實如上人五歲ノ御筆也。

○正信偈ノ文、實如上人御筆。○破邪顯正鈔、御同筆。○御文章、御同筆。○嘆德文、存覺上人御筆也。

○笈一箇（祖師聖人是信房ヘ御讓リ物也。）○金明石ノ御硯（元祖聖人ヨリ是信房ニ御讓リ。）○御中啓二本、聖人ヨリ是信房ニ御讓り。○御袈裟、元祖ヨリ是信房拜領。○紫紋白ノ五條袈裟、蓮如上人ヨリ祐信房拜領。○箭文御書、顯如上人御筆、同敎如上人ノ御筆。○御繪傳、准如上人ヨリ頂戴也。○後小松院ノ御宸翰一軸。○陽光院御筆。○三井尊王御眞筆二軸。

○親鸞聖人御骨墨御眞影ノ由來

○そも〳〵此骨墨の御眞影とまをすは三難不思議の尊像と稱し奉れり、是は出羽、陸奥の御門葉へ御記念の眞影にして、御銘は大谷本願寺親鸞聖人と有ヮ也。其由來を尋ね奉るに、當寺の二祖なる行信御房

法燈日々に耀といへども、奥羽の兩國に親鸞聖人の御眞影無キ事を歎き、奥羽兩國の御門徒の願に因て、聖人の御眞影を願ひ奉らむとはる〲皇都に登る處に、折節覺如上人、攝津ノ國小濱村毫攝寺は眞言、天台、佛心三宗兼學の靈寺也、住僧を淸範法眼と稱す。此僧專ラ覺如上人に皈依し奉りぬ。覺如上人觀無量壽經の御講談のときに登り會せ、行信御房歡喜踊躍して、往昔大聖釋迦牟尼如來菩提方牢屋に幸臨ましますᄂ事を思ひ出し、奥羽兩國の御門葉の願ひ此時成就せりと感心の餘り、此事を上人へ申上奉レば、德恩は遙に無常のけふりに隔つといへども發ス〲聖人の御法流御繁榮ありて、奥羽兩國に御開山親鸞聖人の御眞影ましまさぬ事を歎き、老若男女の輩、はる〲都に登り御眞影を拜し奉ることの不叶ものゝ爲に、聖人の御姿安置奉リ度事を願ひ奉るに、覺如上人御喜びの御涙にむせばせ給ひ行信御房にむかはせ給ひ、去夜不思議の夢想を蒙る、今思合感る也とてその御夢の御もの語あり。衣冠正き老翁、聖人の御前に來り給ひてのたまふやうは、是より北陸の邊りより、佛影を願ひ奉らむがために一人の僧來るべし、さあらば我井の水を汲ませ畫せ給ふべし。昨夜妙音菩薩くだらせ給ひて御足をそゝがせ給ひし井の水なれば、一ツには火災を遁れ、二ツには水難をのがれ、三には其住居の處退轉なし穴賢〲、我はこれ飛鳥明神なりとて夢覺ぬ。然らば夢のをしへに任べしとて、大和ノ國高市ノ郡飛鳥明神社(天註—大和國高市郡飛鳥清見原宮在ニ岡本之南ニ天武天皇之宮都也。歌合「南淵の細川山そ時雨める眞弓の紅葉今盛かも。」衣笠内府も此わたりの事たながめ給ふらんかし。)の井の水をくみもとめ給ひて、大谷を堀り御骨を取出し給ひ御硯の內の墨に摺り交て、かくて親鸞聖人の御影を畫せ給ひ、大谷本願寺の骨肉の御眞

影に少も違ふ事なし。是を以て奥羽の御門葉に御記念とて與ふべしとて、行信御房にあたへ給ふ。世に像影數多ありといへども、三方相足して畫せ給ふ尊像なれば御在世にひとしく、身心徹倒して謹で拜禮し給ふべし。

○　中立空中覺如上人御筆初ノ阿彌陀如來ノ尊像

○日本に二幅の御靈寶にて、一幅は攝津國小濱村の毫攝寺に安置し、今一軸は當寺に納る也。其來由を尋ね奉るに、當寺の二祖行信御房、奥羽兩國に御開山聖人の御姿なき事を歎き、別て御門葉の願に因て上洛のとき、覺如上人毫攝寺に於て清範法眼淨專上人の御母公慶圓禪尼の願に因て、觀經御講談御教化に因て、慶圓禪尼上人に願ひ給ふは、韋提布夫人釋迦如來の惠みによりて、直に西方の彌陀如來を拜し往生の疑ひをはらさせ給ふ。末世の我等、愚痴なる女人の疑ひをはらすべき御緣ともなるべし。因て觀經に顯れ給ふ彌陀の尊像、遠くは末世の女人の爲、近くは此尼が爲畫せ給はれと涙ながらに願はれしかば、覺如上人ありがたく奇特に思召し、則眞筆を以てかき慶圓禪尼に與へ給ふ。同時に行信御房は、奥羽兩國の女人御記念とて與へ給ふ。これに因りて御筆初の尊像とて日本に二幅の御靈寶なれば、謹でいづれも拜し奉るべき也。

○　源三位賴政朝臣兜中ノ守護ノ彌陀如來

○此尊像は、天台傳敎大師の旃檀ノ香木を以て自ラ作らせ給といへり。その由來を尋ぬるに、傳教大師嵯

峨の二尊院に詣給ひ宿願有りて一七日通夜し給ふに、本尊釋迦如來夢中に大師に告て曰、我が後の方に旃檀香あり、此ノ木を以て彌陀の靈像を彫刻て衆人に結縁せば、汝が願ひも須臾成就すべしと見て、大師御夢を感するに餘りあり、をしへの如く本尊釋迦如來の後背の方に廻り是をもとむるに、夢の御告に露もたがはず、御佛を刻み奉るべきほどの餘木あり。大師大キに悦び、不思議の靈木なれば一佛を彫刻なし奉りて、宇治の平等院に安置し給ふ。しかして後源三位入道賴政朝臣、平等院は我皈依の寺なればかの尊像を平等院に丐て吾が膚の守ッとし、あるは兜に藏めて軍中に出し也。もとは藤原家の御佛にて、御代々皇太皇宮ノ太進有範公の御代まで安置し給ふ、まことに靈驗不思議の尊像なれば、出羽、陸奥のあら蝦夷の敎化の御縁ともなれがしと思召れ、鎌倉に於て是心御房へ給ふ、夫より當寺に安置し奉る也。日本に本尊多しといへども、旃檀香木を以て彫刻し奉る如來は嵯峨ノ二尊院の釋迦如來と、當寺の本尊と此二體に極れり。それのみならず、源三位賴政公より御代々の上人の御身をはなち給はぬ尊像なれば、其代の上人に直に御對顏の思ひをなして拜禮奉るべき事也。

○ 金妙石御硯之記

○そも〳〵金妙石の御硯と申は、いにしへ吉備大臣遣唐使のとき、玄宗皇帝吉備大臣の懇望に因て是を賜ふ。此石材は、もろこしなる金峯山といふ山より捕りてまたなき石硯ながら、日本の重寶とは成ぬ。かくて吉備大臣是を帝に獻り給ふ。眞澄考に 吉備眞備 前右大臣正二位勳二等 續紀ニ云ク、右衛士少尉下道朝臣國勝之子也、

靈龜二年時歳二十二從二遣唐使一留學、受レ業研二覽經史一、該二涉衆藝一、我朝臣學生播二名唐國一者唯此吉備大臣、阿倍朝衡二人而已、天平五年歸朝授二正六位一拜二大學助一、高野天皇師レ之、受二禮記及漢書一恩寵甚渥、賜二姓吉備朝臣一云々寶龜六年十月二日薨年八十三」云々と見ゆ。また寺の古記に、吉備公禁裡に獻りし其御硯今此善證寺に在り。其由來は、開山聖人いまだいとけなくおはしまし丶とき慈鎭和尚の御弟子となり、少納言ノ公ミ範宴と稱奉りて五七との星霜を經たまふほどに、時の帝より鷹ノ羽ノ雪といふ御出題ありて是を慈鎭和尚　雪ふれば身にひきそゆるはし鷹のたゞさきの羽やしらふなるらむと詠じて、此歌の御使は範宴ノ少納言ノ公也。師の御歌を持て參内ありしかば、帝慈鎭の詠歌をずゞじ返しまた少納言ノ公に勅命ありて、此歌は右の羽なり、歌人の弟子なれば歌の意をやあらむ、況や若狹守範綱の甥なればとて、鷹の羽の左に寄て一首あるべしと勅あれば少納言ノ公ミかしこまり奉て、「波斯鷹の身寄りの羽風吹立ておのれと拂ふ神のしら雪。」あはれつかうまつりしものかなと御感淺からずして、淺黄の御衣に金妙石といふ硯をとりぐして少納言の君にかづけさせ、少納言の君、みづから天子のみけしを御襟に卷せられし御姿は、今マ日本國中御免の御眞影也。此金妙石は聖人御掌愛の御硯なりしが、相州鎌倉にて御別れのとき、當寺開山是信御房に與へ給ふといへり。奥州三老僧の内、當寺開山是信房は其隨一の人たり、依て御掌愛の御硯ながら與へ給ふ也。此御硯は敎行信証三帖ノ和讃、其外國中の御門葉此金妙石を拜見奉るに付ても、五百餘年の昔を思ひ出奉る御功恩の程、身にしみ〳〵と感心肝に銘じ拜見奉るべき也。

○蓮如上人御筆額寺號ノ事

○當寺九代目祐信御房御代、南部の萬鹽より同國斯波ノ郡に暫ク移り來るに、亂世の時世なれば本淨寺一宇も殘らず兵火に燒れて、本淨寺と名乘りて居住なりがたく、これに依て御本寺に登りて蓮如上人へ御歎き申上し處、此本淨寺を改めて善證寺と御眞筆に書キ下シ給はりし、此額寺號也。並蓮如上人の壽影の御畫と惠心僧都の御作の彌陀の尊像、及六字御名號、蓮如上人御暇乞の時、格別に御眞筆に御認め下され、其時實如上人御傍に御座あそばされさふらひて、吾レも記念を贈るべしとて御筆をとらせ給ひて、祐信御房へ與へさせ給ふところの五歳の御筆の名號も所持せり。

○聖德太子御影來由

御厨子の內に座す聖德太子ノ尊像は、田原ノ源治左衞門親利常に安置し奉りし尊像也。此親利は宗房の家臣にして是信御房の直弟、法名信敎と稱す。信敎聖人御入滅の後、聖德太子は本朝佛法の太祖なれば太子の御舊跡に拜禮せばやとて、大和國上太子法隆寺、攝津ノ國天王寺へ詣て太子堂に一夜通夜して、夜明なむころ此太子堂を出て、奈良の都猿澤の池の邊りを通りしに一人の僧來りて、我今奧州におもむかんと思ふ也、願くは我をともなひて給はれと頻に願ふ。信敎此法師に云やう、我は身をとしゝ、野山に伏て唯世上の他力を以て旅行しければ、なか〳〵御僧の伴なひ成り難しといなみければ、我とても世上の他力を賴む身也、是非にともなひ給はれとありしかば、この僧をいざなひて三四日ふるほどに、かの僧の

脚病起れば、せんすべなく我が肩におひて廿歩斗ﾘ行むとするに、身の輕き事一毛を負ひたるが如し。不思議に思ひ引おろして是を見れば、聖德太子の尊像にこそおましますなれ。信敎、隨喜歡喜し地に伏て尊敬し奉り、まことに奥羽の境はあら夷國に近くして佛道に妨ｹもあらむかと、聖德太子、賤き此身にいざなはれてくだり給ふにこそあらめと身の毛いやだち、皈國して是信御房に話れば、御房歡喜の餘り常の尊像と恐みかしこみ朝夕拜し奉れり。當寺奥州南部斯波郡居住の時八代目ノ淨祐の夢に、早ｸ出羽ノ國におもむき去るべしと毎夜〳〵告ありしが、淨祐常の事のやうにおもひをりたりしが、はたして兵火のために燒亡びたり。淨祐の夢の御告を思ひ當りて出羽に今住ぬ、まことに尊き御眞影恐るべき事也。

○二祖行信、正安三年辛丑七月十三日遷化○三世壽信、暦應元年戊寅三月廿一日化○四世正信、貞治六年丁未八月十六日化○五世願信、應永十四年丁亥十二月四日化○六世淨信、文正二年丁亥四月廿二日化○七世祐信、文明三年辛卯二月十五日化○八世淨祐、文龜三年癸亥三月十五日化○九世明信、天正十一年癸未五月十五日化○十世淨信、寛永五年戊辰十月十日化○十一世祐珍、遷化年不知○十二世常正、並同○十三世常邊、並同○十四世了信、寛文八年戊申十一月二十五日化○十五世淨信、遷化年月不知○十六世敎信、並同○十七世是伯、元文二年丁巳十月五日化○十八世是歡、寛延二年己巳三月朔日化○十九世是林、安永五年丙申三月五日化○廿世是政、天明五年戊申八月廿九日化○廿一世大信、文化七年庚午

十月廿二日化○廿二世信亮、文政五年戊辰八月十日化○廿三世現住、僧名是了。

○寶物

○金妙石（亦作金明石）瓜形ノ硏は吉備眞備遣唐使のとき高埜天皇（四十八代帝稱德天皇）に獻る、其山來の條に委曲也。○陣鼎一口（陣釜といへり）。○十字名號、祖師親鸞聖人御眞筆。○骨墨御影、覺如上人御眞筆。○箭書（やぶみ）の御書、顯如上人御筆也。○洪鐘、御領守御寄附。○此寺の林泉、鑑照公御自ラ築給ふよしをまをし傳ふる也。○山水畫一軸、國司に獻上のよし寺の記錄に見えたり。

○畍內地面

○五十間一町三畝十歩○六十二間一町三畝十歩。

○此寺はいと〳〵古き寺にして末院もいと多かりしかど、みな改派し或は他宗門下となりて、今は殘りて十五ケ寺ぞありける。

○他國ノ末寺

○陸奧國南部志和郡室岡村　泉林山本淨寺、開山釋源正。
○同國同郡岩清水村　野澤山圓福寺、開山釋永玄。
○同國稗貫郡花卷村　折居山光德寺、開山信覺順光。
○陸奧國南部稗貫郡花卷　山口山專念寺、開山善了性海。

○金砂石瓜形硯

由來前に記しぬ硯材彫共
皇國の人なるべしとかや

吉水山善證寺所藏

〇陣鼎之圖

甲乙口亘四寸
丙周囘二尺三寸五分
釜深四寸五分
丁戊足高八寸
重サ一貫三百四十匁

甲
乙
丙
丁
戊

同寺所藏

○松本山眞乘寺　西派

○松本山眞乘寺はそも〳〵吉水山善證寺の分流にして、開祖は釋淨念といふ。當寺は古來、陸奧國南部の斯波ノ郡松本村に於て、長亭（マヽ）元年一宇の草庵を造立して、後に長亭山と山號によびて善證寺の連末となりぬ。二世まで法脈相續し來る處に、そのころ世の亂レによりて、出羽ノ國山本ノ郡白岩といふ處に來て文龜三年癸亥七月中一宇を建立し、天正年中本願寺御門主顯如上人より寺號を賜りし也。その證、本尊畫像一軸の裡書に在り。其ノ後同郡六鄕村に移り居住て一山開闢のむかしを慕ひ、いにしへ住居の地松本村の文字を山號と改て今もなほしかり。また、十世の利慶より七世前キの閑居ノ地なりし處に一宇を建て、東方を改派して別ぬ。今の寺、此眞乘寺開祖利慶代まで凡十二世に及ぬ。吉水山善證寺末寺と、十二世利慶の記錄見えたり。

○鼻祖釋淨念、遷化年號不詳○七世ノ間過去帳並ニ古記等回祿して歷世連綿（つたはら）ず○八世敎信、元祿元年六月八日化○九世淨空、享保六年十月五日化○十一世量誓、元文三年四月七日化○十二世利慶、明和七年九月廿日化○十三世明慶、寬政十年隱居○十四世現住昇道代也○十世落行。

○本尊木佛一軀○寺號、佛像、顯如上人御代御免安置せり。

○聖德太子尊像一軸○法如上人御代御免安置せり。
○御免地卅七間五反七畝廿九步、四十七間五反七畝二十九步也。

○一心山善應寺　東派

○仙北ノ郡千谷ノ莊六鄕に一心山善應寺あり、由理郡赤尾津ノ莊にもまた歸命山善應寺あり、もとも一派也。此兩寺根元一ト寺ラながら、むかし由理ノ郡に閑居の草庵を草創て、そを後に寺と成して善應寺と稱ぬ。また一心歸命の四字を分て兩寺の山號としければ、いづれをいづれとも定めがたけれど、一心歸命と誦ふるときは、六鄕に在る善應寺を親寺とも云ひてむものか。そもく善應寺を兩寺と割ける時、原寺の善應寺の靈寶を分チ附屬ぬ、その品あまたあるが中に○太祖親鸞聖人の御眞翰十字ノ名號、御光明の內に十二身の化菩薩あり。此一軸をはじめ○千代鶴麿の横刀、木曾冠者の帶刀なるよしをいへり。○小野小町の翫弄の琴、○上祖より傳ふ軍配團扇、韓皮を以て是を制る。此四品にくさくの物を取具して、兩寺分流の證と是をもて附屬りぬ。その靈寶ども由理ノ郡の善應寺になほ傳ふさいへり。
○當寺開基は釋ノ信玄、俗姓は木曾冠者義仲朝臣の家臣濱田小治郞某の末孫にして、濱田ノ信玄といふ勇士也しが信證院兼壽大德の御弟子となり、諱の信玄を卽法號として信玄と賜りしかば、やがて國々を修行し寬正の元陸奧國にくだり、大釜といふ地に一字を創て居住。また出羽ノ國山本ノ郡六鄕に來り、今在

る吉水山善證寺の地に在りつる也。其故は、南部に在りし吉水山善證寺は德行世に勝れたる住僧なれば、みちのくより善證寺を、出羽の六郷の善應寺吾地阶内に請待せり。かくて准如上人の御代にして文祿の頃は、東西二本寺と御わかれのときなれば、吉水山善證寺は西の御方に志シぬ。されど一心山善應寺の事は、本山十世の御代信受院光敎權僧正證如上人また十一世の御代信樂院光佐大僧正顯如上人までの御恩澤淺からねば、强て御西寺に到らむ事もかたし。さりければ東派西派と軒を並て住得む事もまたいかゞあらむと、此在りつる地を立退き同國同郡鑓田郷の神尾町といふ處に移り住ぬ神尾町村にむかしの道場の跡今も殘りぬ。しかして後六郷兵庫頭殿御在城の時世にして、此殿より熊野ノ宮の東北の地を拜領ぬ、そは願長の世にて、文祿のころに當れり。此願長房は壽齡いと〳〵長く百歲を經れば、時の人百老僧といひしより、今もしかいひ傳ふ。此願長房の世に回祿して、古記錄、過去帳に至るまで灰亡て累世歷代もまた委曲ならず。今はた寺を高野村の內古町といふ地に遷り住居ど、宮野の善應寺と世人もはら呼ぶは、熊野ノ宮近き邊に住たるよしをもて、しか宮野といふ名に負るものならむと人みなさは思ふべ加(マヽ)めれど、またくしからず。吾が祖濱田小治郎某、信濃國宮野越とて木曾義仲の古城跡の近に住しを以て、宮野腰の善應寺といふべきを世俗の癖として、越といふ一語を省略て宮野とのみぞ云ひける。此寺の開基の上祖は、木曾殿の身內なる濱田小治郎某の後胤なれば、其世に今井四郎兼平が眞筆にて判書とて取傳へ、また後の世の物から織田信長朝臣の御直書等もありしが、本莊の善應寺に移轉の住僧持行し、一心山にはその墓本のみ二

枚ぞ殘りたる。六郷の城主菩提寺に皈依篤厚(あつく)尊ゞければ、七月盆中の簓(さゝら)獅子舞なんど一向宗派になきことながら、今も善應寺にのみ入りて獅子舞、簓(さゝら)木跡するこそむかしの餘波なれ、六郷兵庫頭殿の代のさま察(みる)べき也。慶長七年六郷兵庫頭殿本庄へ御遷封にて、一心山の次三男にてや、本莊へ引移りもて六郷家の菩提寺と成りて、ありしむかしの隱亭をこぼちて、由利ノ郡本古雪といへる地に一宇を造立しけるは皈命山にして、今在る善應寺是也といへり。一心山善應寺の歴代さだかならざれど、凡中興を舉ぐ。

○善應寺ノ中興開祖願了、遷化年號不知正月朔日遷化○願及、遷化年號不知三月十六日化○願長、元和六年十月朔日化○願勝、元和七年正月四日化○願誓、元祿四年十二月朔日化○願智、寶永七年三月廿日化○願徹、元祿十四年十二月二日化○願興權律師、元文二年十二月卅日化○願教、至徳庵といふ、寛政十一年九月四日化○願什、寛政元年八月十八日化○願淨、文化九年七月十八日化○當時現住願峯代也。

○

○當寺一事古老ノ傳に、信玄ノ室(舍日二日)岩倉齋公の息女也。此齋公といふは山之山本ノ郡本堂家の近き一門にして、信玄の息女は、幼年の頃より十九歳まで本堂伊勢守殿の館中にて成長ありつるよし。この岩倉齋公は其世に鎌倉へ打越え、柏木內膳といふ大名に成られし物語あり、其子孫さだか成らず。さりけれど、今有る川口村の古館を岩倉館とはもはら云ひ傳ふ也、その殿おはしたる古館にこそあらめ。○また加賀、能登兩國の內田邊といふ處の領主故ありて立退き、兄弟二人りともに信玄を尋ねて此地に來りぬ。

此信玄に子なく寺孫なければ、幸に田邊の舍兄なる者を信玄の息女と娶せ、僧名を了信といへり。了信早世すれば其子信玄の孫を養育し、僧名を了春と法號して京都に上らせ、顯如上人の御影並寺號共に願ひ奉りて、また顯如上人の御影の御裡に「古雪村尊重寺常什物也」と御門主御直筆にあそばされしかば、了春に遜り、信玄は赤宇津に至り隱居し、是もまた本尊並に寺號を廣誓寺と申願ひさふらひて了信舍弟に讓り、信玄は山北雄勝郡湯澤にいたり本尊並寺號を行圓寺と申請て、後住を立て廣誓寺に皈り、かの寺にて遷化せり。廣誓寺後住は、佐渡ノ國銀山盛りの頃佐渡に渡りかの國にて遷化あれば、今に佐渡の老僧と申傳ふ也。此了春の室は、仁加保院内村仁加保兵庫頭殿の娘也、其跡院內に兵庫館とて今に其名殘りたり。此了信に子あまたありける內、最上町帶刀と申人の養子となりて後に出家して、本尊並寺號を正福寺と申請ぬ。今の正福寺是なり。○山北本堂殿は片腕不自由の殿にて、子息に跡目を讓りて其身は隱居して正庵と申き。かくて後本堂殿秋田郡の檜山ノ城に引移りて、また檜山より由利ノ郡龜田ノ館に御移りあれば、正庵も共に龜田ノ鄕に引移り、かの地にて正庵出家し本尊並寺號を丐ひ願ひぬ。今在る長應寺是也。信玄の室よりつゞきて所緣を尋ぬれば、長應寺より尊重寺とみな他人にて無キよしにて、妙空廿一日、祖母といへりは長應寺より當寺にまゐられし人也。○本堂殿尊重寺へ御申シには、貴寺に子息あまた有之由、若シ奉公ノ望み於有之は此書付を以賴み出可申候也。左候はゞ御取立可被下候之條云々。此一輪大切にいたし庫中に收め置候處に回祿にあひ、此一通並に信玄の家系譜、また田邊兄弟の所持し來りし

家ノ系圖等、此三卷餘波なく燒亡して、先祖の俗名だにさだかには知れがたし。○宣如上人の御代に尊重寺と書キ付たる處を切リ貫て、改めて善應寺と成したきよしを一向に願ひ奉れば、かの顯如上人の御影の裡に尊重寺と書處を切ぬきて、其跡に御張紙を成し給ひて善應寺と御染筆ありし也。御切貫の「古雪村尊重寺常什物也」とあそばされし御切貫の一紙を、善應寺の寺孫什物に仕べきよしの御意を蒙り、今に當寺に安置し奉る事也。

○ 善應寺靈寶左の如し

○十字名號一軸、元祖聖人御直筆。想光明の內に大經の十二光佛まします、金泥にて蓮臺を畫たり。此名號を以て信玄尊重寺を開基すといへり。往古は此名號を以て本尊と敬ひ奉りたりしよし。○彌陀如來尊像一軸。是は元祖聖人常陸國におましましつるとき、御眞筆にあそばされたる四十八幅の內の其一幅也。○六字名號、共に元祖の御筆也。○同名號一軸、法然聖人御眞筆。紺紙金泥を以て五行に御染筆也、下に源空と御名あり。○聖德太子木像、太子御自作也、此御木像緣起一卷添ふ也。○六字草書四幅、蓮如上人御筆也。○正信偈大意一卷、同ッ御筆にて、金ヶ森の道西房が望にまかせて御染筆のよし奥書に見ゆ。○六要抄全部十卷、存覺法師御直筆也。此奥書になほ此事をいへり、また御年七十五歲と見えたり。○御和讃三帖、覺如上人御眞筆。○御文二帖、實如上人御正筆、御名判あり。○同御ふみ一帖、證如上人御眞筆。○一流安心ノ時といふ事ノ御文一幅、實如上人御筆。○御珠數一連、是は宣如上人より

琢如上人に御遜り、また琢如上人より飛騨ノ國青蓮寺龍光院殿へ御讓りありしが、故ありて今は當寺に納りぬ。○短册一葉、古雪村尊重寺什物、敎如上人御筆也。○中尊正觀音、左毘沙門天、右地藏菩薩。觀世音は赤栴檀、毘沙門天、地藏菩薩は紫金也、觀音は木像にて毘首羯摩が作也。○勢至菩薩木像、惠心僧都ノ御作。○心經一卷、紺紙金泥にて空海大師の御筆也。是をさげはりの心經と申傳ふるなり。○御經文切レ、光明皇后の御筆也。○九字名號一軸、御長八尺二寸、眞如上人十二方御正筆。○三尊來迎如來一軸、惠心の御筆。○般若十六善神畫一軸、共に同御筆。○藥師十二神將畫一軸。○涅槃像一軸、明兆畫也。○出山釋迦如來畫一軸、唐雪窓柏子庭筆。○今井四郎兼平の書摹、並織田信長の古文章の摹書二枚あり。

○寺內三箇寺

○養念寺　宣如上人御代安永年中、此寺の寺號御免ありて永願寺といひしを、琢如上人御代改て養念寺と額寺號給る也。

○玄秀寺　貞享三年九月廿三日寺號御免ありし寺也。

○專龍寺　延寶九年七月朔日寺號御免あり、また本山より五尊御免は安永五年五月二日也。

○

○善應寺代々聞えし住僧多かる中に願長法師は、小野寺遠江守と六郷兵庫頭と合戰のとき兵庫頭に力

覚

善應寺所藏

覚

一、中道之金銭今度召寄之訓候様被仰付之
軍兵預而可立之事別ニ可集
出馬於陣中之軍兵可有之由候

四月廿日　　　信長判

善應寺所藏

を合せ軍功もありけるが、やがて小野寺の陣に入りて、その中うち和みしは願長法師がはたらきなりしと云ひ傳ふ也。あら法師にてやありけむかし。

○大悲山眞光寺　東派

○大悲山誓願院眞光寺、廿四輩順拜圖會に云、「眞光寺、東派、寶珠山と號す、緣起詳ならず。本堂九間四面、本尊阿彌陀如來、元祖聖人御作。二十四輩第十四番の席を持てり。山伏峠、又あぶ坂ともいふ、盛岡より六郷へ出る奧羽ノ國堺に在る峠也、夏日には虻多して他の者は往來なやむ處也。此地の女、老若にかぎらず山かせぎして世すぎとす。夏日には奧山より古年の深雪をうがち馬におふせ、みづからも負て是を出せば、城下の魚屋ども卽買とりて魚を彼雪につゝみて商ふも、實に國々のならはしぞかし。此峠につゞきて白山（しらやま）峠といふあり、一山こと〳〵く水晶を産す、至觀なり。」云々と見えたり。また當山の由緒記に云く、「東本願寺直參大悲山誓願院眞光寺、當寺開山は宗祖親鸞聖人の直弟、坂東二十四輩十四番ノ定信御房。本家は近江ノ國志賀郡大津三井寺の座主、慈慶法師行範阿闍梨と稱して世に隱れなき學匠たりしが、親鸞聖人の御敎化を蒙り淨土眞宗に皈依して、御弟子と成り給ふ。かくして後に、承久三辛巳年に一字を建立して定信房に附屬し給ひけり。上祖より血脈連綿して、當寺現住まで廿二世に至れりといへり。○畍內四箇寺あり○專修寺、天和二年建立○祐專寺、並同○金剛寺、貞享三年建立○妙榮寺、

貞享二年建立也といへり。○末寺平鹿郡大森鄕○傳福寺、天正年中建立○同郡筏村の顚信寺、天正二年建立○仙北郡金澤桂德寺、天文年中建立也。此三个寺は、もともゆゑありて古き末院也。

○開祖定信房、文永九年壬申三月十五日遷化○二世善明、正安三年辛丑四月十三日化○三世信善、觀應二年卯二月八日化○四世信眞、康應二年庚午九月二十八日化○五世順信、明德元年庚午九月廿八日化○六世信念、永享九年丁巳十一月四日化○七世信觀、長祿二年戊寅七月十三日化○八世信惠、明應元年庚午八月廿五日化○九世定明、延德三年辛亥四月十五日化、寶德三辛未年關東より當國に下向して平鹿郡田村に一宇を建立せり○十世定寶、文龜元年辛酉三月九日化○十一世定專、天文九年庚子十月十五日化、天文二年仙北郡野中村移住○十二世定因、永祿八年乙丑八月廿八日化○十三世定榮、永祿五年壬戌正月廿五日師ノ前ニ化○十四世定德、寛永三年丙寅閏四月三日化、天正六年六鄕城主崇敬によりて當處寺町に移住す○十五世定誓、寛永十五年戊寅三月九日化○十六世定圓、寛文八年戊申五月三日化○十七世定遜寶永三年戊寅三月十五日化○十八世定貞、延享三年丙寅十月朔日化○十九世定郭、寛延四年辛寅（八）七月十七日化○二十世定恩、寛政六年甲寅九月十日化○廿一世定影、同年甲寅十月十五日化○廿二世現住定善代也。

○靈寶常什物九品

○紺紙金泥十字名號、元祖親鸞聖人御眞筆也。○阿彌陀如來、御筆並同。○阿彌陀如來、惠心僧都御筆。

真壽寺所藏

眞光寺所藏

卅古銭六緡之地安樂寺古跡自畑中小堀出ヽ之ヲ　〇大悲山真光寺所藏

富寿神寶

後紀十三巻　弘仁九年十一月辛巳朔詔曰云々改錢文曰富寿神寶

ト見ヘタリ　文政十一年迄千十二年

貨泉

貨泉　新王莽天鳳元年鑄同年迄千八百十九年

半両　秦始皇帝所鑄

同年迄二千六百七十八年

五銖　前漢孝武帝元狩五年鑄

同年迄千九百五十年

小五銖

小五銖　横之梁代鑄之　同年迄一千三百四十五年

真光寺内金剛寺所蔵

金剛寺所蔵

古鉾甲長一尺二寸刀五寸乙刀ミ刀七寸丙聯両子丁小刀穴無シ

鉾程ニ両ニ茂

乙

甲

丙

丁

○石六字名號、太祖親鸞聖人御筆。○半軀金色善導大師御影、源空聖人御筆。○六字名號、蓮如上人御筆。○御文數通、寛如上人。

右品は十一世定專拜領也。

○聖德太子御木像、太祖聖人御自作也。○五條袈裟、元祖聖人より定信房に給る。

○高柳山眞乘寺　一向宗東派

○高柳山眞乘寺由來ニ云、瓜生家古記に八十五代堀河院ノ御宇將軍賴經公ノ執權北條泰時。」五條殿ノ子息藤原末胤中將前陸奥守兼出羽守家長卿、奥州斯波郡に居城あり斯波の御所と稱し奉ぬ。其子孫七代に及び、民部大夫重長出家して法號を祐念といふ(秀吉公の御代天正十八年廿七歳のとし也。)重長に男子二人あり、舍兄は天正十九年に生れ舍弟は文祿三年に產る。俗家に屬して兄を瓜生莊左衞門といふ、後また改名して嘉右衞門といへり。俗姓民部大夫重長(永祿八年出生也)祐念は眞乘寺の開基たり。

○開祖祐念師は、俗姓前陸奥守兼出羽守正四位少將家長朝臣七代後胤、從四位民部大夫重長、亂世鬪諍の世を厭ひ薙髮染衣の姿と成り、法諱を祐念といひ佛法を奥羽の間〻に弘め、みちのく斯波郡に一字の寺を建てなほ弘通せしといへり。」考に祐念遷化年月詳ならず、舊記には唯五月十六日遷化とのみ記せり。また某人に依りて剃髮といふ事をしらず、一說に實如上人の御弟子といひ、また蓮如上人の御弟子

ともいへり、その是非をしらず。此時蓮如上人より贈りし、眞筆の六字の名號今に傳來せり。また瓜生嘉右衞門家記には、開祖祐念師は永祿八年に產れ、道明師は天正九年に生ると云り。○長明寺淨慶ノ考には、康正元年に生れ大永六年遷化といへり、是唯推量の說ならむか。此說に依らば本山蓮如上人の時代に當レり、亦義勝將軍の治世也。瓜生家の記錄の如ならば信長將軍の治世にして、本山は顯如上人の時世也。」舊記ニ云、南部に往て、いにしへの門徒を尋ぬるに僅に四十七軒相知れり。尙御裡ノ書に天文七年眞乘寺門徒といへる畫像の佛今に在りき。高田村左内と申スは門徒にて了專に取合せ、末寺を古ヘの眞乘寺ノ跡に建立(たてむ)事を極め、了專に其事を申せば否ミ申して參らず。其後了雲は參りて尋ぬるに、古ヘの門徒十四五軒に會ひ申也云々。」此記は了正の時ならむか、天文は證如上人の頃に當れりといへり。○重長の薙髮は落城の後にあらずや、眞羽軍記等の古書考べし。」云々と見えたり。○眞澄考るに、永慶軍記三卷高田彌五郎新參南部ノ事」といへるくだりに、「抑奧州斯波郡高水寺城主志和安藝守、淸和天皇の後胤八幡太郎義家廿代の末孫、足利の一族に尾張守高經の次男陸奧守家長に七代也。彼高經の嫡子左京大夫氏經は九州の探題職を賜る、次男家長は此國を給り延文三年七月斯波郡に入る。是足利將軍尊氏公の二代義詮將軍の時より、相續て爰に居住。」云々と見えたり。これ眞乘寺の傳記とは齟齬(たがへ)り。

○釋道明　祐念の長子也、死生のとし月詳ならず。舊記云ク、天文年中の事とか斯波崩れとて大亂レありし、本トより郡主飯依の寺にして、殊に要害堅固の地なるにより郡主兵を集て籠城しけるが、敵大勢と

云ひ、また野心の者內應せしに依て終に攻落されぬ。其時兵火にて回祿し、寶器什物悉く燒亡す。漸く戰の難を遁れて出羽の仙北に來る、時に白岩村に知己の者有りて、堂宇を建立し暫居住せり、其古跡今に存在せり。考に、白岩市中に山上に通ふ道あり、其字を眞乘寺といふ。又山上に寺蹟、古墓も殘りぬ、其時世の門徒もありといへり。また其頃岩城殿多賀谷殿とて、白岩の邊に城主ありしといふ。」考に云、岩城氏の事未詳、また多賀谷氏の系圖に白岩居住の事あり、しかれども年月を記さず、倘其家門に問へし（君侯御遷封慶長七年也、其以前に多賀谷居城ある事不審也。） 道明と師檀の約をなし其後檜山に引移りぬ。其時讓りの諸道具、また樹木等あり。」私記に、其讓りの品纏馬具のみ殘りぬ。「道明九十三歲にして三月廿七日遷化といへり。○私記ニ云、瓜生の記に道明天正十九年に產れぬ、これに依らば天和二年の遷化なるべし。

○釋了敎　舊記ニ云、白岩村より移りて小荒川村の內落合といふ地に住し、また拂田村の高柳といふ處に移り高柳山と號すといふ。三月廿七日七十二歲にして遷化。○私記云、淨慶考に永正二年に生れ天文十三年化といふは、其證據なし。

○釋了顯　舊記に了敎の嫡子也、眞乘寺二本に分ルといふは東本願寺に皈せり。寅九月二十四日遷化享年七十二歲。○私記ニ云ク、淨慶考に大永四年生レ天正二年遷化といへるは、例の推說なるべし。

○釋了誓　舊記云、享年四十八歲十月廿二日遷化。○私記云、同舊記云丑十二月朔日十七歲といふ記錄あり、また十月二十二日に作る記錄と二本ある也。

○釋了空　舊記ニ云、天正某年本山攝州石山籠城のとき同く敵を防く、そのとき敎如上人眞筆の十字の名號を賜ふ。私記ニ云、石山籠城の事詳ならざれども、十字の御名號今に傳來せり、故に實ノ事ならむかといへり。また古記に、文祿三甲午年領主六鄕兵庫頭殿諸寺を招るとき、高柳ノ鄕より來るを遲參なりとて深く憤り、大坡の端なる野原の地を賜りぬ地方百間ニ五十間也。其後また移居す、其舊地は今在る大桂寺の地是也といへり。私記に、檜ノ木林シ、大堤端といふ。慶長某年國君義重公御隱居の地を擇み給ふに、眞乘寺畍内に淸泉涌出る地とて是を御懇望あれば、卽獻すれば其代ヘ地を賜ふ、今の寺地是也。折ッとして御茶ありけるに召れ且ッ義宣公御目見仰せ付られ、また御紋の燈籠を二張御寄附ありしよし、今は傳らず。また御目見の式もいつか絕たるといへり。東照御神君東本願寺御再興の御とき、賀せんため十六年在京せり。敎如上人より蓮如上人の眞影を賜ふ、其御裡書ニ云ク「本願寺釋敎如有判　慶長十六年亥稔八月廿五日　蓮如上人眞影　出羽ノ國山北中郡六鄕板井橋高柳眞乘寺常什物也　願主釋了空」。慶長十七壬子年義重公御逝去の後、御遺物並に御庭石數人を以て贈り賜ふ、今に其石十箇を今存す。釋了空九月廿六日五十七歲にて化す。

舊記ニ云ク、小野寺孫五郎ノ家臣高橋伊豫某ノ嫡男伯耆宗忠、主君落城の後當山了空に皈シて薙髮して、平鹿郡今宿の鄕に住居して宗念寺の開基となり、明曆元乙未年四月十五日遷化す。在世大坂屋仁右衞門某を養て胤とし、當山の了正、是を宣如上人に奏し奉て寺號並に本尊を賜らしむ。寬文十一年亥十月四日遷

化、其後連綿して今に當山の末寺也。舊記ニ云ク、了空に二子あり、第一の名了正、第二了珍、始めは眞光寺某ノ後見す、後に平鹿ノ郡大森に往キて賢德寺を開く。即當山の末寺たりしが後代に及て離末すといへり。○私記ニ云ク、傳ヘ聞ク其時世眞光寺と末寺との爭論ありし故の事といへり。延寶二甲寅年六月朔日遷化。舊記ニ云ク、了空弟子とかや俗姓不知玄證といふもの刈和野に往キて願龍寺を開く、明暦三丁酉年七月朔日遷化、當山の末寺也。一説ニ云、當山の了雲の次男正圓なるもの、寛文四甲辰年に生れてかの寺を繼ぐ、正德五乙未年六月十三日五十二歳にして化。此代に離末せりといふ。又一説に、眞光寺より彼寺を繼し事其世のとき、眞光寺の末寺と云ひ、當山の末寺と云ひ爭ひあり、互に證據これなきにや本寺と成れり。舊記ニ云ク、了空の世の頃にや、玄隨なる僧傳云圓勝寺某の二子也弘法を助けしむ、延寶五丁巳年二月廿二日化、是當山塔中北林寺の開祖也。其男見貞のとき、當山ノ了繋これを本山に奏して寺號を賜はらしむ、蓋貞享二年乙丑ノ六月廿五日也。又了空の世に當て了心といふ僧あり、また舊記にはなし。佛像の裏書如是。

〇本願寺釋敎如有判

方便法身尊形　眞乘寺常物也　願主釋了心」。

〇了　正　寛永元甲子年宣如上人より禮盤三臑の祖師聖人の御影を贈ふ。其裡書ニ云ク、

大谷本願寺釋宣如有判　寛永元甲子稔八月四日

親鸞聖人御影　出羽國山本郡仙北六郷之内

板井橋高柳眞乘寺常什物也　願主釋了正」。

寛永八年未年初秋十三日更に木佛ノ本尊を賜ふ、同年同月廿八日、聖德太子眞影並三朝七高僧ノ眞影を賜ふ、裡書添書前に同じ。○私記云、生死年月知れがたし、元和元年に生れ寛文十一年化といふ、是また推說なるべし。

○了　雲　字は任友、寛永七庚午年産生、寛文二壬寅年本堂八間九間再建今猶存ス、寛文十二壬子年八月六日洪鐘鑄也。鐘樓門を造營し、畠屋、本館、羽貫谷地、此三村より田畝をもとむ。貞享二年十一月十六日遷化、壽五十六歲。辭世。

長き夜に長き夢見て覺ぬれば床の上にも有明の月。

八子あり、早世四人、年月詳ならず。其中道證は貞享元年六月十六日卒、第一了槃當職、第二正圓繼願龍寺、第三中川宗仙に繼ぐ、第四女子横手尾張屋善重郎に嫁ス。

○祐　圓　生死年月不知、又某ノ子なる事詳かならず。元祿六癸酉年五月廿一日洪鐘免狀を賜る、同十四年十一月廿七日前卓及四本の免狀を賜る。淨慶考に、了正ノ次子也、舍兄了雲多病故に住職すといふ。

○私記に、免狀にはみな眞乘寺祐圓とあるなり。

○了　槃　承應二癸巳年產る、了雲ノ男也。元祿六癸酉年五月廿二日四十一歲鐘再鑄、兩門造營し田畠所持し、貞享三年六月十四日卅四歲のとき法務を助ヶむために妙讃寺眞達に賜ふ、今に連綿して當山寺內に在也。私記に、

了繫室金澤熊谷六左衞門某女を娶る、寛文二年に生る、寶暦四年九月廿二日九十三歳にして化、一女あり。舊記に、了繫男子なき故大曲ノ安養寺五男養子をして、元祿六年六月十三日寂、行年廿歳也。時に由利郡新屋忠專寺某ノ子を養て當山を繼ぐ云々。

○祐心　舊記云、元文四年六月十六日化。○私記云、祐心某人ノ子なる事をしらず、寂は淨智五十六歳の時に當る、了寛は先き立事八年斗リ。若シは淨智の男にや、また了繫の子なるかさだかならず、また祐圓の子なるかいなや。恐くは世代には入ル事難るべきものか。

○釋淨智　延寶三年生る、由利郡新屋忠專寺某ノ男也、了繫男子なく養子たり、故養て胤とす。正德二年正月廿一日本山より飛檐出仕の印書を賜る。享保十九年五月十一日、役人高橋惣兵衞來て境内を改む、五十二間七十間一町二反一畝十分也と云へり。寶暦十三年七月三日八十九歳にて化、此室女了繫のむすめ也。

○釋了寛　淨智の第一男也、延享三年八月十三日五十三にて化。始メ石神村ノ善巧寺某の女を娶て一男子を生む、室享保十八年死、後又小貫村藤田村宗右衞門某ノ女を娶て、此室天明元年十一月二十五日死。

○釋智琇　了寛の男也、寶暦十年十一月四日十九歳飛檐出仕印書を賜ふ。明和七年六月二日享如上人より從如上人の眞影を賜ふ、寛政六年四月廿日達如上人より乘如上人ノ眞影を賜ふ。文化三年正月三日化。

○釋智敎　智琇の男也、天明四年三月十五日飛檐繼目の印書を賜る。外山仁兵衞某の女を娶り九子を産む。

○釋了明　智敎の男也、文政五年七月廿七日飛檐出仕ノ印書を賜ふ、進藤氏の三女娶る云々。

○現住了明代。

○此寺の庭石、古碑二石あり。○一石圓想の内に勢至の種子ありて康暦二年七月十三日、○同碑一基、不動の種子ありて康永十二年乙酉二月云々と見えたり。いにしへ安樂寺とて眞言宗ありしが兵火のかゝりて、嘉慶、康暦の年廢寺となりしよしをいへり、もとも大寺にして其跡は今畠に佃りぬ。こは、その寺迹よりもてはこびたりし石どもにやあらむ、此寺の古跡より小甕、また古錢なッども掘出たるものがたりをつたふ也。

○東昭山圓勝寺　東派

○東昭山古作當所山也圓勝寺は東本願寺直末寺にして、善良代に、八十四代四條院の御世貞永元壬辰年、加賀國より引移りたる寺にていと〳〵古き寺ながら、由意(ゆゑよし)それと委曲ならざるはをしき事かな。

○開祖釋善良　出羽國山北山本郡に一字の佛刹を建立し、八十九代龜山帝ノ康元元丙辰年五月十七日遷

化也、是もて此寺の舊き事を察(おも)ふべき也。もとは餘宗の寺にやあらむかし。

○二世釋良心、正和二年壬子七月十九日化
○三世釋良觀、延元元年丙子五月十三日化
○四世釋淨順、應永五年戊寅九月廿五日化
○五世釋了圓、寶德二年庚午四月三日化
○六世釋了明、延德三年辛亥四月三日化
○七世釋教證、天文二年癸巳六月十五日化
○八世釋敎信、永祿五年壬戌三月十六日化
○九世釋慶念、天正六年戊寅六月十九日化
○十世釋了乘、慶長十九年甲寅九月二日化
○十一世釋圓明、正保二年乙酉四月八日化
○十二世釋正道、寛文七年丁未正月十日化
○十三世釋圓誓、貞享元年甲子十二月十六日化
○十四世釋圓了、享保十年乙巳五月五日化
○十五世釋了順、明和三年丙戌九月十二日化
○十六世釋圓立、寛政十年戊午十一月廿六日化(マヽ)
○十七世釋惠了、享和二年壬戌(マヽ)正月廿九日化
○十八世釋義了(久保田本誓寺閑居舍弟也)享保元年辛酉四月
○十九世當時現住幼名一位、法號

○圓勝寺方畍内

東西三十八間二反五畝十歩、南北廿間二反五畝十歩。

○法望山照樂寺　一向東派

○法望淸水山龍華院照樂寺の元祖釋法秀房兼綱は、先祖相馬小治郎常望、其子信田小次郎興常、其子上

總介兼興ノ子也。貞和五己丑年十六歳にして皇都に上り、東本山覺如上人に皈して薙髮し號を法秀房兼綱といへり。翌年觀應元年、覺如上人より親鸞聖人眞筆の紺紙金泥の畫像拜領して、大和國上の太子の邊りに居住し、猶又太子の御木像一體を安置して其處に居住事三年、かくて文和二癸巳年陸奧國上戸澤に下向して、一宇の坊舍を建立して專修念佛の法ッを弘めぬ。是を上宮大坊と名附くといへり、そもそも是ぞ照樂寺の開祖たる。

○鼻祖釋法秀房兼綱　俗稱相馬兼綱也。

○二祖淨願坊祐綱　幼名三位。應永二年廿二歳にして出羽ノ國雄勝郡稻庭の城下に來る、此ころ小野寺重道の時代也といへり。

○三世了實房兼孝　幼名主計麿。

○四世淨專房祐知　幼名大位。了實房兼孝の舍兄也。願成就院順如上人御眞筆ノ法號あり。此淨專房祐知は、了實房の舍兄なりといへども久しく在京して故鄕に皈らず、よて四世の住寺と成る。此代、文明年中坊中殘りなく回祿して重寶少なからず燒亡す。法秀房已來相傳せし、祖師親鸞聖人御染筆の本尊のみ火中より飛出給ふ、是を見聞の諸人、いよいよ信仰いやまし奉りしといへり。

○五世了願房祐善　幼名秀麿。此代に同國山乏山本ノ郡六鄕に移住せり。敎恩院實如上人御染筆の法號あり。

○六世了尊房秉胤　　幼名中務。廿五歳にて回國し、その身の終れる所をしらず。

○七世順覺房祐頼　　幼名二位。此代より照樂寺と號せり、前代までは上宮大坊龍華院と號せし也。信乘院御門跡敎如上人御染筆の法名あり。天正年中二階堂兵庫頭殿と小野寺遠江守殿と合戰の時、兵火のために武器悉く燒失、其砌門の邊りに南北十間餘り東西六間餘りに地を掘り、水を湛へて泉をなす、甚タ靈水也。門の傍に寶を得たる意を以て寶門淸水とはいへり。土民此水の流を引て墾田を佃る、其村の名を寶門淸水村と名附る也。また山號を寶門淸水山といひしか、後に法門淸水山に作といへり。

○八世了順房秉昭　　幼名右門。

○九世常珍房孝昭　　幼名彌四郎。當郡角館の城主戸澤上總介忠直ノ男也、俗稱彌四郎盛重といへり。後還俗して小館の城主と成る、慶長九年甲辰七月十二日卒す。

○十世了慶房盛綱　　幼名定麿。戸澤盛重息也。母は順覺房ノ女也。慶長七年御遷封義重公六郷に御入の時、御本陣御造營にて圓勝寺、眞乘寺兩寺ノ地面御引上にて、一町餘り東野中叢原の地拜領せり、今の屋敷地是也。猶又、義重公の嚴命として寶門の二字を改て法望となし賜る、よて今は法望山と號也。また了慶房年々上京し石山ノ本願寺顯如上人に皈依し奉るに、其頃は元龜元より天正八年まで、石山本寺織田信長のために攻られける、をりしも講中より獻上の請取二通あり。その時は門戸を閉て、此請文を みな箭書にして屛越えに射贈りけるよしをいへり。天正八年顯如上人御筆の十字の名號拜領。其後文

祿四年上京の時、取次なく御前に御目見これあるべき旨仰せ出さる。又文言に云く、

御印有

連々懇望被申上候直參之儀此度被成　御赦免候難有被存向後猶以上儀之御事無

油斷罷□可被申候肝要ニ候此等之道能々相心得可被申由

御意候爲其所被排御印如件

文祿四年七月十七日　　下間治部卿法橋

頼　亮　花押

了　敎　御　房　御下

此節本願寺は、太閤秀吉公御嚴命にて准如上人の御代也。しかれども了慶房敎如上人へ皈し奉り、御隱室へ詣て奉り度旨願につき右の御書付を下され、其後また東照御神君の御治世となりて、敎如御門跡は東本願寺御門跡と成る、委細筆記に及ばず。慶長十一年、京都本願寺より御催促に付了慶房上京す、御門跡御見參をとげ其節御直命には、石山已來丹精抽て、忠孝の至り一色滿足に思ふ也。年來我身を慕ふ事過分の至り、此度褒美として敎如壽像を遣すべしと有りて、御存生の御姿を摹し下さる。御讃御銘委く御自筆、御衣は藤の模樣あり、慶長十一年七月五日ノ日也。此代に文祿四年に、雄勝ノ郡横堀村に一佛宇建立して號ニ大會山來迎院正入寺。

○十一世法眞房祐忠　　幼名右膳、順覺房ノ第三子也。此代慶長九甲辰年雄勝郡院内古銀山にも一字を建立す、願主上杉留司之介といへり、法領館山ノ道場と號せり。山先、村山宗兵衛の菩提寺也。（天註――上杉留司之介の事は院内銀山に見ゆ。法領館の事は永慶軍記三十三卷攻ニ法領館一といへるくだりに見えたり。村山氏は院内銀山の開祖也といへり。）

○十二世慶圓房兼忠　　幼名兵部、了慶房ノ男也。東泰院宣如上人御門主の法名あり。

○十三世法敬房祐也○十四世賢外房兼晴○十五世祐甫房兼行、眞如上人御門主の御筆判法號あり○十六世祐應房兼保○十七世祐感房兼常、幼名久麿○十八世祐頓房兼存○十九世祐界房兼正○廿世了問房兼祐○廿一世現住、僧名了雅房兼延也。」

○寺内二箇寺　　○明蓮寺○田嶋山宗專寺。此宗專寺は古來眞言宗たり、故に山號存レりといふ。また末山といふは○雄勝郡横堀村正入寺○同郡銀山正泉寺兼帶所也。

○寶　物ノ　品

○相馬家ノ古幕一張、紋九曜繋駒也。○平鏑一本、幕並鏑讓書相添。○陣太鼓、戸澤九郎盛安納之。○彌陀如來畫像、親鸞聖人御眞筆。○天滿天神ノ御神號二軸、一軸は戸澤右近ノ筆也。○彌陀佛畫像、是は久保田ノ家士菅谷氏守護の如來にて、佛供米古（もと）一石、今ハ五斗寄附也。○尼僧の畫像、戸澤右京ノ介母也（繼母）此母公の道の記永慶軍記に見ゆ。

○古佛ノ彌陀如來の木像　　○同寺所藏。ある物語に、平鹿ノ郡横手ノ郷正平寺町に貞享元祿のころにか

○此二枚の銀子請取證文は、石山ノ御房軍中ゆゑ門戸を閉て、箭書もて射送りける。銀子の金篇なども省略せり。其世のさま見てしのぶべし。

水上雪

甲

甲州稗小常子とあり

華子

二字

上祖平親王将門標美之陣営幕

幕ハ苔子ニ麻布地之
其ノ長サ五間高サ四尺許
由来前ニ委曲ニ記ス
古キ物ニテ

同寺所蔵

平親王將門傳来平鏑

大サ其長共ニ如圖

由来前ニあり

同寺所藏

○天壽院妙来尼之画像

俗名晴姫号春姫小按仁
由理郡根井縫殿介妻
膳吹子の婦之戸沢右京介政盛之継母也
勝才ニ諸正才女なりし
ト云伝ふ

同寺所蔵

武蔵記行中小信夫山にて　春子方

世の中に桜田にへと
云ひしられを
おもろへきる
有なき足ぶよ
山

〇戸澤右京ノ介政盛の繼母記行二本あり。一本に、角館の領主たる上祖は陸奥國ノ稗貫ノ郡より來けり云々、小野寺義道、盛安が妻子をうち館を燒拂はんと、めぐらし文を、おのれにしたがふものどもにつかはしけるよしを、角館に留主居せる戸澤長兵衛此事を傳へ聞て盛安が妻に語れば驚て、さらば身のあやうからむわが身はともかくも、右京ノ介政盛殿の命全して後の世にいでたてむとおもふとて、太郎政盛をいざないひ落行なんと進れば、太郎政盛ことし十五歳なるが是を聞て、いかに長兵衛われをさなしとても、弓取りの家に生れながら敵に一太刀もむくはで、おめ〳〵と城を小野寺にとられむ事あな口をしと、小太刀の鐔をうち叩てなきいざち、さらに落べきけしきつゆほども見えれば、云々と見えたり。永慶軍記とは此記行大同小異あり、後世加筆せしものにや。なほまた永慶軍記の記行のくたりも此奥につはらに擧たり。

○此奇石ハ金澤本郷三郷の東北荒谷原河原にて。
是を長之助か親なるもの拾ひうるを
其石の大サ圖の如し

甲

乙

○六郷照樂寺門前

○長之助所藏

甲
石二ツに割て神形あり。並て出産の佛像
なるもと云ふ其石堅實なる事玉と磨り
火燧石なるべしされども人の節(フシ)など
人形(ヒトカタ)を墨ぐまにせしが如し終に石と化し
あるものゝ石のさまにてぞ見えさらんがて 乙石の

あらむ、木村伊右衛門といふものありけり。落人にて某人祖は木村常陸介重高亡びて、其男木村長門守重成うち死せし後、そが後胤傳へ來りし其品ども豐臣太閤より拜領し、五三桐の紋ある御夜着表布、また小倉の色紙三枚持傳しを大江戸に持行きたりしかば、商人高金にこれを買得たしといへどもそれをいなひて持下りて、此横手の前郷といへる處に、しばらく居住てありしは寶暦十一年のころにや。かくて後明和九年八月十二日回祿て、其色紙形も直宿衣解衣もみな灰燼と成りぬ。またこの木村が家に、顯如上人より木村常陸介重高に賜りし木像一軀ありし、それに上人の御手にて、木村常陸介へと書副へ給ひし證文ありしを傳へたりしが、今それは、六郷の一向宗の寺に安置とのみ云ひ傳ふなるは、此木像にやといへば、元ト此佛は肆の商人のもとにて買ひ得たる御佛ながら、なみ〳〵のみほとけともおもはれずと寺僧のものがたりせられけるは、かのみほとけにてやおはしけん。

○照樂寺畍內

○木　鐙　○同寺所藏。此寺にとしふり破たる木鐙あり、是は中古のものにや、また往古の器にやいと〳〵大也。つねに見し木鐙よりは、ことさらに作りなしたるものならむ。

○東西三十一間二反廿歩○南北廿間二反二十歩也。

○膽吹姬物話

○六郷の照樂寺に天壽院妙乘尼の畫像あり。其由來は當寺七世ノ順覺房祐賴は名高き學匠にて、つねに

斗藪を好き皇都にのみ在り、また南禪寺に入りて講習の業にたづさはりて、としを經てくだりていまだ妻しあらねば、由理郡玉前(たうまへ)の城主根井(後に照井氏となれり)縫殿介が女伊吹姫を娶て妻とせり。伊吹女〻やをら端正(きらく)しき女子を產り、名を晴姫といふ。小館(角館の内に在る名也)の城主上總介忠直の男なる盛重を養ひ、晴女と娶て住僧とす、九世也、法名常珍房孝昭といへり。かくて晴姫、十世の了慶房盛綱を生り。小館の後なければ孝昭飯俗して、晴姫をいざなひ小館の城主と成りぬ。戸澤鬼九郎盛安關个原にてうち死せり。盛安に先妻の男子ありて十五歲なりけるを、實子ノ如に愛養ふ、右京之介とて孝子也。盛重は嫡男なれど、かくびやうありていとはや死、また鬼九郎は九男也。晴女は、九郎盛安が後妻となれりけるかいなやをしらず。また永慶軍記三十六卷戸澤妻子上二關東一事といふ條に、今度石田治部ノ少輔逆心に依て、戸澤治部大輔盛安、六鄕兵庫頭正則、津輕右京大夫爲信、關ヶ原に於て手合の合戰に紛骨を盡し、中にも戸澤盛安忠死を遂し事、遠國といひ、本國の妻子のもとにはいまだしれず。誰レ云ともなく風聞に、戸澤盛安は出羽國仙北の大將と名乘て關ヶ原の御陣にて高名勝焉、其恩賞として仙北小野寺が所領共に戸澤に賜り、近日入國すと聞えければ、しかれば仙北先方の者ども所領沒收せられむ事疑なしなど〻、とりくの虛說あり。仙北遠江守是を聞て大に怒り、そもく我先祖小野寺四郎重道、後鳥羽院の御宇仙北を賜りしより以來義道より外に大將有べからず、たとひ五ヶ所十ヶ所の城主有共、みな小野寺の麾下たるべし況や戸澤、近代奥州稗貫ノ郡より來て角ノ楯十餘鄕を押領せり。然るに今戸澤大將と僞り、小野寺が所領

を奪ひ取むとせん事こそ奇怪なれ、其儀ならば先戸澤が本城角楯に在る妻子を誅し彼が館を燒拂て、戸澤入國の時節、境目に待請討む事易かるべし。此旨北浦の者共に下知して、戸澤が妻子を討せんと廻文を遣しけり。されば人心賴みがたきは常のならひ、日來戸澤に類緣朋友の交りをせし輩も今は義道が味方と成りて、戸澤が妻子を討て、其跡を押領せむと云ふやからこそ多かりけれ。此事角楯の留守を守護しける戸澤長兵衛尉傳へ聞き、いかゞせんと思ひけるが、事延引に及なば大勢に取圍まれむ事必定たるべし、急ぎ主の妻子を引つれ關東へ逃登らむには如じと思ひ、此由を御前と若君にぞ申ける。盛安が一子右京はまだ十五歳なりしが、此由を聞て、何、父上の留守を窺ひ小野寺一味の者共が我々を討んとや、我幼少なれども弓馬の家に生れて、なにぞ一戰に及ばず、やみ〳〵と城を渡さん事ほいならず。敵取かりたらば花聲(はなやか)に軍して、叶ぬときは討死せんに何の子細かあらむ。いまだ事も見さるに聞惶(おぢ)する事あるべからず、軍の用意せよとて、落むず氣色はなかりける。戸澤長兵衛、茂木因幡、鷲野加賀を始め此由を聞き、此人少年なれども父には劣らせ給はぬ剛の人よと、みな泪をぞ流しける。郎等ども重ねて申けるは、御尤にはさふらへども、御父此度上方へ馳登り給ふ事も、子孫に榮耀を思召ける故也。しかるに今討死を遂給はゞ、御父の武功も其甲斐なく、誰か戸澤の家を續さふらはむ。それのみならず、究竟の者ども皆々上方の御供仕り、今相殘る人數にて敵を防ぎさふらふとも、はか〴〵しき軍せん事も有るまじくさふらふ。うち死は爲方つきたる時こそしたまはめ、なに事にか徒黨等がために死を糾ぬ事さ

ふらはむや、片時も早く落させ給ひさふらへ。去ながら、大勢にて登るとならば人に見咎められさふらふべし、賤者の羽黒詣などする體に出立せ給へと申せば、右京今は郎等共の諫めに任せて、わか身も母も、古るびたる布子の上に帷子を重ねて、市女笠を引冠て草鞋をしめはき給へば、戸澤長兵衛、長山小重郎、進藤、さゝ木、彼是七人も田夫の如く出立、太刀をば帶て鍔打たる刀に、脇刺一腰づゝ差副へたり。戸澤母事は、由利の住人根井ノ縫殿介が女伊吹が娘也、右京には繼母ながら、孝行なる事實ノ母にかはらず。主從の人々、住馴し角ノ楯を忍出て苅和野に一宿す。是まで茂木因幡、鈴木加賀從り出けるが、年老行歩叶はず、供せん事思ひもよらず、泣々爰に止りけり。是より行先は、敵の領内を通る道二百里に及べば、道を引替へ楢岡、大曲を歷て角間川を打渡り、夜叉鬼山を餘所に見て平鹿沼楯を過ぎ、杉宮の邊りより經塚にぞ宿りける。よそながら杉ノ宮權現を祈り奉るに、霜に響吉定寺の鐘枕を欹て、楓橋の夜の泊りにあはれをそふ。明れば山田、深堀打過て、關口、合川、御返事(おつぺじ)の里、敵の領内をもなんなく忍び通りて、小野の舊里に聞えし小野小町の廟處を弓手になし、横堀の橋をうち渡り八口内に入れば、日ははや暮にけり。されども、さりぬべき山寺にても近くに見えざれば、賤が土丹生(はにふ)の小屋にぞ宿りける。盛安の妻あまりのもの憂さに、あな淺猿の人の上にこそ有なれ、世に落人の妻や子の、こゝかしこにてかゝるうきめを見しなどゝ聞しに、今は身の上に知られたりとて、其まゝ泪を流しけるを右京聞て、それは世の落人の妻や子の事にこそさふらへ、我々は、父の武功を以て所領安堵し給ふを尋ね登る旅なれば、何の

うき事やさふらふべき。勞しき御事も、今少しにて渡らせ給ふぞかし。聽御悦びさふらふべしと慰めまゐらせて、明れば有屋、金山、鮭登を打過ぎ、新庄を歴て大石田清水におもむきしに、音に聞えし羽黒山、月山を遙かにふし拜み、最上川のぼれくたるいなふねのいなにはあらずと詠じしも是とかや。角田川にあらねばわが思ふ君は、ありやなしやと言問ひ通すよすがもなし。それより飯田、楯岡を過れば、道の邊りに稚木の森とて一群の木立あり。盛安の妻かくなむ。

名にし負はゞ言問もせようき旅を我も伴ふ稚木のもり。

と口すさびて天童を過ぎ山形になれば、右京母に向て、爰は義光の居城也、此人關東無二の御味方なれば、賴みさふらはむに、などか關東へ送り屆ヶさふらはさらむといふ。母是を聞て、よしや賴るゝとも、われ〱旅のつかれの見ぐるしき體をして、戸澤が妻子と名乘らむ事も尤恥し。それのみならず、會津働の加勢をはせず關ヶ原の御陣へまゐりし事も、最上殿の爲には慶ばしからじ。賴みがたきは人の心ぞかしと答しを郎黨ども承り、御尤にさふらふとて歩駄をはやめて急ぎしかば、千年山にぞ着にける。是なむ奧羽いまだわかれざりしとき、みちのくの阿古屋の松とよみし名所の松はそれとも見えわかず、其麓の流は、耻川とて名ある川也。此河を渡るとて盛安が妻、かくぞよみける。

水鏡見るに蹇れて俤のはづかし川をわたりこそすれ。

笹谷峠の難所も越えて、川崎、猿花、勝田宮などいふ宿々もうち過ぎ、白石、才川の渡りを越え、伊達の大

城戸の舊跡をうちながめ貝田、藤田の宿を過ぎ、大熊川の向に信夫山、丸山などといふ名處遙に見えしかば、佐藤庄司の、盛え衰へしむかしのあはれを思ひ出て、

世ノ中の榮る人もひとたひはおとろへにける身をしのぶ山。

陸奥の忍ぶ文字摺誰故に亂染にし、とよみしも爰ぞかし。行ば程なく安達が原の黑塚に、鬼こもれりと云ひし安達郡をうち過て、二本柳、二本松通れば、淺香の沼の草の葉に、落る泪ともろともに、須賀川、笹川を過れば日數積りて十六日、奥州と下野境なる白川二所の關ノ明神を拜し、能因法師が、都をば霞とともに立しかど秋風ぞ吹と聞えし、其いにしへの憂旅も今身の上に思ひやられて、

古鄕を迷ひそ出るその憂さを君やはいかゞしら川のせき。

と、かくして明神の前に休らひけるに、關が原に盛安の供して上りし侍二人下りて、人々に行逢ひて、主の討死し給ひしよし始終を具サに語れば、みな驚て愁淚にふししづむ。また、されど今度忠死によりて、本領を賜はらんと仰を蒙り御迎ひに下ッさふらふと申せば、なげきの中のよろこびと、うち連て江戸に至り本國の事を委細言上す。內府公御父子右京をめし出されて、父盛安が忠死感じ給ひ、戸澤が本領子細なく、本國角館の代リに常州松岡の城を賜りけり。同六鄕兵庫頭正乘にも同府中を賜りける。又津輕右京太夫には奥州本領を賜、鬪ふものもあらざれば津輕三郡先規のごとく安堵して、奥州にぞくだりける云々と見えたり。

○眞如山廣圓寺　東派

○此寺、原は六郷ノ東根の鎧箇崎といふ地に在りて鎧崎山廣圓寺と云ひたりしが、今は六郷高埜村に遷りて、眞如山廣圓寺とはいへるなり。

○開祖は釋與法　延寶六年戊午三月三日書上ヶに云ク、釋與法は陸奧國人也、姓は源氏、諱僧範、奧州左馬頭守行ノ二男、俗名右馬ノ介康信也。應永十九年に誕生れ、壯年のころ世の盛衰興廢を觀じ發心出家し、淨土眞宗にこゝろざし深くて、糠部ノ郡九戶ノ鄕に一宇の坊舍を建立せり。天和二年六月廿五日の書上には、釋與法は越前ノ國人也、姓は源氏、應永の誕生にして長祿二年遷化、年月不知と記し、また貞享元年元祿三年の書上には、開山の年號並に何國の人といふ事をしらず、法名は與法也といひ、また元祿十四年五月廿五日の書キ上ヶには、開基年號不知法名は與法と申候。寺號の事は本山にて一紙に申受候也。また文政五年九月の書上には、當山開基淨蓮は長祿二年南部にて遷化、八月二十日也とあり。今按ルに此淨蓮は開基にあらず、また淨蓮事は世代にも見えず候由古來よりの書上仕候、いづれか是なる事をしらず、と見ゆ。

○二世淨信、應仁元年遷化○三世淨意、文龜二年化○四世淨頓○五世淨明○中興六世法雲也。延寶の書上に、開基以來連綿相續し、弘法の道場兩度まで兵火のために回祿して、まことに世のありさ

まをしのびえず、陸奥を出たち、出羽の國山北の鎧ヶ崎といへる處に退きて一寺を建立す。其世に淨誓といふ人鎧ヶ崎村にいたりける、その跡あるよし舊記に見ゆ。また、安永のころ淨祐といへる僧遊覽せしに古跡あり、墳墓も殘りて見ゆといへり。また永祿、元龜、天正のころならむ、檀越なる佐藤若狹守信俊といふ士、住僧と共に奥州より羽州仙北ノ郡上深井村に移住し小野寺遠江守の幕下に屬て、そが曾孫農民と成りて佐藤久兵衞とてあり。上深井村に馬調（うましらべ）といふ字處あり、里民等相傳へて、若狹守信俊殿馬しらべ場といふ也。

○七世淨圓○八世空誓。元祿年中書上に、此空誓なるものは國君闕信公の御召に應て、鎧ヶ崎より今の六郷の里に移居せり。按に元祿のころにや、また元和のころにや二月八日化。○九世淨祐、萬治三年庚子三月二十日化○十世淨榮、明曆元年乙未十二月廿一日化○十一世淨誓、元文二年十一月廿三日化○十二世淨秀、寛延元年十二月四日化○十三世淨祐、寛政六年六月十五日化○十四世淨岫、寛政十二年六月十八日化○十五世祐義。秋田ノ郡雄鹿の船越村善行寺祐晃の五男也、享和年中に廣圓寺を相續し、文化十二年六月十三日化。

○十六世釋知藏、當時現住也。

○

○靈寶常什物なきよしを傳ふ。

○畛内東西六十三間三反三畝十八歩○南北十六間三反三畝十八歩也。

○此廣圓寺の門前に茂木傳右衞門といふものあり、後には横手ノ郷に移り住ぬ、横手に行ては田村傳右衞門といへり。此傳右衞門は平鹿ノ郡の田村の産うまレにして、六郷に來ては、照樂寺の檀那にて常に行かひせり。今は閑居なる了問老僧の代に語リて云〻、わが祖は馬ノ允と云ひて、いにしへは田村にてよしありしもの也といへり。了問聞て、こはめつらしき事かな、古今着聞集といふ書に、田村の郷に馬ノ允といふ男ありし事見えたり。もどもみちのくの田村とはあれど、いづれの書にも出羽陸奥のたがひはいと多しといへり。今此廣圓寺閑亭の了問老僧は、壽八十六歳にて存生ながらふ人也。眞澄おのれも、しか此みちのくにとあるは出羽ノ國の事ならむと考たれば、平鹿ノ郡田村にいたりし時、「雪のいではぢ」といふ一巻の部に書のせつ。着聞集廿巻、魚虫禽獸第卅、禽獸魚虫其稟且千皆雖レ不レ能レ言各以有レ所レ思者也。」といふくだりに、

○みちのくに田村の郷の住人、馬允なにがしとかや云をのこ鷹をつかひけるが、鳥を得ずしてむなしく歸りけるに、あかぬまといふ所に鴛鴦一つがひゐたりけるを、ぐるりをもちて射たりければ、あやまたず雄どりにあたりてけり。そのをしをやがてそこにてとりかひて、餌柄をば餌帒に入レて家に歸りぬ。其次の夜の夢に、いとなまめきたる女の、ちひさやかなるが枕に來てさめ〴〵となきゐたり。あやしくて、何人のかくはなくぞと問ければ、きのふ赤沼にて、させるあやまりも侍らぬに、としごろの男をこ

ろし給へるかなしひにたえずして、まゐりてうれへ申也。此思ひによりて、わが身もながらへ侍まじき也とて、一首の歌をとなへてなく〳〵さりにけり。「日くるればさそひしものをあかぬまのまこもかくれのひとりねぞうき。」あはれに、ふしぎにおもふほどに、中一日ありて後餌がらを見ければ、餌袋に、をしの雌鳥のはらを、おのが觜にてつきつらぬきて死にて有けり。是を見てかの馬ノ允、やがてもとゞりを切て出家してけり。此所は、前ノ刑部大輔仲能朝臣が領になん侍る也。」とぞ見えたる。其馬丞が後胤茂木傳右衛門が子は、平鹿ノ郡加久麻川ノ郷の田村榮助とて、なほある也。おのれはからずも、平鹿ノ郡田村の部に「雪のいではぢ」の巻にしるしたるものか。」

○[矢+舟]（ぐるり）の圖

○倭名鈔畋獵ノ具ノ部に、

[矢+舟]唐韻ニ云、[矢+舟]張留反漢語抄云久流利射ㇾ鳥矢ノ名也。

此圖和漢三才圖會に出たり。

蝦夷人自呂斯（じろし）といふ、飛鳥を射る箭也。鏃は木にて作る、簳は鬼萱の莖也。鴎の羽にて四羽あり、二羽もあるなり。じろしも、ぐるりにやゝ似たり。

月のいではぢ 仙北郡
六郷諸寺院之部 下
十三巻

○慧日山淨光寺　東派

○慧日山淨光寺は東本願寺ノ末院也。そも〳〵此寺は、常陸ノ國水戸吉田ノ湊の淨光寺より別れたる寺也といへり。倭漢三才圖會ニ云く、常光寺、常陸國在ニ那珂ノ郡吉田湊村ニ西派廿四輩ノ内也。開基は唯佛房、初在ニ茨城ノ郡吉田ノ枝川ニ中古移ニ于此ニ。」と見えたり。當寺の記錄に開祖を慶眞法師といふ、水戸吉田湊條川の淨光寺の開基唯佛房也、卽八世圓定ノ次男慶眞也。同國古内ノ鄕にて、明德三年壬申三月一宇を建立して條川の淨光寺と號す、則今の淨光寺是也。永享七年乙寅十月九日遷化、壽七十五歲と見えたり。此西派より出て、今は東の流とは改派とぞいひける。

○開祖慶眞法師○二世慶永、此二世より六世まで生死年月不知○三世慶目○四世慶專○五世慶聞○六世慶了○七世慶順、天文廿三年甲辰五月二日化。此代常陸ノ國水戸の古内ノ鄕より陸奥ノ南部九戸に移ル。○八世慶應、天正十九年三月三日化。此代に陸奥南部九戸ノ鄕より出羽ノ仙北山本ノ郡中野村に移住せり。此次男明珍同郡畠谷村にて天正二年一宇を建立す、卽今の西空寺是也。○九世慶心、寬永十八年八月二日化○十世慶全、寬文九年六月朔日化○十一世慶傳、文祿五年八月五日化○十二世慶智、正保五年四月五日化○十三世慶誓、元文元年四月七日化○十四世慶文、天明二年二月十五日化○十五世教信院慶晴、寬政十年九月廿四日化。此代寺領十五石求。○十六世當時現住慶景代也。

○所藏什寶品

○繪像三方正面彌陀如來一軸、此御長一尺許、元祖親鸞聖人御眞筆。○南无阿彌陀佛ヲトナフレバ堅牢地祇ハ尊敬スカ个トカタチノコトクニテヨルヒルツネニマモルナリ。右現世利益和讃一首圖ノ如シ、親鸞聖人眞筆。○小倉百人一首、水戸樣御手と稱ス、水戸と記したり。○木兎(みゝつく)の香爐、山北郡六鄕安樂寺跡畠より掘リうる也。

○方　地

○東西六十三間六反五畝三步○南北三十一間六反五畝三步。

○和光山長明寺　東派

○長澤和光山長明寺は、いにしへ眞言安樂寺の舊跡に建り。○當寺開祖は○念僧法師（亦稱念宗）姓は清和源氏枝流保實朝臣、父は長澤清義也、則長澤氏の上祖也。前祖より家に傳處の佛像の瑞光に感じて、文明四年の春三月發心して、本山八世の大とこ蓮如上人の御弟子となり法名を念僧と賜る。常隨の功積りて三年に及ひぬ。明應二年のころ奥州に於て、淨祐といふ僧の異語を以て衆人を惑せり、こゝにおいて念僧蓮師の嚴命を蒙り陸奥に下向のとき、此別れに臨て賜る光明本尊、六字名號、方便法身尊形、及上人自畫の眞影を以て諸人に敎化し、淨祐が異義をたちまちに破滅して、なほ其功を以て、本山の第九世の實如上人眞筆にて長明寺と書て賜る。それより同州斯波郡平澤に居住す。應永卅三年に生れ永正六年九月七日遷化、壽八十四歲、廣濟坊と謚す。

○二世了順　念僧廣濟の嫡子也、俗姓同氏民部豊前守國實といふ。父の保實と共に出家し蓮如上人の御弟子となり、法號を了順と賜り、長祿元年に產れ天文三年甲午十月廿三日化、壽七十八歲。

○三世淨順　了順の嫡子也、俗姓長澤兵部少輔、諱は滿實といふ、實如上人の弟子と成る。延德二年に生れ永祿二年六月廿五日化、壽七十歲。

○四世了意　淨順の嫡子也。證如御門跡の御弟子となり、天正二年甲戌三月十六日化。

○五世德淨　了意嫡子也、諱は直義といふ、顯如上人の御弟子と成る。天正二年、同ク上人の御もとより證如上人の眞像を賜る。天正某のとし、本山石山に於て信長に攻られしとき德淨軍功あり、其故をもて敎如御門跡より賜る處の十字の名號、並ニ御書を以て天正某のとし、奧州より羽州仙北山本ノ郡横澤村に移り住ぬ。かくて天正十七年七月二日化。

○六世常賢（又稱淨玄）　德淨ノ嫡子也、諱ハ義定といふ。文祿三年城主兵庫頭殿の招に應じて、横澤より六郷ノ今いふ寺町に移住せり、其時兵庫頭殿より若干の寺領を寄附らる。慶長十一年敎如上人より顯如上人の御眞影を賜る、寛永元年宣如上人より宗祖聖人禮盤三幅の眞影、並聖德太子の眞影、及三朝高祖の眞影を賜る。寛永二年洪鐘を鑄る、此年本山に請て常願寺を建立す。天正七年八月七日化、壽五十一歲。

○七世淨誓　常賢ノ嫡子也、諱は滿淸。寛永十三年五月廿八日、宣如上人の許を得て飛檐に進む、寛永五年常如御門跡より祖師聖人の御緣起四幅を賜る。天和三年八月廿三日化、壽六十九歲。

○八世淨哲　淨誓の嫡子也、諱忠貞、寛文三年二月廿五日飛檐の繼目す。貞享五年四月廿八日、本山に請て常觀寺を改て西傳寺と稱ぬ。正德三年五月十五日、寺內の了伯庵を本山に請て本證寺と稱せり、また玄知庵を覺永寺と稱す。享保七年四月八日化、壽七十五歲。

○九世了智　淨哲ノ次男也　諱淸忠。舍兄淨圓早世せり、寶永八年三月十三日飛檐ノ繼目す。享保十七年五月七日化、壽五十二歲。

○十世淨智　了智嫡子也、諱忠久。享保十八年六月十六日飛檐の繼目す。寶暦十年六月閑居し微妙庵といふ。安永四年六月十日化、壽六十八歲。

○十一世花常院智淨　淨智嫡子也、童名民部、諱經久。寶暦七年十一月廿日飛檐繼目せり、智曉と稱す、其後曉字は本山の禁字なるを以て智敎と作む。天明八年五月廿一日、乘如上人寺跡格別の由緒を以て餘間一間に進らる、名を智淨と改む。寛政七年乙卯八月廿五日化、壽六十二歲。

○十二世權律師淨諦　智淨嫡子也、幼名掃部、若名は兵部卿。天明八年五月廿五日餘間繼目し、寛政五年癸丑十一月十一日權律師に勅命せらる。寛政八年丙辰二月三日任職の御届す。享和二年三月二日達如御門跡入内陣に進らる、文化十一年五月閑居す。

○十三世當時現住淨慶　淨諦ノ嫡子也、幼名哲麿、若名中將。文化五年閏六月二日得度、文化八年三月二日入院内陣ノ繼目す、文化十一年五月任職御届す。○中山は南部本誓寺也。

○累世寶物

○光明本尊、一幅覺如上人御眞筆　○六字名號、一幅蓮如上人御眞筆　○方便法身尊形、一軸蓮如上人御眞筆

○蓮如上人自畫眞影、一軸　○十字名號敎如上人御眞筆一軸　○宗祖聖人眞影、一軸

○聖德太子眞影、一軸　○三朝高祖眞影、一軸　○證如上人眞影、一軸

○顯如上人眞影、一軸　○從如上人眞影、一軸　○乘如上人眞影、一軸

○祖師聖人緣起、一軸　○十二光佛、一軸善信上人御筆、裡書に葦名公御寄附とあり　○源空上人眞影、一軸祖師上人御眞筆
○延命地藏尊、一軸空也上人筆　○九字名號達如上人御筆一軸　○十字名號達如上人一軸
○半金色善導大師影源空上人御筆一軸　○九字名號眞如上人一軸　○額寺號念僧法師に附屬、實如上人一軸
○達磨像昆首筆一軸　○座彌陀畫像一軸源信僧都眞筆、多田滿仲公へ御附屬ノ由、長澤家傳來也
○花常院眞影達如上人より賜る　○念僧法師自畫眞影、一軸　○木佛尊像、一軀源信僧都御作
○木佛圓仁大師御作　○祖師聖人御作木像信濃國松本善福寺より寄附のよしを傳ふ　○觀世音像古來清義安置像也長澤家傳來也
○國ノ一字ノ一軸、國守佐竹義重公御筆。當寺六世常賢代拜領と裡書に在り、其年月なし。
○誕生釋迦如來木佛、傳敎大師御自作。此木像古來河內池邑ノ善兵衞といふ人の家に安置せしを、ゆゑありて當寺に寄附せり。世人是を尊みて、四月八日にはうち群れてまゐるさいへり。

○武器重寶

○短刀、壽命作刀　○肥後守國康作、刀。

○慶長已前古物

○證如上人眞影。顯如御門跡讃云、弘誓强緣多生難値眞實淨信億劫叵獲遇獲行信遠慶宿緣。此裡に「釋顯如」書印あり。
○證如上人眞影。天正二載甲戌八月廿五日書之、奧刕斯波郡平澤長明寺當什物也、願主德淨」。

○教如上人御書一通あり。其文に、

○琢如上人御書、一通。

統ける気象の席中にあらハし信心忠
也法を禮れくハ毎年の参会を迎て
不論何き事あり共信ん心を護淨なる
外ハ姿ハ難ケ難を見すへしと申すへし縁にて
経絶にて競毅すると信心と申事哉
此外又何れ者あるまじく候諸者
法よりも心を如くへ事にも預ハ一切経
等経ハ西行者無論事なりと申すへき
ものなく宗教大師ハ自餘衆生を説
君是善悪此念仏者金龍比擬也
と致し給ふ自餘ハ其身と鬼を倍すまじく

らぬへきまてあらすとおもひ候て長根
切伐を見失ひ候而ニ居了後地の事承り候
ぬかく信して書を経え拙著乃梅
若径としも入表ともの外事

完貧

八月五日　頓首書　印

出羽國山本郡
仙北三ヶ照明寺

名日講中

○顯如上人眞影。敎如御門跡讃云、

必至无上淨信曉　三有生死之雲晴　清淨无㝵光耀朗　一如法界眞身顯。

此裡書に「本願寺釋敎如書印」。

○顯如上人眞影。　慶長十一年丙午六月四日

出羽國仙北山本郡六鄉　願主釋常賢　寺町長明寺常什物也」。

○了意法名、一幅（永祿三年七月廿日顯如上人眞筆）　○德淨法號、一幅（天正十七年七月二日顯如上人眞筆）。

○彌陀藥師觀音種子碑、（永和二丙辰三月上旬六日」と刻たり。其むかし、眞言宗派安樂寺の舊跡たりし事ぞ知られたる。

○寺領　本田十五石。

○方　地　盻

○東西六十五間六反二畝廿九歩○南北廿九間六反二畝二十九歩。

○地福山廣照寺　東派

○地福山廣照寺、本山東本願寺、中山は奧州南部本誓寺也。當寺開基は○釋専堅、越前國長澤出產藤井氏某の嫡男也。二男藤井某といふ者、檀越と成りて同國に住す。天文弘治の間なるべし、時に其世に戰(みだ)

國ありて越前の居住なりがたくて、藤井の二男某と共に奥州南部斯波ノ郡古田といふ地に引移り、此所に一宇を建立す、考ルに永祿の年にあたれり。遷化の年號不知、八月廿五日化。
○二世賢擔○三世賢明○四世賢祐。斯波の兵亂の爲に、當國仙北郡鱒谷村に立越え居住せり、考に天正慶長の間なるべし。其後に國司闔信公六郷に御居城ありしころ、御召にしたがひて此處に至るに居所の地面なく、しかるに幸なるかな地福坊といふ山伏あり、地福坊此四世の賢祐に皈依して賢祐の弟子と成りて、かくて此地福坊が畍内に坊舍一宇を建立して、地福山とまをしたりき。また此廣照寺退轉せしとき古記等もみな失たり。藤井某の子孫藤井定四郎といふもの賢祐と共に當所に引移り、仙北金澤東根柳田村に居住せり。
○五世義榮○六世賢順○七世賢了○八世賢榮、元祿七年七月三日壽八十二歲にて化。○九世賢達、諱休山といへり。また此代に寺内貞專寺御免ありて建立せり。此休山代に京都御本山より穿鑿有之、其ノ節さし上候證文の事。

○出羽國仙北郡六郷廣照寺境內鐵炮所持不仕候彌自今以後無斷鐵炮所持仕間敷候
右之趣相背候はゞ如何樣之曲事も可被仰付候依而證文如件

元祿七戌十月　　　出羽國仙北郡六郷
　　　　　　　　　廣照寺　休山

下間治部卿殿
粟津大進殿
同　勝衞殿
七里道守殿
石井隼人殿
海老名主税殿

○十世賢龍、字龍白、雄勝郡湯澤郷行圓寺の舍弟也。元祿十五年五月十三日行年三十六歳化。
○十一世慧祐、初名龍玄○十二世正圓○十三世臨中、享保四年十二月二十七日化○十四世義雲、平鹿郡大谷村光德寺舍弟後見として相續す、遷化年月不知也。○十五世幸雲、臨中嫡子也。此代天明五年乙巳六月古洪鐘再鑄。○十六世當時現住稱雲、諱界應也。

○畛　地

○二十間一反七畝十歩○二十六間一反七畝十歩。
本山御免の外に寺寶なきよし。

○花卷山珀淨寺　東派

○花卷山珀淨寺、開祖は陸奥國稗貫ノ郡膝立ノ城主藤枝尾張永堅とてよしある武士たりしが、發心染衣の

身となりぬ、そは明應四年乙卯といへり。○南部稗貫郡花卷ノ安淨寺、同斯波ノ郡太田ノ碧淨寺、此出羽の仙北郡六鄕の珀淨寺、此三箇寺は國こそことなれ、開山はみなおなじかりき。○開基永堅○二世永了○三世淨玄○四世玄西天正年中稗貫郡上根子村へ寺地願上引移り居住のよしを傳ふ是花卷の安淨寺の系譜ながら、開山おなじ祖なれば此に擧つ。珀淨寺の開祖累代委曲ならざれば○中興ノ祖を善了とせり、正保元年甲申四月十六日遷化。○二世圓誓、万治二年乙亥十二月十六日化○三世玄榮、元祿十五年壬午九月廿三日化○四世□□(マヽ)、享保三年戊戌七月十三日化○五世玄智、享保五年庚子七月三日化○六世哲善○七世了知○八世智證○九世法吟、寬政十年戊午正月十八日化○十世當時現住智明。

○畍　內

○十三間一反二畝四步、廿八間一反二畝四步。

○吉水山善證寺　東派

○吉水山善證寺、東本願寺直ノ末院也、西派にも吉水山善證寺あり。此寺の住僧遷化の後南部より養子のさたあり、また次男の祐心を住職とせまく檀越の衆人ども大に爭論ありて、檀家二ッに別れて、此寺號山號をもて東派の寺一宇建立せむと本山に訴て、承應二年癸巳閏六月廿九日山號寺號御免ありければ、東西ともに寺號山號同じ寺にぞありける。

○開祖釋祐心、遷化年號不知十一月廿九日化。記錄燒亡して四世までは詳ならざる也。○五世祐圓、正德二年四月廿三日化○六世祐玄、享保二十年七月廿四日化○七世祐智、寶暦十二年十一月十六日化○八世祐說、文化九年八月七日化○九世祐願、文化九年九月廿四日化○十世現住祐敎也。

當院畍內御除地にあらざる也。

○福田山大桂寺　臨濟宗景川派

○福田山大桂寺、本山ハ洛西ノ花園ノ妙心禪寺也、古は法雲山大桂寺といひし也。其法雲山大桂寺は越後ノ國上杉景勝朝臣ノ領地小手郡大久保村に在りし寺也。慶安のむかし武藏ノ國芝の高輪東福寺の僧新州和尙、出羽ノ國仙北ノ山本ノ郡六鄕に來り西鳥羽氏宗運（俗名西鳥羽庄左衞門也）の家に止り、しかして後は諏訪明神の傍地なる行人古宅（やしき）跡に草庵を營（むす）び、結跏趺座にとし月をわたりて後に一佛刹を開き、また此六鄕を出て秋田ノ郡にいたりて、矢橋村に大龍寺を建立せり。そは、今いふ大智山全良寺是也。大桂寺の古記錄ニ云々、宗運が父正譽道順者山城國西鳥羽產也、往昔爲レ商沽于此地來、而大得ニ財寶一居住焉欲レ定ニ師養寺一、此地無ニ臨濟宗一故終皈ニ淨土門一、而作ニ本覺寺檀徒一矣。當院五世獅林和尙ノ記錄に、師住不レ幾使ニ柏院視一レ築焉、自往ニ秋田城府一建ニ大龍寺一（前にもいふ、今の全良寺なり）居住矣、柏院住不レ日檀信皈崇、於レ此命ニ洛陽佛工一而新彫ニ刻三世常住如來本師釋迦文佛尊容一、而香合、香爐、花瓶、臺燭、凡所レ宜レ在之物一時新成矣云々と見えたり。

○二世柏院和尙　承應三年八月入院、延寶二甲寅年云々獅林古記有府君鈞命賜故羽林將鑑照院殿義隆公之飮馬地爲ニ道場一東西九十五間南北六十間餘並以所建之館舍盡捨令作ニ紺宇今佛殿一是也元祿九丙子年北仙和尙世改造營也始號ニ福田山大桂禪寺一是故以ニ鑑照院殿一爲ニ開基一檀永令レ供ニ香華一矣云々と見ゆ。御憇館舍の古跡寺の畛內にして、寒泉三ケ處にあり。

○御前清水は古木の大桂の根より涌づれば、大桂寒泉の名におへり。

○御臺所清水は御憇館のみかしぎ料に汲み、御茶の水にもめし給ひしよし也。

○御鷹匠好井は氷室山の塒などの料ならむか、ひむろ山下行水の涼しさに鷹に養ふ餌をひたしてぞおく。かゝる清水は、平鹿ノ郡横手なる瓠清水のところにも、しか考ば記しつ。氷室の塒は、鷹匠の家にはかならずすべきならひある事也。清水の本に大桂の生ひ立れば、うべも大桂寺の名におひ、またそをもて、おのづから桂清水の名にも流れたり。

○觀音堂。舊記に、寬文五乙巳年西鳥羽氏乞ニ本覺寺一得ニ惠心僧都所彫刻之聖觀音尊容一或云定朝作此說是也而安置焉道俗競怡戮レ力營ニ方二間草堂一感應無量殆若レ得ニ大旱雲雨一矣云々と見ゆ。觀音御長一尺二寸五分　本覺寺古記並秋田六郡古本順禮記に、○正觀音河內國藤井寺の觀世音を摹す、大佛師定朝作也云々」と見ゆ。伽藍開基記十卷ニ云ク、佛工、後一條帝治安二年佛工定朝得ニ法橋上人位一佛工綱位自レ朝始朝造ニ法成寺佛像一好故登ニ綱位一。」といへり。さりければ本覺寺の靈佛の、滿德長者保昌房寄附ありし、長久のころ敎圓阿闍梨

開眼のぼさちも、今は此大桂寺におはしませるか、いなや。

○三世北仙和尚　寶永元年甲申十一月八日化。○愛染明王像一軀運慶作、西鳥羽仁右衛門法名豊長寄附。其外大涅槃像、九條ノ迦梨、七條ノ法衣など常什物等、此代に十五品全く備はれり。

○四世靈川和尚　享保十年乙巳十月四日化。○達磨畫探信筆、西鳥羽氏貞讃尼寄附。○蓮葉畫探幽筆、同氏庄九郎寄附。○德山ノ像、戸張、佛莚(うちしき)、其外同家に寄らず此代に寄附の物多し。

○五世獅林和尚　寶曆五年乙亥三月廿七日化。○磬子一口、古磬破壞故置之享保十二年施主大友與治兵衞。○麻利支天像、辻恕流作之則寄附ス。○法華經嵯峨本一部西鳥羽九郎左衞門法名玄也寄附。○楞嚴咒花園本一卷。○幡一雙、施主湯川淸四郎。此代寄附多く、また書籍十箱西鳥羽九郎左衞門寄附。

○六世魯州和尚　此魯州和尚は竹村治左衞門了齋の次男也。了齋の實父は神官熊谷氏の家より出て幼名は忠治、後に治左衞門と名乘りて竹村の家を繼たり。魯州和尚の詩は、「日本詩選」三卷に五言律詩見えたり。

夏日偶成　僧魯州

多病苦二炎熱一　蕭然坐二草堂一　蟬聲當レ戸噪　松吹隔レ溪長

庭際年年蘚　案頭日日香　與レ誰言二此意一　瞑目到二斜陽一。

安永八年己亥九月廿日化、壽四十三歲。此日本詩選に魯州の實父了齋の句詩も見えたり。

○七世槐堂　享和三年癸亥十月廿日化。右五代入院年月不詳、什物紛。
○八世當時現住禪明和尙。
此寺景川派といふ、妙心寺四派の內景川宗隆禪師の末流也。
○鎭守稻荷神社　○末社松尾明神。
○畛內東西五十八間九反三畝十六步、南北四十七間九反三畝十六步。

○洪　鐘　銘

旹寶永元甲申曆　施主　呂譽豐長居士　西鳥羽豐壽
匠人　久保田住　天明屋重兵衛
花園末枝福田山大桂禪寺
現住北僊祖海記焉」。

○長應山本善寺　日蓮宗

○長應山本善寺は皇都廣布山本滿寺の末院也。其むかし中川淸左衞門行滿といふ人菩提心を發して、此地に草庵を造て法華三昧にして、七日に十部を讀誦てすなはち此處に一字を建立し、ほくゑきやうに依て建つる寺なれとて誦經山本善寺と號しが、年經て後に山の號を改て、長應山とは稱也。中川行滿は

天正十四年丙戌三月某日に卒す、法號當照院宗月居士といふ。
○開祖智善院權僧正日宣聖人也○二世本了院日清上人○三世法性院日如上人○四世大教院日順上人
○五世玄了院日現上人　○六世一妙院日進上人　○七世是心院日善上人　○八世寂定院日鮮上人
○九世受敎院日順上人　○十世圓妙院日陽上人　○十一世廣善院日理上人○十二世眞槃院日昌上人
○十三世圓滿院日長上人○十四世本住院日立上人○十五世諦誠院日遍上人○十六世曉山院日新上人
○十七世高了院日登上人○十八世義性院日蓮上人○十九世玄了院日進上人
○二十世當時現住貞音院日扇上人、生國武藏國大江戶本所笹川氏ノ三男也。

○畛　地

○東西廿二間二反四畝六步○南北三十三間二反四畝六步。

○池中山臺蓮寺　淨土宗

○池中山臺蓮寺は、大江戶の三緣山增上寺直末寺也。當寺開基は圓譽上人、應永六年八月十七日遷化
○二世春譽上人、遷化年月不知、忌日三日　○三世蓮譽上人、遷化年月不知、忌日四日
○四世樂譽上人、遷化年月不知、忌日六日　○五世靜譽上人、遷化年月不知、忌日五日
○六世聖譽上人、遷化年月不知、忌日二日　○七世胎譽上人、天文五年八月九日化

○八世光譽上人、慶長四年正月十日化　○九世照譽上人、慶長十年三月五日化
○十世虚譽上人、元和三年四月九日化　○十一世心譽上人、寛永九年七月十三日化
○十二世正譽上人、寛永十七年六月十七日化也○十三世暦譽上人、正保二年三月廿二日化也
○十四世九譽上人、延寶元年十一月八日化　○十五世大譽上人、貞享四年四月廿五日化也
○十六世叶譽上人、享保十三年十月五日化　○十七世忍譽上人、享保十五年十月四日化
○十八世迎譽上人、寶暦三年十二月五日化　○十九世廉譽上人、寶暦十三年六月廿九日化
○二十世乘譽上人、元文五年七月廿五日化　○廿一世方譽上人、寛延四年五月二十二日化
○廿二世蓮譽上人、寶暦五年三月廿二日化　○廿三世將譽上人、寶暦十三年四月十九日化
○廿四世轉譽上人、享和元年七月廿二日化　○廿五世錠譽上人、文化二年三月廿七日化
○廿六世暢譽上人、文政三年十月五日化　○廿七世當時現住覺隨師也。

○什物

○名號二軸、祐天大僧正眞筆。○名號一軸、路白大僧正眞筆。○山號寺號一軸、智堂大僧正御筆。○小蔓荼羅一軸、漢畫也。○當麻曼陀羅摹本、大幅。此曼荼羅の裡書ニ、池中山臺蓮寺住物享保十二丁未歳佛生月日遍譽吟阿彌佛謹題之」「當日供養導師武江下谷英信寺九世善譽上人」中臺三尊表具施主所志加右「稲葉玄番正恒戊之歳二十二「毛利但馬廣豐丑ノ歳十九「龜井因幡守奉奥局「板倉甲斐守局富山奉之「江戸府内日課弟

子中「遠藤但馬守局「牧野内膳正康周「酒井越前守忠篤　○彩色發願者佛繪師三村三左衞門藤原宴英、爲（父成譽順道 母心譽光順）菩提志所也　○金泥助刀願主「淸譽了詮「超譽定勝「正譽眞蓮　○筆者飯田方舊（三十九 書之）寶暦二（壬申）年四月廿二日　○播主方譽弟子（文耕 團了）　羽州仙北郡六鄕池中山臺蓮寺廿二世蓮譽上人代。○涅槃畫像一軸、幅九尺」「寛保三癸亥六月十一日」　當寺廿一世萬譽方阿寄附（淸譽淨歡大德 妙譽榮壽比丘尼）　○元祿十一（己卯）歳月日「京野伊兵衞爲兩親寄附之」。

○

○洪鐘、初鑄導師當寺十四世視蓮社九譽見我上人也○再鑄寛文二（壬寅）年十月日也、再興寄附飯詰村久米又左衞門、同長左衞門、同又兵衞、導師當寺十六世心蓮社叶譽貞傳上人。元祿五年壬申十月吉日　冶工江州辻村藤原宗治、田中六右衞門」と見ゆ。

○鐘銘

○金石剛○和鏗鏘○其聞益○不可量。是は最初の銘文を再ひ彫（えり）刻たりと見えたるなり。此洪鐘を以て今六鄕の時を撞ぬ、美妙音也。されど、すてがねなンどいふ事はあらで、ねよとのかねまでうちぬ。秋田ノ郡阿仁ノ莊銀山の善導寺の鐘も、此鐘にいやましたる妙音也。善導寺ノ鐘聲、坂のそばきり、九郎豆腐とて、此三品を阿仁の名物とて、こと國人、めでくつかへりけるとなむ。此善導寺の鐘もまた、おなじ久米氏の寄附なるよしをいへり。

○地　　方

○東西五十二間九反七畝二歩、南北五十六間九反七畝二歩。

○龍雲山永泉寺　曹洞寺

○龍雲山永泉寺の鼻祖は道叟道受禪師、俗姓は久米氏、出羽國山本郡飯詰ノ郷野守ノ城主、久米ノ又左衞門尉行長の嫡男也。此童子十六歳の事になむ、霖雨して庭の面に水流れ水泡たち消えたゞよへるを見て、たちまちに世の中のありさまを觀悟て家出のこゝろざし頻也。こは一切有爲法、如夢幻泡影、如露亦如電、應作如是觀の意にかなひて、あはれいとふかし。此男子父母にむかひて、いへでせまく、いとまを辭ぬ。たゞひたふるに思ひとりて申せば、父母聞おどろきて是をいなひてゆるさゞりければ、飲食も進まず面の色くゑしてつねならねば、病おこりて死なばいかゞせむと、家父なん、かれに出家ゆるしければ、よろこぼひて河越氏なる人ひとりをめしぐして、此人にいざなはれて門を立出るに、母は聲をあげてよゝと泣ふしける、わかれおもひやるべし。しかして後に、今いふ六郷の高野といふ地の寶珠院といへる眞言宗旨の寺に入りて、住僧をたのみて薙髮染衣て月日を經て、叡山に登りて戒を受てもはら台敎を學び、かくて後能登ノ國に至り總持寺の瑩山照瑾禪師を師とたのみぬ。瑩山禪師は道元禪師の嫡流にして、智道世にすぐれて天下に名あるを以て、宗門を改めてなほ師にしたがひ、三度の勤行四時の座禪、子

にふし寅に起出て露の間も怠らずして、つひに此門に名を得たる僧侶廿五人ありき、此道叟も其廿五哲の一人也。既に學成りぐうづきてければ禪師道叟に命てのたまはく、我に藕絲の法衣あり、是は長谷の沼より龍神に受りしものなり、今是を汝に附屬べし。よろしく我が法を以て遠境までも弘通しさて、懇に示して賜りぬ。道叟此命をかゝふりて、則師を辭て後に大和の國にいたり、泊瀨山に登りて觀世音に詣て、吾が居住地を示給へとて通夜し祈りければ觀音大士夢に託てのたまはく、汝此山をくだらむとき路の傍にかならず劒をえなむ、此劒を水に投入て見よ、應あるべしと見て覺めぬ。夜明て山を下るに、果して寶劒石の上に在り。道叟是うち見つゝ、もゝたびちたび拜ゐやびて黑染の袖に藏て、まづ我が國に皈り父母の墓碑をも拜み奉らむと、故郷に至りおもむく道の所々の川にかの劒を抛て試ルに、その驗さらになし。かくて六郷に來りて寶珠院に入れば、さらに住む主僧なくて寺も退轉なんとせり。さりければ密家の宗派を改て曹洞と成して、龍雲山寶珠院永泉寺といふ。また、師の瑩山より給りし法傳衣を父母の亡靈に獻りて兩牌の前に經をよみ、また此寺を出て陸奧國におもむき、膽澤ノ郡衣川の源、障子が瀧のあたり酢香川（亦須河川に作れり）にいたりてかの劒を投るに、たゞちに水を分ケて泝洄事龍の昇るがごとし。かくて其劒は舞鶴の峯の麓、今いふ白雲關の前にて止れり。さりければ此觀音の應を以て、佛刹一宇を建立して永德寺と號く、道叟此寺の開祖たり。件つるぎ今に在り、相傳へて瀨昇ノ劒（刀一尺五寸）といふ。其後出羽の永泉寺退轉に及びて住僧なければ、永德寺の十世廣山東菊和尙を中興の開基とせり。道叟禪師は、

みちのく膽澤郡永德寺に於て示寂(かくれ)給ふといり。

○開祖禪師は永德寺十世廣山東菊和尙、享祿元年戊子ノ九月五日遷化。

○二世直翁授性和尙、元和元年乙卯四月十四日化　○三世通室受達和尙、正保元年甲申四月七日化

○四世德超祖三和尙、延寶八年庚申十月廿三日化　○五世超外哲全和尙、貞享元年甲子三月廿五日化

○六世却覺拙單和尙、元祿六年癸酉八月廿一日化　○七世風山義薰和尙、元祿十二年己卯十月四日化

○八世蘭洲瑞堂和尙、享保八年癸卯三月卅日化　○九世通寬義達和尙、享保六年辛丑五月廿日化

○十世海翁南針和尙、享保十一年丙午五月十八日化○十一世了之純解和尙、明和八年辛卯十二月十日化

○十二世松君獅嶽和尙、寶暦八年戊寅九月十二日化○十三世方圓良廣和尙、天明三年癸卯正月十日化

○十四世菊翁金英和尙、寬政六年閑居、八月廿四日化　○十五世異倫秀苗和尙、當寺ヨリ正洞院ニ移轉

○十六世東林寬了和尙、鱗勝院移轉　○十七世巨海惠龍和尙、天明五年乙巳十二月九日化

○十八世鐵山獨秀和尙、文政四年辛巳四月十七日化○十九世獨照玉轉和尙、文化十四年丁丑八月二日化

○二十世當時現住獨仙智峯也。

○そも／＼當寺の大檀那は六郷兵庫頭殿の菩提寺たり、そのゆゑをもて、盆の編木(きゝら)獅子等は先ツ此寺に舞そめて善應寺に入ル也。善應寺は一向宗門にて、さる事なンどはゆめせざる禁式ながら、此寺六郷家の奥方の神主(るはい)安置(すうれ)ば、しかぞせりける。また此寺は輪番寺にして、平鹿ノ郡大森の大慈寺、雄勝郡山田の最

禪寺、秋田ノ郡松原の補陀寺、仙北ノ郡大曲の大川寺、同郡當寺、かはる〴〵能登ノ國總持寺に勤仕する、由意ある事也。

○什物涅槃像ノ來由。「奉涅槃像書寫事」

「大檀那藤原朝臣二階堂彈正忠道行幡下之以奉加諸願成就皆令滿足所也」

「出羽國山本郡六郷本領金子備中守宗儀

同　權大僧都　寶泉坊

龍雲山永泉禪寺住寺比丘旭山代寄附

于時天照五丁丑季六月二日敬白

筆者山城國下京四條畫所　木村與五郎

光運書之（花押）」

「卷軸割レテ其軸中ヨリ此書付出タリ」といへり。按るに、古來はみな卷物は割軸にて制る、近世は麿軸に造れり。

○久米氏本苗氏二階堂當時の大檀那たりしが、故ありて今は臺蓮寺淨土宗旨となれり。久米家譜に、奥州膽澤郡に一字を建立して永德寺と號く、牌を立、其裡に久米又左衞門と彫り付て今に在り、具には永德寺の縁起に在り。其以後二男行固、武者修行心掛囘國し武藝秀て、於仙北郡六郷伊賀守殿ニ奉公、後久米阿波守行固と名乘、伊賀守殿の御内に青木、熊谷、久米、古郡迚此四人一騎當千ノ武者也。此阿波守に二子あり、

嫡子清太郎行宣、二男清次郎行里といへり。」云々と見ゆ。○藕絲の袈裟此寺に在り、龍の御袈裟といふ、なほ什物寺寶いと多し。

○畛内方地

○東西廿六間四反五畝二歩○南北五十二間四反五畝二分也。

○本宮山圓福寺　曹洞

○本宮山圓福寺ノ本山は六郷ノ龍雲山永泉寺也。

○開基は永泉寺三世通室受達和尙、正保元年四月七日遷化○二世雪峯淨立和尙、寶曆十二年七月三日化

○三世大舷運秀和尙、寶曆十年四月六日化　○四世觀山宜圓和尙、寶曆十年正月廿八日化

○五世養眞補孝和尙、寬延三年六月廿五日化　○六世德圓通明和尙、明和九年三月十八日化

○七世巽倫秀苗和尙、享和三年十二月廿三日化　○八世鐵山獨秀和尙、永泉寺ニ移轉

○九世一峯祖隣和尙、文化七年十月十五日化　○十世寬海泰禪和尙、駒場村ニ移轉

○十一世金鱗觀龍和尙、文化元年正月六日化　○十二世越元觀道和尙、文政十年六月朔日化

○十三世蛭(マヽ)川村の見秀寺に移轉　○十四世當時現住透翁秀關和尙也。

○畛内地方

○東西四十四間三反八畝四步○南北廿六間三反八畝四步。

○醫王山極樂寺　行人派

○醫王山極樂寺は六郷赤城村今いふ新町也にあり、こは湯殿山一世別行の寺也。正親町院の御宇永祿九年ノ丙寅年有海行人といへるありき、あるとし湯殿山にのぼり通夜しけり。しばし眠きさしける夢に、御形端正と光りて御手に瑠璃の壺を持てり、見奉れば女にてわたらせ給ふなり。有海恐みかしこみ敬ひ奉れば、我は山北ノ赤城邑に住むもの也と見て覺たり。かくて此處に七夜籠りていよ〻經をよみ禮拜するに、七夜に七度の靈夢をか〻ふりて身の毛いやたちかしこみ尊く、此御山を下りて、山北の赤城の鄕に至りてその瑠璃光の御影をもとめ奉れば、夢につゆもたがはで尊像あり。これを一宇の內に安置し奉りて醫王山極樂寺といふ、靈驗あらたなる尊形也。その後六郷兵庫頭殿より、祈禱料として赤城村に二十石を賜る、また慶長年中笹葺の小祠をあらためて造り、城中の祈願所となし給ふ。○有海上人の後も再建たび〳〵に及ぬ。また○雲海上人再與あり○了海上人の記是なり、寛永十年四月八日本海書くと見えたり。

出羽國仙北六郷赤城村醫王山極樂寺僧本海と見ゆ。

○本尊藥師如來、古佛也、佛工不知。○並、不動明王。○什物湯殿山緣起祝詞一卷、○古記一卷。

○當山本寺、同國莊內湯殿山表口ノ別當太日坊也。

〇醫王山極樂寺十四世當時現住量海行人。

〇畛内地面

東西廿五間二反廿五歩、南北廿五間二反廿五歩也。

〇東光山本覺寺　淨土宗

〇東光山本覺寺は下野國大澤ノ圓通寺の末山にして、淨土宗門の寺也。此寺古、眞日午箇嶽と一體同範の佛刹にて天台宗派たりしが、弘治の頃ならむ、中興常蓮社等譽上人の世より淨土宗門とはなりぬ。そも〳〵開基は、貞觀のはしめ圓仁大師奉レ勅秋田ノ郡男鹿の花ナ折リ山マ（今いふ本山赤神山也）に下向の時、此國に、四とせの春秋錫を止め給ひたりし事ありきとなもいへる、そのころの草創の大檀越は阪上朝臣田村將軍也。また眞晝ノ嶽は羽陰六郡の内の七高山の其一ッにして、是もと女人潔戒の靈場にて、いにしへは諸人群參して繁榮の地たりしよしを傳ふ。匡之（小西氏なり慶吉といふ）考に、眞晝山の正面は副川の嵩（神宮寺嶽ノ古名則副河の山なり）ならむか、此嶽に攀て一望をもて眞晝山の名に負へるものならむかといへり。此本覺寺の山號を東光山といへるも眞晝が嶽よりいへるなるべし。また敎圓阿闍梨の巡禮歌に、日出るや光もふかきとよめるも、東光山によれる意ならむ。」といへり。此本覺寺いにしへは、眞早箇嶽の麓なる元本堂村に在りつるよしをいへり。（匡之考に、本堂村は本覺寺の本堂ありつる故をもて名附たりし村名ならむまた本堂家の苗字は此村より負る郷名たらむといへり」うべならんかし。）時うつり事さり亂世うち續きて、それと

定れる國守郡司もなかりしかば、しばらく此寺退轉して、はつかなる草庵となりてたゞ其號のみ殘りけるに、天文弘治の頃ならむ、等譽上人藤光坊といふ、姓は藤原、四國の産也来りて此庵に住れり。其頃本堂の城主伊賀守吉高公、藤森河の邊に高僧すめりと靈夢の御託ありしかば、城主吉高朝臣此藤光坊に皈依いと〳〵厚篤、これによて古院本覺寺を再興して本堂家の靈牌を安置し菩提寺となし、もろ〳〵の寶器を寄附、また、そこばくの田畠をも寄せ給ひしよしを傳ふ。寺の古記に、本覺寺の什物「本堂大膳、法名覺心ノ鎧甲、馬具、太刀四帶、長刀一振寄附」とあり、されど其武器どもみながら失せて、兼信がうちたる薙刀のみぞ殘りたる。○秋田郡舊本順禮記に、第十四番山本郡本覺寺の條ニ云ク、「人皇五十一代平城天皇の御宇大同三戊子年、此山に觀音堂御建立ありて號ニ大自在觀音大權現ト其觀世音の脇士は春日大明神、多門天王也。此毘沙門天は本堂家の鎮守也、春日明神は本堂村に殘りて、其ノ宮地今マ春日野といふ是なり。」多門天は本覺寺ノ觀音堂の南に座り、祭日毎年五月三日、祭司當所熊野宮の神主也。此御神靈は七十三代堀川院御世長治二年乙酉六月某日、山城ノ國鞍馬山の毘沙門天王を勸請ありし也。元本堂村の裾野の内に春日野、鶯野といふ廣野あり。私に云ク、春日野とは今有る若林野の續きの野にして、道より上なる野をいふ也、鶯野とは道よりは下タ出崎の近邊をいふ、といへり。

○秋田順禮札所第十四番、山本郡今いふ仙北郡なり六郷の郷東光山本覺寺の正觀音へ、河内國藤井寺の觀世音を摹、觀音御長二尺五寸、大佛師定朝作也。」と見ゆ。伽藍開基記十卷ニ云、「後一條帝治安二年佛工定朝得ニ法

橋上人位、佛工綱位自朝始、朝造法成寺之佛像好故登綱位（至元祿二己巳年六百六十七年矣。）」敎圓阿闍梨順禮歌に、「日いづるや光も深き藤の杜り大悲の誓ひ本覺の寺。」普門品偈問ノ中、慧日破諸闇、普明照世間」の意なるべし。敎圓阿闍梨はいと久しき世の僧にて其名聞えあり、古今著聞集一ノ卷神祇のくだりに、長暦二年天台ノ座主闕（けつ）いできたりけるに云々、山の敎圓僧都、明尊僧正と同宗の聞え有ければ、山僧敎圓をからめて逃さりにけり。とかく怠狀してゆりにけるとかや。さて敎圓僧都座主に成にけり、賴壽、良圓兩僧都蜂起の張ぼん也とて勅勘を蒙りけり。」云々と見え、また今昔物語にも敎圓あざりの事見ゆ。此書編集作者宇治ノ大納言隆國卿も、七十代後冷泉院に仕へまつりて寵遇淺からざりし卿也、其御世は康平、治暦、延久になもありける。また長暦は六十九代朱雀の帝の御世にして、編年たがはずして、文政此としまで凡八百年も經たらむかし。

○人皇百三代後花園院御宇康正二丙子年大地震に仍て下山ス、古跡山上に在り、元ト本堂村の前山に觀音堂ありしを、それより蛇森へ移したる。」と見えたり。また座主の林といふ地もあり、これ敎圓座主の由來もあるか。なにゝまれ、本覺寺の天台のむかしぞしのばれたる。

○百四代後土御門院御宇延德二庚戌年十月、かの觀音堂を蛇森に移して御堂東向に建立し給ふ、そを森林の觀音ともまをし奉る也。本堂出羽守殿も此蛇森の邊りに居城のありしと見ゆ。天文四乙未年領地增長して、いよ〳〵本堂家飯依厚かりしといへり。

○惠心僧都彫刻の正觀音ノ像、万治の頃當寺の檀越なる西鳥羽正右衛門が願ひによりて、此尊形を當所の臨濟宗大桂寺へ受與之（マヽ）。」云々と寺の記錄に見えたり。

○淨土宗名越派東光山本覺寺中興開祖常蓮社等譽上人、天正十二年甲申六月廿二日遷化、壽八十二歲。

○二世法譽上人○三世良玉上人。慶長六辛丑年御遷封に依りて本堂の城主關東へ遷り給ふ、かくて後關信公、六郷の驛の古城に御隱居ノ御館を造らひ給ふとき、近村に在る寺院みながらめし寄せ給ふによりて、慶長八癸卯年檀越の人々もあまた引具して此六郷のうまやに移り、草庵をむすびて、こゝに良玉上人數年を經て寂ぬ（みまかり）。今六郷に本道町といふあり、むかしは本堂町に作りて、本覺寺の檀家の人とらあまた住みしよしを以て町の名に負へりといへり。○四世良嚴上人、諱玉堂。此良嚴玉堂上人は、御遷封の時佐竹左衛門尉義種公に關東より隨身の人なりといへり。（天註――六郷の樫尾休冠若かりしとき、京にのぼりて若宮八幡宮ノ神主となり、その子を義種といふ。此寺に從五位下佐伯朝臣義種といふ神主もあり、佐竹義種公と御實名同名也。見る人、是わきまへ給へ。）さるよしをもて御渡り野、あるは久保田御往來の時も當寺に宿所を定め給ひしよし。ある時當寺の佛前に義種公詣給ひて本尊の小キをうれへ給ひて、此寺へ來迎の阿彌陀如來安阿彌が作御長三尺並ニ三具足等御寄附ありし也。そもく此本尊は常陸國府中の稱光寺の本尊なりしが、是を住僧に拜請（こひうけ）て、臨終の本尊となし給ひて恒に御枕上に安置し給ひし御佛ながら、上人に皈依厚かりけるゆゑをもて、此本尊を寄進ありつるよしをいふ。此良嚴上人は義種公の一門なりともいへり。上人終焉のときは、くすし道意、そが弟子正意といへるも兩人の醫師を付おかれ、また存生のときは衣服、臥具に

至るまでそれ〳〵に御合力たまひたりしよし。また玉堂上人關東往來のとき常陸國府中の稱光寺に止宿せしに、堂舍は近年建替りて新らしく見ゆれど、佛檀は古の如く古材のまゝにてあり、此須彌臺の内に、「佐竹左衞門尉寄進」と書附ありつるよしを語り聞えたりとなむ。○五世良然上人、諱嚴靈、奥州南部人也、本國に皈りて化○六世良臺上人、諱門隨○七世深譽上人、諱存朝○八世良覺上人○九世良現上人○十世良賢上人、諱團靈○十一世良單上人、諱龍玄。此師は玉堂上人嗣法弟子也、當寺囘祿已後の住職にして力を盡して堂舍を建立し、廿八歲隱居し壽六十三歲化。○十二世良向上人、諱龍閑○十三世良靜上人、諱玄也○十四世良稱上人、諱鎭冏○十五世良誓薰冏上人○十六世良體團冏上人○十七世良敎薰孩上人○十八世良重薰貞上人○十九世良音貞元上人○廿世良心薰雄上人○廿一世良奏眞徹上人○廿二世良玫雲蓋上人○廿三世良毅津梁上人○廿四世良得惠徹上人○廿五世良尊敬巖上人○廿六世良行惠順上人○廿七世良淨實明上人○廿八世良善敎順上人。此上人は陸奥國ノ産、白河の龍水山常泉寺より當寺に移轉也。良善上人は漢畫風を好て常に畫り、畫名を白雲道人といふ。畫道の因ミによれるにや文化元年の夏、佐竹天樹院公大江戸御往來の時御用人赤須平馬といふ人を御使として、久松家の系譜を御内覽あそばさせられたきむね聞えければ、此白雲道人とりつたへもて奉れば、しかして後白雲道人に拜領（たまはり）し君ノ御眞翰の書畫あり、此奥になほ記るすべし。また白雲道人白河常泉寺の住職中、其頃は御大老白川少將定信公「好古十集」をもはら御輯錄の頃にして、白雲道人内命を蒙り諸國遍歷して、諸社諸寺の重寶

の古畫、古器等をこと〴〵に摹寫し、そが序なれはさて自ラも認め殘されたる古碑、古鏡、古瓦、あらゆる古物の摺物少ナからず。しか此卷物三軸は、今此本覺寺餘波記念の遺物也。また古筆の大般若經二卷あり、其文に○大般若波羅密多經卷第三百六十卷ノ末に、「散位安部定親女共二親爲……」、五百三十二卷末に、「无天殃而不消、无福樂而不成、般若之金言、眞空之妙曲、被稱諸佛之父母、賢聖之師範也、斯以至誠奉寫大般若經部六百卷、三世大覺十方賢聖咸共證明、我現當之勝願名定成就、貞觀十三歲次辛卯三月三日、檀主前上野國大目從六位下安倍朝臣小水麻呂」と見ゆ。また三卷の一に、兎路橋の碑銘、「○浼々横流云々大化二年」云々、碑裡ニ、「兎道橋碑毀廢埋沒不知其幾百載矣云々寬政癸丑九月碑成、囙係其事以永不朽：尾張中郝維禎撰、小林亮適書並督工」。○河内駒谷金剛琳寺神寶垣鏡、亘七寸七分圓鏡也、内に劔形あり。「經津神寶」、中のつるぎがたの左に「□□(マヽ)天香山之土造□□(マヽ)天平十二年三月朔日」云々と見えたり。○同國高貴寺弘法大師書塔婆之圖」、また○讃岐國松山下遍照院ノ古瓦、天治元年八月廿一日、弘法大師云々、慈氏山遍照院」云々と見ゆ。○那須大宮繪馬、康治二年癸亥十月二日、助六」と見ゆ。○妙法蓮華經第八、「日本國康治二年九月七日云々、僧覺智」云々。○河内國葛井寺瓦、「葛井寺後脩理瓦　弘安三年丁三月日」。

○二之卷ノ内に、

○下野那須大宮溫泉宮神寶琵琶、「高尾皿□□□(マヽ)寶我先君所遺受□□□(マヽ)祈武運名譽賚隆、元□□(マヽ)七月日」

○播州書寫山什寶、「建久六年八月朔日參籠千日禮拜萬遍　正治二年十月十七日再參法花讀誦　眞性親

王」。○大阪長柄角滿寺鐘銘「永和五年仲呂云々」。○京深草法性寺廢跡出鐵燈籠扉ノ銘、「弘長二年壬戌三月九日ヵ進云々」。○屋島寺鐘銘、「貞應二年□未十月廿二日」云々。○河内國古市郡古市寺古瓦、「嘉吉元年九月日」。○筑前州筑紫宮鐘銘、「奉施入筑紫大明神「永德甲子三月吉日」。○備中吉備津宮鐘、「永德十七年庚辰卯月九日」。○備后州深津江午頭天王鑒、「于時天文……八月云々」。

○三卷之内に、

○孝謙天皇勅書、「天平勝寶二年二月廿二日云々東大寺永用」。

○大坂落城卯之年ノ圖、讃州元高松某藏板。「くに〳〵のせい、あまた入みだれ城をとりまき火のかゝりたるさま、また多くはすはだの武者もまじりてたゝかふに、てんまなゝどのかたより童、女のにげまよふありさま、また水にうぼるゝ畫、こはその世のさまぞ思ひやられたる。かゝる事板にちりばめしはひめたる事から、いかゞしてちり殘つるものか、あやしうも珍らしかりき。」

○

○廿九世當時現住良廣順鳳上人にして、廿八世良善敎順上人の直弟子也。

○塔中二菴あり○淨正菴○春淨菴也。春淨菴は元祿の年の開基といへり。舊本六郡順禮記の始メに、○人皇百十四代東山院御宇元祿十一戊寅年横手平鹿郡光明寺の住僧白道和尙、六鄕ノ本覺寺の住僧薰問和尙、小西淨心法師、敦賀屋平鹿郡道專法師横手ならんといふ巡禮す。」云々と見えたり。此薰問和尙は本覺寺の十五世也。小西

慶吉匡之ノ云ク、此小西安譽淨心大德は匡之よりは七世の祖也、淨心一人の愛娘を早世、かなしひのあまり薙髮して法號を淨心といふ、女の法號を春智童女といふ。この春智童女の菩提の爲に一字を建立せり、今の春淨菴是也といへり。此本覺寺は古き寺にして、由緒、古記錄、その外寺寶等もいと多かりしが廢退して後は傳らざりしか、近世良善敎順和尙白雲道人の世のもの多し。

○此寺廿八世良善敎順和尙、雅名を白雲上人と稱ぶ。此上人の記る「白川册子」の中に、

春祝言　久方の天津みそらを出る日の影明らけき御代のはつ春。
山花を　櫻花盛なるらし春風の絕ぬにほひのふかきやまもと。
江上春曙　浪花江や浦吹風も長閑にて波路はるかに霞む明仄。
夜時鳥　一聲はうつゝに聞つ短夜のやまほとゝきすあけがたの空。
待　月　まちわひてむかふそなたの山の端の月に心をつくす秋のよ。
夜擣衣　うき秋の更行まゝにいつとなく碪の音のとほきやまさと。
仙家見菊　世の外にすむ仙人も千代かけて折やかさゝむしらきくの花。
江上冬月　諏方湖氷の上に氷ゐてすむ月かけの光さむけき。
山家夜霜　山里の苺の細道霜おきて月影しろくさゆるやまかせ。

秋待戀　まちわひてかこつなみたの袖の上にやとるもつらし更る夜の月。

寄帶戀　しらさりきむすひもあはぬ契とは妹かはなたの帶の色香を。

夜釋敎　小夜すがら六字(ほとけ)の御名を唱へつゝ西にかたふく月にまかせて。

海路遠　のり出ていく夜經ぬらむ波枕また末遠き八重のしほ風。

○六郷本覚寺所蔵之
河内国駒谷金剛琳寺
神宝之填鏡
亘り七寸七分
墨摺黒地
面ハ雲中
日の形ありて。
尚ハ一定を摹之。

(一)恒鏡ノ其裡ノ
共縮摹書
寫

○明兆吉山畫維摩居士

神清貞古春林秀行

潔情忘杖水澄秋水

春林眞更相何勞

子上丹青

天應庚申十月十八日

衆徒弟寫吾陋質

請賛云　　靈　山　叟　印

○圓光大師一枚起請文　　無能和尚染筆。

東大寺大佛殿瓦之写

○太政官府古瓦出所不詳

待後君子之鑒定ものなり

白鳳十一年壬午正月

太政官二引新田部親

瓦大臣[illegible]

○大和國布留社吾尾

石上社

山王堂

圓福寺

（六郷の部は尙「六郷高野屬邑十七箇村之内十五邑」一卷、「六郷高野神祉部」上下二卷、都合三卷を以て完結す………編者）

國本善治校字

秋田叢書第九卷終

昭和六年十月二十九日印刷
昭和六年十月三十一日發行

秋田叢書第九卷

不許復製（非賣品）

編纂兼發行人　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市

印刷者　甲田藤太郎
東京市麴町區紀尾井町三番地

印刷所　東京印刷株式會社麴町出張所
東京市麴町區紀尾井町三番地

秋田縣横手町
發行所　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八、二五二番